

# 決算審査特別委員会会議録

[平成24年 9月12日開催]

[平成24年 9月13日開催]

[平成24年 9月14日開催]

[平成24年 9月18日開催]

南あわじ市議会

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成24年 9月12日  
午前10時00分 開会  
午後 4時36分 閉会  
場 所 南あわじ市議会議場

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（18名）

委 員	長	柏 木	剛
副 委 員	長	熊 田	司
委 員	員	久 米 啓	右
委 員	員	谷 口 博	文
委 員	員	森 上 祐	治
委 員	員	原 口 育	大
委 員	員	出 田 裕	重
議 長	長	川 上	命
委 員	員	阿 部 計	一
委 員	員	印 部 久	信
委 員	員	小 島	一
委 員	員	砂 田 杲	洋
委 員	員	蓮 池 洋	美
委 員	員	北 村 利	夫
委 員	員	蛭 子 智	彦
委 員	員	登 里 伸	一
委 員	員	長 船 吉	博
委 員	員	廣 内 孝	次
議 長	長	楠	和 廣

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 高 川 欣 士

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
代	表	小	林	健	司
市	長	中	田	眞	一
総	務	瀨	本	幸	男
財	務	土	井		環
市	民	入	谷	修	司
健	康	藤	本	政	春
産	業	興	津	良	祐
農	業	松	下		修
都	市	山	崎	昌	広
下	水	道	上	光	明
教	育	岸	上	敏	之
市	長	橋	本	浩	嗣
総	務	林		光	一
選	挙	細	川	貴	弘
財	務	久	田	三	枝
市	民	小	坂	利	夫
健	康	早	川	益	弘
産	業	神	田	拓	治
農	業	垣	本	義	博
都	市	岩	倉	正	典
下	水	太	田	孝	次
教	育	馬	部	総	一
会	計	大	瀬		郎
次	長	原	口	幸	夫
次	長	喜	田	憲	和
市	長	佃		信	夫
市	長				
総	務				
部	総				
務	務				
課	課				
長	長				

総務部防災課長	松	下	良	卓
総務部情報課長	富	永	文	博
ケーブルネットワーク淡路所長	土	肥	一	二
緑総合窓口センター所長	片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長	岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長	柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長	榎	本	輝	夫
財務部財政課長	神	代	充	広
財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	福	原	敬	二
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	眞	由美
国民宿舎支配人	北	川	満	夫
農業振興部農林振興課長	松	本	安	民
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道加入促進課長	松	本	典	浩
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	大	谷	武	司
教育部生涯学習 文化振興課長	山	見	嘉	啓
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄

農業委員会事務局課長

小 谷 雅 信

## II. 会議に付した事件

### 付託案件

- |  |    |
|--|----|
| 1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について…………… | 15 |
| (1) 歳入について……………                        | 15 |

## III. 会議録

# 決算審査特別委員会

平成24年9月12日（水）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 4時36分）

○柏木 剛委員長 おはようございます。本日より4日間の予定で決算審査特別委員会を開催し、平成23年度決算審査を行います。長時間の審査となりますが、市民の貴重な財産、税金がどのように適正に使われたか、また、その効果がどうであったかなどを検証する審議であります。最後には認定の是非の決断を出すことが当委員会の意義であります。それにとどまらず、審議を通じて次につながる改善のアクション、また、その後の予算編成への反映という、今後に向けての前向きな成果を生み出すことが当委員会のさらに重要な意義であると考えます。市民は見ております。議員各位、並びに執行部各位には、誠実、かつ真剣な審議をお願い申し上げ、実りある委員会となることを期待しまして、開会に当たっての委員長よりの挨拶とします。

続きまして、執行部のほうから挨拶をお願いします。

○市長（中田勝久） 皆さん、おはようございます。

この9月定例会決算の審査の特別委員会もございまして、非常に会期内、充実した日程になっております。きょうから柏木委員長、そして熊田副委員長のもと、この特別委員会が開催されるところでございます。当然、今も委員長からお話がありまして、決算についての審議をいただくとともに、次なる展望、すなわち予算に、あそこはもうちょっと改良したほうがいいのかとかいうような御提言を聞いた部分は、次なる新年度の予算なりにも反映できる内容になればなと思っております。どうぞ、適切、妥当な御決定をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶にかえたいと思います。

○柏木 剛委員長 それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開催します。

第44回定例会において付託されました平成23年度各決算についての審査を行います。審査に入る前に、本特別委員会の運営について確認をします。

審査はお手元にお配りしております次第の順序によって行います。今年度は、特別会計についても関係部ごとに区切らず、上程順に審査を行います。発言については、委員は自席で着席のまま行うこととします。なお、説明員については、挙手をして「委員長」と発言し、起立をして答弁するようお願いいたします。

質疑を行うに当たっては、最初に決算書の該当するページを発言した後、質疑に入るものとします。

また、歳出の審査時に歳入の質疑を許可する場合があります。また、答弁は丁寧かつ簡潔に要領よくお願いします。委員間討議につきましては、付託案件ごとに質疑の終了後に

行いたいと思います。資料提出要求は委員会で決定後、委員長より行うこととします。  
傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。  
お諮りします。

以上の確認事項について御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がありませんので、ただいま申し上げました要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りします。

各決算については、本会議において説明を受けておりますので、本特別委員会は質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

なお、本日は小林健司代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、平成23年度南あわじ市における一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書についての質疑を最初に行いたいと思います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 おはようございます。

代表監査委員には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。何点か、事前に質問の通告をしておりますので、それに沿って質問を行いたいと思います。それぞれ一括ではなくて、それぞれについて、項目ごとに行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、第一に、各種補助金、この南あわじ市の場合も大変多くの補助金が出されているということであります。この補助金が適切に処理をされているか、ここでは要綱という言葉を使いましたが、南あわじ市には補助金の交付規則というものがありますので、この規則に照らしてのことをお尋ねいたします。

監査上、この奨励金、補助金というようなことが、南あわじ市の場合、支出、予算上は区分をされておるわけですが、監査上はどのように区分をされ、評価をされているのかをまず、お尋ねいたします。



○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 代表監査委員の小林です。よろしくお願いします。

まず、補助金と奨励金について、監査上どのように区分されておるかという御質問かと思ひます。予算上はそれぞれの理由によって区分がなされておるんだらうと思ひます。奨励金というのは、企業誘致奨励金、それからその項目の中で、前納報奨金、そういったもの、ごくごく一部ですね、奨励金という名前が付されております。あとはもうほとんど補助金なんです。ところが、監査上は、特にそういう区分は考えておりません。現実、区分はしてなくて、それが適正かつ法令規則に基づいてなされておるか、その他ですね、そういうことを主眼に監査するものであります。最初の質問はそれでよろしいでしょうか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 南あわじ市の場合、補助金、その他のこの補助金の交付規則によりますと、補助金、助成金、交付金、奨励金、利子補給金、これらは名称のいかんにかかわらず、一括をして補助金等という言葉でくくっておるということですから、これは同等であるということによいかと思ひます。補助金の件数、あるいはその総額はどのようになっておりますでしょうか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） これは非常に多岐にわたりまして、あります。174件。さらに区分したりしますので、189件ほど項目がございます。それで、金額にしますと、これも大きいです。28億9,000万円。ちょっと端数はカットしますが、大きなものであります。ただ、その内容、中身でありますと、一番大きいのが下水道関係、これが17億幾ら。それから、広域水道、2億数千万円。ほとんどがこの地場産業であるとか、地場産業といいますと、農業を初めとして、そういったもの、非常に多岐にわたりまして、したがって、何かの活動をしているところに対する補助金というのは、まことに少額なんですね。非常に小さな、スポーツはある程度あります。それでも体協1,000万円、その他、ばらばら。それから文化に関しましては、多分10団体ぐらい、全部足して105万円、その程度のものだと思ひます。

蛭子議員の通告いただいた文章には、「把握されてますか」と。この把握という文言が、これを辞書どおりに解釈しますと、理解されてますかということだと思ひますけれども、余りに大きくて数も多いですから、全てを暗記するような、そういう世界ではありません、残念ながら。おおむね理解はしておる、そういうつもりでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ありがとうございます。この全部で189件、それから金額に直しますと、約29億円という金額に上ると。一般会計の1割程度のものが出されて、1割をちょっと超えるようなものが出されているということですから、昨年度もこの補助金の一覧表というようなことで、資料をいただいたりしておったわけですが、この補助金については、国にあっては、適化法ということで、補助金を交付するに当たっての規則、法律が決められておると。そして、南あわじ市の場合は、これに準ずるような規則が定められているということでもあります。

それぞれの補助金、この189件全てにわたっての監査というのがされたのか。それとも、そうではなくて幾つかピックアップしてされたのか、それはわかりませんが、それぞれの監査をした上で、補助金の申請から交付、そして報告、こういったことが規則で定められておるわけですが、それぞれの補助金が、そのように規則に照らして申請から結果報告までされているかどうか、これについての監査は行われておられますか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 市の監査委員の監査というのは、本来は「試査」なんです。試査、「試みる」という試験の「試」に、「監査」の「査」。試査というのは、全てにおいて、全部、一から十までやるかということ、そうじゃないんですね。本当にピックアップで、特に問題がなければ、おおむね全体ができておるであろう、そういうのが本来の監査であります。いわゆる、試査に対して「精査」ということがございますけれども、精査せえとなりましたら、これはもう、監査請求、そういうのがあった場合には、奥深く、1円の違いまでないかという、そういうところまで入っていきます。したがって、決算審査においては、先ほど申しあげました試査ということをやります。

本当に、百何十何件のうち、例えば、広域水道なんかも私自身が監査に行っているんですけども、そういうことも含めて、もちろん下水は下水でそれなりの特別会計として、企業会計、そういう中で月々やっておりますし、細かいものも、たまにはこの団体は何、何をしているの、どういうことで補助金を出しているの云々ということはやっております。そして、過去においては、いわゆる定期監査で補助金を洗い出したこともあります。そのときの、やっぱりこれは一つのプレッシャーになるわけですね。きちっとその使い道を報告せえよとか。行政評価対象というのがあるわけですが、その百八十何ぼのうち、12団体ほど、ことしはピックアップされておまして、どういう意図で、どんな活動をしておって、そのお金がどんなふうに使われおって云々というふうなことをやっておると

ということで、答弁にかえさせていただきます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、御指摘がありました試査ということで、説明がございました試査ということなんですけれども、その試査ということで行政評価も含めて、監査を行った団体が12あったというようなことなんですけれども、この12団体については、今ここで列挙して言っただけのんでしょうか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） これは12、記憶しておりませんが、資料としては、また手に入ると思うんです。よろしいでしょうか。まつり補助金とか、その他いろいろあるんですけどね。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ監査をされてつくられた資料、こういうようなものは住民、市民に公開ができるシステムというのは要るかと思うんですけれども、ぜひ、そういうものが公開ができるようにしていただけたらというふうに思います。

そして、先ほどのことなんです、5万円程度の補助金のものから17億円までという、こういう幅のある補助金であるということなんです、それぞれの金額の大小にかかわらず、必要書類が整っているか、特に、金額の大きいものですね、これらについて、事業申請、それから結果報告、事業報告といいますか、これらは今、監査をやっておるかどうか、ちょっとわからないんですけれども、例えば、下水道であったり水道であったりという、こういう大きな補助事業ということでやられているものについての監査は、このたびはされましたか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） ちょっと先ほどの私の話と重なりますけれども、一番大きな下水道、これは月々やっております。それから、2番目に大きい広域水道、これは淡路島全体ですので、年に何回でしたかね、3回ぐらい行くんです。3回ぐらい行って、そして決算も合わせると4回ぐらいになりますけれども、その監査をしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、広域水道の企業への監査ということではなくて、広域水道事業に対する補助を出しているということでの監査なのか、そのあたりはどうなっておるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 事業としての監査です。広域水道そのものの。その中に、南あわじ市からの補助金、洲本市から、淡路市からというものが収入として、歳入として皆あります。その歳出等、監査をしております。これは、私はあくまで南あわじ市の監査委員という立場でそちらの監査に行ってますから、単にうちの、いわゆる補助金が適正に使われておるかという観点からも当然のことながら監査をするわけです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 問題意識としてありますのは、広域水道事業というのは、組合議会をつくって、そこで予算、決算、内容の審査、そしてまた監査、そこで完結するということになっておるわけですが、南あわじ市はその企業団に対して補助金を出しておることになりますと、補助金を受けている団体に対する監査、あるいは補助金を支出している事業としての監査、こういうものも必要ではないのか。そしてそれは、我々議会としても、そういうものを見せていただく、こういう必要性があるのではないかと考えておるわけですが、その点はいかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） ちょっと先ほど間違っておりました。広域水道には、私は行っておりません。広域の事業というのは、たくさんありまして、ちょっとそれと勘違いしておりました。広域水道には、行っておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、これも事業団に対する補助金を支出しているということになりますから、事業団は広域の、南あわじ市も出資をしている事業体でありますけれども、その一般会計からの補助金を出しているという関係、そして、交付金の支出に関する規則

というのがありますので、これに照らしますと、広域水道企業団に対する補助金についての監査、またそこに求められている必要な書類の提出ということが必要になってくるのではないかと考えておるわけですが、監査委員としての御意見をお伺いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） 申しわけないけど、この件について、考えたことがございません、今まで。確かにおっしゃるとおりの部分がありますので、これは今後の監査事務局等、相談しまして、改善すべき点はそれなりに進めていきたいというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。期待をしておきます。

そうしますと、幾つか重複する点がありますので、それは割愛しまして、最後にこの監査意見書の23ページ、ここに適正な支払い事務の執行ということで、「昨年も指摘しているが、件数は減少しているものの、支払い遅延、例規等に準拠しないものが見受けられる。適正な事務執行が図られるよう、チェック体制の強化、例規等の遵守に努められたい」ということが述べられております。この具体的な事例について、説明をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） まず、支払い遅延ではありますが、これは政府契約の支払い遅延防止等に関する法律というのがありまして、例えば、工事代金については、適正なる請求があつてから30日以内、その他の支出については40日以内と。これは地方自治法でも右へ倣えをしております。そういったこの期間内に払いなさいよというものを越えておるとか、これが支払い遅延ですね。

それから、その他云々と書いてました。例えばどんなんや。判こが押されていないとか、印鑑漏れ、それから費目の間違い。間違いといいますか、この費目よりはこちらのほうが適正だろうなど。それから、添付書類漏れですね。本来、添付すべき証拠書類というものが、ちょっと一部漏れておったり、そういう軽微なことではあるんですけども、きょうはお見えでないんですけど、特に中村先生なんかはこの辺非常に厳しくて、毎回、毎回指摘を繰り返しております。

その結果、そういう指摘があればどうしてるんですかといいますと、即座に担当部局に「こういうことがありましたよ」、「これはこういう形に訂正してください」、「これは

次回からちゃんと改善してください」等の毎月そういう監査事務局から指示をしております。

そして、その結果、翌月の月例検査で、先月の指摘事項については、こういう改善をしましたという報告を受けております。ですから、内容的には、支払いがおくれましたとか、ちょっと印鑑の一部がなかったとか、費目、要は勘定科目ですね、何費とかいう、そういう費目がこれよりこちらのほうが適正でないんですかとか、あるいは証拠たる添付書類が一部ついてないやないかとかそういう話です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 小林監査委員、本日は御苦労さんです。

ちょっと通告してあったかと思うんですが、平成23年度におきまして、淡路人形会館建設遅延によりまして、国費の返還がありました。このことについて、監査委員のほうから、市当局に当然、その指摘があったと思うんですが、市はそれに対してどのような、監査委員に対しての返事がありましたか。

○柏木 剛委員長 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司） この件につきましては、監査委員としては意見を付しておりません。したがって、市がどのように云々ということも、実はないんですけれども、国費の返還、確かに残念なことだと思っております。ただ、それに至った理由等々は、恐らくこの議会でも十分に討議されたことであろうと思います。監査委員とすれば、入水、海水の流入ですか、等によりまして、これはかなり不可抗力なことだというふうに認識しておりまして、結局、監査委員というのは、また元に戻りますけれども、法に照らしてどうかと、妥当かと、そのこと自体が真実かというような観点から監査をいたすものですから、これについては、監査委員として意見を付すべきものではないなという判断を、私はいたしました。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員　　私もこの平成23年度南あわじ市における一般会計、特別会計歳入歳出の審査意見書を端から端まで読んでみたんですが、今委員が言われましたように、そのことについては一言も触れてないわけですね。

一般論としてお聞きしますが、この国費返還の財源のお金は、人形浄瑠璃館基金から捻出して返還したということをお聞きしておるわけですが、これは委員の判断をお聞きしたいんですが、私どもは、これは市の事業主体であるんですから、こういう場合は、市の一般財源から返還するのが筋ではないかと思うんですが、このことについては、小林代表監査委員自身、個人的にはどういうふうにお考えですか。

○柏木 剛委員長　　小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司）　　個人的には、私、人形協会の副理事長をしております、ちょっと当事者とは言えませんが、それに近い立場におります。こういった場での、個人的意見は差し控えたほうがいいのかというふうに思うんですけど、よろしいでしょうか。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　それでは、最後になりますが、この審査意見の一番最後のページ、先ほど言っておりました23ページの末尾にこういうことが書いてあります。「これまで以上に職員の資質向上の強化に努めていただきたい」ということが書いてあります。小林代表監査委員は、今の南あわじ市の職員の資質について、どういうふうにお考えですか。

○柏木 剛委員長　　小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林健司）　　そこに記入してあります職員の資質というのは、あくまでこの会計といいますか、先ほどの御質問にもありましたように、支払いがおくれる、何をしよったんと。日付が前後しておる、何しよったん。判こ、一部漏れ、どないしよんのん。費目違うやん、どないしたん。書類、本来ついておるものがない、こういう軽微ではありますが、非常に簡単なことを、やっぱり完璧にやっけていかないと、物事が小さいときにそれをどんどん指摘しないと、だんだん大きなミスにつながっていくというふうな意味合い。特に、この決算とか日々の現金出納といいますか、そういう部分に関しての資質という意味で書かせていただいております。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは、質疑はございませんので、質疑を終結したいと思います。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時28分)

(再開 午前10時30分)

○柏木 剛委員長 再開します。

付託案件

1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(1) 歳入について

○柏木 剛委員長 それでは、認定第1号、平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定についてを議題とします。

なお、質疑は分割して行います。

まず、最初に歳入について審査を行います。12ページから63ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

久米委員。

○久米啓右委員 12ページの市民税、個人の部分です。付属資料は10ページに書かれています。当初予算では、景気の落ち込みや雇用の減少で、前年度予算より0.8%減額した予算を組んでおりました。決算書を見ますと、同じ前年度予算からの計算ですけども、調定額では13.5%の増額になっております。若干の景気回復傾向で課税所得がふえたことによりという付属資料にあるんですけども、もう少し詳しい分析をお願いしたいと思います。



○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） おはようございます。税務課長の藤岡でございます。よろしくお願いたします。

今の御質問ですけれども、もう少し詳しい御説明をとということですので。

まず、個人住民税につきましては、前年度の課税所得によりまして課税をしておりますので、個人住民税の課税ベースであります所得金額でお話をさせていただきたいと思えます。給与所得につきましては、総所得金額の約80%を占めておりまして、これにつきまして、前年比約0.6%、これにつきましては減少となっております。続きまして、営業所得でございますが、4.8%の増、続きまして、農業所得で前年比約21.9%の増、これらを合わせまして、ほぼ総額で0.5%の増収と。微増でございますが、ほぼ横ばい程度の総所得金額の内容となっております。これらの結果としまして、決算ベースでは前年比、総額、税額、個人住民税につきましては、0.8%の増収ということになっております。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 農業所得の伸びがかなり大きいというふうに見受けられます。それは野菜の相場でいろいろと変動するかと思うんですけども、全体の占める農業の所得の割合というのは、どれぐらいの割合ですか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 年度別の総所得金額の中の農業所得の占める割合でございますが、先ほど給与所得が約80%というお話でございましたが、農業所得につきましては、約5%程度となっております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 伸びは大きいんですけど、その占める割合はそれほど大きくないというふうな認識でおります。

それと、法人税に関してですが、よろしいですかね。一部の業種の業績低迷ということで減収ということになっております。これも前年度、平成22年度から平成23年度予算のときには景気回復傾向でありますということで、予算ベースでは6%上積みされておったんですけども、実質は逆に減収ということなんです。この辺の分析も詳しくお願いします。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。法人税につきましては、毎年、なかなか税収の見込みが難しいございまして、景気につきましては、御存じのとおり、ここ数年、ずっと同じような経済状況、先の見通しのつかないような状況下でございまして、南あわじ市の平成23年度の法人住民税につきましても、全体的に見ても、企業所の収益はよくございません。それで、税額で前年比で約1.8%、わずかながらの減収となっております。ただ、どうしても南あわじ市の場合、総額3億円程度の法人住民税でございしますが、大手法人の業績の高い、低いによりまして、その年度の法人税の税収に非常に大きな影響があるというふうに思っております。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 基本的なことをお尋ねするわけですが、まず、ページ数で言うと、23、24、25ページの国庫支出金の県の補助金関係についてお尋ねするわけですが、この5ページ等々見せていただいておりますら、補助金の当初予算、現額から比べたら、かなり何億円単位で収入済額が少ないように感じるけれど、これは予算ベースで補助金、補助金を申請するねんけど、この認可がおりなかったのか、それとも補助申請しておる財源が、それだけ確保できなかったのか。大体一般論として、この辺の減額はどういうことなんですか。これ、今からのらん・らんバスのことを聞くのに、ちょっと冒頭に聞かせてもらいたいんやけど。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 財政課長の神代でございます。よろしくお願いたします。

一般論ということで申し上げますと、当初予定しておった補助事業がトータルで減になったと。そういうことで補助金もこれにつれて下がったという場合が多いかと思えます。それと、今年度の場合につきましては、災害復旧事業費の関係で、予算は置いたけども、

最終的に未執行なり繰り越しになったということで、減額幅が大きくなっているものと思います。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先般も、被災3県のところで19億円ぐらいのいろんな事業メニューを持っておるんだけど、補助申請しても認可していただけなかったというようなテレビ報道等々があったんやな。その辺で、やはり申請した段階で過剰というか、こういう事業の補助、補助というのは一つの目的を持って事業をするねんけど、それが国なり、県なりのほうが見合わなんだということで切られたものか、それとも、今言った大幅な、この10億円とか1億円とかいう減は、5ページでしたか、この国庫支出金のこれ1億7,000万円とか、10億4,800万円の減額というのは、こういう意味合いで、災害のやつが・・・、そういう理解でよろしいんですか。

この5ページのところの、例えば、具体的に言わせてもうたら、県の補助金で10億円ぐらい、要は当初予算から収入済というのは、10億円ぐらい違う。この辺は、具体的にはどういうやつだったのかなと思って。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 財務部長の土井本でございます。よろしく申し上げます。

5月31日付で繰越明許計算書というのをつけてございます。国県支出金の未収入特定財源ということで、トータルで11億3,030万7,000円を、平成23年度から平成24年度へ繰越財源として、してますので、国県合わせて11億3,000万円余りは未収入という形で上がっております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました。

そこで、らん・らんバスというか、この29ページですが、バス運行対策費補助金631万円というのが歳入で入るようになってうねんけど、私は常々、らん・らんバスの運営に対して、市長公室等々からの説明によりますと、5,000万円ぐらいの事業だけど、国、県から財源が補助金としておりてきよると。そして市の一般財源からの持ち出しは1,000万円弱だという、私はそういう理解をしとるねんけど、これを見よったら、バス運行631万円というか、あとはどのところでそのらん・らんバスの補助金というのは入っ

てきよんですか。入として。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市長公室の橋本です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、29ページの下のほうの、バス運行対策費補助金631万円でございますが、これにつきましては、らん・らんバスだけじゃございません。淡路交通に対する歳入もございます。らん・らんバスにつきましては、このうち380万5,000円の補助金でございます。委員が最後におっしゃられました、市は1,000万円ぐらいかというようなお話なんですが、当然、運賃収入もございます。そこらも引いて、それからいろいろ補助金の細かな計算がございまして、運賃収入、それから先ほど申しました380万5,000円の県補助金、あと特別交付税が8割でございます。実質の市の負担額については、640万円ぐらい。これがらん・らんバスを運行するに当たっての、市の実質的な負担という額でございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この特別交付税というのは、市というか、これに流用というか、しても構わんというやつですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 特別交付税については、当然、らん・らんバスの運行費用、特定財源を引いた残りの経費の8割ということでいただいておりますので、その経費に充てております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、ことしから室長、デマンドというのか、先般も説明を受けたけれど、倭文地区とか、あの辺をデマンドでやるとかというような報告を受けとるねんけど、この辺はまた補助というか、それに対する経費は、今やった特別交付税の8割という、この631万円が県のほうから補助を、これはまた、もう1,000万円ほどふやしたるとか言うて、この事業申請というか、補助金をもらうんだったら、やはり申請して、この補助を獲得せんなんののでしょうか。その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 市長公室の中田でございます。よろしくお願いいたします。  
す。

平成25年4月から、大幅なルート改定、時刻改正等、行うんですが、この金額的な中身につきましては、これまでどおり、乗車収入、それから県の補助金、それから特別財源を引いた残り、交付税措置というような形で、形としてはかわっておりません。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 最後に、これは補助金というか、これは一般的にはいいねんけど、国なり、県なりはいろんな予算措置を講じて、自治体に対する補助の事業メニュー等々を言ってくるわな。私としたら、市としてはそのメニューを通じて予算を確保というか、補助金の申請というか、国・県に申請するでしょう。それで採択されるかどうか、認可されるかどうか別として、その担当部局というのはどこがやられているんですか。

言いよる意味がわかりませんか。一つの事業がありますわな。国・県からこういう補助事業がありますよと。当然、自治体にはそういう連絡がありますわな。そういう補助事業をあなた方は、これはうちの南あわじ市では事業を申請しよう、ぜひこの補助金のメニューをとって、市民の福利厚生でもさまざまな、いろんな補助やさかい、この辺のトータルの補助金のメニューがおりてきた段階で、誰がこの事業を採択するというのは、財務部がしよんのか、市長公室がしよんのか、どこがしよんのですかということ。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 市長公室の喜田でございます。よろしくお願いいたします。

大きく補助金、あるいはその他の先ほどの特別交付税もありますけれど、二手に分かれると思います。各事業課でいろいろと事業をこしらえて、それぞれのメニュー、各省庁のメニューを探しに行くというパターン。それから、コミバスとか離島航路のように、制度上決まっている分に対して、国の指針、あるいは要綱・要領に基づいて特別交付税等、補填・支援をしていただけるというような部分がありますので、そのメニュー、メニューによって対応が違ってくるというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は、市にしたって、何にしたって、市民にしたってそう、要は知識

のある者がそういうふうな減免でも、とにかく日本社会といたら申請行政で、こういうような制度があると。そして、この制度を利用するのを知らなったら、あほは損するねん。そして、その事業をして、減免であったり、いろいろ、さまざまな補助というか、いろいろな減免措置、市民でもそうでしょう。いろんな税にしたって、何にしたって、いろいろな制度があって、それを知っておって申請し、初めて認可していただくわけですね。だから、市の行政のあなた方も、一生懸命、より以上、資質の向上、上げていただいて、そういうふうな補助のメニューを十分に理解した上でやっていただきたいということをお願いしておきます。

○柏木 剛委員長 答弁はいいですか。

○谷口博文委員 答弁は結構です。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
小島委員。

○小島 一委員 先ほど繰越明許の話が出て、後で聞きたいなと思ったんですけども、今回この繰越明許が農林、土木、災害復旧、特にその辺が多いんですけども、この要因は何ですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 繰越明許というのは、常に3月議会に上程をして、限度額を設定して御議決をいただいております。その年度内に終わらない事業については、原則繰越明許については、1年間だけ繰り越しできるということから、平成23年度中に終了しないという事業について、全て明許をさせていただくという形にしております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 それはわかっているんですけども、どうしてそういうふうな事態になっておるかということですね。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 災害復旧については、秋が中心に、去年は5回ぐらい台風

が来たと思うんですけれども、その年度に全て、400件農災であったわけなんです、できるかといったら、それは現実的に無理と解釈しております。その年度内に終わる部分と終わらない部分を区分分けして、議会には明許の申請をするし、県のほうについては、繰り越しでやらせていただくという申請をして、そうした明許をして、平成24年度で事業を行うという形が普通であろうというふうに思います。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 要するに、災害復旧が余りにも多過ぎて、ほかの事業に支障を来しておるというふうに、今言われたのかなというふうに思うんですけれども、できるだけないほうがいいんで、その辺でまた今後、お願いしたいなというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員 13ページ、滞納についてお尋ねをいたします。

先ほど、監査委員の方からも述べられておりましたけれども、特に法人税がかなり収納率が悪いと。一部のところはかなりあるということでしたけれども、この法人税の滞納が多いということは、主にどういう事業に多いわけですか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 業種別ということでしょうか。

済みません、収税課長の福原です。申しわけございません。おくれました。

業種別に分けますと、どこにということ難しいんですけれども、やはり一番数が多いのは、卸小売業が多いと思います。件数ですね。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはこの滞納の金額を見よったら、かなりの大口もあると思うんですよ。それで、大きなところが倒産とか、倒産も最近は民事再生を使って倒産というのが多いわけなんですけれども、かなり大きなところがあるから、こういう金額になると思うんですが、その事業というのはどういう事業ですかということをお聞きしておるんです。そういうことは言えないんですか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 市民法人税に関しましては、先ほど言いましたとおり、やはりどれということはないと思います。ただ、固定とかそういう。

（「法人税のことです」と阿部委員呼ぶ）

○収税課長（福原敬二） 先ほど言いましたように、法人税の滞納の額としては、全部で今のところ38業種ございます。多いのは小売業とか、そういうところになっています。法人税ですので、そんな感じです。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 法人税でこれだけの金額が滞納になるというのは、大口もあると私は思うんですね。その法人というのは、どういう事業所ですかということを言いよんねん。そういうことは答えるわけにはいかんのですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 市民生活部、入谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

阿部委員御質問の法人税、市民税のうちの法人市民税の滞納額につきましては、もう決算書13ページのとおりになっておりまして、現年分、滞納分を合わせまして571万7,608円となっております。これにつきましては、今言うさまざまな職種があるわけですが、特に倒産、申告はしたものは倒産した部分について、未納となっておりますケースがほとんどございます。

それで、この部分については、数が多いのが、先ほど収税課長が申しあげましたように、小売卸業がその中でも一番多いと。ただし、法人がどれだけ滞納しておるかということにつきましては、これは例えば、住民税の個人のほうの特徴であったり、また、固定資産税、また軽自動車税、ここらを滞納しておる法人、ここらで残されておる金額が非常に高額な法人もおります。それにつきましては、製造業であったり、観光・宿泊業であったり、それから、これもさまざまな分野に及びますが、全部で法人の滞納は市税全部含めて、164法人、滞納繰越分として決算書の収入未済額に上がっておる部分については、法人は164法人となっております。ただし、申告がおくれたために、納付がおくれたというような業者でも既に完納がされておる業者も相当数ございます。



以上です。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 平成23年度決算で、国民健康保険税は別にして、相当な金額やと思うんですよ。税の滞納額というのは。それで、先ほどの話の中でも、まずお聞きするのは自治法に定められた納期の期限内という、その期限内というのはどういう、例えば何年とか、それをちょっと教えていただけますか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） まず、納付の期限なんですけども、これは納税通知に入っている期限、要するに、大体1カ月ぐらいを見ておると思うんですけども、それが期限になります。そこで納入がされない場合は、滞納という形になってきます。それで、滞納がずっと続いて、1年間で入って来ない場合は未収という形で上げさせていただいて、滞納繰越という形で出てきます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そしたら、税の時効についてお尋ねします。

この時効も、その他の税は5年になってますけれども、介護保険料とか後期高齢者保険料というのは2年になっておるわけですけども、このほかにこの年数のかわった時効についてありましたら。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 一応、税につきましては5年ということで、時効を迎えるのは5年になっています。法定期限から5年。あと、料につきましては、私のほうで扱っている後期高齢、それから介護については2年ということになっています。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでお聞きしたいのは、結局、時効は関係なくして、時効になったらそれはだめなんですけれども、結局、もう切り捨てて、それを不納欠損として挙げていていると。それで、会社が倒産すれば、当然、税も入ってこないというふうなことで、

その倒産方法にも、今言ったように、民事再生法とか、仕事をしながら、またやっつけていくというような方法もあるわけですが、今そういう関係の中で、そういう不納欠損として上げている金額というのはわかりますか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） このたびの法人企業等の不納欠損の内訳をちょっと述べさせていただきます。

まず、法人市民税につきましては、現年の2事業所、これは、企業については、それに出ていますので決算書に出ています。それから、固定資産につきましては19事業所、これは不納欠損ですので、金額については743万2,000円になります。それから軽自動車等が残っているところが9事業所。事業所数でいきますと、実数でいきますと3事業所というのが不納欠損であります。ただし、先ほどから御質問のありますように、滞納、もしくは不納欠損につきましても、一般企業といたらおかしいんですけど、企業と、それから同じ個人の、別に差をつけて、私どもが徴収業務を行っておりませんので、そこに至るまでの調査等につきましては、法にのっとってさせていただいております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 民事再生というのは、これは2004年度から個人にも適用されるようになっておるわけで、自己破産してもそれを適用したところは給料の差し押さえとか、そういうことができないということでやっていくわけですが、次の不納欠損に至るまでのプロセスというか、過程ですかね、その点をお聞きしたい。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 先ほど言いましたとおり、これは一般企業も含めまして、個人も同じなんですけれども、一番最初、現年といたらおかしいですけど、滞納し始めますと、私どものほうでそれぞれ納税の相談なり、それから納税に対してのやり方なりを聞いていきます。中には、時効が近くなっていきますと、こちらのほうで強制的に執行する場合もございますが、そこに至るまでには、やはり、それぞれの財政といたらおかしいんですけども、経済的な部分の調査であったり、不動産の調査であったり、そういうのをさせていただいて、滞納処分に入っていく場合がございます。

あとは、もう一つは、まず、納税の猶予ということで、分納という形をとっていく場合もございます。分納になりますと、先ほど言いましたように、税のほうの時効が5年から、

また5年間延びるということです。今回の不納欠損の中にも、個人の中には5年、5年をしながら延ばしてきた部分、それからずっと過去から残ってきた部分とかいうのがありますので、その辺の切りかえができてない部分で不納欠損が出たというような個人の方もいらっしゃいます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは、12ページや13ページに上がっていませんけども、これまでの平成23年度の決算を踏まえて、国保税から何からいったら、やっぱり10億円からの、12億円ぐらいのそういう滞納があると思うんです。ただ、その辺が、確かに職員の皆さんは一生懸命やっただいていてと思うんですけれども、結局、これだけの滞納が出ていきよると。これは、そういう収納係というか、セクションを設けてやっておられるというのはよくわかるんですけど、それはやはり、まともにこの税金を払っている立場から見ると非常に違和感を感じるというか、特に、これはよく聞く話ですけども、補助金が一番、大体企業に補助金がいきよるのはある業種だけですけども、その辺が一番滞納がごっついという話があるんですよ。その話は合っていると思うんですが、どうですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 法人補助金の会社関係という話でございますが、いろんな補助金の交付要綱等規則によりまして、税の滞納があるようなところについては、その補助金を交付しないというような条文が出ておる補助金がたくさんございます。それで、特に法人に直接出ておるようなものにつきましては、例えば、商工業者の融資借入に係る利子補給であったり、それから企業誘致に係る優遇措置であったり、それとあと、競争入札の参加資格なり、指定管理者の資格、ここらにつきましては、税を滞納しておれば、その資格から除いております、そのメリットを受けられないようにしております。

そして、議員がおっしゃる関係ですが、恐らく、例えば商工会、それから観光協会、瓦工業組合、このあたりへは、組合なりそういった団体連合会へは補助金は出ておりますけれども、その構成メンバー、会員としては、滞納されておる方が事実おられます。けども、補助金自体はその連合会、組合への補助金ということの中で、そこらは滞納はございません。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、はっきり言って、企業で、民間で補助金をもらっているのは、

それは地場産業という瓦業界だけですわね、はっきり言って。それで、それは組合があるから、それはそれで結構やと思うんですけど、これは一般企業は、これは税金を払うのにみんな必死で、何の補助ももらわんと頑張ってるやっとなねん。そういう中で、そしてどういう形で倒産するか知らんねんけど、倒産したらそれが不納欠損で全部チャラになってしまうと。そこらのことを、やっぱり、市長にも一般質問しましたけれども、瓦の補助金についてね。「いつまでもあると思うな親と金」というような答弁がきましたけれども、やっぱりもうちょっと、そういうところが一番にね、税の収納率が悪い。それで大口がある。これは相当、民間、一般の市民からも声が強いんですよ。今そうでしょう。一生懸命払っている人が何にもないんです。それで払わんとそのまま不納欠損でいく。例えば、優良納税者に何かの、市がどんな形、昔は旧町時代は優良納税者というのは何か表彰とかね、いろいろあったけれども、今はそんなんないと思いますが、その辺の不公平感というのは、もうちょっと市も何か方法を考えてもらわなったら、まともに税を払う人間が本当にあほらしくなってくるというか、そういう声が多いんです。ですから、そういう補助を受けて堂々とやっているのであれば、それなりに組合もそういう税を納める努力をする。役所だけに任さんと、それぐらいの指導は、市がすべきやと思うんですが、いかがですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 阿部議員おっしゃるとおりだと思います。市民の皆様の納税意欲を損ねないように、公平、公正な納税を常に念頭に置き、進めていかななくてはならないとそのように実感はいたしております。職員も限られた人員の中でございますが、きちっと納めておる方がしんどい目をしないようにということで、ときには滞納者との激しいやりとりもしながら、一生懸命にその手だてを講じておるところでございます。税は払って当然という、憲法30条に規定された義務でございますので、それは重々わかっておるんですが、こうした現下の厳しい社会、経済情勢の中にあって、現実に納税が困難な方も、実際にはおられます。納税相談等行いまして、個々の生活状況を十分に聞き取りする中で、分割による納付の提示提案をするなり、収入・財産等を調査いたしまして、誰が見ても担税力がないというような方は、これはもうやむを得ないんですが、厳しく現在、滞納処分を行っているところでございます。

今回の不納欠損につきましては、先ほど収税課長が申しあげましたように、地方税法の規定によって、時効5年を迎えたもの、それと、執行停止といいまして、死亡して相続人がいないとか、居所不明の者であったり、倒産により事業再開の見込みのないもの、それから換価すべき財産がない、収入も乏しいというようなところについては、法律に基づいて執行停止の処分をかけて、その状態が3年続いた場合は執行停止、不納欠損できるという規定もございます。

死亡や居所不明、国外出国、破産、服役、生活保護開始等のケースを不納欠損に回しておるところでございますが、やはり今おっしゃられたことを重々肝に銘じて、これから頑張っていきたいと、そのように思うところでございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう最後に言いますけれども、私はそういう体験上、旧町時代に、そういう現実に、例えば民間企業であれば、それは100万円以内のお金にしても、100万円切ったお金にしても、そういうお金が未収になれば、これは倒産するような小さい会社であれば、あるわけなんです。それがそういう役所関係、公の何になると、何かもういろいろな手続を踏んでいっても、できないならもう不納欠損で終わってしまうという、実際にそういう体験を私がしているんです。もういいかげんな職員がおってね、南淡町時代に。そういう体験があって、ですからいまだにそういう税に対する不信感というのは持っておるんです。ですから、皆さん一生懸命やっていただいておりますのはわかるんですけども、やはりそういう国民の義務で納めるのが当たり前なんです。当たり前なのにこれを表彰せえというのはおかしいけど、やはり、そういう真面目にきっちり法を守ってやっている事業所とか個人の方にも、何らかの市が処置を講じると。もう払わなんだから不納欠損で終わりやというような形で、ほとんどがそれで終わっているでしょう。それでは、職員の皆さん、たとえ12億円不納欠損が出ようが、100億円出ようが、あんたらの給料は一切関係あれへんねんけど、こういう言い方はきついか知らんけども、民間ではそれは、例えば10万円のお金が回収できなくても、明日は倒産という会社もあるんです。ですから、そういう厳しい目で、今後でもできる限り不納欠損というのがなくなるように努力してほしいと強く要望してこの件は終わります。

○柏木 剛委員長 答弁はよろしいですか。

○阿部計一委員 答弁は結構です。

○柏木 剛委員長 じゃあこれで暫時休憩します。

再開は11時20分とします。

(休憩 午前11時10分)

(再開 午前11時20分)

○柏木 剛委員長 再開します。

質疑はございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 まだまだ歳入で二、三点聞きたいんねんけど、まず、25ページの都市防災総合推進事業補助金といたら、これはどういうふうに使われる事業なんですか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 建設課の赤松です。よろしくお願いします。

この都市防災総合推進事業費補助金ですけども、これについては2路線ございまして、秋葉道の2号線、それと福良241号線、合わせて平成23年度は3,160万円の事業費でございました。それで、国庫補助金が50%ございますので、その補助金が1,580万円ということになっております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、避難路の整備に対する補助事業メニューという理解をしたわけでございますが、私も先日、建設土木関係者の方々から、もっとおまえ、市内の仕事をふやしてくれやというような話があって、あえて質問させていただくねんけど、この事業は今言った、秋葉道と避難路整備に使った事業やと。それで、市の避難路の整備に対して、今後、この事業で補助申請を挙げておるようなところはありますか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 私どもは、避難道路と避難路と区別をしているわけですけども、この事業は避難道路でございまして、補助メニューに載せるには要綱がございまして、全幅5メートル以上というようなことでございます。ですので、先ほど言いました2路線については、その要綱に該当したわけですけども、今計画しております避難路については、あくまで車を想定してなくて、歩いて避難するというので、現在整備をしておりますので、この事業には該当しないということになっております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長ね、例えば、福良地区に抜本的な避難路整備というか、空き家になっておるようなところ、バイパスまでずどんと道路整備をして、福良地区の避難をスムーズにするような手法であったりとか、例えば、阿万地区、灘地区にしたって、高台へ避難するのに、阿万地区の住民からもどどんと避難路に対する不安があるわけやね。私は阿万地区でないのようわからんねんけど、例えば、阿万地区のどこまでこれをしっかりとしたら、避難路を整備してあげたら、阿万地区の高台へがスムーズにいくと、そういうような事業計画を、私はどどんとこういう補助事業があるんだったら、市の都市整備だけでなしに、防災、横との連絡をとって、福良地区の、例えば私が前々から言っておるけど、原田川でも構わん、ずどんと上へ抜くとか、こういう事業の計画はないんですか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 委員おっしゃるとおりだと思うんですけども、私どももこういった補助事業がございますので、それに乗せて補助金をいただいた中で事業を進めていくのが肝心だと思っております。ただ、いろいろ先ほど言いましたように、補助対象になる要綱がございますけども、まず一番は、道路ということになると、どうしても用地買収とか、物件の移転補償とか、地域なり、その地権者の了解のコンセンサスというか、そこら辺ができないとなかなか前に進みませんので、防災課等と詰めながら、地元の理解が得られるのであれば、そういった事業をメニューに乗せていきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、これは都市防災総合推進事業補助金、先ほど私は補助金と言うたけれど、これら補助メニューがあるのであれば、福良地区等々の、今から南海地震等々に対する抜本的な避難道路の整備を、私はすべきやというような認識を持って質問しておるわけございまして、今回は秋葉と2路線の事業で三千何ぼやと言いつたけれど、ここからは今後ともちょっと福良地区の大々的な避難道路の整備を、私はこういう事業があるのであればやっていただきたいと思うねんけど、総務部長、どうですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（渕本幸男） 総務部の渕本です。よろしく申し上げます。

先ほどからこの都市防災という部分で、これはどちらかと言いますと、ある程度、大規模な国土交通省の補助メニューというようなことであるわけなんで、こういった分で当然、福良なり、阿万なり、他の地域におきまして、そういった大量に避難ができる道路とい

ったことも当然、必要だと思えます。それで、特に福良でございますと、バイパスまで通ずる縦道、そういったものが大きな道路がないという、これはもう以前からの本当に地域もそうですし、市にとっても課題であるというように認識しております。

ただ、なかなかこの先ほども出ましたが、物件補償なり、そういった部分で非常に困難な部分がございます。すぐに通ずるというわけにはいきませんが、各所でこの事業をつかたりしてます。ただ、何十件もそれが立ち退きしていただかないとできないという部分については、なかなか計画なりを立てても、なかなか地域の理解なり、推進ができないという、そういう課題に直面しております。そういうことで、まずはこのたびできました幅員に関係なく、1メートル50センチでも2メートルでも採択できる、そういった減災事業債、それをもってまずは進めていくというようなことで、福良なり、阿万なり、これについては、補助金対応でなしに、市が直営で工事をするというような形でやっていますし、また、補助金対応でそれぞれ地元と協議しながら、避難路の整備というようなことを進めています。これは、今のところ大きな課題であるという認識はしております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 補助事業というと、ある程度、補助というか、達成というか、期間があると思うけど、この都市防災総合事業補助というのは、これは期限というか、未来永劫にあるわけではないと思うけど、この期限はいつまでですか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 事業は、一つの事業は5年間いけるわけですけども、今私が持っている資料では、いつまでというようなことは、国交省の資料では出ておりません。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この件については、これで終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
原口委員。

○原口育大委員 19ページの民生使用料の中で、児童福祉使用料収入未済が53万1,680円あるんですけども、こういう、これは児童のことなんで、収入が未収やからといって受け入れは拒否できないと思うんですけど、子ども手当等で相殺するとかいう



ことはしないんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 福祉課、鍵山です。よろしくお願いします。

子ども手当や児童手当で相殺ということなんですけれども、今福祉課のほうでは、この滞納分の保育料につきましては、どうしても支払いできないとなれば、同意の上で、同意書をとって、児童手当で相殺ということではお願いしている分もあります。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、平成24年度の予算には、滞納児童福祉使用料の1万1,000円としか上がってないように思うんですけれども、この差というのは、どういうふうに扱われるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 予算ですので、収入未済額が確定してないときに予算計上いたしますので、3月末まで滞納児童福祉使用料につきましては、なってますので、一応、予算としてはこの金額しか上がってないのが現状です。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 かなり大幅に違うんですけど、そういう見込みというのは立たなかったということなんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 予算のときなんですけれども、この1万1,000円ということになっているんですけれども、通常、ここには目だしということで1,000円という金額を挙げているんですけれども、ここではちょっと1万1,000円となっています。通常は、ここは1,000円で上げるべきところでした。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、観光施設使用料滞納 8 6 万 7, 5 7 2 円なんですけれども、これの内容というのは、どういう内訳なんですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 商工観光課長の阿部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、観光施設の使用料の滞納分でございますが、主に、サンライズ淡路、それからサイクリングターミナル、この2つの施設の指定管理者が、昨年度途中で破産したという形で、こういう金額が発生しております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 これも先ほどと同じような聞き方になるんですけど、平成24年度予算では、例えば、滞納なないろ館使用料とかいう項目はないんですけど、これなんかは、その予算のところにその滞納というのがはっきりしているような気がするんですけど、上がっていないというのは、どういうことなんですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） なないろ館の分につきましては、挙げておくべきでないかと思うんですけども、先ほど言ったサンライズ淡路、サイクリングターミナル、これは突然発生したものでございますので、当初から挙げてないというような事態でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、滞納の市営住宅使用料ですけども、9 7 4 万 2, 4 1 0 円あります。これもまた、平成24年度の予算では、5 5 5 万 9, 0 0 0 円が滞納市営住宅使用料として挙がっているんですけども、これも先ほどの福祉と同じように、見込みが違っているというだけの話なんですか。この差額というのはどういうことなんですか。不納欠損とかいうこともあるんですか。

○柏木 剛委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 都市計画課の森本でございます。どうぞよろしくお願  
い  
します。

平成23年度決算の滞納使用料の額と平成24年度の予算との違いのお話なんですけれ  
ども、これにつきましては、例年の、いわゆる滞納使用料の翌年度の収入見込み額です  
ね、これはおおむね50%ぐらいという見込みで、滞納使用料の額の50%を見込んで  
予算措置を行っております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 その滞納されている入居者というのは、これもなかなか外に出てい  
ってくれとか言えないと思うんですけど、あるいは、駐車場の使用料なんかも滞納が  
あるんですけど、駐車場なんかは滞納していたらもう、その人は使ってない。滞納  
しながら使っているというようなこともあり得るんですか。

○柏木 剛委員長 都市計画課長。

○都市計画課長（森本秀利） 住宅の部屋と同じで、駐車場につきましても、滞納さ  
れている方は、当然、生活の中で支障があるということで、御使用はいただいで  
おります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 17ページの行政財産使用料、それから21ページは行政財産使用  
料というのが出てくるんですが、この内訳ですね。どんな内訳になっているか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 管財課長の堤でございます。よろしくお願いたします。

17ページの行政財産使用料564万1,378円のうち、管財課所管につきましては、  
5庁舎ございまして、その金額が426万1,323円、それが管財課所管の分ござい  
ます。

管財課は以上でございます。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 管財課の内訳といたしましては、5庁舎における電柱の使用料134万6,894円、電話柱につきましては240本相当でございまして、24万4,764円、あと携帯電話のアンテナ1本でございまして10万円、あと自動販売機5庁舎分のものでございまして、合わせまして204万7,000円がございまして、

以上でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしてあと、41ページの市有地の使用料というのがあるかと思うんですが、市有土地貸し付け収入。この内訳は。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 内訳につきましては、国民休暇村の敷地でございまして、これが環境省に貸し付けしてございます。実際、国民休暇村で使ったものもございまして、環境省並びに休暇村協会というところに貸し付けてございます。環境省につきましては36万6,999円、休暇村協会につきましては7万2,487円。

それと、国立淡路青少年交流の家の敷地でございまして、これは文科省に貸し付けてございます。金額でございまして293万6,807円。

それと、ほかに主なものでございまして、榎列上幡多にございましてリサイクルセンターの隣に青空市の施設がございまして、そこに貸し付けしているもの27万4,000円、あと賀集八幡に旧の鉄道敷きがございまして、そこを貸し付けておるところが64万8,000円、あと湊の浜地というところがございまして、市有地でございまして、それを個人に貸し付けておるのが128万6,800円等々合わせて25件の合計額でございまして、管財課所管につきましては、591万5,190円と、そのようになってございます。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと聞き間違えたかと思うんですが、国民休暇村の敷地の貸し付けに7万円というふうにおっしゃいましたか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 国民休暇村の敷地は貸し付け先が2つに分かれてございます。1つが休暇村協会で7万2,487円、もう一つが環境省でございまして、これが36万6,999円と、そのような金額となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この貸付金額ですが、面積はどれぐらいの土地を貸しておるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今の国民休暇村につきましては、環境省につきましては、9万1,749平米、これは三十六万六千何がしの分です。もう一つの七万二千何がしの国民休暇村協会につきましては、1万8,121平米。国立淡路青少年交流の家につきましては、15万4,568平米、あと賀集八幡の土地につきましては471平米、湊の分につきましては、よろしいでしょうか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと聞き間違えたのかと思うんですが、平米単価みたいなことにしていくと、ただとか、そういうところに貸しているものと、国、環境省とか文科省に貸しているものと、随分、差があるかに思うんですけども、どうなっているんでしょうか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 国民休暇村につきましては、平米当たりおよそ4円となっております。国立青少年交流の家につきましては、平米当たり19円となっております。差につきましては、それぞれの施設のできる経過、また、その旧町の時代の経過のときに要望した内容によって現在を迎えておりまして、若干の変更はございましたけれども、そういった形で金額は統一というふうなことではございません。以上です。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 休暇村の貸し付け分については、福良財産区管理会に全額、支払いしております。これについては、2年ほど前までは2円だったものを4円にさせていただいたという経緯がございます。青年の家については、阿万財産区のほうに全額繰り出しをしておりますので、申し伝えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 地域振興なり、歴史的な経過があるというように理解をしまして、終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。歳入63ページまで、ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 43ページの地域振興基金利子についてお伺いしたいんですが、まず、地域振興基金ですね、25億円が積み立てられたということなんですが、これ私、ふしぎに思うんですが、合併特例債を使ってこの基金を積み立てておるということなんですが、我々基本的に認識しておるのは、事業に対して南あわじ市は合併当時、予定していた合併特例債の枠分の中で使っていくというように思っていたんですが、この地域振興基金というのは、合併特例債を借りてお金を積んでいくという、極めてふしぎな感じがするわけですが、これはこの特例か何かを使ってやっておると思うんですが、どんな特例ですか、まずこれは。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 旧の合併特例法でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、合併特例債を使っていく場合に、こういう合併特例債、お金を借りてものをつくるんならわかるんです。お金を借りて、お金を積んでいくためのこの合併特例債というこういうものは、何か特例的な制度があってやっておるわけでしょう。どういう制度のもとに基づいてこれはやっておるんですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 根本的には、合併特例法の中で、基金積み立てができるというふうの規定がされております。通常の合併特例債については、建設事業に充てるというふうになっておりますが、本市の場合、限度27億円までは基金積み立てができる。その基金については、償還をした分については、取り崩して地域振興のために役立てる、使っていくことができるというふうになってございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今言われたように、南あわじ市は27億円まで積むことができると言われましたね。これは、この27億円まで積める、20億円まで積めるという、この金額の上限は、何に基づいてこの金額は決まっておるんですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 法律上、その金額が決められておったかどうかというのは、ちょっと記憶してないんですけども、国のほうから標準的な、この市の場合にはこれだけの上限の積み立てができますよというようなものが示されておまして、標準的には18億円だけでも、その1.5倍までは積み立てが可能ということで、27億円というふうになってございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは過去1年ごとに5億円ずつ積み増してきたと思うんですが、もう昨年度で25億円を積んだということですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） はい、積んでございます。今年度、2億円追加で積み立てを予定しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この特例債の場合は、とにかく毎年5億円ずつ積むということであっても、いわゆる借入を起こすと。その借入のうちの66.5は交付税算入で国が返済して

くれるということだと思うんですが、これの元利返済は何年かけて、これは返済する予定ですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 少し借入先によって償還期限がまちまちであったと思いますが、10年のものもあれば、最高で20年のものもあったかと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは元利、利息に対しても交付税が算入されるんですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） はい、そのとおりでございます。借入額の7割、70%が交付税算入されます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、借入額の70%と言いましたが、事業の場合は、事業の100%に対して、5%きて、95%に対しての70%ですので、実質は66.5と33.5ではないんですか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 基金積立額から計算しますと、66.5ということになります。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これを毎年返済しておりますが、返済した部分についての、残った返済した部分のお金は、いわゆる南あわじ市のお金になりますよね。その場合、そのお金は順次、一般会計とかもろもろの予算に使っていても、これはいいわけですか。それとも、満額、全額返済した時点で25億円を使えるのか、あるいは、返済途中で返済が終わった部分については、一般財源に流用できるのか、どうなっています。



○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 返済部分について、95%は自主財源ですので、それはもうもちろん使っていいんですが、当面は使うつもりはございませんで、果実を活用して振興策に使いたいということでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この決算書を見ておりますと、ことしその果実が3,400万円余りのものが出ておるわけですね。それ、ちょっと私、計算したんですが、25億円の預金に対して3,400万円の利息が出ておるんですね。これ、ちょっと計算してみますと、1.36%ぐらいの利率になっておると思うんですね。私どもの今の常識的な預金利息からしますと、1.36というのはいかにも高いように思うんですが、この辺についてはどうなっていますか。

○柏木 剛委員長 会計管理者。

○会計管理者（馬部総一郎） 会計管理者兼会計課長の馬部でございます。よろしくお願いいたします。

地域振興基金の利子につきましては、これ全部なんですけども、地方債なり国債の債権を購入いたしまして、その利息ということでの収入でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この43ページの右の利子の一覧が出ていますが、これちょっと当てはめていってみたんですが、地域振興基金の利息が、今言われたようにそれだけいい利率で回っておるんなら、このほかの事業の利子がこんな、いかにも低いんですよ。南あわじ市がこの基金を運用する場合に、それだけ安全なものがあるのであれば、ほかの基金もそういうような運用の仕方をすればいいんでないかなと、私自身思うんですね。これを見ておりますと、ほかの利息の場合は、0.5%ぐらいだと思ってるので、この1.36に当てはめると、3倍、4倍、5倍ぐらい、いわゆる、反対に言ったら5分の1の運用なんですね。これは何ですか。高いほうに、国債と言えば、まあまあ日本の運用であれば、銀行預金よりも国債が一番かたくて安全と思わんと仕方ないかなと思うんですが、なぜそういう使い方をせんのですか。

○柏木 剛委員長 会計管理者。

○会計管理者（馬部総一郎） 運用の仕方はいろいろあるかと思いますが、基本的には債権もいろいろな種類がございますけれども、一般的なのは5年、10年あたりが一番一般的でございます。したがって、5年なり10年なりの期間、使わなくても済むだろうというような想定のできる基金でないと、なかなかそういうものの投資といえますか、そういうことはやりにくいと。それから、金額的にも余り小さい金額でなしに、ある程度まとまった金額でないと、なかなかこういったものの取り扱いはしにくうございますので、そういった中から、できるだけ有効に資金を活用したいということで、従前と比べますと、その債権購入というものにシフトをいたしまして、実際、申し上げますと、この中の利息は5,400万円弱でございますが、そのうち、の9割程度は債権での収入でございます。定期預金での利子は1割強といった状況でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今言われた説明で、わからんでもないんですが、いずれにしても、この利子と基金を見比べてみますと、結構高い運用をしておるように思うんですね。それはそれでいいと思うんですが、ものによって、余りにもかけ離れ過ぎておるので、何で高いところにせんのかなという質問なんですが、言われてみれば、そういうことだと思うんですが、今見ておりますと、淡路鳴門岬公園でも、4億2,000万円、水道事業も7億8,000万円で、結構大きなお金もあるんですね。この辺については、運用はお任せしますけど。ようわかりました、結構です。

○柏木 剛委員長 では、この辺で暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後 1時00分）

○柏木 剛委員長 それでは、再開します。

午前中に引き続き、歳入の部をやろうと思うんですが、午前中の答弁の中で、一部、執行部のほうから訂正がありますので、それを挙手でお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 失礼します。先ほどの原口議員の御質問に対する答弁でございますが、サンライズ、それからサイクリング関係のことを私申し上げましたが、ちょっと私の勘違いでありまして、滞納なないろ館使用料ということであったかと思えます。これにつきましては、平成22年度末の額が98万8,082円でありました。そのうち、このたび、12万510円入金がありまして、現在、滞納額が残で、86万7,572円となっております。

以上のように、ちょっと修正させていただきます。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 午前中の蛭子委員の御質問の中で、行政財産使用料、17ページでございますが、その中で内訳といたしまして、426万1,323円が管財課の分でございますが、その内訳として御説明いたしました自動販売機の分につきましては、204万7,000円と申しましたが、正しくは、16台分で51万6,673円。204万7,000円につきましては、5庁舎の建物の貸し付けをしております使用料でございます。6団体に貸してございます使用料でございます。

以上のように訂正させていただきます。

○柏木 剛委員長 それでは質疑を再開します。

質疑はございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 今、訂正いただいたなないろ館ですけれども、これは業者さんからの滞納ということになるわけですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） なないろ館につきましては、テナントということで、施設を賃金で貸し付けしております。その各施設の使用料ということで、そこに入っておるテナントの店のほうからの収入でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そのテナントというのは、もう現在、今はそこにはおられないという

ことなんですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのうち1社につきましては、非常に多額の滞納がありまして、協議した結果、平成24年3月末をもって、現在、退去していただいております。ただ、残っておる滞納額につきましては、返済計画を立てて、完納していただきますよう指導しております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、複数のテナントが滞納されておったということになりますか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今回、滞納額として入っております約12万円の額につきましては、4社の合計額でございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 35ページの水産業費補助金、この漁村再生交付金と離島漁業再生支援地域水産、この辺の事業概要と、それと補助率というか、そのあたりをちょっと。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） 産業振興部の早川です。よろしく申し上げます。

まず、漁村再生交付金、これはかつこ書きで並型魚礁設置事業ということで、これは平成23年度は沼島の沖に、これはもう皆さん御存じのとおり、魚の住みかを、魚礁を設置して、魚をふやすというような事業で、毎年、南あわじ市水交会、5漁協、順番に回っております。本年度は南淡漁協で行うようです。今言いましたように、国の補助金の割合ですけれども、国が6分の3、県が6分の2、市が6分の1という割合になっております。全体の事業費といたしましては、ソフト事業として、水産祭りとか、今まで行ってきた沼島でした魚礁効果調査、ROVという機械を使いまして、昔投入した魚礁がどのような魚の増集があるかどうかというのを調査している事業がございます。それを含めまして、2、

123万8,694円という工事で行っているのが、この並型漁村再生交付金の事業です。

次に、離島漁業再生支援交付金ですけども、これは離島であります沼島のほうに、平成22年から26年まで、5年計画で行っている事業で、これは総額のうちの1,564万円の総事業費のうち、国・県・市が3分の1ずつという事業メニューで行っておる事業です。この事業は、沼島集落という集落で協議会をつくっていただきまして、その中で主なものといたしましては、稚魚の放流とか、各都市へのPR活動とかというようなことで事業を行っております。

次に、地域水産物供給基盤整備事業補助金ですけども、これは別名ストックマネジメント事業といいまして、施設が老朽化をしてきたと。うちですと、漁港がもう全部できているわけなんですけれども、その老朽化、いつ何年後にどこを補修するのか、修繕するのか、完全にやりかえるのかというような事業を、国のほうからそもそも漁港は国の補助金をもらって補助事業の中でやってきましたので、これから直す段階におきまして、それが何年後にどういう形で直すかという調査をしなさいという国の事業がございまして、これは平成23年度は灘漁港を行ったというようなことで、これの国からの割合に関しましては、それぞれの外郭施設、係留施設、用地輸送施設というような形で補助率が全部違いますので、ちょっと、もしあれであればまた、詳しくは言いますけれども、ちょっと補助率のほうは、何分の何ぼというのはちょっと現段階では言えませんので、申しわけございません。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 先ほど聞いておった、この並型魚礁で、国が6分の3、県が6分の2、市が6分の1というようなことで、市の持ち出しというのは比較的軽いなというような感覚を受けたわけですが、先般、テレビ放送等々で、瀬戸内海の海が余りにもきれいになり過ぎて、漁獲が激減しておるといような、私は認識を持っておるねんけど、こういうふうな魚礁の、瀬戸内海へのどんどん漁獲が落ちておる上においての一つの対応策として、瀬戸内海にもどんどん、今回は沼島でやって、ことしは南淡漁協ということは、これも太平洋側ですか。魚礁を放り込むのは。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） ことし南淡漁協のほうなので、播磨灘といいますか、瀬戸内海のほうではございません。ただ、これは5漁協、湊、福良、南あわじ漁協等ありますので、それは順番に年度ごとに回っていきますので、これは漁協の負担も5%いただいておりますので、これは随時説明会のほうにもいくと思います。ただ、今委員さんがお

っしゃった海がきれいになったと。確かに海がきれいになって、漁師さんも、それによっていろいろな海水質の規制が強化されまして、下水等、言っては何なんですけども、そこらでやっぱり海に必要な栄養源の補給が足らなくなってきたというようなことで、県も、市のほうも、これからですけども、下水のほうにお願いして、少し規制緩和の窒素、リンをふやしてもらおうような方策もとっていきたいなと思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 瀬戸内海の海がきれいになり過ぎてあかんというような話で、その辺は対応していただきたいなと。

もう一つ、ついでに課長、聞かせてもらうねんけど、これ、漁協の方に関しては、タコつぼとかいろんな、稚魚の放流等々事業をやっとるねんけど、この辺はどの事業でやっておるのか。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） 今、委員のおっしゃったアオリイカ、それから産卵用タコつぼ設置事業、これは市単独の事業で、毎年実施しております。これは国県でなしに、市単で実施しております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はこの辺の事業効果は十分あるというような漁業関係者から聞いておるので、今後とも稚魚の放流とか、海底耕うんとか、この魚礁、積極的に、課長も補助申請していただいて、この補助というのは、並型魚礁を、例えば、瀬戸内海がこないなってきた漁獲が落ちとんのやさかい、これを国か県かにそういうような申請を出されると思うねんけど、この辺はどういうふうな申請の手続をされておるんですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） これは当然、毎年、県を通じまして要望等がきます。それにのっとして、下部漁協に相談をかけまして、漁協が順番は先ほど言いましたように、順番、各漁協順番に回っておりますので、漁協の要望を聞いて、国のほうに申請を上げているというような状況です。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は補助金の総額が決まっておって、申請して、南あわじやったら、ことしはこれだけということで、漁協の中で割り振って順番に魚礁の設置をしていきよると、そういう理解でよろしい。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） この事業に関しましては、これと同じように築いそ事業で、投石、石を放り込む事業等があったんですけども、その事業のほうのメニューが変わりまして実施できなくなりました。ただ、この並型魚礁に関しましては、国のほうも今のところは続けていこうというようなことなので、早目、早目に県のほうにうちの要望は上げて、毎年できるようには心がけてやっております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 なないろ館の使用料についてお尋ねをいたします。

まず、この使用料。19ページです。

家賃でお貸ししていると思うんですが、今貸している業者は何名の方に貸しておられるか伺っておきます。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 現在、なないろ館のテナントにつきましては、12店舗使用していただいております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、その中でジョイポートさんは、私の知る限りなんですが、ジョイポートに向かって左の切符売り場とか上の食堂、それと、わたっていった右にあるあいているところがありますわね。そこがジョイポートさんがお借りしているところやと思うんですが、このジョイポートさんの家賃は幾らなんですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ジョイポート南淡路に関しましては、トータルですが、  
881万3,568円となっております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、あとの11業者については、大体で結構ですけども、店舗名  
なんかは結構ですけども、平均するとどのぐらいの家賃になりますか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 大体多いところでは35万円、これはなないろ館の外の  
ほうの店舗でございますが、ここに5店舗ありまして、その部分が35万円。それ以外の  
ところで約40万円から50万円というところが多いので、平均しますと30万円ぐらい  
じゃないかと思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これ、家賃で貸すという賃貸契約、書類できっちりとやっておると思  
うんですが、例えば、ジョイポートさんにお貸しをしている、そして、今度、今食堂が前  
に蛸八さんがやっておって、今違う業者の方がやっていますわね。そういう契約書の中  
では、又貸というか、そのような契約はどうなってますか。一旦貸したら、それを自由に借  
り、貸し、自分が家賃を決めていけるのか、その辺の契約書はどういうふうになっており  
ますか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 契約につきましては、相手方が現在、ジョイポートさん  
ということございまして、あくまでも私どもはジョイポートさんのほうと契約しておる  
というふうに認識しております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、これも、ジョイポートさんというと、仮に、大口です  
ので、聞いているので。ということは、ジョイポートさんがその食堂とか余っているところ  
を今、私が言ったエリア内を自由に好きなように、市に相談もせんとでも、そういう自



分が家賃を決めて、そういう契約になっているんですか。これは大事なことなので、きちんと契約書にそういうことは巻いてあると思うんで、その辺、ちょっと御答弁願いたいと思います。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 契約につきましては、あくまでも市とお借りいただいております相手方との間でございますので、又貸しとか、そういうところは市のほうでは認めておりません。あくまでも、今現在契約しておる相手方がやっていただいておりますというふうに認識しておるところでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、今回、北本君ですか、前の南ロイヤルホテルの料理長の方がやっているんですけどね。その方はジョイポートさんから家賃を決められてお借りしておるわけやな。そして、それは何ですか。市のほうに相談があったわけですか。今の課長の答弁ですと、市のほうがそういう契約書では、又貸しはできないというふうにとったんですけども、その辺はどうですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほども申しあげましたように、あくまでもジョイポートさんとの契約でございますので、ジョイポートさんが調理人の方を雇用してやっていただいておりますんじゃないかというふうに思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、ジョイポートさんは、ジョイポートさんだけでないわな、12業者は全て自分がもう権利を持って、やめるときには誰かやりたいと言えば、その人が権利を持ってそういうことができるということですか。そんなふうには聞こえましたがけれども。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと言い方がまずかったかもしれませんが、あくま

でも相手方はジョイポートでございますので、直営ということで。あくまでも、契約の相手のほうとの話で、そこが直営をしていただいておりますというふうに思っています。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私聞いておるのは、直営して、そういうところへ、一つのところへジョイポートの名前ばかり言いよるけれど、お貸ししておるのだ。貸して、今度、今そういう北本さんという人がやりよるねんから、そのときに、契約書の中では、もう市に何も言わんとジョイポートさんが勝手に好きなようにできるんですかということ聞きよるねん。今の課長の答弁やったら、好きなようにできると。これは大事なことなんや。この12の業者が自分がやめるときに、自分がやめるときに、自分の気に入った業者、誰でも契約できるんですかということ、そういうことは定款にちゃんとしてあるんだろ。どうですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 産業振興部の興津です。よろしくお願いたします。

まず、第1点、なないろ館の料金につきましては、平米当たりの単価で条例でうたっております。また、1階部分については1,680円、外の店舗には840円になっています。それで、今の募集の関係ですけれど、通常、公募をするわけなんですけども、今回の場合は、当初、食堂の厨房のある部分が、なないろ館ができたときにジョイポートさんで随契になっておりました。それで、反対側の団体のお店については、公募した中で蛸八さんがなつたと。それで、その中でジョイポート蛸八さんで両方の食堂をやるということ聞いてました。その中で、ジョイポート蛸八さんが出ていった中で、厨房のレストランの関係でありますジョイポートさんが片一方のほうの権利を持っていますから、そういう、やりませんかということでやりますというお話の中で契約をしております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと理解できひんねん。そんなもの、単純なことを聞きよんのやから、又貸しできるか、できひんかということで、これは恐らく、平成10年か11年に完成したと思うんです。何か聞きよったら複雑ですね。そのジョイポートさんと蛸八さんところで、その中の。これは、この点については、また一回詳しく聞きます。それがいろいろ耳に入ってくるんです。ほかの業者も入れてね。

ほかの業者はどうなんですか。例えば、私がやっておって、もうやめると。じゃあ谷口

さんやれやというようなことで、そういうことは通るんですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 原則的には、お店屋さんが出て行きますと、募集になります。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 部長ね、原則やというのは違うと思うねん。これだけの契約をするのに、きちっとした定款なり契約書を巻いとると思うんや。その契約書について、お聞きしとんねん。そんなことができるか、できないかということをお聞きしてます。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 契約書については、毎年ごとに契約を巻いております。そういうことで、又貸しということは契約書の中ではうたっておりません。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、そういう、今度どこかが空き家になったときは、まず、市のほうへ、やめる人は何の権利もないと。それでよろしいですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） お店をやめれば、その権利はなくなります。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと長くなって済みません。ここらはちょっと大事なことで、それと、例えば、今北本君がお借りしてやっています。お借りしておるということは、あのフロアを全面的に、私の聞くところによると、30万円でお借りしておると。そのお借りしている、私が思うのは、お借りしておるんだから、30万円家賃を払っておるんだから、このフロアは今、家賃を払っている人が権利があると思うんですが、ある方は、いやこれはジョイポートのものやと言って、勝手にはできひんというねんけど、これはどっち

が正解ですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 市のほうはジョイポートさんと契約をしておりますので、もし仮に北本さんがやるとしても、それはジョイポートさんと市の契約の中ではできないと思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、あのフロアについては、北本さんが家賃を支払って、やっけていても、隣の部屋をちょっと借りようと思ったら、ジョイポートの許可がなかったらあかんということですか。家賃はジョイポートが払っとれへんからな、その分については。その点はどうですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 使用料については、市はジョイポートさんと契約をしております、使用料の納付については、ジョイポートさんから納付を受けております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはまた詳しいことも、ここでやりとりをしておっても何やし、何か蛸八は入っておるし、ジョイポートさんも入っておるし、何かややこしい話やから、また後で聞くとしまして、この家賃については、これ、平成10年か11年にあそこが初めて営業し出して、そのときの家賃と今も、それからの家賃の変動はあるんですか、ないんですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 家賃については、条例の中でうたっておりますので、できたときからの料金の変動はないと思っております。

○柏木 剛委員長 ほかにございせんか。  
蛸子委員。

○蛭子智彦委員 今のところのページなんですけど、ここのサンライズ、それからサイクリング、ここに使用料というふうに出ております。それから、別のページで、これは雑入ですが、雑入では、サンライズ、サイクリング、施設使用料というふうに出ておるんですが、これはどんな分け方をしておるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ここの使用料で上がっている部分につきましては、サンライズについては11月1日から12月12日、この間だけ、市が直接管理しておりました。そのときのテニスコート等の使用料でございます。

それから、サイクリングにつきましては、前指定管理者が倒産した翌日、10月5日から次の指定管理者が決まるまでの間、12月12日まで、この間、市が直接管理しておりましたので、そのときに発生した使用料ということでございます。

それと、雑入のほうで上がっておりますのは、指定管理者のほうから、施設使用料として納めていただいた金額でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、直接、管理しておった市民の使ったお金ということで、理解したらいいわけですね。それはそれで結構です。

そしたら、これについては、後ほども出てくるんですが、未収ということで、これは係争中ということですね。これについては、今どんな話になってますか。指定管理料の未納分ですが。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 倒産したその指定管理者の現状でございますか。

以前に指定管理者となっておられましたこの会社でございますが、昨年10月に倒産して、破産手続をしております。現在、破産管財人によりましていろいろな調査を行っておりますのでございまして、先般も第3回目の財産状況報告集会であるとか、また計算報告集会がございました。その中で弁護士から聞いておる内容につきましては、現在、資産の調査等をしておるところでございまして、まだ、当分時間がかかるというふうな内容で、現在、調査中という報告を受けております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 調査中なのですが、もう一度確認したいのですが、債権者会議で債権の確定をまだできてないのでしょうか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのとおりでございます。まだできておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 しかし、その確定できてないというのはちょっとおかしいんじゃないですかね。その債権者はもう全体は決まっておるわけでしょう。手を挙げて、債権があるということを名乗り上げている方は確定していると思うので、債権の総額は確定しているのではないですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 債権額、市のほうから申請しております額については確定しておりますが、それがまだ認められてないという段階で、その調査中という段階でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 債権者会議には何人ぐらい参加しているんですか。債権を持っているのは何人ぐらいあるんですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 最新では、この9月10日に行われたんですが、ちょっと私、その席には参加してなかったんですが、うちの担当の者が行ってまして、聞いておりますと数名であったということ、10名足らずであったということでございました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ここで言うところの、南あわじ市の債権をもう一度言っただけですか。主張している債権の金額。それと、その内訳ですね。

○柏木　剛委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　現在、市のほうで申請をしております債権が2,272万3,805円でございます。その内訳につきましては、サンライズ淡路サイクリングターミナルの施設使用料の未納分で2,154万7,514円、それから、それに加えて、電気代、電話代で支払いしておる分がございまして、電気につきましては129万40円、電話が3万4,251円、それと、もう1件、相殺処理といたしまして、市のほうにあります売掛金、これが14万8,000円、これを清算しまして、先ほど申し上げた2,272万3,805円が債権ということでございます。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　この債権の総額が認められない理由は何ですか。

○柏木　剛委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　まだ確定ではなくて、これはうちのほうの調査で出している金額でございますので、認められないとかではなくて、破産管財人の弁護士のほうでこの金額を今現在、調査しているというような内容でございます。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　こういった事案ではなかなか交渉ごとは難しいかと思うんですけど、このトータルのおおよその概算的なものは出てないんですか。債権者会議の中で、それぞれ主張して、10名足らずということなんですけれども、それぞれの主張する金額というのは出しておると思うし、またその概略的なことは管財人に聞けば、おおよそのことは出てくるのではないですか。

○柏木　剛委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐）　　サンライズ淡路サイクリングターミナルの件ですけども、9月10日に第3回の、これは財産の状況報告集会、計算の報告集会、破産手続廃止に関

する意見聴取ということで、裁判所の中で破産管財の弁護士と手続上の話がございました。その中で、私が聞いておるのは、とりあえずは先に労働債権について処理をするということで、賃金の立替払いが終わりましたよと。それで今、資産の状況調査の中間的な報告があったということで聞いております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは管財人の考え方だろうと思うんですけども、債権の総額そのものを示してもらうような話はできないですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） その会議の中では、債権の金額についてはまだ明記されておりません。話の議題には、債権がどれぐらいあるかという話はされておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 されてないので、それを示してもらうようなことは主張できないのですかということなんですけども。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） まだ、弁護士同士、話をしている中で、まだ確定してないということなので、まだ、聞いてもはっきりした数字は出てこないと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはいつごろが目途になるんでしょう。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） まだ、さっきの第3回目の集会在9月10日に行われたわけですけども、次回12月10日に開かれるということは聞いておりますけれども、そこではっきりと出るとは聞いておりません。



○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一番金額的にはやはり南あわじ市の金額が一番大きいのかなという印象を持っておるわけなんですけれど、やはりこれは当事者の権利として、やっぱり管財人にも早くしっかりやってもらうようなことを言わないといけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点、どのようにお考えですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 先ほども言いましたように、管財人については、現在、その調査に入って、今聞いておるところでは、サンマックスの、今サンライズが使っている備品等の調べに入っているということを聞いております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのいろいろ倒産、管財というような、こういう会社の問題で、いろんな事例もあると思うんですけれども、やはりそれぞれの当事者の重さというのか、強さというのか、やはり管財人に強く主張していただきたいという思いがあるわけですが、それは管財人が示すとおりのことしかできないんですか。こちらから強く主張することはできないのかということを重ねて聞いておるわけなんですけれども。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 要望はしますけれども、電話のやりとりの中では、なかなか数字はつかめてこないということを聞いております。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 先ほどサンマックスのお話が出たんですが、実は税金も未収が出ております。破産手続の開始決定が1月4日になされたわけなんですけれども、10月から事業は停止しておりまして、管財人のほうから2月28日付で破産の決定、入湯税、それと給与の特徴、特別徴収分、従業員の分ですけど、これが8月、9月分がございまして、それで管財人のほうから申告書が提出されました。それで、もう既に破産決定がなされた後でございまして、差し押さえ等の滞納処分ができなかったということございまして、当然、それまでの分は全て完納はされておったわけなんですけれども。それで3月に入っ

て、3月12日に第1回目の債権者集会がございまして、それまでに交付要求ということで、管財人のほうへ入湯税が18万1,800円、給与特徴が6万2,800円に、延滞金をつけて、合計で24万9,900円、これを管財人に交付要求をいたしております。

それで、先ほどの御質問と関連するわけでございしますが、破産法による破産債権につきましては順位がございまして、まず、財団債権というのがございまして、これは何かと言いましたら、弁護士さんの費用、それから裁判所の費用、それと給与については3カ月分、それと1年以内の税がこの最も優先権のある財団債権ということでございまして、こちらとしては、破産管財人が当然、清算において、その滞納税は支払いできるものということで申告があったものだということでございまして、そして、いずれはこれは入金するであろうと考えております。

それと、先ほどサンライズにつきましては、財団債権があつて、次に優先的債権、一般債権、劣後債券、この4種類がありまして、上から順に配当をしていくところがございますので、税の滞納もあるということで御報告させていただきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 産業振興部長、えらい蒸し返すようで恐縮なんですけど、もう一度確認とりたいんです。私どもさっきしゃべりよったら、もう何か蛸八の話が出てきてね、何か混乱したんでね、ちょっと大切なことなんや。それで、もう一度確認させていただきます。

ジョイポートさんと、これは以前は蛸八さんも関係しとったんか知らんけど、市は要はジョイポートさんと契約をしたら。それで、又貸しやな。又貸しは、私はできるんかできひんのかということをお聞きしたかったんやけども、あくまでもジョイポートと契約を市がしたらから、又貸しはできないということですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） ジョイポートさんと市が契約をしております。それで、その中には又貸しということはないですね。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 現実、又貸ししたらから、又貸しはできひんのか。市と契約したら、今度貸すときは恐らく市に相談もしてやるんが正解と違うんか。契約がない

や言うのはおかしいんちゃうか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 当初聞いているのは、ジョイポートさんが北本さん連れて来て、そこでジョイポートさんが営業しますよと。そういうことで契約をしております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 市としたら、お貸しするときにはちゃんと契約書して、ジョイポートさんと契約したら恐らく又貸しができません。これは例えばアパート経営にしたって何にしたってね、これは契約書巻いたらそんなん勝手に住居人が次入るや言うてそんなことできひんのもこれはもう当然ですし、それと同じ理屈やと思うねんけども、そうじゃないんですか。一たん蛸八さんがやめたら、今度、市がそういう権限があるん違うのですか。入るとる業者が勝手に値段も決めてやるやいうことは、これは違うんと違いますか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○阿部計一委員 産業振興部長もそれはもう旧南淡のことやから、それは詳しいにわからへんけど、これは平成10年、11年、いろいろ複雑な事情があったんや。そやから、その契約も複雑になつとんの違うかと、私は思って聞きよるねや。詳しい人に答弁してもらったらどうですか。又貸しができるんかできひんのかっていうことや。普通常識からいったら、そんなん市の建物から出るときに、おまえ貸したるわいうことはできへんで。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 私もかつて観光課長を務めさせていただいておりました。その経験からお話をさせていただきます。

私の認識しておったところでは、あの2階のレストラン部分については、当時のジョイポートと蛸八と連名で契約をしておったというふうに記憶しております。二、三年前ですか、蛸八さんが営業をやめられるということで、市のほうからその跡地についてはどうしましょうと。ジョイポートさんもやめるようでしたら公募にかけますがというようなお話を持っていったところ、ジョイポートさんが2分の1の当然権利がございますので、ジョイポートが直営でレストランを経営したいということで、随意契約でジョイポートさんと

契約をさせていただいたというような経緯があったと思います。

○柏木 剛委員長           それでよろしいんですか。できるかできないかという話も。

○阿部計一委員           直営でやりたいということは、直営でやってないねんから、家賃をとって、今言いよる北本さんが独自で経営をされとるんやないか。ということは、又貸しと違うんですか。

○柏木 剛委員長           市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）        当時は、ジョイポートさんが直営をすると。レストラン蛸八さんの後、ジョイポートが直接運営したいということで随意契約にしました。

その後につきましては、今レストラン部門で実際に営業しておりますが、それがジョイポートさんがその方から地代をとって運営してるのか、あるいはジョイポートさんがその北本さんという方に給料を払ってしていただいておりますのか、その辺については産業振興部のほうでもつかんでいないというのが現状だと思います。

○柏木 剛委員長           阿部委員。

○阿部計一委員           私がつかんどるから言いよるねや。ほんでな、何で言いよるか言うたらな、そないしてあのフロアを30万も大金で借って、人形会館もできるとかなんとか言うて、これはもうそういうことでその人が料理長やりよったからやっとなねん。ただ、借って払ってるところを、ある人が借りる言うたら、ジョイポートが文句を言うてきてな。それはそなんうちの許可なかったらうが悪いとか、そういう話が出てきとるわけや。そやから、又貸しをしとるのに、それやったら借ったほうはそのフロアをどう使おうが、ジョイポートがとやかく言うことは僕はないと思うんやけど、その件どうですか。

○柏木 剛委員長           市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）        当然今までにもあそこのテナント12店舗入ったんですかね。経営をやめると。

○阿部計一委員           12店舗ちゃうねん。上のフロアだけや。

○市長公室長（中田眞一郎）        ええ。というようなときについては必ず、前の方がやめら

れたときには公募で広報で募集なりして、一般の方にも参入機会を与えるというような方法で次のテナントを決めております。ですから、ジョイポートさんが他のテナントをやめられて、ジョイポートさんの許可が要るといふようなことは決してないというふうに思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 決してあるよって、私は今質問にしよるねん。ほんで私もあんたもな、室長も知ってのとおり、私も実はあのときは浪人中やったんで、一角を応募にして抽せんで負けましたけども、そういうことあるから、あくまでもあそこは公募やと。おりるときは、これはもちろん市に返還して、市が権限を持って公募をして、それで業者を選定すると。私はそない思っとるんや。小さな面積やったですけどね。ですから今回のことは、完全に違法な譲渡をしとると思ふねんけど、その点どうですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） その手法につきましては、阿部議員のおっしゃるとおりでございます。担当部につきましても、そのとおりやっておるといふふうに思います。

ただ、今回の場合、現状はということになりますと、蛸八さんの後に新しい方が入ってきて、片やジョイポートさんが経営しとるのではないような形態があるというところで、担当部のほうもそこまで詳しくは調査はしておらないと。あくまで随意契約するときには、ジョイポートさんが直営で、ジョイポートがレストラン経営をしたいということで随意契約になったということをしていまだに信じておりますので、今議員さんのおっしゃるような又貸しというような行為があったのかどうか、確認する必要はあると思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それでね、私もそれを、そやからやったことが不正やよってっていうそんなんじゃなしに、ただ、家賃を出して借とんねんな。借とるということは、このフロアについては今使ってる人に権利があると。そうでしょ。それをジョイポートがとやかく言うて、がたがた言うから私はここで正式のことを言いよるんです。そやからもうそんな譲渡したかったら、それはそれでええがな。そやけどそれははっきりと、この阿部計一が言いよった言うとってくださいよ。はっきりと。そんな一々文句を言うてきてね、北村君が貸したる言うたら使ったらええであってやな。それを何でやな、家賃まで30万とってやっというて、そういうことを言うてくるのだと。それを言いよるねん。どうですか。筋

通った話でしょ。そんな権限はジョイポートにないでしょうがな。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思っています。ただ、テナント12店舗、お貸しはさせていただいておるんですが、権利はございません。例えば、このカーテンを変更するというようなことでも、そのテナントのほうからは市に許可を求めて届け出いただくと。内装を変えるときでも許可をいただくというようにことにしておりますので、逐一担当部のほうには報告があるものというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私言いよるのはね、今そういう1フロアを30万でお借りしとんねん。そのフロアについては、今家賃を払ってる人が権利があると違いますかと。それについてジョイポートさんが一々クレームをつけることはいかがなもんかということをお願いするんですよ。どうなんですか。これはジョイポートさんが権限があるんですか。その点を聞きよるんです。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 先ほどの部長の答弁と重なるかと思いますが、ジョイポートさんには市のほうと正式に契約をさせていただいて、毎月毎月使用料をいただいております。今、議員さんのおっしゃるようなレストランの経営者からは、市に対してそのような使用料はいただいております。ですから、もし仮にレストランの方が使用料を納めておるといふことであれば、市以外の方に納めておるといふことで、議員さんの言う又貸しにつながるんですが、その実態は全て把握は今していないというところでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私のばかり言っても何やけど、室長な、結局これは北本さんがここへ来て言うたんじゃないし、ジョイポートさんから借っとんねや。ほんで30万の家賃を払いよるんやということは、ジョイポートさんが執行部のほうへそういう話があったんかないんか知らんけど、又貸しはしとるといふことには間違いはないでしょ。それで、借った者がそのフロアをどない使おうが、そない市に損害与えるような使用目的でお借りするのに、一々ジョイポートのお伺いを立てて、ジョイポートからわざわざクレームをつけ

られるやいう権利は私はないと思うんですけども、それをお聞きしとるんです。又貸ししたよって、これをどないせいとか、今さらそんなことを言うこともないわけです。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 基本的には、ジョイポートさんにはお貸しはしておりますが、勝手にフロアを自由に改造していいと。

○阿部計一委員 改造やそなん言わへんで。

○市長公室長（中田眞一郎） はい。そういうような権利は当然与えておりません。箸のこけたまでもとは言いませんが、少し見えるような形で内装なり改造する場合には必ず市に届けていただきたい。市の許可をもってしていただきたいというようなことで。これはもうジョイポートさんだけじゃなしに、全店舗そのようにお願いはしております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もうこれで終わります。

これは本人がクレームをつけられてんから、こうやってこれはジョイポートの社長によ言うといってください。阿部計がこない言いよったって。おたくそんな権利あれへんやないかと。はっきり言って、家賃は払った者がそこを、阿部さんおまえちょっと使ってくださいということが何で違法なんだと。それは市と・・・違法になんのけ。

○阿部計一委員 いやいや、又貸しって、現実蛸八で借っとんのでえか、30万で。直営でも何でもなくて。一生懸命やりよんのやから。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 実態把握を部として、していきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 ちょっと2時まで、もう1問受け付けします。

ほかに質疑。

阿部委員。

○阿部計一委員 終わりやけどな、何かもう、一たん借ったところがよ、又貸しして家賃

までとりよんのに、この権利まで主張することができるんけっていうことを言いよるねん。  
そんなことできひんとわしは思うんや。

○柏木 剛委員長 ちよつとここで暫時休憩します。  
再開は2時5分とします。

(休憩 午後 1時53分)

(再開 午後 2時05分)

○柏木 剛委員長 再開します。  
引き続き、歳入、12ページから63ページまでを引き続き行います。  
審議したいと思います。  
質問ございますか。  
印部委員。

○印部久信委員 57ページのうずのくに南あわじ施設使用料ですが、これは売り上げの3%ということだったと思うんですが、この決算資料を見ておりますと、2年前、3年前まで、このうずのくから出資配当金が入っていたんですが、去年、おととしぐらいから出資配当金が決算書に上がってきてませんが、まず理由をお聞かせ願えますか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） やはりそれは配当がないから、この前は計上になってないと。配当があれば入で上がってくるんですけど、それはやっぱり配当がないから上がってないと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 まあ当たり前の答えですわね。

○柏木 剛委員長 副市長、どうぞ。

○副市長（川野四朗） うずのくににつきましては、皆さん方のお手元には決算書は行っていないわけなんですけど、私も取締役なんです。



4年間配当はございません。それはやっぱり営業成績がよくないということでございますので、一昨年だったか、十何万ぐらいの黒になってたんですが、あとその4年前にさかのぼって3年間は赤字ということでございますので、収益、配当金はございません。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、私が聞きよること答弁が先行してしまっていて質問しにくいんですが、うずのくにの出資金のトータルが3,000万円だったと思うんですね。市の持ち分が700万円、23.3%の市の持ち分だったと思うんですが、これは部長、3,000万円の出資金で、個人で一番より多く持ってる方はどれぐらいの株数を持っておりますか。

○柏木 剛委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 株主の状況を言います。

南あわじ市が140株、23.3%。それから、支配人が60株、10%。もう一人職員で、60株持ってる方が二人おまして、それも10%ということでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、今のお話を聞きますと、南あわじ市がいわゆる筆頭株主ということなんですね。このうずのくになんですが、このたびの人形会館の建設に伴いまして、大鳴門橋記念館から人形会館が出るということで、私は思うのに、今後このうずのくにの営業にいろいろマイナス作用が出てくるんじゃないかと思うんですね。

先ほど副市長が言っておりましたように、23年度の損益計算でやや黒字ということであったように、8万円ぐらいの黒字言うたかな、それぐらいの黒字ということであったんですが、単純に計算した場合、大鳴門橋記念館で人形浄瑠璃を運営していた場合に、おおむね年間3万人の入場者があったと思うんですね。ことし以降、どういうふうな動きになるかわかりませんが、単純に計算した場合、3万人の方が1,000円の買い物したって、年間3,000万円の買い物になるわけですね。使用料2,200万円ということは、みさき荘と大鳴門橋記念館とを合わせて7億円ぐらいの売り上げであると。単純に計算しても3,000万、4,000万の売り上げが減っていくわけですね。そういう場合に、このうずのくにというものが今後経営が悪化しないかという懸念がするわけですね。市としても、23.3%の筆頭株主であるということであると思うんですが、24年度以降のこのうずのくにの経営について、市はどんな見通しを持っておりますか。

○柏木 剛委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今回の補正予算の中にもトリックアートの負担金を基金から取り崩して、1,000万円うずのくに行くようになってます。やはり議員がおっしゃられるように、人形座が出るとやっぱり影響が出てくると思います。ですから、あそこの今人形座がおったところをどのように活用して、そのマイナスを埋めていくのかいうことを鋭意検討はしてるわけなんですけど、とりあえずこの24年はトリックアートというふうなことで、かなり人も集めておるようです。夏休み中なんかは非常に多かったようでございますので、そういうものである程度は回復できるだろうと思っております。ただ、過去4年間にわたりまして、余り営業成績がよくないというようなことでございますので、私も南あわじ市から出ております、筆頭株主から出ております取締役といたしましては、何とか今年度とは言わず、来年度は必ず収益を改善するよにということの取締役会でもそういう意見を申し上げております。そこにおられる皆さん方もやっぱりそういう危機感を持っておられまして、何か新しいものをどんどんと投入を考えていかないと、なかなか運営がうまくいかないだろうということを思っておるようでございますので、我々もそういう者と一緒になって、何とかマイナス分をカバーをしていけるような、あの人形座の跡地を利用していきたいというふうには考えております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 人形座建設に6億数千万円使った。また大鳴門橋記念館の人形座の出た後の跡地の改造も、聞くとところによると2億円近い金を投資して何か改造するとかいうようなことも聞いております。そうなりますと、8億円の公費を使って、うずのくにもマイナスになった、人形座も経営うまいこといかんやいうことになったら、これはもう税金の無駄遣いも甚だしいんであって、何とかこれうずのくにも後を立ち行くように、市も出資社の筆頭株主として、やっぱり善処していただいて、何をさておいても、うずのくのに社員というのは昔のみさき荘の職員が圧倒的に多いんであって、その人たちが会社を起こしてやっておるわけですから、何とか立ち行くように配慮してやっていただきたいと思っております。副市長、それについて、もう一遍答弁していただけますか。

○柏木 剛委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） それはそういう話でございますので、先ほどおっしゃったように立ち行くように、今回もトリックアートをすると。それについては大鳴門橋基金から1,000万を補助して立ち行くようにするということにしております。来年度以降は、

継続して話し合い中でございますが、御意見のようにしたいと思っております。

○印部久信委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ページ数でいきますと、滝川文化振興基金の元利収入、47ページですか。これが226万2,240円あると。それから、ページ数がちょっと見失ったんですが、金利収入、基金の金利収入が15万2,925円あるというようになっておるわけですが、これはちょっと出のほうにもかかわるんですが、委員長よろしいですか。出のほうとも関連があるんですけども。

○柏木 剛委員長 どうぞやってください。

○蛭子智彦委員 基金費として、今年度208万7,000円が滝川文化振興基金積立金というふうになってるわけですが、合計が33万8,165円ほど足りないわけですが、これはどういう理由からですか。

○柏木 剛委員長 ちょっとページ数がわかったほうがみんなついていきやすいんですよ。

○蛭子智彦委員 そうですね。公債費の340ページですね。歳出のほうですけども。順番にいきましょうか。順番にいきますと、まず47ページの滝川奨学資金貸付金元利収入が226万2,240円ありますね。それから、金利収入が41ページ、滝川文化振興基金利子が15万2,926円ありますね。歳出の滝川文化振興基金費、これが340ページですけども、これが208万7,000円ということになっておるわけですが、この滝川基金の利子と奨学金の元利返還を合わせると242万5,000何がしかになりまして、33万8,000円ほどがこの基金の関係の、いわゆる果実の部分と返還金と合わせた分と基金費に積み立てた金額と合わないんですけども、これの説明をいただきたいんですが。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 最終予算を置いたときに、積立金の予算をおいたとき以上に、

年度末に元利収入が余計に入ってきて、歳出予算が足らなくなったためと思われます。歳出予算が足らなくなったので、その分三十数万円積み立てができなかったということで、その分については次の年度、24年度で精算をして積み立てるようにしております。

○蛭子智彦委員      ちょっと意味がわからないんだけど、もう一回言って。

○柏木 剛委員長      財政課長。

○財政課長（神代充広）      予算の歳出予算が208万7,000円しかないんですよ。本来ならば241万5,000円積み立てをしなければならないということで、予備費なんかを充当すればできるんですけども、歳出予算がないので、次の年度で足らず分については精算をして、次の年度を積み立てようと。そういうことで毎年度処理をしております。

○柏木 剛委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      ちょっとわからないんですが、この歳入は現金ではないんですか。歳入に計上されてるお金は現金ではないの。

○柏木 剛委員長      財政課長。

○財政課長（神代充広）      いえ、現金で当然いただいております。歳出の予算がないんですよ。208万7,000円しか。

○蛭子智彦委員      利子が15万2,000円入って。

○財政課長（神代充広）      それは入ですよ。歳入予算はあるんですけども。

○蛭子智彦委員      どこか使ったこと。

○財政課長（神代充広）      いや、歳入は幾らでも受けれますよね。予算置いとって。余計に入っても受けれますが、歳出は予算以上に支出できない。積み立てできないということで、こういう現象が起きておるということで、それは次の年度に精算をして、その分足らず分は積み立てをします。そういうふうにしておるんです。

○蛭子智彦委員      ちょっとそれでも。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 要は、滝川の奨学金が幾ら入るかというのは2月の中旬ぐらいに補正予算しますよね。その時点では入出はおうとるんですわ。それ以上に、それ以降に余分にその奨励金が入ってくるんで、その分については翌年度で精算をしているんで、毎年その二つの入の額と出の額を足せば合わないということで、1年おくれで端数分については精算しとるということで御理解いただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。

○蛭子智彦委員 わかりました。何かに流用とか使ってるということはないということがわかればそれで結構です。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 35ページの、これもまた林業費の補助金、森林病虫害駆除予防事業補助金いうたら、これは松くい対策で、これは10分の7の補助でやっとする事業やと思うんですけど、まずこの辺の補助率について、私の認識で間違いないか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 農林振興課長の松本です。よろしく申し上げます。

谷口委員御質問の森林病虫害駆除予防事業費補助金1,752万6,200円につきましては、補助率につきましても、この事業自体がヘリコプターである駆除、並びに地上からする駆除、それからその駆除の仕方の中で松くいにかかった松を伐採する等、六つの事業の中で行っておりますので、その補助率につきましては50%であったり、100%であったり、委員御指摘の70%であったりということで、六つの事業の中を合わせますと、この1,752万6,200円となります。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺の効果よ。要は松くいのヘリ散布で、松くいの害虫駆除やった効果はどういうふうな御認識をお持ちですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 松くい駆除の効果につきましては、担当課としては例年並みの効果があったと考えておりますが、市のほうに対する御意見につきましては、淡路島内全体で松くい駆除をした区域を含めて、駆除をしてない区域にも最近松くいによります赤くなった松が出ております。これにつきましても、県の担当と、きのうも打ち合わせをしたんですが、ことしの夏につきましては非常に盆以降、高温、少雨ということで、松自体が体力がなくなっている。そういうところで、年越しの松枯れというような形で松くいに侵されているんですが、通常でしたら体力で持ち直すんですが、ことしについてはもう枯れてしまうというような現象が島内ではよく見られるということで、市の農林振興課には、松くいの枯れた松が多いんじゃないかという御意見はございます。ただ、御存じのとおり、松くい駆除の面積につきましては兵庫県下でナンバーワンでございますし、全国で見ても松くい駆除の量については非常に多い市でございます。それだけ松を守ろうという意欲は十分あるんですが、なかなか自然が相手ということで御理解いただきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私も課長と全く認識同じで、あんまり効果があらわれてなくて、松くいがどんだん、私は西淡町のほうが特にひどいんじゃないかと。このエリアで、この辺の補助を抜本的にもっと補助金の獲得をしていただいて、積極的に空中散布とかへり散布なり地上散布をやるべきというような、この辺は課長、もう限られた予算の中やさかいに、毎年これぐらいでこのエリアを1回やったら1回ぐらいの散布でもう終わりよるような現状やいうのを、私はそういう思いがあるねんけど、もっともっと2辺でも3辺でも散布時期、いろんな専門家の御意見を聞いて散布されと思うねんけど、その辺散布の頻度を回数ふやすとか、その辺は無理なんですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 松くいの散布状況につきましては、自然体系を壊さない程度に散布をするということが県の大前提でございます。ただ、それと最近では人家、それから道路から200メートルを離して散布をするということで、非常に散布区域がそういう法律の関係で狭まっているというのも現状でございます。ただ、当然散布する薬剤につきましては、効能とか効果等、あと効果が持続する期間とかもございまして、御指

摘のとおり何回もやるというのはちょっと難しいと考えております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連して、次は鳥獣被害が一緒のところやからきいてもかまんけ。

この鳥獣害も補助金でこれも3,800万ほどの決算をしとるねんけど、この辺の補助率は2分の1が県の補助で、市がこれに見合うだけの金出しとんのか。それと、この辺の効果、お尋ねします。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 農業振興部の神田です。よろしくお願いたします。

まず、35ページの鳥獣被害防止総合対策事業補助金3,877万7,282円、これについては防護柵、国庫事業の防護柵でハードとソフトがございます。ハードについては、このたび26キロの防護柵を設置しております。ソフトについては、「かぞえもん」の箱わなを購入しております。合計がこの金額になりまして、これについては国の補助率100%でございます。

続きまして、シカ捕獲実施隊編成支援事業補助金420万3,437円、これについては鹿の捕獲隊を編成しまして、個体の削減に五つの猟友会が参加していただきまして、有害でとっている期間の支援事業費でございます。これについては県が50%、市が50%です。

その次の、シカ緊急捕獲拡大事業補助金38万1,000円、これについては一般猟期、11月の15日から3月の15日の一般猟期、これについて鹿について県単事業ということで取り組んでおります。これについては県が13%、残りが市が87%負担。ただし、その負担の80%が特別交付税としていただくことになっております。

続きまして、野生動物防護柵集落連携設置事業補助金36万6,500円、これについては先ほど述べました防護柵が国庫事業と県単の事業がございます。県単の事業の分の防護柵の設置の事業でございます。これについては県が12%、市が73%、地元15%というようなことになっております。効果ですけども、毎年農会、150集落ぐらいにアンケートをとっております。このたび本格的に初めて3年目になるんですけども、前年度より被害額が少なくなったという集落がふえてきました。ふえてきた集落を見ますと、昨年度、国と県の事業を合わせて防護柵を大方28キロ実施しております。この防護柵を設置したところが被害が低減してきたというような回答をいただいております。この猟友会の人の中では、山へ上がっても頂上にはなかなか鹿が見当たらずへんねんけども、被害はそんなに減ってないであろうと。山裾へおりて行って、相変わらず被害個体をやっぱり撲

減せな難しいんかなというふうな回答でございました。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、柵はほんなら国からの100%補助でやっとなら、労務つちゅうか、これは地元が柵の取り付けをやっとなら。そういうのは資材に関しては市の持ち出しはなしに、全額そういうようなことでやっとなら。その柵したところはある程度効果が上がっとならということやね。その辺の地区の要望っていうのは、今でもまだまだかなり柵延長やられっとならと思うんやけど、その辺の地元要望はかなりまだまだあるんですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 先ほど言いましたように、柵なんですけども、平成21年度からふえてきまして、要望が。大体20年までは大体3キロぐらいだったんですけど、21年度に12キロ、22年度に18キロ、23年度に今言いました28キロ、24年度が今10キロ足らずのようです。うちとしては、地元から上がってきた柵の要望はある程度クリア、100%ほぼクリアしていったる状況でございます。だから、ちょっと落ちついてきたんかなというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 捕獲隊というか駆除隊のほうの個体の最終処分についてお尋ねするねんけど、私もしょつちゅう聞いとったら自己消費っていうか、みずからが消費するのと、それと駆除したやつを埋設っていうか、埋葬しよるというようなことを聞いとるんやけど、淡路市さん等々のこの個体の最終処分について、若干違いがあるということも聞いてるねんけど、その辺は最終処分っていうか、今、山の自然環境がかなり、しっかりとした個体最終処分していただかなくて環境破壊されてるような状況にあるって、私も聞くねんやけど、この辺の事実っていうか、この辺、私把握してないねんけど、淡路市さんは最終処分にはそういうような業者に委託して処分しよるかいうようなことを聞くねんけど、その辺の実態、淡路市と洲本市と南あわじ市との駆除した自己消費、埋葬、その辺の違いをわかる範囲で。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。



○農業振興部次長（神田拓治） イノシシを例にとりますと、南あわじ市については許可基準が埋設、自家消費でございます。洲本市も埋設、自家消費でございます。さっき言いました淡路市については埋設、自家消費と岸化学への処分があります。

例えば、淡路市でありますと、自分で処理した場合、補助報償費として1頭当たり8,000円、イノシシの場合8,000円。岸化学へ委託した場合は岸化学の処理料は市のほうが負担して、本人には6,000円というような。この割合は、23年度1,106頭、淡路市はとっておるんです。イノシシを。何ぼ岸化学へ委託したかっていうことはちょっと把握はまだしておりません。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この捕獲したやつの補助金というのは、先ほど課長の説明で420万円というのは、これはハンターというか猟友会のほうにいとると。今言った1頭当たり8,000円では何とかいうやつの金っちゅうのはどのとこから出しよるんですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 先ほど例に出した420万の分で説明させていただきます。これは有害の鹿の捕獲隊に渡す報奨金でございますけど、内訳みますと、先ほど言いましたように、猟友会の班編成で行っております。この4月1日から11月の15日までの料金なんですけど、この間に延べでいたしまして、733日出役していただいております。その割合といたしまして、1人当たり、1日出役したら、計算上は9,000円ぐらいいただけると。1頭とれば、5,000円渡しておるといような計算で、県が50、市が50で配分して、この県の補助金が400万円というようになってます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 決算の中に、この今やったのについて、今まででも1匹とったら何ぼ出しよるいうやつはどこに出とるん。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） この決算には、1頭当たり何ぼいう金額は出ておりません。

○谷口博文委員           ほなまた後で聞いわ。

○柏木 剛委員長           ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員           49ページ、フッ素塗布個人負担金42万5,000円、これ歯のフッ素を塗布することだというふうに認識しておるんですけども、個人負担金、個人ってどのぐらいの人数なんでしょうか。

○柏木 剛委員長           健康課長。

○健康課長（小西正文）       健康課の小西いいます。どうぞよろしくお願ひします。  
これにつきましては、乳幼児の歯科の健診のときにフッ素塗布をしておりまして、1人500円で負担金をいただいております。

○長船吉博委員           何名ぐらい。

○柏木 剛委員長           健康課長。

○健康課長（小西正文）       その人数につきましては、2歳児歯科健診とか1歳6カ月健診等の歯科でやっております、毎月その年齢に該当する人ということで、大体300人から400人おりました、その12分の1が毎月になってきますので、それと2歳と3歳児健診等の乳幼児にフッ素塗布してるということで。割ったら850人です。

○柏木 剛委員長           長船委員。

○長船吉博委員           850人。これフッ素いうたら、ある人から聞いたんやけども、年に3回せな効き目がないうて言われてるんですよ。そやから当然これは850のうち、複数フッ素塗布してもらってる人がおると思うんですけども、そこら状況はどうなんですか。

○柏木 剛委員長           健康課長。

○健康課長（小西正文）       乳幼児健診のうちで実施しております、それを過ぎますと個人対応で実施していただいておりますので、あとは歯のブラッシング指導等、歯科衛生士さんに指導してもらくなり、保育所等での指導という形でブラッシングのほうになって

くると思っております。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 乳幼児でも、2歳、3歳児までだ。ほんならその中で850人おんねんよって、年間に3回、このフッ素を塗布せな効き目がないって言われとるんですよ。ですから、当然複数受けられる子がおるんでしょというふうな質問だったんですけども、もうそれでええんで、その乳幼児に対しての当然その個人負担金ということは、補助金、助成金があるわけですよ。この乳幼児に対してのフッ素塗布に対して。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 補助金等につきましては、母子保健法で定められた乳幼児健診ということで、その中の補助金という形では入ってこないわけですけども、交付税とかの関係はちょっと今認識しておりません。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 あんな、わしきのうからこれ悩んどんねん。一生懸命な、出のほう探すねん。衛生費ない。民生費ない。教育費ない。そやけど個人負担って、これ出とるんやな。全然あらへんねん。もうずっときのうからずっと探しよんねんけど。ほんで僕だけであかんのでやな、うちの会派の人にも言うて頼んでんやけど、どこにもあらへん。これちょっとそこら出のほうはもう全くこれはなしなんですか。

○柏木 剛委員長 わかりますか。今の質問に対して、説明できますか。  
健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 歳出につきましては、4款の衛生費、そのの。

○長船吉博委員 何ページ。

○健康福祉部長（藤本政春） 申しわけございません。165ページの母子衛生費の委託料の中に含まれております。

○長船吉博委員 母子保健委託料の中。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 母子衛生費の委託料の中にそういうものが含まれておりまして、附属資料で言いますと、85ページに母子保健事業の状況ということで記述しております。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕質問せんでもほかの人してくれよるので。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 申しわけございません。受診者数の実数がこうであって、現実に850名といたら、先ほど言いましたように1人が2回とかそういう受診をしておりまして、延べが850名ということでございます。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 やっぱり歯というのは子供にとっても、人にとって非常に大切なもので、こまめなときからそういうフッ素の塗布というのは僕は必要ではないかないうふうに思いがしております。ですから、やはりもっと年に3回ぐらいはしなくては効果が出ないというふうなことも言われておりますので、できるだけ啓蒙していただきたいなというふうに思っております。それと、もう少しわかりやすくフッ素塗布であればフッ素塗布で、この決算書にでも分けて書いてほしいなど。きのう晩からずっと探しよるんですけどな、ほんまに。ほかの人にも聞いてあれへんねんあれへんねん言うて聞きよるんで、もう少しそこらを明確にしていきたいと、委員長、要望しておきます。

○柏木 剛委員長 はい。よろしいでしょうか。答弁よろしいですか。要望だけで。ほかにございせんか。質疑。  
原口委員。

○原口育大委員 13ページの市税等の収入未済額の中でというか、収入の中で滞納繰越分で収入があるわけですけど、このころはもう差し押さえとか競売もあると思うんですけども、そういうものはここに含まれるわけでしょうか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 最終的には差し押さえをした場合、換価なり配当金があった場合は収入のほうに全部上がってきておりますので、未済額のほうには上がっておりません。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 収入済額のところへ入るとは思うんですけども、実際に差し押さえとか競売の額というのはどれぐらいがあったんでしょうか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 申しわけございません。43ページのほうに、こちらの付属資料のほうに上げさせていただいております。42ページです。済みません。

平成21年度で117で、これは換価の件数を拾ってみますと82件になります。それから平成22年度に255件で、換価、要するに配当が152件。それから平成23年に378で、292件ということで、金額をこちらに列記させていただいております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 インターネットの何か、オークションみたいななんも何ぼかされてるんですけども、その競売というのはほとんどそれになるんですか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） インターネットなんですけど、これは平成21年度からスタートしまして、21年度に1回だけやっております。全部で登録件数24件を出しまして、21件で11万5,662円。それから平成23年度、8回のインターネット公募で、こちらから出品しましたのが210点、落札が175件、換価内の配当なんですけども47万219円ということになっております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 インターネットの画面で見ると、こんなん売れるんかな思うような何かいろんな物が出とるんですけど、これって落ちんかった場合はどういうふうに分される。落札されんかった場合はどういうふうになっていくんですか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 1回出して、また2回出してという形で値段を落としていくパターンと、それからどうしても売れない場合、これは返還をしております。

○原口育大委員 わかりました。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ページ数でいきますと、太陽光発電の売電ということで、雑入でありました49ページなんですけど、これは年々、この売電金額がふえてるよう思うんですけども、どうですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 教育総務課の片山でございます。よろしくお願いいたします。

そのうちの27万6,512円分が小中学校に設置している分の電気代の収入でございます。あとは庁舎のほうであったかと思うんですが。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 分けて回答して申しわけございませんけども、そのうち14万8,344円につきましては、いわゆる倭文支所緑防災センターのほうで関電に売電した金額でございます。

○蛭子智彦委員 緑庁舎もなかったんですかね。緑庁舎はメーターついてませんかね。メーターついとったと思うんですけど。メーターついとるよな。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 緑庁舎の分につきましては、庁舎での使用がほとんど、発電したもののほとんど使用してございます。金額的なものについてはこの金額には反映してきておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 このごろよくうちのほうにも太陽パネルつけませんかというような営業がよう回ってくるんですけどね。こういうものを利益上がるということで民間ではかなりふえてきておるんですよ。庁舎のほうでもこういうものをもっと取り上げてやるというのは、この採算ベースっていうのは計算できないんですかね。どんなふうに考えてますか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今度、新庁舎を計画しておりますので、庁舎建設特別委員会でも申しあげましたように、20キロワット程度でございますが、そういうものは今現在計画しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 新庁舎に限らず、今、新エネルギーというようなことでいろんな補助金、市もつけて普及しようというような考え方にもなってるわけでしょ。利益が上がるのであればつけるんがいいんですよ。出すばかりじゃない。利益が上がるという。いいことをして利益上がるんだからもっとやったらどうですかということなんです。そんなことどう見てますか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 市内の各施設に可能な範囲でつけてはどうかと、こういうお話やと思います。ランニングコストを見ますと、それは売電で幾らかは収入はありますが、つける費用等の部分もありますので、今後施設整備の一般質問でもあったわけなんです。3年程度かけて施設をどのようにするのか、またその施設には今おっしゃった太陽光発電をつけてやればどうかとか、そういうことを含めた中で慎重に検討をしていくべきであろうというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 加えて申し上げさせていただきます。

あわじ環境未来島構想に基づきまして、いろいろな作業をさせていただいております。

1点は、防災を主体として避難所に太陽光蓄電池を上げて対応するというようなことで、先日、100%補助の4,000万の内示をいただきました。

それから、沼島地区におきましては、県立工業技術センター、あるいは神戸大学と組みまして、工業技術センターが主体的に競争資金、環境省の競争資金をいただきながら、4億6,000万の資金をいただいて、沼島の中で今最終調整に入っております。太陽光等スマートグリッドの、これは実験というか実証というレベルであります。そういう多様な事業に挑戦をしようとしております。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 洲本市、淡路市にそれぞれメガソーラーというようなことで華々しく計画もあって、南あわじ市もちょっとおくれればせながらも動きつつあるというような話なんですけれども、やはり民間では今何か利益上がるというようなことで設備費もペイできて、多少売電で利益も上がるというようなことでかなり動いてるようなんですね。かなりそういう電気の設備ということで、営業も地域なんかにも回ってきたり、追い風も吹いてるというようなこともありますし、きょうの新聞にも太陽と、それから風力とバイオマスと三つのものを神鋼が立ち上げて、南あわじで動き出したというような民間の動きがよく見えるんですけれども、市としての対応というのはちょっとインパクトというか発信力が弱いかなというようなこともありまして、あえて申し上げたんですが、大いに頑張りたいなというふうに思います。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございますか。

印部委員。

○印部久信委員 43ページのふるさと南あわじ応援寄附金について聞きたいと思います。

これはふるさと納税ですね、まずこれは。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。



○市長公室次長（橋本浩嗣） はい、そのとおりでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 23年度の799万7,500円ということなんですが、まずこれの件数は何件ですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 49件でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この49件の方、市外、島外、市内と、南あわじ市の広報は分けてありますが、市外、島外の方かちょっとわかりませんが、市内でほとんどの方が控除申請出していますか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 税務課のほうで毎年申告があるわけなんでございますが、所得税の税のかかる方、当然控除の対象となるわけですので、税の対象とならない方は申告してもだめでございますので、それと実際に寄附金はされますけども、申告されない方も現実としてはおられるみたいです。ただ、税務課のほうとして、その申告の内容からふるさと納税の件数として把握しておりますのが67件でございます。ただ、この67件の中には南あわじ市に納税した方、また他府県に、他の自治体に納税した方もおられますので、あわせて67件という数字でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長、所得税を払ってない方は対象にならないと言いましたけれども、それは違うん違うんかな。市税に反映されるん違うんですか。例えば5万円寄附した場合、第一の控除は所得税の課税対象額から5万円を減額される。その残りについては市税から減額される。ただし、その市税から減額されるのも上限がありますよということだったんで、所得税かからん人も申請することによって市税の減額はいけるん違うんですか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。説明が少し舌っ足らずになりまして、委員のおっしゃるとおりでございます。私が言いたかったのは、控除しても所得税も市民税もかからない方については当然控除になりませんので、そういう方もおられるということをおっしゃっていただけでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、サラリーマンの方の場合はこれの申請はどないしたらいいんですか。市のほうへふるさと納税しましたよという証明書でも持ってたら、これはもう自動的に所得税、市税が減額されるんですか。どないなっとるんですか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 確定申告において、電子申告もありますけども、市の行っている会場のほうで確定申告をしてもらえれば控除のメリットが受けられるという話でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、源泉徴収されてる方も確定申告で、いわゆる還付請求のようなことをするわけですか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） おっしゃるとおりでございます。医療費控除と同じような考え方でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、せっかくこういう制度があるわけですね。やっぱり当初から見ますとやはり少なくなってきたと思うんですが、これは市にとってはふるさと納税してもらっても、市は全くマイナス面はないわけですね。後の減額されたものは国から皆、

交付税か何かで補てんされているというので、これをもうちょっと市に寄附した場合の所得税とか市税の申請書類ですね、白とか青とかのもとも確定申告してる人はその証明書さえもってきてたら申請はできると思うんですが、サラリーマンの源泉されてる方が確定申告をせんといかんというのがちょっと煩わしくてやりにくいんじゃないかと思うんですが、それはもう南あわじ市のほうへふるさと納税したという書類を持って行ったら、自動的に所得税、市税が減額されるようなことはできないのですか。それやってもらったら、もうちょっと大勢の人がやってくれるんじゃないかと思うんですが。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 確かにおっしゃるとおりのような制度が法律で決まれば確かにいいと思うんです。今の制度上ではやっぱり確定申告をしてもらってという話になるのかと思います。

ただ、昨年、東日本の大震災がございまして、今回寄附金のほうは67件という数字でございまして、若干東日本の自治体のほうにふるさと納税という関係ではございませんが、義援金をしていただいた場合でもふるさと納税扱いというようなこともございまして、24年、23年分の寄附金の件数は現在117件というふうに伸びておりますので、そういうふうな形で、今回の地震により、若干そういう寄附金、今2,000円を限度として、それ以上の分が控除対象になりますので、そういう部分では周知はできているのかなというのを感じております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ課長、どうですか。リピーターの方は結構おられるんですか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） そこまでの把握はしておりません。申しわけございません。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今、確実な資料は持っておりませんが、市長公室のほうで毎年度その名簿はこしらえております。その中で毎年名前が同じ人が上がってきてる人がおりますので、リピーターは確かにおります。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはこのふるさと納税しても所得税の控除、市税の控除も限度があったと思うんですが、一般的に標準家庭の場合、標準家庭は南あわじ市はどれぐらいを設定してるのか知りませんが、標準家庭の場合、寄附をどの程度まですれば所得税控除と市民税控除でほぼ2,000円の控除は別として、ほぼそれに近いものが控除されますというのは、一遍一覧表等があったと思うんですが、ああいうのをやっぱりまた折に触れ、市民の皆さん方にも広報するようにはしていっていいんでないかと思うんですね。これはもうある意味では、市にとって結構な制度であると思うんですね。これだけ23年度でもまだ790万円もあるということで、私自身もちょっと驚いておるんですが、このふるさと納税の寄附金で人形浄瑠璃館の建設基金に総額何ぼいきましたか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 教育部の太田です。よろしくお願ひいたします。

ふるさと南あわじ応援寄附金、これにつきましては人形浄瑠璃館建設に当たって、最終的に8,217万円でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今言われたとおり、6億2,000万円の建設費のうち、ここからそれだけ莫大なお金が皆さん方の寄附でいっとるわけですね。

今後、公園のところにおいてもとしびの油代のお金の原資をこのふるさと応援寄附金から捻出するというようなことも言っておりますしね。やっぱりこれは制度上、PRをしながら控除書類をもうちょっと簡単にしてもらったらしやすいんじゃないかなと私自身思うんですね。

それともう1点お聞きしたいのは、この応援寄附金、市に対する応援寄附金というのは我々議員はできるんですか。これは。

○柏木 剛委員長 総務部次長。

○総務部次長（林 光一） 総務部選挙管理委員会事務局の林でございます。どうぞよろしくお願ひします。

今の御質問ですけども、市内のほうについては、公職選挙法の関係で難しい話かと。多分だめやと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 非常に残念なことなのですが、2,000円ぐらいの控除であればと思うわけですが。これあれですか、副市長、市長でもいいんですが、市職員に広く呼びかけるといことは、これは違法なんですか。

○柏木 剛委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 御互いにそうしませんかというふうなぐらいは違法じゃないと思います。強制するのはいかななものかと思うんです。市の職員の皆さん方がこの制度を十分に理解をして、これが市のためになるというような御理解がいただければ、それは個人的な行為としてやっていただければと思います。皆さん方どうですかということはおももからも言ってもいいんじゃないかなと思っておりますし、今まででもそういう方もおられると思うんですよ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 去年、おとしぐらいまでは控除が5,000円であったと思うんですが、このたび最近2,000円の控除になってきとると思うんでね。やっぱり寄附金も所得税控除、市税の控除でほとんどペイになるぐらいの寄附金を呼びかけれるものなら呼びかけてもらったら、それが仮に違法でなしにやれたら、550人がおって、3万円やったら1,600万円の寄附金が集まるわけであって、市そのものは全く痛くもかゆくもないわけでしょ。ですから我々もやりたい気持ちは山々なんです、そういうことで企業にも呼びかけてそういうことを考えていくのも一つの方法ではないかと思うんですが、いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） ことし、平成24年度から、このふるさと応援寄附金の条例の一部改正をしました。先ほど委員からも大見山の永遠のともしびをともし続けるというようなことも利用目的の中には入っております。この周知も兼ねまして、広く職員の皆さんには呼びかけて、周知を重きに置いて呼びかけたいというふうに思います。

また、先ほど議員のほうはできないのかということで、選管のほうからもお話がありました。だめなようでございますが、本人はこの南あわじ市以外であれば可能、また家族の

方については南あわじ市でも可能というようなことですので、どうぞよろしくお願いたします。

○柏木 剛委員長 印部委員、もうこの件ではよろしい。まだ続きますか。もう質問は。

○印部久信委員 言おうかと思ったけど忘れてしまった。

○柏木 剛委員長 それでは、暫時休憩します。

再開、3時20分とします。

(休憩 午後 3時09分)

(再開 午後 3時20分)

○柏木 剛委員長 再開したいと思います。

先ほどの寄附金控除の答弁の中で、税務課長の発言ですが不適切と思われる部分がありました。それにつきましては後刻、記録調査の上、委員長においてしかるべき措置することとします。

引き続き、歳入のほうの審査を行いますが、質問ございますか。

北村委員。

○北村利夫委員 すいません、初めてなんで。

37ページ、民生費の委託のところなんですけども、生活のしづらさなどに関する調査委託金、これは全国規模な調査かというふうには思うんですが、どういう調査をされたんでしょうか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この生活のしづらさに関する調査って申しますのは、障がい者に関する実態調査として、身体障害者等実態調査及び知的障害者基礎調査を5年ごとに今まで実施してきました。これらの調査を統合拡大して在宅の障がい児、障がい者等、これまでの法制度では支援の対象とならない方も含みます。これらの方々の生活の実態とニーズを把握することを目的とした調査で、平成23年の12月1日を基準として調査としております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 委託先はどこであったのでしょうか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 委託先につきましては調査員を1名選定して、お願いして、国勢調査の調査区対象の国から来ております約98万地区から無作為に選ばれた1地区を、その調査員にお願いして調査をしていただいております。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この調査結果というのは公表はもうされた。まだこれからですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） まだ調査結果についてはまだきておりません。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 もちろんこれは国のほうの制度の調査かというふうには思うんですけども、市の施策にこれを反映させていくということになっていくのでしょうか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい。市の施策には直接はまだ反映ということはないんですけども、国の障害者施策でそのための調査であって、今すぐではないんですけども、国の施策が方向性が決まったらまた市のほうにもその施策のほうは反映されてくると思います。

○北村利夫委員 わかりました。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
原口委員。

○原口育大委員 60ページに臨時財政対策債があるわけですけども、ちょっと基本的

なことを1問だけお尋ねしたいんですけど、南あわじ市の場合は許可される限度額目いっぱいをずっと使っておられて、そのおかげというか、交付税とかの部分でかなり財政計画の中でも大きな効果とか、今からの計画の中でもあると思うんですけども、必ず使わないかんものではないということで、一部の自治体にはその辺をちょっと消極的というか、私らやったらもう100%交付税措置されるんで全部使い切るべきやと思うんですけど、100%何かちょっとちゅうちょするような自治体等もあるような感じを受けるんですけど、この臨時財政対策債に対する考え方として、もしちゅうちょするとすればどんなところが心配でちゅうちょされとるんでしょうか。よそのことですけど、そういうちょっとリスクとして考えるような部分があるんでしたら、どんなことが考えられるかお尋ねします。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 全額発行しておる自治体がほとんどであると思います。ただ委員がおっしゃったように、私が知ってる範囲ではかなり前に鳥取県やったと思うんですけども、一部発行をしなかったようなところがございました。今現在どれだけの自治体が発行していないかということについてはつかんでおりません。発行しない場合、当然財政的に裕福であれば発行せずに、発行しなくても許可額参入として後年度に元利償還金が入ってきますので、裕福であれば当然発行しないほうが起債残高が減りますので、それはそれに越したことがないんですけども、デメリットというのもあれですけども、危険性があるのかなのかというような御質問やと思うんですけども、要は国の地方に対する財政支援がどうなっていくのかというのがよくわからない部分が確かにあると思います。交付税が将来的において削減されるのであれば、100%参入すると言いつつ、全体的に圧縮されていくのであれば、それはもう臨時財債についても確約されていないのではないのかというようなことにもなりますので、その点がちょっと危険性があるといえればあるのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 23ページ、狂犬病予防注射済票交付手数料161万7,000円ですが、これは何ですか、いろいろな経費を引いた金額が一般会計にこれは載っとなねんから、市の財政の中へ入れられるというふうな解釈でよろしいですか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。



○生活環境課長（高木勝啓） 生活環境課長をしております高木でございます。よろしくお願ひします。

狂犬病予防注射に関しましては、登録手数料と狂犬病予防注射済票の交付手数料、この2種類がございますけれども、この件に関しましては、新規の登録1頭当たり3,000円でございます。それと注射済の交付済票が1頭当たり550円でございます。それで経費は引いてございません。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 一般会計に入っていることは確かということですね。

それからお聞きしたいんですけどね、これは毎年それぞれずっと各地区回ってやっておられます。チェック機能なんですけどね、私もこれはうっかりしとっておわびせないかんねんけども、私も室内犬飼っています。それで家の中と自分の庭しか出えへんねんけども、来たら注射をしようと思ったんですわ。去年と一昨年ぐらい、何か私の仕事になつとんで、それが抜けて未納になっておると思うんです。それで気がついたんですけどね。そのかなり野放しになった犬もおられるし、皆、犬には名前がついてるし、それで1回注射すると登録して名前が記載される。そこでお聞きしたいのは、そういうチェックといいますか、チェック機能というか、この犬は今回は来ていないなというような、事実私のところは注射を打つとれへんののに何にも催促が来なんだわけやな。そやけど、やはりそういうので私はうが悪いなと思うんですが、そういうチェック機能というのはやられていますか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、飼い主の義務といたしまして、登録と狂犬病の予防注射は、これは法律で決まっております。それでまず・・・。

○阿部計一委員 ちょっと聞こえへんな、マイク。

○生活環境課長（高木勝啓） 申しわけございません。まず飼い主の義務といたしましては、市のほうに犬を登録せんなんということと、あと狂犬病の予防注射を必ず年に1回受けなければいけないという2つの義務がございます。それで登録なんですけれども、やはりブリーダーから買われたときは、そういう登録しなければいけませんよ、91日過ぎたら注射を受けなければいけませんよと、そういうやっぱり普及をしていただきたいと努めております。

それと、登録した犬につきましては、年に2回になりますけれども、例えば注射を打っていない犬につきましては、お宅様の犬はどうなっておりますかと。これは1軒1軒、15歳以上の犬を中心に、亡くなっていないかのチェックをしております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 まあところが、私のところはそういうチェックが入っていないということやな。そやからそういう義務があるのはようわかったんやけども、なかなかそういうことが徹底されへんと思うねん。それはもう現実、近辺でも3匹も4匹も飼うとって、そのままやりっ放しとするようなところもあるわな。やっぱりそういうチェックというのは、お宅の犬、今回は抜けていますよというようなことは市として、そこまでやるべきでないんですか。私はそこまでやるべきやと思うんですが、どうですか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 確かに犬を新しく飼われた方につきましては、これは本当に広報でもって、4月の広報に必ず登録と注射は必要ですよという広報はさせていただいておるんですけども、ただ家の中で飼っておれば注射を受けないという間違った考え方をされておる方には、やはりそういうのをはっきりと指導していきたいと、このように考えております。

また、狂犬病の予防注射は、これは犬の健康のためとかそういう趣旨でもってやっておりません。これは狂犬病は人間に害を与えるからという趣旨でやっておりますので、そういう趣旨も理解していただきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 課長の答弁は丁寧でようわかるんですけど、要はやっぱりそれを義務はわかっっても、やっぱりいろいろな都合でつい忘れると。忘れる、やっぱりそういう、これも税とは一緒にできひんけども、そういう請求がなければ、ほら、これでええわという気持ちになるのが、これは自然やと思うんです。ですから、やっぱりそういう一旦注射したら登録しとんねんから、この犬は来とれへんなというようなことを、やっぱりそういう催促でもしてあげれば、それはそういうことが事前になくなっていくと。それでそういう税収にもつながっていくということ。

それからもう一点、これは罰則は、法的には罰則はあるんですか、ないんですか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） この罰則につきましては、まず注射を打っていない犬が人をかんだと。こういうような届け出が年間二、三件まいります。そのときには、やはり警察の被害届等がありますと罪が重くなります。ただ、打っていない犬をこちらから探し出して罰則というようなことは行っておりません。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これで答弁は結構ですけど、要は市のほうもそういう犬の名前もして、登録してあったら1回いったらわかるんでね。やっぱり今後できるだけ、できる範囲で、物忘れて忘れとる人もおるやわからんので、これはやっぱりそういうことを徹底してあげるように、ひとつよろしく願いましてこの質問を終わります。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 今後とも一層努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。63ページまでの歳入について。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この21ページの保健体育使用料、社協センターが230、西淡グラウンド、健康広場等々を超える類似施設。この辺の使用料金というのは、不公平感のないような使用料金を取られている思うねんけど、ちなみに、例えば私の感覚で言うたら、社協センターというたら非常に古い施設やのに、こんだけ使用料を徴収しとんなど。ほんで同じように、健康広場は立派な施設やのに安いなというような感覚をしとんねんけど、この辺の施設使用料金の徴収方法はどういうふうな徴収体制をとられておりますか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 生涯学習文化振興課の山見でございます。よろしく申し上げます。

この社会体育施設の使用料につきましては、使用料の徴収条例で定めております。ですので、大体平米的などところでの、統一的な均衡とれた使用料をいただいております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう、課長十分わかつとんねん。それで体育館を利用するのにこの社協センターやったら1時間何ぼとか、健康広場だったら何ぼと、私はそういう理解をしとんねんけど、それにしたら余りにもこの社会教育センターというのは利用者が多いという認識でよろしいんでしょう。ほんなら、速やかに、これは苦言を呈するねんけど、改修というかこの辺が老朽化しとると、前々から隣の施設でも悪いところがあるのよ。市内の中ででも隣に武道館という腐った建物があんなや。だからあの辺をしっかりと改修を、利用者が多いんでしょう。これだけ、健康広場とこれB&G、この辺、ほらまあ文化体育館は別として、その辺の類似施設に比べたら利用者がこれだけ多いと。にもかかわらず、あのスレートの屋根が飛んでくるような建物は改修はしていただきましたか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 当然、社会教育センターについてはかなり老朽化が進んでおります。そんな中で今後、計画的にそれぞれの施設、かなりまあ、それぞれの地域に老朽化してるところがございますので、計画的な改修計画を立てて、順次というふうなところで今検討しているところでございます。

○谷口博文委員 もう一つだけ、課長、お願いやけど、テニスコートありますわね。あそこも利用者は比較的多いと、私は思うんですわ。あの辺の利用者からも若干ちょっとよく耳にするのが、ベンチであったりとかさまざまネットであったりとか、あの辺も山見課長よろしくお願い申し上げますので、これはこれで終わります。

○柏木 剛委員長 答弁はいいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 それでは質疑がございませんので、これをもちまして63ページまでの質疑を終了します。

それでは次に、歳出に移ります。

まず款1、議会費及び款2、総務費。ページは64ページから113ページまでの質疑を行います。質疑はございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 77ページ。財産管理費の登記事務手数料として70万余り出ているわけですが、これはどこの登記手数料なんですか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） この登記事務手数料につきましては、元志知高校建物登記の図面作成に係る登記手数料でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、図面作成と言われましたけれども、登記はされているんですか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 図面を業者に作成いただきまして、市のほうの嘱託登記で市の名義に登記をさせていただきます。以上でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 嘱託登記ということは、法務局には届けなくていいんですか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 法務局に届けて、登記を完了させていただきます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 何年何月なんですか、登記が完了したのは。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 平成24年2月20日でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 家屋番号を教えていただければ助かるんですが。といいますのは、法務局で8月と9月に調べに行ってきました。どちらも出ていないんです。登記ができていないんです。そやから、家屋番号がわかれば非常に助かるんですけども。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 建物の登記でございます、不動産番号という形で表題部に表示されてございます。番号を読み上げさせていただきます。

1410005428245でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 助かりますね。1414005428245。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） もう一度申します。最初のほうで、141、000、542、8245でございます。

○柏木 剛委員長 北村委員。

○北村利夫委員 わかりました、終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
久米委員。

○久米啓右委員 75ページです。ホームページを1,127万円で更新していますが、更新前と更新後の評価というんですか。これは市民の評価は、あるいは行政の方の評価もあろうと思うんですけど、その辺の評価の結果とかはありますか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 情報課長の富永でございます。よろしく申し上げます。

効果ということでございますけれども、今回の更新に関しましては、前回までのホーム

ページではなかった携帯サイトの構築なり、外国語、これについては英語と中国語と韓国語でございます。3カ国語でございます。の、自動翻訳ではございますけれども、そういう外国語のサイトの構築。それから基本的なことになると思うんですけれども、障がい者の方とか老人の方とかにも見やすい形でのホームページの構築と、そういう形で取り組みをいたしました。

それでアクセス数につきましては、今3月から一応公開しておるんですけれども、若干アクセス数はふえておるんですけれども、まだちょっと安定した状態ではないと思いますけれども、一応月に6万アクセス程度でございます。従前につきましては、月平均にはなりますけれども、5万程度であったともいますので、今後またどういうふうな動向になるかわからないんですけれども、若干アクセスもふえておるといふふうに考えております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 立ち上がってまだ半年ほどなんですが、いろいろトラブルとか内容の誤載とか、間違った内容があるとか、そういうのもあるかと思うんですけど、その辺の修正は委託先でやっていきよるんですかね。それとも直営でやっていきよるんですか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 内容につきましては、平成23年度の構築の時点において、従前のホームページの内容を移行させると。それで新たなページをつくるなりをして充実させるという方向でやっておりました。その時点で旧来のホームページの内容で不適切なもの、あるいはもう掲載しないほうがよいものは削除いたしましたけれども、基本的に従前のホームページを継続させて、ただレイアウト上はより見やすくするという形で取り組んでおります。

公開後につきましては、個々には確かに不適切というか間違いもあったのかもしれないんですけど、それについてはその都度担当課、あるいは担当者において修正をして、随時最良のものに努めております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 こんなものを載せてほしいとか、市民の要望あるいは行政内部からの要望もあろうかと思っておりますけれども、そういうふうなものについてはどういう対応をされているんですか。例えば都度都度しよったら手間がかかると思うんで、何か集約してすると

か。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 一応基本的には行政側からの情報発信に用いておりますので、各担当課が、例えばイベントの開催であるとか、そういう部分についてホームページに掲載をさせていただいております。ですから市民の方から個別の案件について掲載をしてほしいということは、ほとんどないであろうと思っております。

今年度につきましては、広報誌に掲載されている内容と、ホームページに掲載している内容をなるべくリンクさせるというか、一方に出ているものはもう一方のホームページにも出ているという形での取り組みもいたしております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 前のホームページにあったのに、今度のホームページにないとか、探してもあるかも知らんけど、どうも見つけにくいとかというのがあると思うんですね。私も実際にあったんですが、そんなんは市民からの要望としてないですか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 移行した、3月に移行した時点でブラウザのホームページを閲覧するソフトにブックマークというしるしをつけていた方が、旧前のアドレスでアクセスしたために表示されなかったとか、そういうこともあったと思いますし、先ほど申し上げたように内容の一部を改訂いたしておりますので、旧前の形で探してたんやけども、今回については別なところに配置されているということも確かに可能性はあります。ただ、今回のホームページにつきましては検索の機能もかなり充実しておりますので、できればトップページから順次探していただければ、たどり着けるのではないかと考えております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 これもオール、ソフト面の変更ですね。サーバーというハード面の入れかえとかはなかったんですね。

○柏木 剛委員長 情報課長。



○情報課長（富永文博） このたびのホームページの更新につきましては、まずホームページを作成するソフトを一般的にCMSというそうですが、コンテンツメンテナンスシステムだと思いますけれども、そのソフトの入れかえ、更新。それから、ハード機器の入れかえ、これは合併時に整備したシステムでしたので、ハードも含めて一式の更新をしております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 1,100万の投資が、効果があったんかということなんです、結局ね。ハード面の経費は丸々かかると思うんですが、ソフト面で効果をちょっと知りたいなと思うんですけれども、ハード部分を除いた費用としては幾らになっていますか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） その前に、実はこの事業につきましては、契約上、子育て支援サイトと合同で更新を行っております。それで子育て支援サイトを除いた部分について、今決算額として出ている数字になるのでございますけれども、この経費のうちのハードにつきましては、133万円でございます。

経費のうち大きな部分を占めておりますのが、先ほど申しましたように旧前のホームページの内容を移行しております。そのデータの移行あるいは新しいホームページの各ページのデザイン、そういう部分について465万5,000円を要しております。パッケージそのものについては、278万円、機器の設定、ソフトウェア等の設定等について導入経費として53万5,000円。あとにつきましては、操作研修あるいはマニュアルの作成、あるいは自動翻訳関係のソフトの導入、そういう部分の経費として要しております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 主なところを聞きますと、730万か40万ほどソフトでかかっておるかと思うんです。その辺のかけた費用と、更新したホームページを見たときに、そこまでかけて充実したホームページができたかどうかということですけども、課長はどない思いますか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 金額的には、例えばパッケージソフトとありますが基本になるソフトについては、オープンソース系のいわゆる無償的な部分のソフトもあります。ですから、一概にその金額だけで決められない部分もございますので、そういう業者も含めた中でプロポーザルを行いました。それで目標とした部分は先ほど申し上げたように、従前になかった機能に加えて、より見やすいホームページをつくっていかうということで取り組んだわけでございますので、取り組んだものとしては当初他市のホームページを参考にしながら、目標としたホームページについては作成できたと考えております。そして、今後より充実したものにしていきたいと考えております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかりました。そういう評価で、課長の評価でいいんですけども、私が見ればもっと安くてもいいんじゃないかと。それでノウハウも恐らく皆さん、従業員も職員も持っていると思うんですね。その辺の職員のノウハウをもっと生かしたホームページづくりというのをやっていけば、もうちょっとスリム化できるんじゃないかという私の感想です。次の、今後に生かしていただきたいと思います。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この81ページのこの公用車購入費253万何がしの金やけども、これは庁舎がもうじきできると。そんな公用車も集約すべきやと思うねんけど、その辺まあ、軽4を買うても4年ぐらいの耐用年数があると思うねんけど、今からはその辺を職員も庁舎一本化する、公用車の台数もある程度集約する、それで私は特殊車両というか、やはり防災課が持つとるような、ああいうやつで避難、情報伝達するような特殊車両をふやしていくべきであって、もうぼちぼち、この公用車購入費というのは、この公用車というのはこれは電気自動車ですか。これは何なんですか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） この公用車につきましては、軽の箱バン、3台分でございます。以上です。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 　　いつまでのこの軽の、あなして軽トラで、ああいう車両を購入する計画でおられますか。

○柏木 剛委員長 　　管財課長。

○管財課長（堤 省司） 　　公用車につきましては、新庁舎になりますと庁舎間の連絡用の車両が不要となるというような考え方は当然こちらで持っております。新庁舎での使用する台数につきましては、およそ100台ということで想定して減少させております。当然合併時には一挙に10台程度は落ちてくるかと思いますが、それに向かって今も減少させておる途中ということで、公用車の更新、これはあくまで更新分でございます、増車ではございません。以上です。

○柏木 剛委員長 　　谷口委員。

○谷口博文委員 　　わかってますわ。更新やというのは十分に理解しとんねんけど、ほんならその庁舎ができたときも100台ぐらいの保有台数というか、そのあたりは必要というような認識なんですか。

○柏木 剛委員長 　　管財課長。

○管財課長（堤 省司） 　　やはり各業務について、現在は公用車は削減の方向ということで共有化を図ってございますけれども、それにも限界がございます。それを一応精査したところ、100台程度というふうなことで考えてございます。必要と考えております。

○柏木 剛委員長 　　谷口委員。

○谷口博文委員 　　そしたらその100台の中に、やはり管理パトであったりとか、災害時に情報伝達する車両であったりとか、避難所へ物資を搬送する車両であったりとか、ああいう、今購入されておる車両というのは、そら職員が行き来して分庁舎のときはそれで結構。その機能を果たしておると思うんやけど、今からやはり庁舎が一本にまとまって、そういういざ災害時に物資の搬送であったりとか、避難所が各所できたときに、そういうふうな計画はございますか。

○柏木 剛委員長 　　防災課長。

○防災課長（松下良卓） 防災課長の松下です。よろしく申し上げます。今、谷口委員が申しておりますそういう災害時、非常時のことだと思うんですけども、今現在は赤色灯がついている車は2台あります。あと、市の公用車にはほとんどスピーカー付きの公用車がございます。ですから市民にお知らせするという場合は、そういうスピーカー付きの公用車で呼びかけができるというふうに思っております。あと、避難所に対しての物資の搬送の関係なんですけども、それにつきましては今現在ある、ほとんどが軽自動車のバンタイプなので、そこへ物資を入れて、雨が降っていても大丈夫やということで職員総出でそういう物資を各避難所に運ぶことができるのかなというふうには思っております。以上です。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が言うとなのは、災害のこととかというのとちやうのよ。もうちょっと特殊というか電気自動車を購入して、それでいうたら、バッテリーをつないだらちつとは電気が取れるとか、ちょっと今からの、庁舎が統合していくんやさかいに、そのあたり、公用車の購入費、これは更新でこれ253万か。それやったらまあちょっと、その辺も今後、庁舎も統合する中で車両も一緒のやつばかり置くんでなしに、その辺の機能というかそういうようなことをできるようなことも考えていただいておりますんやけど、要は災害時に強いようなジープみたいなやつというんか、あんなも1台ぐらい買うたらどないでと。まあ電気自動車ももうちょっとええ車を買うたらどうですかと。そういうことなんで。その辺今後の公用車購入時にはその辺も配慮すべきや私は思うんやけど、その辺の答弁は。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 今、御意見をいただきましたことにつきまして、十分に慎重に検討いたしまして、考えて今後の計画、更新時の計画に・・・。

○谷口博文委員 来年はそやから軽4は買わんということだけ申し上げます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 来年は長寿命化を図って、そういうふうな、どう言うたらええの、諸所管連絡するようなやつじゃなしに、何かちょっとこれだけの金を出すんだったら検討してというか、土井本部長。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） やはり、分庁舎でということで、経費の削減に努めてくるためにこうした形をとってございます。今想定する範囲の部分は限度があるのかなと思います。先ほど管財課長も1つになって100台と。100台でそれならそれ以上減せらんのかどうかというのは、実際に集まってきた中でどういう仕方、例えば集中管理を管財課のほうでどれだけ持って、事業課のほうで即、車は要りますので、また福祉の関係についても随時出ていかないかん、そうした中で車が不足すれば住民サービスにも影響が出ますので、その点も1つになった状況の中で一度、現段階で想定できるケースについてはおっしゃるような想定をしながら今度は工夫をしたいと思っておりますけども、来年度軽4を買うなということについてはちょっと約束はできかねます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 要は、言いたいのは、災害時、今部長が言うといったように100台というのは私はどうかというのはわかりません。ただ、そら都市整備であったり、福祉であったり、そらやっぱり市民のところへ出向いていく車両もそれなりに必要でしょう。ただ、災害時なんかでもやはり職員がパトロールへ行くときに、それなりの機能を持った、いうたら四駆型のやつで河川、道路、橋梁の確認に行くとか、また情報伝達できるようなそういう車両。また特殊な、せっかく松原荘に電気自動車の充電施設があるんで、その辺も踏まえた上でやはり電気自動車の導入。その辺も前向きに考えていただくと。100台いるかいらんかというのは執行部のほうで十分議論してもうたらええと思うねん。そやけど、同じように集約を図るのやったら、やはり今古いあの軽4の更新を、長寿命化、もう1年でも辛抱したらそれなりに統合というか、もう27年1月7日からは庁舎ができるんやさかいに。その辺も考えた上で公用車の購入を今後、それぞれ皆様方の頭を絞って購入していただきたいと、そういうことなんで、その辺は配慮します。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） あの、今更新については10年以上の公用車または距離数なんかを勘案して、極力市の一般財源が要らんよというふうなことで、昨年だったか一昨年に、国の交付金事業があったのでそのときにようさん買うたんで、前倒しをして買うたんで、まあ23年度は3台で済んでいますが、それは百数十台ありますと、毎年更新していく自動車が出てくるということで、その時点において減らす部分も含めて、今おっ

しゃったジープなんか当然要ってくるであろうし、そうした部分を含めて今後、検討してまいりたいというふうに思います。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 69ページ、一般管理費の9節、旅費の244万3,015円のうち、普通旅費が153万円、特別旅費90万云々と。この内容についてお尋ねいたします。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 2回目ですけれども、総務課長の佃でございます。先ほど言い忘れておりましたので、失礼いたしました。

ただいまの御質問のお答えなんですけれども、この普通旅費と特別旅費ということですが、普通旅費については通常の業務における、出張における一般管理費におります102名の職員の旅費でございます。それと、特別旅費につきましては、それらの職員にかかる研修に係って出張したときの旅費についての経費でございます。以上でございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 ということは、この普通旅費の153万というのは総務部に関係した職員の1年間の旅費ということなんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） この一般管理費の中に入っている102名の職員の旅費ということで。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 一方、その特別旅費というのは、この90万1,326円というのは内容はどういうことかなと思って付属資料を調べていましたら、職員研修派遣旅費、24ページの上段にあります90万1,000円、このことなんですかね。職員研修派遣旅費、研修派遣105名と書いてありますが。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そのとおりでございます。延べで105名ということになっております。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 これも総務部に関係した職員の研修旅費ということなんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 一般管理費ということの中での職員でございます。総務部だけとは限りません。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 過日からの一般質問の中でも、同僚議員が職員の資質向上云々ということをおっしゃっていただきました。地方公務員法第39条でも御承知のように、職員の研修ということがうたわれております。職員が頑張るって研修、不断の研修をすべきである。この計画は任命権者がやるべきであるというようなことが地公法の39条に書かれていたと思うんですが、この付属資料を見ていると直接その職員の研修に関するものが2件しか書かれていないんですね。24ページに上から2つ目の職員研修派遣旅費と係長研修職員研修講師派遣料という、これは36万5,000円と。前のページの総務の事業の目的効果のところでは、いわゆる階層別研修派遣などを実施したといろいろ書かれてあるんですけども、南あわじ市の職員の研修の実態といいますか、どんな研修をされとんでしょうか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまおっしゃっていただいた研修のほかに、その中にも例えば係長研修、女性管理職研修、これはいわゆる23年度において行われた階層別研修ということのなろうかと思えます。あとはその特別旅費を使わせていただいて、自治研修所での研修であったり、また市町振興協会という県の外郭団体の主催するような研修がございます。それは実務者研修、例えば法制執務であったり、あとはそうですね、経理の関係であったり、またはパソコンであったりというように、さまざまな種類の研修がございます。それらをあわせて人材育成の中での計画の中に盛り込んで、毎年度実施をいたして

おります。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 同じ地方公務員として、一方学校現場、学校の旅費は大体各学校、南あわじ市だったら17校、小学校、7校、中学校か。その学校ごとに教育委員会、まあ県のほうですけどね。県教委から市教委に来て、各学校に年間配分してくれるんですよ。その配分された旅費について、校長を中心にいろんな出張を具体的にはいろんな担当者会とか、いろんな研修会にも参加していくわけです。学校ごとに限られた旅費については自主的に判断して使えるということで、特に夏休みなんか、若い先生方はあるいは先輩からもっと勉強して来いよということで、全国的にいろんな研究会がありますよ。だからこれを校長さんに言うて来いというようなことで出して、自発的に勉強に行って、旅費をもうて行っているんです。市の職員の場合は、今お聞きしましたら一応総務部なら総務部、部ごとに大体旅費の配分というのはされとんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 済みません、先ほどちょっと研修の特別旅費についてはこの一般管理費と申しあげましたけれども、申しわけございません。訂正させていただいて、特別旅費は全体の職員に対するものでございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上裕治委員 とすれば、この書き方は非常にわかりにくいですよ。同じ項目で上のほうは総務部管轄の普通旅費と。下は全体の職員の旅費というのは、ちょっとこの辺、私も大分調べてこれはどういうことかいなと思ったんですけど、結局数字がこれしかなかったんで言わせてもうたんですが、何を私はここで言いたいかということ、やはりこれから今全国的にも非常に公務員に対する厳しい見方があると。その中で同僚議員も再三、職員の資質向上を図って頑張れよと激励をしている一般質問はたくさんございました。そういう観点から、特に若い職員がいろんな研究、勉強の意欲に燃えている時期に、少しでもいろんな勉強、自治研修所なんかもある。我々議員も政務調査費をいただいて、個人あるいは会派等で滋賀の研修所とか再三、行って勉強をやっています。だから職員のほうも、そういうふうに自発的に研修できるような、特に幹部の方々ですね。激励してやっていただきたい。このたびもどこかに書いてるはず、6名の国家試験の受験の補助を出しておるといような、これも年々ふえてきておるんじゃないかと思うんですが、これはいい傾向だと



思うんで、その辺も職員をはっぱかけて研修するようによろしくお願ひしたい。終わります。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ただいま森上委員から職員に対する非常に有意義な発言があったわけですが、私はちょっと要らん心配かわかりませんが、市長の公用車について、この公用車の谷口委員の関連した中でちょっとお話ししたいと思います。

市長はみずから財政、合併してから財政も厳しい、というような、それと自分自身がそういう謙虚な気持ちの中で今の公用車を使っているだろうと思うんです。でも、私どもそれぞれ島を離れて出張する機会もたびたびありました。そういう中で、やはり5万人の首長としてのそれなりの公用車というのは、私は必要ではないかと。ただ見えを張るんでもなくして、芸能人でもベンツによく乗るといふのは、これは身を守るために、ベンツといふのは一番ボディがかたいんです。それでそういうベンツとか高級外車を買われるわけです。そういうことで、私たちが議長として方々へ派遣していただきましたけれども、やはり5万人の首長としてのそれなりの、私は権威のある、そない立派な車に乗らんでもええけども、やっぱりそれなりの車は必要でないかと。つくづく、余りにもこうなんか、こんなこと言うと市長に大変失礼になると思いますが、各首長さんの車を見ておりますと、何かこう引けを感じるというか、そういう気持ちなんです。それで、これは市長にお尋ねするんですが、これはもう市長の信条ですので、やはり首長として、または5万人のトップとして自分の身を守るというようなことで、やはりそれなりの公用車というのは私は必要やと思うんですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 確かに委員のおっしゃる通り、特にイベント等をしておりますと市長が来たにもかかわらず一般の駐車場に案内するというようなことで、若干の支障を来しておるのも確かでございます。ただ、もう今乗っておるエスティマですか。ワゴン車ももう10万キロ以上走っております。そろそろかえ時かなというようなことで、市長公室のほうでも検討はしておりますが、こればかりにつきましては市長の意向もございまして、今後市長の意向を確認してどのような方法がいいのか検討してまいりたいと思います。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 大変ありがたいお気づかいをいただきまして、ありがとうございます。

最近、私も町長、そうして市長になって、黒塗りの車がいまだに結構乗っている首長が多いです。しかし、今のああいうワゴンも、中の仕事をちょっと一部したりとかする場合非常にしやすい車の形態です。ただ、今室長がお話があったとおり、結構あれもう十何年たっているんで、この間もちょっと一部修理もしたんですが、そういうことを考えると次がどなたになろうと新しいそういう故障のない、これは必要なときにかえて行く、そういう耐用年数というのは守るべきかなと思っております。どこかに行く途中で、故障して動かんようになったら、この間もちょっと少しそういう傾向が見えたので、修理に出して今のところ機嫌よう乗っていますが。そういう面では耐用年数等々も考えながら、更新すべきものかなというふうには思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 まあこれはほんまにおべんちゃらでも何でもなく、議長の公用車を買ってくれとは言いませんけれども、まあ本当に島外へ行くと非常に、特に私はカッコしいんで何かこう寂しいというか、局長や課長や次長にもよう乗せていただいたんですけども、これはやっぱり我々は別として、やはり首長ぐらいはそれなりの公用車を、これは何も格好でなしに身を守るという観点からぜひそういうことを、市長がどういう判断をされるかは知りませんが、やはりそれは市として、市の代表として、やはり4年間の仕事があるんですから。そういうことを1つ参考にしていただきたいなど。以上で終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 決算書の94、95で、付属資料は37ページですね。この市民相談費でございますが、これは年間何回ぐらい、どこでやられとって何人ぐらいの方が相談にみえるのかなということで、まず答弁をお願いしたいんですけど。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 市民課の塔下でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま質問の消費者相談の関係でございますが、23年度におきましては、135件の相談がございました。電話による相談が95件、来訪による相談が40件となっております。

ます。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 今のは消費者相談で、普通の市民相談的なものもこれと一緒に含んでるんですか。消費者相談だけの件数ですか。行政相談とかそういう生活相談とかいろいろとあると思うんですけども。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 失礼いたしました。ただいまのは消費者相談のみで、あと行政相談については23年度はゼロ件、人権相談についてはゼロ件、あと法律相談については175件となっております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 生活相談はゼロというのはちょっと意外な感じがするんですけども。これは相談場所というのは分庁舎それぞれで皆やっておられるんですか。それともどこか一カ所に決めてというふうな。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） まず、法律相談については三原庁舎と申しますか、三原市民センターとか三原公民館、あと行政相談についても同様でございます。あと、人権相談につきましては三原で行いますそういう場合と、4庁舎で実施するそういう時期がございます。消費者相談につきましては、消費者センター、三原市民センターの2階にございますそこで受け付け、また23年度の途中からは月1回ずつ各庁舎へ出向いての相談も実施しております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 割とこんな場合どこへ相談したらええんかなというふうな声もたまに聞くわけですけども、これはそういうことはいつ、何月何日にどこであるかというふうな周知の仕方というのは、これは広報に出ているのは知っているんですけど、それ以外にどういうふうな形でPRというか周知されていますか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） ケーブルテレビによる文字放送、またはホームページ等で案内しております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 各庁舎であったり公民館に掲示するというふうなことは、まあ目立つような掲示をするというふうなことはされていますか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 行政相談というにつきましては、行政相談週間、また人権相談週間等について、そういう週間のPRと同時に日時の案内とかをしております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 割と相談を持ちかけられるような方は、そういうふうなホームページを見たり、なかなかケーブルをじっと見たりというふうなところから情報を仕入れることが少ない方が多いように思うんですよ。ほいで、できたら分庁舎であったり、公民館であったり、そういう公共的なところに、やはりポスター的に何月何日はどこで相談を受けますとか、そら常時総合窓口で相談を受けられておると思うんですけども、そういう法律相談なりの部分はそういうふうに周知していただけたらええかなと思うんですけども、どないですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） できるだけたくさんの住民の方々に気軽に、また相談していただけますように、広報の方法については検討していきたいと思っております。

○小島 一委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今の質問に関連するんですが、周知というのは今でも十分に聞けば、法律相談はいつかという照会はすぐにしてくれますし、場合によっては職員が段取りをしてくれたりする場合もあるのでそれは助かるんですけども、この法律相談が今、171件というようなお話だったわけですが、月1回、1日というか半日ですか、月2回ぐらいやっているんですか。どうでしたか。

○柏木　剛委員長　　市民課長。

○市民課長（塔下佳里）　　月2回でございます。それで一般の方につきましては1日9名受け付けをしております。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　ということは1月最大18人ということで、171件ということは、8割ぐらい入っていますけれども、1日といっても午後からの時間で9人入れているんですか。それとも1日朝から9人入るんですか。

○柏木　剛委員長　　市民課長。

○市民課長（塔下佳里）　　1時半からということで、4時10分までで9名でございます。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　私も地域の件で法律相談させていただいたんですけども、非常に時間が短いですね。それで核心に入ったらもう終わり、次の人が待っているみたいなことになって。結局相談に行ったけれど、十分に深まらないまま終わってしまうということはあるんですけど、そういうケースは、そんなん20分ほどで本当にできますか。大丈夫ですか。うちの場合はそうやったんですけども。

○柏木　剛委員長　　市民課長。

○市民課長（塔下佳里）　　できるだけたくさんの方に御利用いただくようにということで、時間は20分ということにしております。またそこで解決に至らなくても、解決の方法をアドバイスいただけるということで。また申し込みのおりには、できるだけ資料とかは整

理して持って来てくださいというようなこともお知らせしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 よく相談する場合、整理するといってもやはりケースが複雑やったりして、本当に時間が足りないというケースが多いと思うんですよ。人権相談ゼロ、行政相談ゼロということだったんですけれども、トータルの法律相談ということにして回数をふやすなり、相談時間をふやすなりということはできないんですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 法律相談については顧問弁護士先生にお願いしております。また行政相談につきましては行政相談員、人権相談につきましては人権擁護委員の先生にお願いしていますので、なかなか難しいところがございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実績ゼロというのが、ちょっとひっかかるんですよ。それに比べて法律相談は飽和状態というか、相談に行った方の不満が残っているというような、こういうアンバランスをやっぱり改善せんとあかんのではないかというふうに思うんですけどね。やっぱりこれは、複雑な問題、本当に弁護士さん近くにおってくれますけど、やはり費用がかかってなかなか悩むというか、市民は困ることも多いんでね。これはもう少し改善する余地は十分持つと思うんですよね。その顧問弁護士さんに払っている費用は幾らでしたか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 顧問弁護士料といたしまして1人月、2名おりますので、顧問弁護士が、月8万円ということで、税を入れまして8万4,000円かける12か月かける2名ということで、全体では、それとちょっと文書作成料も入っておりますが、今回23年度の決算額では220万5,000円でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局身近な、アメリカでもそうですけども、やっぱり法律の話が多い

と思いますし、これは今後十分検討していただく余地は持っていると思うので。ニーズは高いというふうに思うんで、この点はやはりもうちょっと変えるべきではないか。20分では本当に足りないというのは実感ですので、それだけ申し上げておきます。

○柏木 剛委員長 答弁はよろしいですか。

お諮りします。

審査の途中ですか、本日の審査はこれまでとし、次の審査は明日9月13日午前10時より開催したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議なしと認めます。よって本日の審査はこれで終了いたします。

本日はお疲れさまでした。

(閉会 午後 4時36分)

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成24年 9月13日  
午前10時00分 開会  
午後 4時34分 閉会  
場 所 南あわじ市議会議場

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（17名）

委 員	長	柏 木	剛
副 委 員	長	熊 田	司
委 員	員	久 米 啓	右
委 員	員	谷 口 博	文
委 員	員	森 上 祐	治
委 員	員	原 口 育	大
委 員	員	出 田 裕	重
委 員	員	川 上	命
委 員	員	阿 部 計	一
委 員	員	印 部 久	信
委 員	員	小 島	一
委 員	員	砂 田 杲	洋
委 員	員	蓮 池 洋	美
委 員	員	蛭 子 智	彦
委 員	員	登 里 伸	一
委 員	員	長 船 吉	博
委 員	員	鹿 内 孝	次
議 長	長	楠	和 廣

### 欠席委員（1名）

委 員	員	北 村 利 夫
-----	---	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	長	高 川 欣 士
---------	---	---------



次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
市	長	中	田	眞	一
総	務	瀧	本	幸	男
財	務	土	井		環
市	民	入	谷	修	司
健	康	藤	本	政	春
産	業	興	津	良	祐
農	業	松	下		修
都	市	山	崎	昌	広
下	水	道	上	光	明
教	育	岸	上	敏	之
市	長	橋	本	浩	嗣
総	務	林		光	一
財	務	細	川	貴	弘
市	民	久	田	三	枝
健	康	小	坂	利	夫
産	業	早	川	益	弘
農	業	神	田	拓	治
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
教	育	太	田	孝	次
会	計	馬	部	総	一
次	長	大	瀬		久
次	長	原	口	幸	夫
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	松	下	良	卓
総	務	富	永	文	博

ケーブルネットワーク淡路所長	土	肥	一	二
緑総合窓口センター所長	片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長	岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長	柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長	榎	本	輝	夫
財務部財政課長	神	代	充	広
財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	福	原	敬	二
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由美
国民宿舍支配人	北	川	満	夫
農業振興部農林振興課長	松	本	安	民
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道加入促進課長	松	本	典	浩
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	大	谷	武	司
教育部生涯学習文化振興課長	山	見	嘉	啓
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局課長	小	谷	雅	信

## II. 会議に付した事件

### 付託案件

1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	115
(2) 歳出について……………	115
① 議会費、総務費……………	115
② 民生費……………	150
③ 衛生費……………	208

## III. 会議録

# 決算審査特別委員会

平成24年9月13日（木）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 4時34分）

## 1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 おはようございます。それでは、きのうに引き続きまして決算審査特別委員会を開催します。

認定第1号、平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について、1款、議会費、2款、総務費、ページは64ページから113ページまでの質疑を行います。

それに先立ちまして、執行部からちょっときのうの件に関して補足がありますので、生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） おはようございます。先日、阿部委員の御質問の狂犬病予防注射の件で、適切に答弁できなかった事項がございますので訂正させていただきたいと思えます。

まず飼い犬の登録と予防注射を受ける義務があると説明申し上げましたが、それに違反した者に対する罰則といたしまして、狂犬病予防法第27条で20万円以下の罰金に処すると定められております。

また、チェック機能でございますが、登録された犬は全てパソコンで管理しておりまして、毎年8月に登録台帳をチェックいたしまして、8月末にはその年度に予防注射を受けてない犬の全ての飼い主に予防注射の督促と登録された犬の状況確認をしております。

誤解を招く答弁となりましたことを深くおわびいたしまして、答弁の訂正をお願いしたいと思えます。

### （2）歳出について

#### ① 議会費、総務費

○柏木 剛委員長 よろしいでしょうか。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 ページ数77ページになると思うんですが、光熱水費の件でお聞きいたします。23年度は、22年度に比べてどれだけの光熱水費が削減できたのかお聞きしたいと思います。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ただいまの御質問でございますけれども、光熱水費、22年度、23年度比でございますが、電気料金、水道料金、ガス料金、合わせて149万307円を削減いたしております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 電気代だけではわかりませんか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 内訳といたしまして、電気料金で149万5,650円でございます。水道代がプラス3万5,304円、ガスが2万9,961円マイナス、以上でございます。

○柏木 剛委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 これは揚げ足を取るみたいで申しわけないんですけれども、行財政改革実施計画進捗管理表22年度の時点で、平成19年度に比べて22年度、幾らか減したということで、これ以上削減は不可能というような内容を書いてあったと思うんですが、19年度に比べて23年度はどれだけ減りましたか。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 決算の数字とは若干ずれる場合がございますが、これは今、決算書に出ておりますのは5庁舎の電気料金プラス周辺についております街路灯等の電気代も含めての決算額でございます。今から申し上げる金額につきましては、5庁舎のみの電気代ということで若干数字が違うことをお許しいただきたいと思っております。

電気料金全体につきましては、削減の方向にございます。委員御指摘の平成19年度の金額につきましては、これは南淡庁舎につきましては、南淡公民館が1つの電気代となつてございましたので、その電気代を申します。19年度が3,108万1,000円、その金額でございます。23年度につきましては、同様の金額が、2,710万1,000円でございます。対19年度比が398万円のマイナスとなっております。以上です。

○柏木 剛委員長 熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 行政改革のいろんな計画は出てると思うんですけども、そういう点でもう少し細かくチェックできるところもあるんじゃないかというふうに思いますので、これからそういうところも今の状態だったら無理やけども、こういうふうに変えたらまた削減ができると、いろいろな方法あると思いますので、もっと柔軟に考えていくべきではないかなという思いがしますので、これからもできることから進めていただけたらと思います。以上です。

○柏木 剛委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 23年度につきましては、節電を、夏・冬緊急対策として本庁舎並びに全体で取り組んでございます。そういった効果で今申した金額が削減できたというふうな形をとってございます。行財政改革の段階につきましては、緊急のそういった計画というのはちょっと想定しておらなかったということで、そういった緊急な、しかも目標を掲げての節電を行ったというふうなことで、その成果も目標以上の成果を上げたということで今の数字が出てございます。引き続き節電には努めながら庁舎全体の維持管理経費の削減に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 おはようございます。初めてしゃべります委員の出田です。よろしくお願ひします。

87ページと101ページにもあるんですけども、兵庫県の電子自治体推進協議会負担金、まずこれについて説明お願ひします。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） おはようございます。兵庫県の電子自治体推進協議会につきましては、兵庫県内の市町における電子自治体の早期実現を行っていくために平成14年5月から県、市町、その他の団体によって協議会を設立し、電子申請システム、それから最近では電子申告、このような電子自治体の推進を進めておる協議会がござひます。それへの負担金でござひます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 県内で何団体加盟していますか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 構成団体につきましては、全市町だったと思います。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ちょっと調べとったんですが、このシステムを使える市町村、市町が21、兵庫県内41市町中21だけやったと思います。何を言いたいかと言いますと、南あわじ市として、今後この電子自治体というのをどう進めていくのか、県の意向に沿って進めていくのか、南あわじ市独自でやっていくのか、はたまた淡路3市で共同歩調とるのか、その辺の今後の動きも全く見えないまま、この87ページやったら5万円ですけど、101ページ見てたら159万円ですよ。これどういう負担割合で、今後どうしていくのかというのがちょっと見えないんですけども、その辺含めて説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） まずこの電子自治体の推進の方針のことをございますけれども、電子自治体推進協議会というのは全市町が参加しておりますけれども、その下に各部会のような形で、電子申請、電子申告、そのような各市町が希望によって参加する形での事業推進となっております。例えば電子申請につきましては、先ほど申されたように21団体でしたかで構成しておるんですけども、これについては住民票の写しであったり証明書の発行ということを電子上で申請して、それを市役所のほうに取りに行っていただくということになっております。交付の時点で一旦市役所に行かないといけないので、なかなかこの分については利用が進まなかったということもございまして、現在ではその分の取り扱いはとめております。

今、電子申請として取り組んでおりますのは、ふるさと納税に関する申し込み、あるいは広報紙において広聴のことも含めましてクイズの応募をいただいておりますけれども、その分で使っております。それから指名願の受付についても行っておったところがございます。それから電子申告につきましては、年金等の給付のデータであるとか、そういうものを電子上で受け取るということで進めておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、申請につきましては、なかなか申請だけしかできなくて、

窓口に来ないといけないという部分ございますので、他の方法で取られるということもありましてなかなか進んでおりません。ですけれども、県の方もあわせてこの電子自治体というのを進める中で、例えばこれはあくまでも取り組みとしてでありますけれども、電子入札であるとか、そういうふうないろいろな形での取り組みも進んでおりますので、参加についてはそのまま当市も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 どんなんなんですか。かなり少ないと思えるんですけど。こんだけ負担金払わされて。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 徴税費のほうに上がってます負担金のほうでございますけども、先ほど情報課長から全体的なお話があったわけなんですけど、電子申告の部分につきまして、eL T A Xという名前で地方税ポータルネットワークシステムというのが全国的なネットワークシステムとしてございます。それが社団法人地方税電子化協議会というのがこれも負担金、見ていただいたら2つあると思うんですけども、金額の少ないほうが63万7,084円、これが今申し上げました略しますと地電協の負担金、これは国レベルのものでございます。それでそのネットワークシステムを使いまして、各自治体におきましては、個々にやられてる自治体もあるんですけども、兵庫県のほうでは41団体、これ電子申告に係る分については全団体が加入しております県電子自治体推進協議会負担金というのをお支払いしまして、先ほど情報課長が申しました法人からの償却資産の申告でありますとか各事業所からの給報データの申告でありますとか、大きいものでは年金特徴のデータのやりとりでありますとか、昨年でしたか、国税連携と申しまして国税庁のほうから所得税のデータを、今までですと税務署のほうに行ってコピーしてもらってきたような書類をこのシステムを使いまして国税庁のほうから電子データとしていただくというようなシステムの構築ができておりますので、そのシステムの運用に対する負担金として各市町、負担割合の求め方、今資料持ってないので御説明できないんですけども、たしか人口割とか、そういう部分で負担割合は決められていたというふうに思っています。以上でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。



○出田裕重委員           利用率を最後お聞きします。件数でもいいですけども。

○税務課長（藤岡崇文）           23年度の申告書等の提出件数でございますが、給与の支払報告書が721件、法人住民税の確定とか修正申告の提出件数が797件、固定資産税のこれも法人からの分ですが、償却資産の申告書が200件、その後、法人からの異動届とかの届け出件数が24件、トータルで1,742件、ちなみに平成21年度からこれ私どものほうはスタートしておるわけなんです、平成21年度が657件、平成22年度が1,544件で、先ほど申しました23年度が1,742件、毎年少しずつですがふえているという状況でございます。

○柏木 剛委員長           出田委員。

○出田裕重委員           法人に関しては、こういう広報とか説明とかできてそうですけど、情報課長の話聞いてると、なかなかシステムのにも、個人というか市民向けには余りなじみもないし、広報もできてないしシステムも整ってないという状況であると思います。きのうも久米委員からホームページのことでいろいろ質疑があったと思いますけども、私も同じ思いです。南あわじ市としてこの情報化というかそういう動きに対して、主体性が見れないんですよ。業者任せ、兵庫県任せみたいなふうに私はずっと見てますので、この参考資料見てたら33ページでも情報化だけで2億2,000万円使ってるという中でね、この2億2,000万円の評価ができないんですよ。業者に言いなりのお金かなど。毎年そういうふうな感想を持っています。もっと市としてどういうふうに進めるのかというのを出していただかないと、なかなか評価もしにくいなと思っておりますので、特に強調しておきたいと思います。答弁は結構です。

○柏木 剛委員長           いいですか。ありますか、答弁。今の件について。あればどうぞ。  
情報課長。

○情報課長（富永文博）           御指摘につきましては、また今後の情報化推進について参考にさせていただきたいと思います。

それから先ほどちょっと言い忘れたと思うんですけど、負担金の割合のことでございます、おくれて申しわけございません。均等割が2分の1、団体の人口割が2分の1で計算しております。恐縮です。よろしく申し上げます。

○柏木 剛委員長           出田委員。

○出田裕重委員          ならね、ホームページ見てたんです、電子自治体、兵庫県の。41市町村中21市町しか受け付けてない、残りの20のまちは何やってるんですか。何で出てこないんですか。

○柏木 剛委員長          情報課長。

○情報課長（富永文博）          県と、それから市町が共同で取り組んでいるという分が21ということで、あと、大きな市については独自にやられている部分もあると思います。それから電子申請という形で取り組まれていない市町もあると思います。そこら辺の数値的なものは今資料がございませんけれども、それぞれの市町によって取り組みがまちまちであるということでございます。

○出田裕重委員          終わります。

○柏木 剛委員長          登里委員。

○登里伸一委員          73ページの一般管理費19節の負担金補助及び交付金の互助会負担金についてお尋ねします。負担金を出す基準はどういうふうになっとるんでしょうか。

○柏木 剛委員長          総務課長。

○総務課長（佃 信夫）          おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。負担金につきましての基準については、私どもの市の職員互助会につきましては、兵庫県の市町職員互助会のほうに委託しておりまして、そちらのほうに負担金を出しておるわけなんですけども、給料の1,000分の2ということになっております。

○柏木 剛委員長          登里委員。

○登里伸一委員          これには会員の会費というのは幾らでしょうか。

○柏木 剛委員長          総務課長。

○総務課長（佃 信夫）          職員の会員の掛金というのは給料の1,000分の4ということになってございます。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それでですね、この資料の23ページから、職員数は18名足して590名ということでしょうか。

○柏木 剛委員長 付属資料の23ページのことですね。もう一回、登里委員、どの数字を言われたんでしょうか。

○登里伸一委員 対象の会員数、職員数がこの資料からいきますと、一般職572名と広域水道企業団等の18名を含んで、このラスパイ指数を出しておりますが、590名が対象になるんでしょうかということです。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 逆でございます、水道企業の職員は除かれますので、平成23年度でございましたら572名から18名減の554名となっております。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 この金額に対する使用した内容的なものをお聞きしたいんですが。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 細かなことはちょっとわからないんですけども、その主要事業としましては、例えば職員の病気したときの入院の見舞金であったり結婚されたときの祝い金であったり、また職員が人間ドックへ行ったときにお金がかかるわけなんですけども、助成金が出てございます。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 職員の退職のお祝いなんか出しておりませんか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 合併以前は出とったこともございますけども、現在は出てお

りません。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 互助会の負担金は、打ち切る自治体が非常に多くなってまいりまして、神戸市なんかもそうですね。前に一度質問したことがあります。これはこの先どのように考えておられるのか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 以前にも御質問いただいて、掛け率の減少ということをお報告申し上げましたけど、平成23年度以降、平成24年度も先ほど申し上げました1,000分の2ということがございますけども、平成22年、21年は1,000分の3.5、また平成20年度は1,000分の5というようなことで、今の財政事情とか、また社会情勢の中で、やはり職員厚遇も言われておりますので、今後とも減少に行くか現状維持になっていくものと思われま。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ほかのことにしてもよろしいでしょうか。

○柏木 剛委員長 どうぞ。

○登里伸一委員 81ページの委託料で市民意識調査業務委託料というのがあります。これはどんなことでこの結果を市民には公表しとるのでしょうか、広報とか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） この委託につきましては、23年度総合計画の後期基本計画を策定しております。その際に市民の方々にアンケート調査をさせてもらっております。

○登里伸一委員 了解しました。もう1点、お願いします。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 105ページ、住民基本台帳のカードの関係ですが、この利用状況等はどのようになってきてるかお聞きしたいと思います。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 住民基本台帳カードの発行数をまず申し上げます。24年3月末で2,044、普及率といたしましては4%でございます。内容といたしましては、写真のないカードが806、写真ありというのが1,238ということで、写真のないカードをおつくりいただいた方には電子申告等にお使いいただく、また、写真があるカードについては本人確認書類としてお使いいただいているような状況でございます。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 実は恥ずかしいんですが、私も1回も使ったことはありませんが、これ自身は、住基カードを利用したいろんな行政の市民の人は、利用して相当な利用数というか、メリッ的に感じているような状況なんではないでしょうか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 利用のメリットですけれども、特に最近は金融機関等で本人確認の必要性、また市役所の窓口においても写真付きの証明書による本人確認等をいたしております。そういう折に免許証等のお持ちでない方については、とても有用なものであると思っております。また、電子申告にお使いいただけるというようなメリット、また転入転出の手続のときの特例を受けれるというようなメリットがございます。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 できるだけ市民に、やっぱり使ってこうしたらいいですよという利用の仕方をもっとPRせんことには、宝の持ち腐れになるんじゃないかと存じますので、その意見を加えまして終わります。

○柏木 剛委員長 答弁はよろしいですか。いいですか。  
では森上委員。

○森上祐治委員 95ページ、国際交流費のセライナ市受け入れ事業補助金45万1,000円についてお尋ねいたします。付属資料のほうでは、23年度の受け入れ、セライナからの子供たち及び引率者、学生が4名と引率者1名と。

○柏木 剛委員長 何ページですか、付属資料の。

○森上祐治委員 37ページです。学生4名と引率者1名と、計5名で来られたということなんですけれども、ちょっとこれ少ない感じがしたんですけども、その辺は何か事情があったんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） いったときアメリカのほうで大不況になって、一旦こっち来るのをやめたときがございます。それ以降、ちょっと人数が減ったというような形になっております。その以降につきましては、できるだけ人数を確保できないかということも向こうと相談もさせていただいておりますが、セライナ市の主体になっていただいているところにお任せしておりますので、現状においては景気の動向によって減ってきたという判断をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちなみに、ことしの夏は南あわじ市からセライナのほうに子供たち行ったんですよね。そのときの子供たちの人数と引率する陣容の数ですね、あるいはその内容、役割分担とか、その辺お聞かせ願いたい。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 学生が8名、引率が4名、計12名訪問させていただいております。日数につきましては13日間お邪魔させていただきました。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 普通子供たち10名前後、七、八年前、私も8年前に引率随同行の1人として参加させていただいたことあるんですけども、あのころは10名超えてたと思うんですよね。今も現に8名の子供たちが参加していると。それだけ参加してたら、大体団員

編成としたら団長がおってですね、外国行くんだったら通訳の係がおって、子供たちの世話人がおってと、最低3名ないし4名、ことしは4名行かれたと、これが普通の形なんですよね。と思うんですよ。ところがこれ見てたら、セライナからは学生4名と引率者1名。引率者というのはどんな方だったんですかね。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） セライナ市の方で受け入れのお世話をさせていただいてる方でございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 さっき申し上げたように私も8年前にセライナに訪れました。率直に申し上げて、あの8年前でもですね、ちょっと向こうの受入態勢のほうがえらいんじゃないかなという印象を私個人は持っておりました。それから8年もたちます。今、課長の答弁では、それから途絶えたこともあったと。実際、アメリカの経済の動向とか失業率とかいろいろな情報を見てますと、アメリカ国民も大変な生活をしてると。ましてあの辺のセライナ市は非常に小さな中部のまちで、田園地帯で、さして大きな工場もないし、近くにはホンダの大きな工場が進出してました。けども、そこにはかなりセライナからも勤めに行ってる人もいと聞いとったんですけども、それもどないなってるかわからんし、要は向こうの側が、かなりこの交流については重荷になってきてるんじゃないかという印象を持つんですね、このたびの23年度のこの人数から見ても。その辺はどういうふう把握されてますか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 先ほど申し上げましたとおり、サブプライムローンの関係で非常に不景気になったというようなことで、一旦資金調達ができないということで、こちらに訪問することをやめたときがありました。当市につきましても、合併後すぐの募集の折、あちらにお邪魔する分については十七、八名やったと思うんですけれども、応募があつて、選考して10名に絞ったという経緯もございました。今、応募が8名やったということですので、双方について非常に人数が少なくなってきたということについては懸念しております。

しかしながら、事業の本旨としては、非常に訪問後ホームステイの後に、勉強になったというような報告書も今作成中ではございますが、そういう御意見を学生さんからいただ

いておりますので、やはり行く前は少し遊び半分かなという子供さんもいらっしゃるんですけども、やっぱり行った後は、いろんな社会を見て自分のために、将来のために1つの蓄積になっているというふうに感じております。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私は何もこの交流事業を考え直して、やめろというようなことは全くないですよ。やっぱり続けるべきであると。特にこちらの南あわじから向こうに行って、アメリカを体験すると、一緒に行った子供たちも非常にいい勉強したと思いますし、毎回そういういい体験学習を夏休みに子供たちされてると思うんですが、こういう国際交流事業、姉妹都市提携というのは、見てますと、やっぱり長いこと続けば続くほどマンネリになって、熱が冷めてきて、とにかく重荷になってるところがちょこちょこあるんですよ。私も知り合いがおって、京都の宮津市とフロリダの何とかいうまちの交流事業、聞いたことあるんですけども、そこも非常に厳しくなってきた、これは大人同士の交流なんですけど、やまりかけて云々と、いろいろ工夫されてですね、何とか続いていると。だから、やっぱり南あわじのほうは、ことしも8名、子供さん応募があったと。まだまだ交流意欲はあると思うんですよ。ところが向こうのほうは、保護者のほうとか、いろんな親のほう、地域のほうが重たなってきたというふうなことで形を臨機応変に変えて・・・。

○柏木 剛委員長 森上委員、ちょっと論点、要旨を簡潔にひとつ。

○森上祐治委員 だからそういうふうに考えていったらどうかと思うんですが。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 参考にさせていただきながら、また国際交流協会の方々と相談させていただきたいというふうに思います。以上です。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど、ことしの参加は8名募集、全員8名とお聞きしたんですけども、今、報告書を作成しているということでございます。私も8年前に団長として参加してですね、これはこれからもずっと続けていかなないとということで、アフターケアをね。ただ、参加しただけで終わったらこれはもったいないと。だから毎年毎年10名前後の子供たちが体験して、ふえていきよるんですから、その子供たちがこの南あわじ市の土



地で、もっと後々までも交流を深めてですね、何かそういう同窓会とか、つくらないかなと私思っと思ったんですが、その辺今どういう形になってますか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 訪問する前に研修会を数回開かしていただきます。訪問後につきましては、その反省を含めて報告書を書く。それから次年度以降については、受け入れ時にホームステイも含めて一緒に参加していただくということの相談もさせていただき、それを義務化しているような状況でございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 非常に子供たち、こういう国際化時代で、子供たちにとっては非常にいい企画であると思いますんで、ぜひともですね、相手方もあることなんですが、その状況をよく把握しながら、ぜひともこれを継続して膨らましていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
印部委員。

○印部久信委員 71ページの全国町村会総合賠償保険料について二、三伺いたいと思います。まず保険料514万何がしかの保険料を掛けておるわけですが、23年度にこの賠償について保険金は南あわじ市のほうにどのくらいのものが入ってますか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 保険賠償金としまして128万9,768円でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私この賠償保険というのは市にとってありがたい賠償保険であると思っとなすね。私自身もこだけまで考えてこういう保険があったんかなということ、ちょっと感心しとるくらいなんです、この保険についたら。今まで私どもに専決で賠償がいろいろあったわけですが、溝の溝ぶたがなくなって落ちて車が破損したということに対しても賠償があったと。市道がくぼんでおって、それに対して車が走っておって損害が起

こって、それに対しても賠償保険がおりてきとると。その前には、台風で阿万体育館か何かが、何かが飛んで民家に当たったその賠償保険もここから出たような記憶があるんですね。この賠償保険の賠償の適用範囲やね、これどれぐらいあるんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまいろいろおっしゃっていただいたようなことが対象になるんですけども、かなり広範囲にわたっておりまして、基本的には市が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び市の業務遂行上の過失に起因する事故について、市が法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して総合的にカバーするというような保険の趣旨でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら1つの例を挙げますと、例えば指定管理をしてある施設の何かが災害によって周辺の民家あるいはその他のものに損害を与えたというような場合もこれは賠償の対象になるんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 最近、対象になりました。市と同様に指定管理したところの施設とか指定管理者の行う行事、ただし、独自の行事は別なんですけども、市として行うべき業務を指定管理者が行った場合、対象になってございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますとね、市は今指定管理してあるところが非常にたくさんあると思うんですね。例えば私どもの地区の公会堂とか公民館とか、そういうやつも市の指定管理の対象になっと思うんですが、その辺の建物による民家に対する損害を与えた場合も、この損害賠償の対象になるんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） もちろん施設のほうの瑕疵というか、例えば瓦が落ちたとかですね、そういった場合は対象になると思います。

○印部久信委員            わかりました、終わります。

○柏木 剛委員長            ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員            81ページの市民意識調査のことですけれども、先ほども質疑ありましたが、これは総合計画審議会のもとで調査をやられたというふうに理解しとるわけですが、それ間違いないですか。

○柏木 剛委員長            市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）      そのとおりでございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            そうしますとこの総合計画審議会というのが委員等の報酬というのはこの1節の48万8,000円の中に入っとるんですか。

○柏木 剛委員長            市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）      そのとおりでございます。48万8,000円は、総合計画審議会の報酬でございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            そうしますと、関連してお伺いしますが、この総合計画審議会の委員の任期はどうなってますか。

○柏木 剛委員長            市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）      市長から諮問いたしまして、答申を受けて、それが任期の終了かと思えます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員 　　いつからですか、そしたら。

○柏木 剛委員長 　　市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 　　今ちょっと手元に資料持っておりませんので、休憩時間に調べさせていただきます。

○柏木 剛委員長 　　この件はこれでもういいんですか。

○蛭子智彦委員 　　保留。続きはまた。

○柏木 剛委員長 　　わかりました。じゃ次移って印部委員。

○印部久信委員 　　81ページのくにうみ協会の関係で500万円と職員派遣330万円について伺いたいと思うんですが、私はいつもこれ不思議に、もう一つ理解できらんですが、このくにうみ協会というのはそもそも淡路3市でどのような位置づけされとるんですか。

○柏木 剛委員長 　　市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 　　今くにうみ協会の規約等はちょっと持ち合わせてないんですが、事業としましては、環境美化月間、いわゆる全島一斉清掃のそういうことであつたり、淡路の緑化事業であつたり、23年度からは大きなものとして、古事記編纂1300年記念事業、そういったものを扱ってる団体でございます。

○柏木 剛委員長 　　印部委員。

○印部久信委員 　　これ市長、私は思うんですが、国に置きかえたらこの協会というのは何や公社公団みたいな感じ受けたりするんですが、こういうものの事業見よつたら、淡路広域に入つてもうて、淡路広域一本でやったほうがええん違うんですか。何かこの組織見よつたら、県の局長は退職した後来たり、何かわけのわからん組織で、その中に観光協会が入つたり、果ては市の職員が派遣されたり何かわかりにくい組織、もういっそ淡路広域に取り込んでやったほうがすっきりするん違うんですか、市長。



り立ちをしております。事業につきましては、10月に行われる淡路島のロングライドであるとか、広域行政の場合は、広域の食肉センターの管理運営だとか、ごみの関係ですとか、そこら辺は広域行政の事務組合で行っておるんですが、ここについては、県と3市と共同でやるような主に事業、イベントのお手伝いを常にやっていただいているというようなことで、少し広域行政とは趣が違う団体かなと。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういう答弁があるんなら反論したいんですけど、くにうみ協会の理事長が民間人なんやな。淡路3市の市長が、当番制でもやりよる協会なら市の職員を派遣していくのも黙認せざるを得んと思うんやけども、理事長、協会の会長が民間人のところに何で公務員が税金持っていかんといかんのですか。これはおかしいと思う、考え方によったら。こんなもの私にとってはまがる存在やから、淡路広域で仕事やれないはずがないんや。淡路広域でやれらんはずがない。そういうことで終わっときます。

○柏木 剛委員長 いいですか。  
市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほどの蛭子委員の御質問で資料がございましたので。任期でございますが、23年9月1日から24年3月31日まででございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3月31日で答申を出して終わるということなんですが、これと加えて、南あわじには活性化委員会とか、似たような組織があるんですけども、それとの関係はどうなるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 総計の審議会につきましては附属機関でございます。活性化委員会につきましては、私的諮問機関として要綱で対応させていただいています。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、総合計画審議会というのは、具体的にはどのようなこ

とを諮問してあるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 基本構想は5年前に策定しておりました。5年がたって、そのあたりの確認ということで、先ほど市民の方々にアンケートをとって重要な施策、それからその施策に対して市民の方々が満足してるのか、満足度、そのあたりをお聞きしました。特に今回、後期基本計画の見直しというようなことですので、重要でありながら市民の方がなかなか満足してない、そういったものについて、施策についてはやはり見直していこうというような目的を持って審議いただきました。事務局のほうでそういった項目につきましてアンケート結果をお示ししながら、委員の皆様方に御審議をいただいたということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、これは大体5年に1回くらい今後もこういう委員を選んで総合計画をつくっていくということになっていくんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 以前は総合計画の策定というのは自治法上義務づけられておりました。今回法律が改正されて義務づけではない、ではございますが、市の一番最上部の計画に当たりますので、やはりつくっていく必要があるのかなというふうに思います。そうなりますと、5年スパンで審議員さんに審議していただくというような機会が出てくるのかなというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こういう附属機関、組織の委員については、公募ということがテーマになるかと思うんですけど、今後はどのような考え方でおられますか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 公募委員さんにつきましては、市のほうでも総務部を中心としてルールを決めております。今後そういう附属機関の委員さんを募る場合には、そ

のルールにのっとして公募していくという形になろうかと思います。当然この総合計画、5年先についても、そのルールにのっとして公募になってこようかと思います。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 総合計画につきましては、公募委員として公募することがふさわしいんじゃないかというような位置づけをしています。ただ、全員が公募という部分ではなしに、定数の1割以上という形でしておりますので、定数によって公募の委員の数が変わってくるということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 1割以上、何割までですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 1割以上という部分につきましては、少なくとも1割以上ということで1割未満にはならないようにということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その比率はどこが決めるんですか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） 公募委員の公募につきましては、市長の命令によりまして、この基準をこしらえております。それで運用させていただいております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら市長に伺いますが、この総合計画審議会の公募委員というのは、どれぐらいの割合で公募するのがふさわしいというふうに思われますか。

○柏木 剛委員長 市長。



○市長（中田勝久） 総合計画につきましても、ほかの審議会等々につきましても、必ずしも、今1割以上というのは決めておりますが、その時点時点、時代時代の背景もあるので、5年先のことを今決めるというのはナンセンスやと思います。逆に1割以上というのを1つの基本として、5年先の状況がどうであるか、そこで2割にするのか、やはりもう1割でいいのか、ですから5年先のこと今言えって、ちょっと無理です。

ほかの審議会は、その審議会の内容によって当然、今女性の方とか、また公募の方とかいうのは決めていっております。特に最近、蛭子委員の要望も強いので、そういう取り組みも少しはしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の答弁で今後の方向性というのが示されたというふうに思います。この総合計画の中に市民意識調査の結果が反映されていくということだと思っておりますけれども、この市民意識調査の結果そのものの報告、内容ですね、具体的な項目と、それについての内容、どのような意識結果が出たのか、これについての公開というのはされてるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 総合計画は、議会のほうにも提出させてもらっていると。意識調査ですか。今ちょっと総合計画自体は持っておりませんが、そのアンケート調査結果については広報に載せさせていただいたと思います。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

○柏木 剛委員長 それでは再開したいと思います。委員長のほうから一言だけ。私はこのところで質問を区切るつもりはありません。あるいは時間枠に当てはめながら進めるというつもりはありませんが、長時間と言いつつも時間は有限です。したがって市民の関心のある事業がたくさんありますので、できるだけ多くのことについて聞いてもらいたいということですので、いずれにしても質問は簡潔に、答弁はその質問に対してきちんと対応した格好で答弁を簡潔にということだけお願いしまして再開します。

ほかにございませんか。

印部委員。

○印部久信委員           101ページの納期前納付報奨金811万7,560円が出てますが、これは納期前納報奨に対する財政措置ということで、歳出として出てるわけですが、市民生活部長、来年からこれがなくなるわけですが、部長の感想を聞かせてください。

○柏木 剛委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）       簡潔に言えいうのも難しいですけども、現在コンビニ収納も準備中のございまして、その弊害となる前納報奨金のございます。そういった中で、2回にわたっていろいろ議会のほうでも御審議いただいて御決定をいただいたところのございますけれども、収納チャンネルのふやす中で収納機会の拡充ということについて、引き続き努めていきたいというふうにございます。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           今、部長は答弁でコンビニ収納の弊害になるという言葉が言われましたね。この納期前納報奨金というのは、コンビニ収納に弊害になると。しかし、納税者に対しては、これを楽しみにしながら前納しとる人がおると。コンビニ収納するために、この報奨金が弊害になるということは、ちょっといかなもんかと思うんですがね。そういう発言は納税者に対して失礼でないかと思うんです。そんなばかなこと言われたら困るな。

○柏木 剛委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）       納期前納報奨金は、いわゆる繰りかえ払いという形になって、本来支払うべきものから報奨金をそこで差し引いて、窓口で納めるという方法のございますが、この方法につきましては、出納の会計管理者が各窓口で行う場合と、金融機関の窓口で行う場合しか認めておりません。コンビニ収納につきましては、収納代理会社を通じてそこへ納めるというようなことのございますので、今言う収納代理会社へは、繰りかえ払いはできなくて、本来の税額納めて、後から個人に前納報奨金を交付するという方法しかできないというところのございます。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           そしたら今部長の言うた、これしかできないという方法でやりゃいいん違うんですか。

○柏木 剛委員長           市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）       確かにおっしゃるように、前納報奨金をつけてコンビニ収納はできませんという方法も確かにあるわけではございますが、それにつきましては、市民との混乱を招くようなおそれが出るということで、前の議会のときにも御説明を申し上げたところでございまして、それと、まず何よりもこの前納報奨金、今兵庫県下でも全部収納のコンビニ化を進めるのに全部やめていって、現在、市では南あわじ市が今年度やっとなるだけのところでございますし、そういった時代の流れの中で、そのように御提案申し上げて御決議もいただいたところでございます。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           これはその兵庫県で1つで南あわじしかない、別に構わんじゃないですか。議会が修正までして可決してあるのを再提出して、これを廃止するようなことをやっとなるのは、どない考えてもおかしい。そんで、今話を聞けば、できらんことはない、これしか方法がないと。これしか方法がないということは、これしかでやったらできるはずなんよな。手間かかるや間違いがあるや、そんなこと関係ない。やれる方法があんのよ。コンビニ収納に邪魔になるやらまがるやら、そんなようなことで行政が進めていってこの納税の収納作業ができると思うとるんですか。

市長もこの制度はええからできるだけ残したい言いよったんが、職員のアんたが、部長が、わざわざ議会がとめてあんのに、また再提出して出してる。そりは議会で可決されたんやから、そんでええねんけど。これを廃止することによって市民税とか何とか1割ぐらの未納があるんでしょ。来年度、未納が5%くらいまで下がるように期待しております。終わります。

○柏木 剛委員長           次行きましょう。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員           85ページの市の活性化委員会事業調査委託料ということですが、先ほど関連で、これは私的諮問機関であって附属機関でないというような説明があったかと思うんですけれども、もう一度説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 活性化委員会につきましては、市民主体のまちづくりと新しい公共に基づいた市民主体となった委員会を立ち上げさせていただいて、みずから考え、みずから行動するという方向性に向かっております。この調査費につきましては、単に市民の方々が集まって提案だけで終わるのではなく、具体的に行動に移し、それをどう実践していくかということについて調査あるいは対応させていただいてます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私的な諮問機関というような、委員会というような言い方をされてませんでしたか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 附属機関でありましたら条例に位置づけられて、報酬を払うというのが基本ベースかと思えます。活性化委員会につきましては、報酬なしで要綱で対応させていただいております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 付属資料の32ページ、ここにその他地域活性化委員会活動事業等経費というのが出てますね。そして講師報償費、委員費用弁償というのが出とるんですけども、これ今言ったことと違いませんか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） この講師報償費につきましては、活性化委員会で研修を重ねるのに講師、先生を呼んできてしております。また費用弁償につきましては、視察に行くのに費用を捻出しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや委員の費用弁償をしとるわけでしょ。費用出しとるんでしょ。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） この41万2,000円の種目につきましては、講師報償費が39万でございます。残りにつきましては旅費やったかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、だから費用弁償しとるんでしょ。これ。費用弁償しとるんと違うんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ちょっと説明させていただきますと、附属機関の委員につきましては報酬を払ってるということですが、先ほど議論しております私的諮問機関というのは、協議会とか市長に対して諮問するんじゃないし、その中で話し合いをして、中で意思統一を図らないというような性質のものでございます。ただし、その中にも費用弁償、旅費については実費弁償するということは可能ですし、また報償で謝金を払うことも可能だということで区別して考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いずれにしてもね、可能かどうかわからないけれども、この附属機関というのが、金額の多少にはかかわらないと思うんですよ。金額の大小じゃない。附属機関というのは、市が委嘱をし、そして今意思統一しないと言いましたけど、報告したり提案したり、計画を策定して、それを反映するような仕組みになっとなるわけでしょう。市の行政に反映するようなことになっとなるん違うんですか。そうでないとね、市費50万、県費300万、これに加えて調査委託料ということで50万、合計400万円出しとるわけでしょう。400万のうち100万は市が出しとるわけですよ、費用を。違うんですかね。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 400万のうち300万の県費につきましては、会の主旨からしまして、自分たちで競争資金を探すということをしております。その中でNPOとか、そういう地域のまちづくりをするための県の資金をみずから探してきて、みずから獲得してきて、プレゼンまでしてきております。それらについて、その補助金等につきま

しては市を経由するというような形になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしましたら、この活性化委員会は、市長が委嘱をしたものじゃないんですか。市長の委嘱状は渡してないんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 委嘱はしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから言っとるんですよ。市長が委嘱をしてやっとする。自主的なものじゃないですよ。ないと思うんですよ。しかも調査委託をしとるわけでしょう、50万円払って。やっってくださいって市長、言っとるんと違うんですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいま御指摘いただいてる委嘱してるかしてないかというような問題でなくって、その会の性質が附属機関であるのか、これ私的諮問機関と私的という名前がついておりますけども、個人的な私的じゃございませんので、その辺は誤解のないようによろしくお願いいたしますと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もちろん個人的なものじゃないですよ。市長が委嘱して、そして業務を委託してやっとするから附属機関なんじゃないかと言っとるわけです。そして費用弁償もその中から払われているということから、附属機関としての要件は整ってるんじゃないかということと言っとるわけです。違いますか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 済みません、ちょっと私の説明が足らなかったので申しわけないんですけども、附属機関については、市長に諮問を受けて答申をするというのが最終

目的でございます。私的諮問機関というのは、それに至らずに、中で協議をして1つのいろいろな議題とか話題について話し合いをして、そこで方針を、さっきちょっと私は決定をしないということを言いましたけれども、決定というか取りまとめはするかもしれないですけども、あくまで答申まで至らないというようなものでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ今話をしても平行線になるんで置いときますけれども、ただ、市長が委嘱して、しかも調査の委託を50万円、市活性化委員会事業調査委託、委託をしとるわけでしょ。するとその結果報告があつてしかるべきじゃないんですか、そしたら。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） この調査委託料、活動基盤構築対策というのが中身になるわけですけども、これは活性化委員会に委託ではなくて業者さんに委託と。市民が主体となったまちづくりをどうすべきかということについて業者さんに委託をさせていただきました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 活性化委員会があつて、活性化委員会事業をするかしないかという調査を委託したんですか、その効果についての。これ何をやっとするんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） これにつきましては、1つは市民の方々が集まって、どういうふう意見を聴取しながらどういうふう行政に事業を反映していくか、あるいはみずから動くためにNPOでありますけども、それを立ち上げて全国の事例であったり立ち上げの仕方であったり内容について調査で委託をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、市の活性化委員会をつくるノウハウを教えてもらったと。それがこの調査委託ということですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 概要についてはそのとおりでございます。結果として、1つのNPOを活性化委員会の一部メンバーが主体となってつくったというような形になっております。

○蛭子智彦委員 わかりました。そうしましたら、本体の活性化委員会の取りまとめの扱いというのが、それぞれ立派な活動されておって事業も数多くやっておるということになるわけですから、ちょっとよくわからないのは、結局ですね、この地域活性化、南あわじ市活性化委員会というのが私の組織なのか公的な組織なのかといえば、これは公的な組織であることは間違いありません。そして、その一部とはいいながら費用弁償出てるということには間違いありません。そしてその結果を、これはただ自主的に自分たちが活動するためということではなくて、南あわじ市を活性化させるということの事業の調査、研究、活動、何になるかわからないですけども、その事業を市長は委嘱しておったということになると、これ附属機関と呼ばずに何と呼ぶのか、これについてまた教えていただけたらと思うんですけど、どうですか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的に附属機関は目的を持って、それに対して答申をいただくというような部分が主になってこようかと思えます。活性化委員会につきましては、目的はまちづくりという全方位的な考え方の中で何をするかから入っていくというような形になっております。結果としてですけども、歴史のまちづくり、榎列地区でパンフレットをつくったり、それも競争資金をいただいてですけども、先般の音楽のまちづくりでしましたように、その分野から個々が実行委員会を立ち上げたり、個々が走り回ってまちづくりをしていくというような結果になっております。また、全般的に延べ130回ほど出られていろんな会議、イベント調整をされております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはわかるんですよ。そのことは別に頑張ってやってくれとるんで、いろんなこともできてると。それぞれのことについて、自分たちが自主的にやってるのではなくて、市長が委嘱をしてやってるものなわけですから、その関係がやっぱり附属機関になるんじゃないかということをお願いとるにすぎないんです。そういうことなんですよ。それであれば必要な手続が要るんでないかということをお願いとるわけで。グレーな



話なんですけども再度調べてみます。終わります。

○柏木 剛委員長           ほかの質問ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員           まちづくりに関連することで、あと市民まつりのことで、これは83ページなんですけど、付属資料は28ページから29ページです。市民まつりとして4つあって、昨年度は震災の影響で、だんじり祭りは中止になったということなんですけど、この4つの祭りそれぞれどのような規模でやられているか、またその評価というか効果ですね、これについて説明いただけますか。

○柏木 剛委員長           市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣）           そしたら市長公室所管しております南あわじ食と文化の市民まつりについて市長公室のほうから説明させていただきます。10月29日、それから10月30日と開催させていただいたわけなんですけど、29日は前夜祭というようなことで、サンライズ淡路の体育館でカラオケ大会をやっております。入場者数が約500名、それから10月30日、本番でございますが、あいにく後半悪天候、雨が降ってきたわけなんですけど、入場者数は4,000名でございます。以上でございます。

○柏木 剛委員長           生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓）           私のほうからは、淡路だんじり祭り、4月29日に例年行われております市民まつりを御報告させていただきます。平成23年度につきましては、東日本大震災の関係で大会の開催を自粛いたしました。参考までなんですけども、本年24年度、4月の29日に開催いたしまして、入場者数発表させていただいたのは1万3,000人。参加の内訳なんですけども、布団だんじりが20台、投げだんじり4台、子供だんじり3台、獅子舞のほう2台というふうなことで御参加いただいております。以上です。

○柏木 剛委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）           続きまして商工観光課の所管であります慶野松原花火大会、これにつきましては23年7月30日に慶野松原海水浴場周辺で行いまして約1万5,000人の来客があったということでございます。それからもう1つ、福良湾海上花火大

会、これにつきましては8月14日に開催いたしまして、こちらも同じくカウントが1万5,000人ということになっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 緑といいますか、食と文化の市民まつりが4,000名で、残り3つが1万3,000から1万5,000ということになっています。4つのうち3つは合併以前からの事業としてやられてて、地域に定着しとるということですが、この食と文化の市民まつりが若干参加人数が少ないというようなことになつとるわけですが、このあたりどのような評価されてますか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 緑の市民まつりにつきましては、合併以後、旧西淡で行ってありました雪まつりということをやっておったんですが、地域、緑地域の方々と協議をいただいて、やはり合併前の4.29、4月29日のみどりの日、グリーンフェアというのを旧緑町は大々的にやっております。その思いが強くて、現在のサンライズのふれあい公園でグリーンフェアにかわる緑地域の皆さんが出演できるような、そういう祭りを新しくつくっていただいたのが、この食と文化の市民まつりであるというふうに認識しております。入り込みについては4,000人と他の祭りに比べて少ないんですが、緑地域の小学生、中学生、高校生が出演するなど緑地域ならではのお祭りであるというふうには解釈しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 参考までに聞かせていただきたいんですが、緑フェアというのはどのような規模でやられておったのか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 当然合併前のことですので、私も緑地域ではないので。ただ、子供を連れてよく私もそのお祭りは行かせていただきました。場所につきましては、今のサンライズのふれあい公園周辺で、緑町役場が主体的になって今よりもかなり大々的にあそこでやっておったというのは記憶しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 なかなかこういう事業、定着するまで時間もかかるということもあると思うんですが、せっかくこういう予算またつくってやるわけですから、やはりもうちょっとというようなところもあるかと思えますんで。いろいろ今後も十分検討いただいて、ほかの3つに負けないようなものにといい思いなんですけども、その点いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 入り込みについては、他の祭りとは少し差があるようなんですが、運営につきましては、緑地域全体で実行委員会を組織していただいて、特に自治会、老人会あたりは非常に熱心に数回、何回も何回も会を開いて、この開催にこぎつけております。4つの祭りを総括しておるのがこの市長公室のほうで、市民まつりの運営委員会というのでも担当させていただいております。この運営委員会におきましても、合併後、8年経過して、まだ4カ所で祭りをするのかというような御意見もいただいておりますので、今後、合併10年に向けた一本化というようなことも4地域の皆さん方とともに協議していきたいというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはちょっと違うように思うんですけどね。それぞれ地域が活性化して、そういうものが総和として南あわじ市が栄えればいいということであって、福良にしてもだんじり祭りにしても慶野にしても、それぞれ特徴を持ってやってきた、まとめようとして大失敗したという、そういうことがあったわけですから、ちょっと反省足らんという感じしますね。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 運営委員会が出たお話をしたままで、私どもは決して市役所のほうから一本化ということをするつもりはございません。ただ4つの祭りの実行委員長さんあたりから、そのような意見が先般会を開いたときには出ておったというふうなことでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員           そうしますと、それぞれの実行委員長はそういう同じ思いでおるとい  
うことですか。

○柏木 剛委員長           市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎）       4つの実行委員長さんが全てそういう意見ではございま  
せん。ただ、中には、いつまでも合併して10年になるから、一本の祭りをしたらどうや  
りというような御意見は事務局に対して伺っております。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           それぞれの委員長が発言ということですので、それ以上のことは申し  
上げませんが、それよりも今あるものをいろいろ工夫しながら活性化ということが大事で  
はないかと思います。終わります。

○柏木 剛委員長           ほかにございませんか。  
熊田副委員長。

○熊田 司副委員長       ページ数でいきますと、67になるんですが、全体的なことにな  
ってしまうんですけど、管理職の給与の関係なんですけども、平成23年度の管理職手当  
については、支給方法は定額と定率、どちらを採用されましたか。

○柏木 剛委員長           総務課長。

○総務課長（佃 信夫）       定率でございます。

○柏木 剛委員長           熊田副委員長。

○熊田 司副委員長       平成22年度の行財政改革実施計画の進捗管理表の中では、管理  
職手当については、定率制から定額制への移行を検討する必要があるというふうに評価さ  
れておりました。検討する必要があるということは、定額制のほうがええということで検  
討しよう。悪いもん検討する必要ないですよ。と思うんですが、この定率制と定額制、  
これどない違ってくるんですか。

○柏木 剛委員長           総務課長。

○総務課長（佃 信夫）            まず定率制は、今の方法でありまして、給料に対する率、例えば部長でございましたら16%、我々課長でしたら13%というような率でございます。

定額制というのは、給料額にかかわらず、例えば部長でしたら5万とか、課長でしたら3万とかというようなものでございます。総務省のほうからは、定額制にというような提案もございましたがために、地方自治体においても定額制への移行も視野に入れて検討するようというようなことが3年ぐらい前ですかから言われておりまして、それで我々もそういうふうなことで検討したわけでございますけども、現在も検討中ということで、今年度についても定率でいってるのが現状でございます。

○柏木 剛委員長            熊田副委員長。

○熊田 司副委員長            この進捗管理表では平成24年度実施となっております。22年度で検討して、24年度は実施という形になってるので、今検討中というのはどうしてかなと思うんですが、その点は説明していただけますか。

○柏木 剛委員長            総務課長。

○総務課長（佃 信夫）            そもそもこの給与の見直しにつきましては、公務員の給与が高いというようなことも1つの要因でございます。現在給与の改定が年々ございまして、人勤とか、またさまざまな要因によって現在、壮年というか50歳以上の給与につきましては頭打ちでございます。例えば55歳以上でしたら昇給が半分であったり、管理職に当たるような職員の給料についても現状維持というのが現状でございます。その中で定額にしたほうがいいのか、また、定率でしたら今の現状で推移していくというようなこともございまして、ちょっと苦しい答弁でございますが、そういうふうな理由で24年度も現行のまま継続しているわけでございます。

○柏木 剛委員長            熊田副委員長。

○熊田 司副委員長            こういう計画を立てて、それに向かって日々努力されてると思うんですが、そこら辺もしっかりと市民に対して、定額やったらこう定率やったらこういうのもしっかりと見せて、市民からの承諾いただきますか、信頼を得ていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○柏木 剛委員長            総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ちよつと補足説明させていただきますと、管理職についての手当の総額については、御承知かと思うんですけども、管理職の数についても毎年減少しておいて、その中でももちろん管理職手当については、率については同じですけども、総額については減少してる中がございます。いろいろな状況もあつたり、またその総務省のほうにも確認もしながら今後検討していった中で、先ほど御指摘あつたように、一番大事なのは市民の方々に対する説明責任であると思つたので、それについてはきちんとやっていきたいと思つております。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 関連で今定率制ということで管理職手当、これは給料によって率が違つてくると思うんですけども、部長、次長、課長、主幹、大体で結構ですんで金額でちよつと教えていただけますか。大体で結構です。

○柏木 剛委員長 総務課長、大丈夫ですか。総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 本当におおよそでよろしいでしょうか。おおよそですね、部長級で先ほど言いましたけども、16%でございますので43万ぐらいの本俸でございましたら6万8,800円というようなことでございます。また次長職でしたら、次長は14%でございますので、本俸が42万でありましたら5万8,800円、課長におきましては、平均的なもので40万としましたら13%でありますので5万2,000円という金額になってきます。

○阿部計一委員 主幹は。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 主幹につきましては、例えば本俸が38万ぐらいだとすると9%ということがございますので3万4,200円という額になってきます。

○阿部計一委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。ページ113ページまで。なければ質疑終

わかりますが。

質疑がございませんので質疑を終結します。

② 民生費

次に款3民生費、ページは112ページから159ページまでの質疑を行います。質疑はございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 125ページのシルバー人材センターについて聞きたいと思います。まずこのシルバー人材センターの組織は、どういようになつとるんですか。市が何か関与しとる組織ですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 健康福祉部次長兼長寿福祉課長の小坂でございます。どうぞよろしくお願ひします。南あわじ市シルバー人材センターは社団法人でございます。したがって独立した法人であると。市の関与といたしましては、補助金という形で23年度については800万円の運営のための補助を行っております。そういうふうなかかわりでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私も内容のことは中へ入って聞いたことがないんでわからんですが、シルバー人材センターはその対象者が登録しといて、人材センターから仕事があった場合にそれぞれの対応できる仕事を紹介するという、そういうまず認識でよろしいんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） そういうことでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 その場合、仕事をシルバー人材センターからあっせんされた方は、それに対する当然日当とか費用が当たるわけですが、その費用に対して何%かをシルバー人

材センターにあっせん料というか何というかわかりませんが、何がしかをシルバー人材センターにもらった報酬から拠出をするわけですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） シルバー人材センターとその仕事を発注する側との契約については7%の事務手数料といたしますか、それがシルバー人材センターは上乗せしております。つまり個人に、会員に支払うお金に7%加えた額で発注者側はお金を払っているという状況です。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この人材センターの事業をしてるのにどれだけの人員でやってるか、ちょっとそれもわからんのですが、800万円、補助金出てますね。ということは、シルバー人材センターは、事業をあっせんして7%のお金をシルバー人材センターの中に留保するわけですが、それでは当然足らんわけですか、まず。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 足りないよ。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、南あわじ市からシルバー人材センターに行っとるこの補助金800万円というものは、シルバー人材センターの運営経費の一部を補助しとるといように理解してええんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） そのとおりでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、この上のほうに兵庫県シルバー人材センター協会負担金7万円、それからその下に全国シルバー人材センター事業協会負担金5万円と書いてありま



すね。ここに決算書に書いてあるということは、市から負担しとるわけですね、まず。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 市もこの県及び全国のシルバーの協会の賛助会員という形で、その構成員の一人ということで参画しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは誰でも思うの、平たく考えた場合、補助金もらっとる団体がありますよね、そこで運営しとると。その補助金もらってる団体の上部団体のいわゆる負担金を、普通ならもらっておる団体が上部団体に負担金を払っていくんが当たり前違うんですか。当たり前やと思う。それを市が団体に補助金出しとる、なおかつ市が補助金を出してる団体の上部団体の負担金を市がなおかつ出すいう出し方は、ちょっと不自然やと思うんですね。こんな不自然なことせんと、要るもんなら800万円の上に12万円か、12万円上乗せして補助金を出しとくほうが決算資料としてはきれい違うんですか。補助金出した上に上部団体の負担金をなおかつまた市が出すのは、おかしい出金の仕方やと思うんですが、どうですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 先ほど申し上げたように、この負担金は、市が賛助会員として参画している分の負担金でございまして、シルバー人材センター自身も、それは会員としてこの協会に入っております、それはシルバー人材センターのほうから負担金が払われております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらこのシルバー人材センターの上部団体の賛助会員ということなんですが、シルバー人材センターの上部団体というのは、県、国は、市のシルバー人材センターに対してどんな影響力があるんですか。何のための上部団体で、これがなかったら南あわじ市のシルバー人材センターというのは動かんのですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 動かないかと言われれば動くと思います。ただ、この全国的な、非常に苦しい答弁になるんですが、こういうような団体等の組織について、シルバー人材センター本人も会員として入っている、それに対して市も賛助会員、補足的な会員としての位置づけがされておまして、入っているというふうな現状でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 理解ようせん。ということは、南あわじ市シルバー人材センターからも県、国に負担金が出とるんですか。何ぼ出とるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 今シルバー人材センターの決算書を見てるんですが、ちょっと今よう見つけておりません。後ほど報告させていただきます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ市長、こんな無駄な出費の仕方ないと思うんですがね。市も協賛団体で負担金出せ、本体も上部団体へ負担金出せ、そんな負担金の取り方ないと思うねんけどな、上部団体が。ちょっと市長答えてくれ。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 次長のほうがよくわかっと思うんですが、私は会にちょこちょこ出ます。やはり今、高齢者の働ける人たちをどのように社会参画をして、そしてその地域に少しでも今までの経験を生かすかということで、国の1つの大きな施策の中に入っております、このシルバーの協会なり、また市もシルバーの協会に対して支援をするというような形になってます。ですから、やはりそういう上部団体もそれなりに国の施策について、それぞれの地域の要望なり、それを取りまとめたものを県は国の上部団体、国が組織のシルバーのほうへ、国自身に対して協会の全国組織がいろいろ今のシルバー、高齢者のそういう事業がスムーズに行くようにということでお願いをするなりしている活動する協会であるので、市が1つの参画の団体ですので、やっぱりちょっとその流れは、2つになってると思います。しかし、議員が疑問視されるようなことでは私はないと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員　　これ今市長言われたように、国がそんだけ力入れとんなら、県とか国のシルバー人材センターの協会か何か知りませんが、当然国庫も入っておるし、県なら県からのお金も入っとると思うんですね。どうも今次長、南あわじ市のほうからも人材センターからも上部団体に負担金出てますか。

○柏木　剛委員長　　健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）　　その額については、ちょっと今決算書ではよう見つけらんの。

○印部久信委員　　けど、出とるんは出とるんやな。

○健康福祉部次長（小坂利夫）　　それは出てるというふうに聞いてます。それと国からのお金ですが、補助金ですが、直接市を介さずに、直接シルバー人材センターのほうに交付されております。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　けど、市長もそういう答弁あって、わからんでもないんやけど、同じ団体から、当の団体からも負担金取る、関係しとる市からも負担金取る、そりゃちょっと。どっちにしても払うんなら1本にしといた方がええん違うんですか。そんでないと、あつちからもこつちからも取れるところから取るというのはおかしいと思うな。そんで終わりますわ。よう検討してください。こんなん普通の人が見てもちょっと理解しがたい。

○柏木　剛委員長　　それでは、この辺で午前中終わりますして暫時休憩します。再開は午後1時ということで。

（休憩　午前11時57分）

（再開　午後　1時00分）

○柏木　剛委員長　　それでは再開します。  
午前中に引き続きまして民生費を議題とします。  
健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 午前中の印部委員からの質問に対しましてですが、シルバー人材センターが支払ってます県の協会への負担金ですが、14万円でございます。また、全国の協会への負担金は9万円となっております。以上でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますと、トータルしますと、市と人材センターで21万、県が10万、5万で15万で、トータル36万の上部団体への負担金を出しとるということですね。これ次長、131ページにシルバー人材センター派遣委託料390万何がしかのお金が出とるんですね。これは一体どういう金ですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） これはさくら苑が運営するために夜間の宿直業務とかをシルバーに委託していると、つまりさくら苑、市のほうが発注者としてシルバーに委託している業務の委託料でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。最後に詳しくなくていいんですが、このシルバー人材センターの事業費の決算書の国から入っておる金額と、入の総事業費のトータルを言ってくれますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） まず、国からの収入でございますが、補助金として710万円入っております。そして収入の合計でございますが、契約金額として業務委託料として入ってる分でございますけれども4億1,980万円余りでございます。

○印部久信委員 結構。終わります。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 117ページの、障害者福祉の委託料と、もう1つは123ページの

老人福祉費の委託料、決算書には決算で支出がなかったんで項目が上がってないんですが、予算では透析患者通院移送事業委託料ということで79万円と百何万円か上がっております。委員会でもお聞きはしたんですが、結局、透析患者への委託料はどちらも支出実績がなかったということですね、確認したいんですが。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 障がい者のほうですけども、昨年度は実績はなかったです。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 高齢者についても3人の方が申し込みがあって交付しましたが、実際の使用というところまではいかなかったです。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 初乗り運賃、タクシー代を月に6枚補助するというところで、業者に委託することになったんです。24年度もそれぞれ39万6,000円、予算として計上しております、直近の委員会でもお聞きしたんですが、そのときも実績がなかったというふうに報告を受けてます。これ振り返ってみますと、23年3月議会の補正で、市民生活に光をそそぐ交付金事業ということで国からおりてきまして、この委託料を設けましたということなんですけれど、23年実績なし、24年度も現在のところは実績はあるんですかないんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 障がい者のほうですけども、今年度もまだ実績は上がってません。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 高齢者のほうも同じでございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員            利用しにくいと思うんですね。透析患者の方はスケジュール組んで透析に行かれるんで、自家用車あるいは家族の方で送ってもらうとかいうことをしとりますんで、この交付金のほうは25年度において、もう少しメニューを変えてやり方ですね、使うということは可能なんですかね、予算的に。

○柏木 剛委員長            福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子）        昨年からの事業実施しているんですけども、ここへ来てまで実績がないということで、やっぱり使いにくい、初乗り運賃550円を毎月6回分ということで使いにくいというのがあります。それと、透析患者につきましては南あわじ市で2つ機関があるんですけども、1つの病院のほうでは送迎バスを200円の本人負担で利用しています。ですので、初乗り運賃550円の6回補助をするだけでは200円と比べますと本当にかげ離れていますので、それも使いにくい要因かと思います。その券が使いにくいということであるならば、初乗りでなしに500円券などを、例えば10枚とか出したりして中身を変えて実施してはどうかという検討をしております。どのように制度設計をしたらいいかというのを検討中でございますので、2年で終わるというのもせっかくの透析患者タクシーの利用ということなので、制度設計を変えてみて、また25年も予算要求のほうはしたいと思っております。

○柏木 剛委員長            久米委員。

○久米啓右委員            メニューは御検討いただきたいんですが、私の案と言うとおかしいんですけども、市長公室でするデマンドバス、デマンド福祉バスという形で計画できないかと。透析患者の方も登録されてる方わかると思うんで。その辺をもう少しデマンド型でやっっていけば多少費用はかかるかなとは思いますが、そのバスのことも検討されるということなので、これこそ市長公室がやってるデマンドバス2年間試験実施などより、非常に私は有効にデマンド型の市民の足を確保できるかなということなんです。福祉が目的ですので、一般の方が乗ることについてどうこうということになると検討も必要かと思うんですけども、これは私の私的な案ですのでまたよろしくお願ひしたいと思います。この件に関しては終わります。

○柏木 剛委員長            いいですか、答えてもらわなくて。

○久米啓右委員            いいです。

○柏木 剛委員長            じゃ、次行きます。  
出田委員。

○出田裕重委員            115 ページ、福祉いきいき住宅補助金。参考資料は51で、説明を読ませていただくとよくわかるんですけども、いい事業だと思ってます。対象者は3名ということで、具体的にどういう工事をされたのかと、一番聞きたいのはケアマネジャーという方が間に入って、こういう工事の見積もりから発注までどんなふうに行われてるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

○柏木 剛委員長            健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）            工事の種類としては段差対象であったり、手すりの取り付け等が主なものでございます。あと、浴槽の改修であったり、トイレを和式を様式にかえたり、開き戸を引き戸にかえたりとか、そういうふうな工事もできます。その対象者なんですが、このいきいき住宅の対象者は所得制限をしております、低所得者の方を対象にいたしております。手続的には、まず介護のサービスの対象、介護要介護認定を受けてる方であれば介護のサービスが優先されます。20万円までは介護のサービスで提供し、20万円を超して100万円までの分についてこの福祉いきいき住宅で対応していきます。基本的には、ほとんどの方が介護を受けておりますので、ケアマネジャーがまず相談に来られます。相談に来られましたら、この福祉いきいき住宅の該当になるといった場合は建築士とかが現場を見に行きます。そして、その方の必要な工事の確認をして、確認した工事について実施すると。それで最終確認をして市のほうが補助金を出すというふうな流れになっております。

○柏木 剛委員長            出田委員。

○出田裕重委員            そこでケアマネージャーさんと建築士という名前も出てきましたが、そういう方はどこから派遣されてるんですか。ボランティアですか。

○柏木 剛委員長            健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）            決算書の113 ページなんですが、報償費ということで福祉いきいき住宅改良相談員報償費1万5,000円を支出しております。1人一回限り5,000円です、3人分お支払いしております。この3人分というのが先ほどの3件の分です。この方が民間といいますか有償でお願いしている相談員です、あとその現

地を確認する相談員として市のほうで任命しております。これは市の職員として、住環境コーディネーターだったり社会福祉士だという資格者を任命しております。6人、今現在おります。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ところでなんですけど、市から税金を使ってその現場を確認されて建築士の方、ケアマネージャーの方でいろいろ相談されて、次発注ですよ。ここでよく言われるんですけども、どうやって業者を決めてるのかと。もちろん個人の財産にそういう工事をするんですから、その介護を受けてる方がこの工務店使いたいと言えばそこでいいと思うんですけども、そういう発注する人が工事業者はどこでもいいというような考えになったときに、建築士さんとケアマネージャーさんがどういう基準で工務店なり工事業者を選んではいるのかというのがちょっと見えないというような声も聞いていて、こういう市の事業でやっているのに、最後発注は何かその近くであったり、話しやすい、相談しやすい工務店にすぐ行ってしまうのかというような疑問を受けているので、その辺はどのようにしてらるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 発注はその申請者のほうで行っておりますので、直接市のほうがこういう基準というふうなことは設けておりません。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 まあまあ、余りこんなところでも言いたくないですけど、発注者の人がどこでもいいと、私、工務店知らんねんというときはあると思うんですよ。そういうときに、やっぱり登録業者とか小規模の入札の受け付けもありますよね。そういうところで広く選ばれてないんじゃないのかという声があるんですけど、その辺についてはどう答えられますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 先ほども申し上げたように、直接市のほうに、逆にそういうようなことはどこかというようなことも聞かれたことはないですし、基準も特にあるというわけじゃないんで、まさに発注される側の意志でということで行っております。



今、小規模の事業者等の一覧表とかのことを提示したり云々ということもしておりません。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 僕はしたほうがいいんじゃないかなと思います。ケーブルテレビの工事とかでも、市内の工事業者一覧というような紙が回ってきたりしてたし、僕はこの事業にもそういうのはあっていいんじゃないかなと思いますので、一度検討していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。23年度に限ったことではなくて、これから続く事業やし、もっと広がってほしい事業やと思いますので、そういう検討をぜひ、していただきたいなと思うんですけど。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 大手の業者さんも参画を最近はされておりますし、いろいろあります。検討はします。

○出田裕重委員 はい、終わります。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 119ページのきららウインズの駐車場借上げ料92万4,000円。これについては適正規模で借りられていると思うんですけど、この辺、市の借上げというのは大体一つのめやすあるんですけど、これが適正価格かどうかというのはきららウインズの駐車場、大体どれぐらいの面積規模をこの値段で借上げられておるんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） きららウインズにつきましては、ウインズの敷地を借り上げております。敷地面積が1,067.24平米で、74万4,000円として借り上げております。そして、もう一つ浦壁公会堂の駐車場を1区画2,500円で6区画借り上げており、これが合計で92万4,000円となっております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 浦壁の駐車場というのは比較的距離はありますよね。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この浦壁の駐車場は職員の駐車場として借り上げております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連でちょっと、市民交流センターモデル地域で西淡志知地区、モデル地域としてなりましたね。あの辺は、私は聞いてるんですけど市民交流センターの駐車場が確保できてないということで、来春からモデル地域として実際やっていただくと思うんですけど。その辺の駐車場等の確保というのは、大体、市の駐車場を借り上げるというたら1反で70万円というのはそういうような値段で借りるのか新たに購入して駐車場をつくったのか、どういうものが今後のお考えなんですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 西淡志知公民館の駐車場のほうですね、ただ今9月補正のほうで上程させていただいたところなんですけども、平米単価で実績公募同じなんですけども。これで算定しております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市としていろんな土地を借り上げてるんだ。1反何ぼとかいうのはやっぱり地価で決定しているのか。評価というか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） この点については市のほうの土地評価の審査会がございまして、当然ながら、その土地の近隣の標準的な土地、これの過去のいわゆる実績等を勘案しながら算定してっております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、市民交流センターの西淡志知地区の駐車場を確保してあげただけなのは、これはもう間違いないな。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○谷口博文委員 もう、終わります。言いにくいようだったらやめとく。

○柏木 剛委員長 次に、川上委員。

○川上 命委員 始めてしゃべるんですけど、153ページの学童保育についてちょっとお尋ねいたします。このページの中に、学童保育業務委託料として570万円上がっておりますし、また改修工事として、これは設計監理費として75万円と。それと、学童保育施設改修工事1,400万円ほど上がっております。確かに、最近学童保育はなかなか父兄の間でも非常に喜んでいる事業でございますが、これだけの費用を突っ込んだ中で、事業としてはまあいいことですが、子供に全て平等にこの学童保育が行き渡っているのか、行き渡っていないのか、このことについてこの説明と両方をお願いいたします。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 少子対策課の田村でございます。よろしくお願ひいたします。先ほど御質問のありました153ページ決算書の学童保育の業務委託料、また施設改修工事費等、設計監理費のほうでございますけれども、これにつきましては、阿万地区の学童保育、それと榎列地区の学童保育の関係でございます。阿万地区におきましては小学校の図書室を、一応間仕切りを致しまして学童保育の生活スペースを確保いたしております。

それから、榎列のほうにつきましては当初松田公会堂のほうでしてございました保育場所、地域の要望もございまして榎列小学校の学校地内に移転をいたしましたその経費等でございます。

それからもう1点、全ての児童にこういう機会をといるところかと思うんですけれども、今のところ、市内におきまして10カ所学童保育所を開設しております。特に西淡地区におきましては、学校統合の関係もございまして充実しているとは言いませんが、今後の課題といたしまして広域的なことも考えながら、また学校の統合のことも考えながら今後進めてまいりたいと思います。他地区につきましては、また小規模な学校のほうは未開設ということでございますが、これも今後の課題として取り組んでまいりたいと思いますが、今のところはニーズに答えた形で10カ所運営をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員       よくわかりましたけれど、ただ西淡地域にとっては統合ということでいろいろあるということで、今のところは全然計画がないということなので。子供は日々成長しておりますし、これだけ2年、3年、何年になるかわかりませんが、そういった教育の機会、均等がなかったら、していただければ大変なことになると思うので。今回、計画というものは持っているんですか。どうですか。

○柏木 剛委員長       少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子）       一応計画は持つてはおりますが、なかなか計画通りには進まないことが多々あるかと思いますが、地元の要望等がございましたらそれに沿いながらニーズ調査も含めまして、今後、徐々に開設の方向に向けて検討していきたいと思っております。

○柏木 剛委員長       川上委員。

○川上 命委員       今、課長のほうから計画等、今後随時していくということで、なるべく早急に他におくれないように、そういった施設というものをしていただきたい。

それと、そういった地域には伊加利の小学校の空き地でやまの学園というのをしているわけですが、こういったことでそういった学童保育のできない、おくれているところは補充するとかいう教育関係との連携というものはどうですか。

○柏木 剛委員長       少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子）       学童保育未開設の地区につきましては、放課後子供教室という形で教育委員会のほうで運営をしていただいております。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓）       放課後子供教室につきましては、学童保育を実施されてない学校区、6校区の中で放課後、大体週に1回に限りますけども、放課後子供たちを1年生からこれは6年生対象なんですけども、登録させていただいて、共同生活また宿題等がそうなんですけども、お預かりしております。いわゆる夏休み期間においてはやまの学園というようなことで、伊加利公民館のほうでお世話になりながらこれは市内全校区対象の児童生徒を対象にして募集させていただいて、ことしも15日間ですか、実施させていただいたところです。当然、地域の御協力もあってできている事業でございます。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 これと関連あるので、147ページの保育所改修工事とシステムと施設設備管理委託料と、関連性があるのかないかちょっとわかりませんが、結局、今回国会のほうでも幼保一元化はできなかったという。どこに欠陥があるのか知りませんが、できなかったということで、この間の新聞では民主党が消費税のアップとともに全国で待機児童が多いということで保育の充実ということで、保育士また施設の充実ということで今後かなりの予算を組んでおりますが、そういったものを踏まえた中で南あわじのほうも幼稚園の問題があるわけですが、今後、今の状態は児童の待機というのがあるのかないか。それとも、その説明と今後施設を、幼保一元化はできないのは、もうわかっておりますので、今後そういった計画が随時知らされているのか、そのことについて答弁をお願いいたします。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 待機があるかどうかということですが、まず、待機児童というのは一つの保育所で定員オーバーということではなくて、ここがいっぱいであればこちらの保育所はあいているというふうなことであれば待機児童とは言わないんです。ですので、ここ合併してからでも待機児童というのは南あわじ市のほうではございません。ですので、低年齢の子供さんふえていますけれども、待機児童は今のままでは発生はないのかなとは思っております。

それと、改修費なんですけれども、23年度はちどり保育所北阿万保育所の耐震補強と、志知保育所、神代保育所の屋根と外壁の改修等を行いました。あと、計画的に来年度以降ですけれども、市保育所は外壁と阿万保育所の屋根と外壁、八木保育所の外壁が改修を、どこを優先するのか今の段階では検討中ですが、大きな工事は実施する予定をしております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 今回の答弁でうちの南あわじは待機児童といったことはないということやね。そういうことで、私も週に3回ほど市村の保育園へひ孫を送って行ってるんですけど、朝の忙しいときに送って行くというのは、なかなか働く女性にとっても保護者にとっても大変な重労働であると思うんで、そういった旧西淡町のほうも非常に保育園・幼稚園等が児童も少ないということでいろいろと工夫をされておりますが、そういった教育というものはやっぱり、先ほど言ったように、まめにちゃんと平等にしてもらいたいということの中で、そういった面、今後とも政府の行き方が紆余曲折になってわかりにくいんです

が、南あわじ市は南あわじ市としてのそういった保育施設、幼稚園施設というものに充実を図っていただきたいかように思うんですが、どうですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほども申しましたように、改修工事等につきましては計画的に行っております。あと、軽微なものについても、毎年行ってます。保育所のほうにも修繕費を各保育所にも配分して行っておるところでございます。今後とも、そのような方向で行きます。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 ちょっと話が変わるんですが、決算書の125ページと資料の55ページ、老人クラブの補助金でございますが、この老人クラブの補助金のうち単位クラブの運営補助金で1,900万円ほど出ておりますが、この資料のほうでは202単位クラブということで2,200万円ということになってる。ちょっと数字が違うんですけど、これはどういうような関係の中で。決算には減っております、資料は実際2,200万ということで。このことについてお尋ねします。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 決算書125ページの単位老人クラブ運営補助金1,914万9,600円とその下の単位老人クラブ健康推進補助金、これも202、単位クラブに出しております。323万2,000円。これの合計した金額がこの資料の2,238万1,500円になっております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 それはよくわかりました。えらい済みませんでした、気がつかなくて。それと、この単位老人クラブ健康推進補助金、これはどういう事業をやっておりますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） これは、市単独で単位クラブ当たり1万6,000円

を上限に出している補助金でございまして、まさにこの名称のとおり健康づくり、つまり新しいスポーツへの取り組みであったり、みずからの健康を増進させようと、そういうふうな事業に対して交付をいたしております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 ほんなら、このごろしよるいきいき100歳体操とか、あんなのは全部健康推進補助金で役員だけがいつもテレビ等ビデオでやっとなります。このことですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） いきいき100歳体操は市の事業としてそれぞれの集落で取り組んでいただいております。したがって、老人クラブは直接の関係はございません。

○川上 命委員 そうですか、わかりました。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 117ページと123ページにそれぞれ外出支援サービスの項目がありますので、それに対して伺います。

まず、一般質問で確認させていただいたのは、その外出支援サービスの全体の事業の対象になる人が1,800人いて、利用者が平成23年は61人、委託料は1,213万円ということであったと思うんですけども、間違いはないですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） その中の要介護4、5の方について申し上げますと、部長答弁させていただいたその数字というのは要介護4、5の認定を受けている人数でございます。外出支援サービスの場合は、あくまでも居宅、自宅と病院の移送に係る経費を対象としておりまして、先ほど申し上げました要介護4、5の方のうちの施設入所者等は対象から外れてまいります。そういう意味で申し上げますと、直接の外出支援サービス事業の対象となる方は200人余りになってまいります。

済みません。要介護4、5認定者が714人おりまして、そのうちの居宅サービスを受けている方を外出支援の対象と推計しますと223名になります。要介護4、5の方につ

いてはそういうような状況でございます。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 障害者の65歳未満の障害者の分なんですけども、身体障害者手帳の視覚、聴覚肢体を所有する者で、第1種に該当する方。それと療育手帳のAとB1判定または精神保健福祉手帳の1級、2級に該当する方ということで、外出支援の対象が23年度末で41人となっております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、これを利用できる人の最大数というか対象者は241人ということになりますか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 今、福祉課長が申し上げたのは、今現在認定を受けている方でして、委員の質問が申請すれば対象になり得る人数だと思います。その人数については障害認定を受けている者のうちの在宅でおる者の人数が対象になるわけですが、その人数は把握できておりません。したがって、要介護4、5については、先ほど申し上げた223名が申請すれば対象となり得る人数でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 一般質問のとき数字が分母がすごく大きかったので、利用者が61人というのはえらく少ない印象を受けたんですけども、そこら辺は今どういう印象を持っておられますか。対象者に対して利用者の比率というのはこんなものなのか、まだ少ないのか、どういう認識をもっておられるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 外出支援サービスについては、私どもは周知についてはそれなりにできてるんじゃないかと認識しております。そういう意味で、申請される方は申請しているものと認識しております。



○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 委託料というか1,213万円だったと思うんですが、これも一般質問で言いましたけど、平均20万円にぐらいになってくると。かなり一部のところに偏ったような支援になっているような気がするんですけども、そういうことでもないですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 広くという意味からすれば、もっと金額を下げなければ事業を継続することが困難と思っております。今の状況はやや深くというふうなことで、単価が1人当たりかかる経緯費が高いつているという状況です。そのバランスが非常に重要なわけですが、現時点では今のままでいいと思っております。ただ、将来にわたってという意味ではいろいろな条件によって考える余地もあると思っております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 平成19年と20年に事務事業評価シート、長寿福祉課のほうで外出支援について2年連続で評価をされてます。その中で、20年度にできる改善改革から毎回そういうことがあるんですけども、利用料金について検討するとか見直すというのがずっと毎年出てるんですけども、これは検討課題に上がって今後の方向性のところに書いてあるんですけども、何かどういうふうな対応をされたのか伺いたい。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 改定の時期はちょっと忘れたんですが、所得段階の高い人については、個人の負担金を上げるという改正を行っております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 私の持っている資料の範囲では、この範囲内では個人の利用料は変わっていないように思うんですけども、幾らから幾らとかに変わった表というのはあるんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）　　今まで3段階の負担から4段階の負担に改正をいたしました。その改正がいつだったのか、2、3年前だったんですが、その改正の時期までいつかはちょっと覚えてないんですが、その行政評価等で、その内容を受けてでの改定だったように記憶はしております。

○柏木　剛委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　確かに、今もらっている利用料金の表には区分で500万以上という、一番所得の高い方もランクが加わったのかなというふうには思います。それ以前の表がちょっと手に入れてなかったの。そしたら、所得の高い人のランクが加わって少しでも利用しやすくしようというふうな改善というか努力をされたということですか。

○柏木　剛委員長　　健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）　　所得のある方については応分の負担をしていただくという考え方で、そういうような改定をしたところでございます。

○柏木　剛委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　それで大分利用がふえたんですか、その切りかえで。

○柏木　剛委員長　　健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）　　ちょっと過去の利用者数まで今資料として持ってないんですが、それが要因で利用者がふえたかと言われれば、そう大きな変化はなかったように記憶しております。

○柏木　剛委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　この評価シートに書いてある範囲でいけば、ほとんどふえてない。20年度の評価でもまだふえてない。それ以降の今の実績と比べても平成19年で63人で、18年が77人で、20年が75人で、ことしの実績というか、ちょっと飛ぶんですけど61人だったような気がするの、減ってるような気がするんですけど。そういう効果というのは出てないような気がするんですけど。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 3年前までは高齢者と障害者あわせて、この高齢者の老人福祉費で支払ってました。2年ほど前から障害と高齢者とを支出科目を分けて払うようになりました。ことしの高齢者についての対象者は68名、23年度末ですか。それから障害者については41名ということで、合わせて109名ということになってまいります。

○原口育大委員 利用実績もそうですか。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 利用決定者、利用する申請があって市が決定した人数が、合計しますと109名でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 利用実績が61名だったような気がするんですけど。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 先ほど申し上げた利用決定している109名のうち、23年度中に実際に利用された方が61名でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、結局それ以前と比べてふえてないということじゃないですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 以前の数字はその利用決定者数を決算の付属資料に記載しておりました。ですから、今回109名に当たる人数を今までずっと記載しておりました。実際に利用した人数について申し上げたのは今回が初めてでして、昨年22年度までの分については、今、数字は持ってありません。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員        はい、わかりました。そうしますと、これも一部の方で高額な利用があると。年間300回を超える利用があるということを指摘させてもらったんですけども、言ったら2日に1回ぐらい。これは月に16回を超えると医師の診断書がいると思うんですけども、それはあのとき聞いたと思うんですけど、どういうふうな確認をされて年間300までと言ったら、診断書を何回も出さないかんと違うかと思うんですけども、どういうふうにそれをされてるんですか。

○柏木 剛委員長        健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）        月16回、往復しますと8往復、週に2回ぐらいが上限としております。それを越す場合は医師の診断書ということでやっておりますが、その多くの方がリハビリであったり、あるいは透析患者でございます。その状態が著しく急によくなるというふうな方ではございません。しかもそういう意味でそう再々の診断書の確認は必要はないと考えております。と同時に、この利用券を発行しているわけですが、その通院先で受診したことの証明をしてもらっております。ですから、その病院等以外には使えない、しかも受診しないと請求できないという形をとっておりますので適正な使用ということで思っております。

○柏木 剛委員長        原口委員。

○原口育大委員        そこはこの前も確認させてもらって、何年か前に医師の受診のハンコをもらうようになったので不正はなくなってると思ってるんですけども、そのときも言いましたように、高額になると自己負担も大きいわけで、乗り合わせとかを利用すればいいんじゃないかという指摘をさせていただきました。利用申し込みで1カ月分のまず利用申し込みが出てくるわけで、それに対して利用券を日にちを書いた利用券を出すわけですね。その日にちが同じで行き先も同じであれば乗り合わせというようなことをお勧めするというのが、市にとっても節約になるし利用者にとっても節約になると思うんですけども、そういう考えはないんですか。

○柏木 剛委員長        健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）        手法としてそういうことがあるのかもわかりませんが、ただ、当事者にとっては自分の病名というか、通院しているということをほかに知らせるというふうなことも考えられるのかなと思います。したがって、なかなか市のほうからあ

っせんするというのは難しい面があるように思います。ただ、個人同士が一緒の病院へ行くというふうな場合は、2人一緒に乗り合わせて行こうかというふうなことはこちらも認めているところでございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、今でもそういう利用の仕方をされているということですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 個人同士で、お友達同士等で相談して通院するというふうなことは既にやっている方もいらっしゃいます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、利用券はどっちかの1枚を使うんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） そういうことでございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 先ほど久米委員のほうからデマンド化の話があったんですけども、私もデマンドタクシーとかにすれば、そういう利用の仕方も。個人がいついつという希望を1カ所のオペレーターというかタクシー会社というかに出すことによって、ある程度タクシー会社が調整できればコースの中で何人か拾っていくというようなことも考えれると思うんですけど。結局、今市のほうからそれを勧めると、他人のプライバシーみたいな話がありましたけども、利用者にもうちょっと工夫をしてそういう利用の仕方とかを推奨すれば、乗り合いタクシーとかいうような概念で利用する方がふえるんじゃないかと思うんですけども、そういうことは考えられないんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 今の時点では考えておりませんが、いろいろ研究する価値はあると思います。

○原口育大委員 ぜひお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 155ページ、縁結び事業推進協議会、これは結構なことなんですが、どういう活動をされてどういう効果が上がっているのかお尋ねします。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） この縁結び事業推進協議会、この負担金につきましては協議会のほうに流れているわけなんですけど、この経費を活用しまして月1回ペースで出会い、交流の場の提供ということでイベント企画して、これにつきましてハッピーマジックという独身者の会がございまして、その会員さん方にイベント案内をしまして出会いの場を提供しているというところでございます。

成果というところではございますが、このイベントを通じまして23年度までに一応9組の成婚数がございました。全体の成婚数につきましては縁結びイベントも含んだ中では、今のところ15組の成婚数がございます。こういうふうな事業をすることによって、こういう成果が今のところ上がっております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 よくわかりましたけども、この157ページに結婚促進事業補助金というのがありますが、推進と促進というのはどこが違うんですか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） この結婚促進事業補助金、これにつきましては縁結び事業推進協議会の構成団体がそういう交流とかイベントを通して出会いの場を提供する場合には、そういう事業に対して補助金を上限10万円ということでうつというところでこの30万円を上げております。

よろしいですか。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 よろしくないです。何か二重みたいに思うんですけど。この縁結び事業推進協議会と同じような形で、ただ推進と促進ですか、これは今やりとりしてもなかなか難しいと思うんですが、先ほど9組ほどの効果があったということですが、年間にしたら大体、例えば1組とか2組とか平均してそのぐらいの効果は出ているんですか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） この事業が始まって、平成19年から始まりましてことで5年目を迎えるわけなんですけど、毎年度平均して、なかなかそういう成果は上がりませんが、23年度につきましては2組でした。それまでに7組の成婚の事例があったわけで、これも一応報告いただいたところでの把握というところでございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今回の阿部委員と極めて関連した質問をさせていただきたいんですが、今の資料、同じ結婚促進事業縁結び推進云々というところで、資料の74ページを見ますとハッピーマジックの会員280名、念のため22年度の会員数を見たら455名が次の年、23年は280名になってるんです。これだけ減ってるというのはハッピーマジックの会そのものに若い人たちが魅力を感じてないということですか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 当初かなりたくさんの会員さんがいらっしゃったんですが、なかなか月一の会員対象のイベントに参加いただける人というのは限られた人数でして、そんなところから会員の意識調査ということで昨年の11月あたりに会員全ての400数名の方々を対象に意識調査をしました結果、再度会員申し込みをいただのが23年度末で280名というところで、結婚願望があるんでしょうけども、なかなかほかにもいろんなハッピーマジックに類した会もございまして、そこから少子対策課として一応意識調査をした結果ということでございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 もう少し前の頁で戸籍のところ、昨年度の戸籍事件の件数というこ

とで、南あわじの1年間の結婚した人の数が743人という数が出てたんですよ。先ほど来、ハッピーマジックが結成されてから9組結婚したけど去年は1組だ2組だというような数字と、この743人というのは私どうしても結びつかない感があるんですけど。これだけ大勢結婚してるんですかね。この数字の意味というのをちょっと教えていただきたい。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 婚姻の件数743件と申しますのは、南あわじ市で受理しました婚姻届の件数が210件、また他市で受付しまして送付を受けた件数が533件、そちらの合計として743件が上がっております。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ちょっと確認させていただきますが、市内で結婚した人は210名で、島外で結婚した人が533件ということですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 結婚したというよりも、市内で婚姻届を出された方ということで、その方々が210件。島外で婚姻届を出された方が533件ということで、南あわじ市外で出された方につきましても市内に住んでらっしゃる方もありますし、南あわじ市で出されても市外に在住の方という方がいらっしゃいます。

○森上祐治委員 はい、わかりました。いずれにしても、1年間で210組の結婚の受理があったという中で、ハッピーマジックで関係した人が1組か2組かとさっきの説明あったかね。非常に率が低いような感じがするんですけども、この件はちょっと置いておいて、同じところでお助け隊14名ということを書かれてますけども、このおたすけ隊という方々の、どういう方々がなられていて、どんな活動をされているのか。

○柏木 剛委員長 どのページですか。

○森上祐治委員 資料の74ページの中ほど。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。



○少子対策課長（田村愛子） おたすけ隊14名、この方々については市民ボランティアの方々でございます。この方々の活動といたしまして、ハッピーマジックの会の促進、またその会員さん方の縁結び相談、それとイベントも企画いただいて、今年度も今後企画をふやしていこうという意欲的な熱意のある隊員さん14名でございます。

○柏木 剛委員長 森上委員。

○森上祐治委員 いずれにしましても、私の周り見てましても30代ですね、非常に人柄もいいし、有能な市民、若者が何人もまだ結婚しない。一日一日、あるいは一年、一年過ぎて行くのを見ていると本当に心細い感じがいたします。いろんな努力は行政されてるんですけども、そういう人が1人でも多く結婚できるようにお互い頑張っていきたいなと思ひまして、質問終わります。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

再開は2時10分とします。

(休憩 午後 1時59分)

(再開 午後 2時10分)

○柏木 剛委員長 再開したいと思ひます。再開します。

質問、次ございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 社会福祉総務費の中の謝礼6万円。113ページ。講師謝礼、これは何の講師謝礼ですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この分につきましては、地域自殺対策緊急強化事業を行いましたときの講師の謝礼です。民生委員の研修会で講師をお願いしたのと、職員研修で職員向けに自殺対策ということで研修したときの謝礼です。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 民生委員の方々を対象ですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 昨年8月に民生委員児童委員さんと協力委員さんを対象にしまして、三原公民館のほうで自殺対策についての研修会を行いました。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 きのうちも一生懸命に捜しよってんけども、この自殺対策、参考資料にはあるのけども、この決算書にはどこに自殺の啓発用冊子の購入費とか書いてないけど。この冊子35万7,000円、これで何冊ぐらいでどこに配布したのか、そこら辺。

○柏木 剛委員長 ちょっと済みません、35万7,000円どこのページですか。

○長船吉博委員 付属資料の51ページ。

ついでに、冊子の費用はこの決算書の社会福祉総務費のどこから出てるのか教えていただきたい。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 冊子の費用ですけども、消耗品のほうの84万638円の中からとなっております。

○長船吉博委員 それと、何冊でどこへ配布したか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この分はメンタルヘルスマネジメントという冊子でございまして、職員研修のときと民生委員さんの研修会と、それと各事業所、介護事業所や障害の事業所なりに配布はしております。

○柏木 剛委員長 長船委員。

○長船吉博委員 昨今、自殺もかなり数字がふえております。そんな中で、特に民生委員さんなんかでは地域のことはよく知っておりますので、特に民生委員さんはいいんだらうと思いますけども、できるだけ幅広く、また県とか自殺相談窓口もテレホンもありますけども、より市民にわかりやすく、そういう啓蒙等についても今後心がけていただきたいなというふうな思いと、それと、本当にずっときのうから捜しよんだけども、どこや、どこにやら、わけのわからん。で、参考資料には自殺の部分があるというふうなことなんで、ちょっとでも書いておいてもらえればありがたいなと思うんですけども。その旨お願いして終わっておきます。

○柏木 剛委員長 この2点はそういうことで。  
印部委員。

○印部久信委員 156ページから159ページにかけての生活保護について聞きたい  
と思います。

まず、9月11日の朝日新聞にこういうことが書いてあります。最低賃金平均12円増と。なお、生活保護水準以下の県が数県あるということを書いてありますね。この生活保護水準以下が何県かあるというのはそれでいいんですが、この生活保護水準という水準というのは、具体的に金額に直すとどれぐらいの生活保護水準とこれは一応言っているんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 生活保護水準と申しますのは、標準の4人世帯の家族で、年齢は30代の夫婦、それと小学生二人の子供の家族の世帯で、この最低賃金の朝日新聞の分の生活保護世帯より低いという算定につきましては、生活保護は級地区分と申しまして1級から3級と6つの級地に分けております。都市部から南あわじ市の一番低い3-2というふうなふうに分けてます。それで、南あわじ市の、今うちは3の2の一番6段階の一番低いところなんですけども、これによりますと生活扶助は14万8,280円ということとなっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 14万8,000円前後、程度が生活保護水準ということですね。そこで質問を進めて行きたいと思うんですが、この生活扶助費というのは、いわゆる生活保護受給者に現金でいったりいろんな扶助費でいってるお金のトータル4億8,600万余

りが、これが200人前後の受給者にいっているお金のトータルですね。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この生活保護費というのは、今の14万と申しましたのは4人家族ということになってます。高齢者とか乳児とか年齢によっても違います。だから、一概にこの金額がうちの分でいってるかということ、そうではないです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そうじゃない。この4億8,600万円が生活扶助費の南あわじ市のトータルですねということを言っている。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 4億8,600万円と申しますのは生活扶助費以外にも教育扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、介護扶助費、葬祭扶助費、出産扶助費、全部あわせて。

○印部久信委員 ですから、このトータルが生活扶助者にいっている金額のトータルですね。

○福祉課長（鍵山淳子） 委員がおっしゃってますのは、生活扶助費のことをおっしゃっている。私が14万と言っているのは。

○印部久信委員 それが生活保護の標準的なものはどうですかと言ったら、そうですね。この扶助費のトータルはここに書いてある支出済額の4億8,000、何がしかの南あわじ市のトータルですねということ。

そこでね、私の理解してるのは、この4億8,600万円のうちの4分の3が国からの交付金あるいは補助金。4分の1が市一般会計からの持ち出しですね。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 4分の3が国と、あと4分の1なんですけども、県の負担金があります。それは所在地が明らかでない方に対しては県のほうから4分の1ということが入ってきております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それがね、29ページに県負担金という欄がありましてね、そこに1,357万1,000円というのが生活保護金負担金、県支出金になっておるんですね。この1,357万が、課長が今言ったどこに充当されてるお金ですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この生活保護費のそれぞれ生活扶助費であったり、医療扶助であったり、その中の一部に入っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、この生活扶助費は、方程式というのは国が4分の3、市が4分の1、県もこの1,300何がしかは、何に基づいてこの金額が出てくるんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申しましたように、その方が例えば入院をしていたりして、帰ってきてても家がない、所在がないという人がおります。その方については通常4分の1は市で持つんですけども、それは県のほうで持っていただけるということになっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の課長の話ですと、4億8,600万円のうち4分の1ですから、市は一般会計からこの方々に1億2,000万余りのお金を負担しているとかいうことになって来ると思うんですね。きょうの神戸新聞で見ますと、生活保護世帯数が153万世帯、受給者が211万人ということなんですね。これを南あわじ市に当てはめると、どういうわけか、ほぼ1万分の1なんですね。南あわじ市が200人前後、世帯数が150世帯前後でちょうど1万分の1が南あわじ市になって、覚えやすい数字なんですけど、これを全国に割っていきますと1億3,000万人の211万人で60人に1人、5万人で200人で、250人に1人で、全国平均掛けたら南あわじ市の生活保護の受給者というの

は全国平均のざっと4分の1程度であるということで、これは傾向としては非常にいいんだというふうに思ってるんです。ただ、これも扶助費を200人で割った場合に、1人当たり245万円前後のお金になってくると思うんです。先ほど課長が言っておりましたように4人家族の平均的な世帯で14万何がしかと言いますと、年間に直して180万円前後であると思うんです。そうしますと、60万円ぐらいが、1世帯か1人当たりの受給金額が南あわじ市が多いわけです。この原因は何だと思われませんか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 生活保護費の扶助費につきましては、約65%が医療扶助となっております。それが原因かと思えます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、医療扶助費が3億2,000万円で、まあまあ200人が平均的に医者にかかったとしますと、平均医療費が160万円前後になるんですね。この医療費が160万円前後というのは、一般国民健康保険の医療費の平均とどれぐらいの差がありますか。

そうしたら課長、これはよく社会問題になっている一つで、医療機関に生活保護者の方がかかりやすいという面があるんですね。自己負担も無料でしょ。特に大阪で問題になっておるのは、生活保護者が医療機関にかかって、向精神薬などを大量にもらって、これを路上で販売するというようなことが社会問題にもなってるんですが、この生活保護の方々には医者にかかる場合、一遍一遍担当部局でチケットなんかをもらって、一遍一遍そういう手続を済ませて医療にかかるわけですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 原則は1件1件医療機関ごとに、行くごとに医療保険というのが、今、総合窓口のほうで発行してまして、それを持って医療機関に行って受診をしていくということになっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 原則としてということは、原則が100%でないですね。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい、原則はそうなっております。ただ、緊急の場合入院をして、救急車で搬送とか、そういう場合もございますので、それは後日病院のほうから連絡があって、医療券を事務局が発行して持っていくことになっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしたら、例えばきょう1日で眼科、歯科、内科を回る場合はどうなるんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） やはり、どちらも別々の病気ということであれば、眼科、歯科、それぞれ医療券を出すことにはしています。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この生活保護受給の問題で国も、国とかの負担のほうを考えないといかんということで、来年の4月当たりにまた改正がなされるというようなことを言うてますが、特にその場合、医療費について国は、結構このことについて研究をしているようなんですが、どうしても我々が医療にかかる場合は自己負担分、通常3割いるんですが、この方々は一応3割負担も市の負担ということなんでしょう。その場合、担当部局の場合はレセプト審査等はどういうふうになってますか。以前に比べてチェックをよくしてるとか、何かそういうことで気を使ってやっているということがありますか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 23年度から国の指導もございまして、医療扶助につきましては適正にということになっておりますので、電子レセプトを活用してレセプト点検の強化を図っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私どもも市民の皆さん方といろいろ世間話をしているときに、常にこ

の生活保護受給者の話になるんですが、国民年金の場合は自分かけて年間78万何がして  
すか。この生活保護の方は月10数万円もらえるというようなことをよく言うんですね。  
私はそれは現金じゃなしにもろもろ医療費もいろいろあった場合1人そうなるけども、  
現金はそうではないということをよく言うんですがね。やっぱり世間で間違った解釈をさ  
されてる方が結構おるように思うんです。この生活扶助費の1億円余りのお金は、この20  
0人の方々にどういうふうな渡し方をされてるんですか。例えば振り込みなのか、市役所  
に来てもらって現金を渡してるのか、その辺はどういうふうになってますか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 100%振り込みではございません。一部の方につきましては  
現金でお支払いをしています。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは家庭によっていろいろ違うと思うんですが、生活扶助費、いわ  
ゆる現金で渡す最高の方は月どれぐらいの金額を渡されてるんですか。概数でいいですよ。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 現金で支払いをしているのは、ほぼ高齢者の方で支払ってま  
すので、6万円前後かと思います。それで、もっと金額がある人でもほかの住宅の費用を  
直接振り込んだり、その差引でお渡しをしている方もいらっしゃいます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そのいずれにしても、我々がその生活保護者の方々にどうこう言うこ  
となしに、人生においてそういうことがあって、こういう制度を使っておるんですから、  
それはそれでいいと思うんですが、いろんな世間の人からはいろいろなことを言われてお  
りますので、適正な運用をしてもらったらそれでいいと思います。  
終わります。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 121ページ。障害者の日常生活用具の給付ですが、障害者、障害児



というふうに出ておりますが、どのようなものが給付としては多いのでしょうか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 23年度ですけども、一番多いのは腸の障害のある方で蓄便袋が一番多いです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これまでの中で、磁気ループこれは日常生活ではないんですが、これはまた実施をされているようです。これまでの中で、例えば健康維持のための音声告知の血圧計であったりとか、あるいは視覚・視力障害者の方の点字ディスプレイというようなことも課題としてあったかと思うんですけども、これらも日常生活用具として寄附されているのでしょうか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 血圧計はまだ日常生活用具には入ってはおりません。それと音声の視覚障害者に点字ディスプレイの品目には入っているんですけども、去年は給付はされておられません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 点字ディスプレイについては、確か視覚障害者には給付されない、現状では給付されないと聞いているんですけども。点字ディスプレイが視覚障害だけでは寄附されないというのは矛盾があるとは聞いているんですけども。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 点字ディスプレイは視覚・聴覚の重複障害ということで、今の要綱の中ではなっております。この分では視覚障害者は2級かつ聴覚も2級という、重度重複障害の方となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 点字ディスプレイで視覚障害者にとっては非常に有効なパソコン触るうえで道具だと聞いているんですが、何で視覚障害者は使えないんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 現状の要綱の中では視覚障害者のみというのはないということです。

情報通信支援用具の中で、視覚障害者2級以上の障害者・障害児ということで、点字ディスプレイは品目には入ってはおります。ですが、金額が5万円までのという制約があります。耐用年数がこれは5年で、先ほど先に申しました点字ディスプレイについては金額が38万3,500円という、ちょっと高価なものなんですけども、それは重複障害ということになっているところですよ。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 金額が高いからということですか。それだけですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 金額が高いからというか、この基準があったのが平成12年の自立支援法がまだ法ができる前の重度日常生活用具の給付事業の中で、国が定めたものをそのまま自立支援法ができて、平成18年10月以降に引き継いで要綱をつくっております。それで、中身が現状にそぐわないものも多々あります。今、3市でも毎月担当者会を行っているんですけども、その中でも現状に合っていないというのがほかにもありますので、それに向けても検討しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 時代も進み器具も進み、いろんなものが進んでるわけですから、12年前の基準じゃだめだということで検討してるということですので、他にもいろいろあると思うんですね。それらは、やはり障害者は実際に障害を持ってる方の声も聞きながら、また南あわじ市で名誉ある金メダルということで、正木健人さん視力障害を乗り越えてというようなこともあるわけで、いろんなパソコンをもっと使いたいであるとか、健康を維持したいという方の、そんなにたくさん数としてはないと思うんですけども、一人一人大事にさせていただくということでやっていただいたらなと思っております。

終わります。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 123ページの火災警報器設置業務委託料。参考資料59ページで、2,699世帯出てますが、これ対象何世帯でこの2,695万になったんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 対象世帯数は4,326世帯でございました。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 こういう補助金というか、こういう事業、ほかの市でもやってなくて、非常にいいなというような評判もありましたが、残り1,700ぐらいですか、こういう方々に対しては法制化されて設置の義務があると思うんですけども、その辺については今後どう考えてるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） この事業、火災警報器の設置については平成22年度は補助金としてやっておりました。それで675世帯につけております。23年度が2,699世帯でございました。それを合計しますと3,374世帯になります。さらに市営住宅や県営住宅、これは公費でつけておまして、そこに高齢者の方がお住まいの方が144世帯おりましたので、そういう意味で合計しますと3,936世帯が公のお金で火災警報器を設置したということになります。さらに自分で設置したという世帯、このいろいろやりとりの中でつけてますという世帯が418世帯ございました。合計しますと3,936世帯ついとったということで、設置率にしますと91%になります。ただ、残りの9%はどうしたんかとなれば、それは十分な調査はできてませんが、ついてない方もいらっしゃると思います。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 公共施設はもちろんです。義務化は市営住宅だけじゃなくて、そういう厨房があるところか全部そうなんですよね。その辺の設置率はもう100%なんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 家庭における分についての設置ということで、寝室に設置しなさいということで去年の5月末で既存住宅についての猶予期間がなくなった。それ以前は新築の場合はつけないといかんとなってましたけども、既設住宅について猶予がなくなったということで、去年6月以降は基本は全世帯についているというのが法律の求めるところでございます。今、申し上げたのは個人の住宅の話でございます。公の施設については当然大きな施設も含めてスプリンクラーとかも設置されてるところもありますし、火災警報器、火災報知機等もついてると思います。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 全世帯で見るとどうなんですか、設置率は。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○出田裕重委員 それと啓蒙とか、これは広域消防の仕事なんですか、啓蒙。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 啓蒙は広域消防が昨年、一昨年からずっと行っております。一昨年でしたか、淡路の各市の設置率、広域消防が調べたのは大体4割程度でしたから、それ以降去年でしたか私どもの事業の大方終わりごろぐらいやったと思うんですが、去年の5月か6月ぐらいに広域消防が調べたときは、ほかの市は40%で余り変わってなかったですが、南あわじ市は大方60%ぐらいいっとったような気がしました。ちょっと正確な数字は覚えてないんですが他市よりも高くなっているというのは間違いないところでございます。

○出田裕重委員 詳しい数字については、また教えてください。

委員長、もう1点いいですか。ちょうど参考資料、上にありますので敬老会についてです。123ページ、そのままありますけども、私も運営については、あまりこうしたほうがええん違うかというような意見は持ってないんですけども、去年も一昨年も出席もさせていただきながら聞こえてくる声は、この数字を見ても大体参加者が計算してみると15%程度ということで、数字だけ見れば自分がまだまだ先ですけど70歳になったときに15%ぐらいの出席率やったらちょっと寂しいなというような気がするんですけども。決算についての意見ではないですが、今後何か考えられているのか。参加者の増とか。21

カ所でも開催するというようなほうがいいのと違うかというような意見も聞こえてきますけども、どんな検討をされてるんですか。来週ありますが。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 昨年敬老会が終わった後、敬老会に出席された方500名、欠席された方1,000人に対しましてアンケート調査を行いました。その結果から申し上げますと、出席者については、会場については今までどおり4会場でよいというのが75%の方がそう回答していました。欠席者については4会場でいいというのが50%でございました。それからすれば、今の4会場を希望していた方が一番多かったということでもございました。今後について、新庁舎ができて以降どうするかということも、以前何かの席で21会場とかいうことも答えたこともあります。現時点では、このアンケート結果をまずは尊重したいと考えております。

○出田裕重委員 ちょっと飛びますけども、市長公室長。そんな話も出てる。市民交流センターになれば。

健康福祉部次長、答えてくれるそうです。譲り合いせんと2人とも答えてください。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 私、先ほど申し上げた市民交流センター21会場というのが、以前、何かの席で答弁としてそういう考え方もあるということの答弁をさせていただいたことがあるということをお願いしたところでございます。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 現在は4カ所で敬老会を実施しているものを、市民交流センターができた暁には21カ所というようにお話ししたいと思います。現実に私が役所に入ったときには、旧南淡町ではそれぞれの小学校区で敬老会をしておりました。かなりな出席率があったようにも思います。今後の話ですが、市民交流センター21のセンター長が集まって、あるいは健康福祉部も入った中で、そういうことも検討することは必要なのかなというようなイメージで、地域の同じ小学校、当時でしたら同じ小学校、中学校出た仲間が一堂に会するというのも非常に参加率の向上にはつながっていくのかなというふうな思いをしております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員      ちょっと世代が違うので意見も違うかも知れませんが、今おっしゃられるように、今70歳以上の方は多分、阿万の場合やったら阿万中学校ですよ。やっぱり、南淡地区くくりにしたって、なかなかそういう気にならないのかなっていう思いもするし、僕らの世代になると南淡くくりでも全然支障がない世代なので、将来的にはまたこんな形になったりするかも知れないですけど、現状、70歳以上のこういう方々が参加されて、運営とかも含めてやっていただけると一番盛り上がるのかなと思いますので、そういうふうに行行政指導でなくて進めていけばいいかなと思います。

ただの意見です。済みません。

○柏木 剛委員長      廣内委員。

○廣内孝次委員      出田委員の関連で、火災警報器についてお伺いしますが、これ淡路地域であれば寝るとこだけということになっておりますけども、ところによれば台所もというような規制があるんです。それで、高齢者の場合、台所あたりの料理の途中で出火するという可能性もあるんで、将来的に台所に火災警報器云々ということは考えておりませんか。

○柏木 剛委員長      健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫）      住宅の火災警報器の設置については、広域消防のほうで決めております。淡路広域で決めてる分については台所については義務の場所にはなっておりません。確かに、自治体によっては義務として、条例として設定しているところもあるようには聞いております。法律はそこまで求めていないということで、広域消防の判断に、その義務化という意味ではゆだねたいと思っております。

○柏木 剛委員長      廣内委員。

○廣内孝次委員      淡路地域も一応設置義務はないんですわ。それはおっしゃるとおり。老人の場合、やはり台所で料理をつくっている最中に云々という可能性も高いわけですね。淡路地域はたまたま台所は必要ないという判断をしておりますけども、全国的な傾向としては台所、それと寝室というような感じがございます。それで、将来的に、先ほど数字を聞きましたら大方網羅してきたかなというような考えがあるますので、将来的に台所に設置というような考えはございませんか。

○柏木 剛委員長      健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 私どもの補助といいますか、市の助成として世帯について2個を上限としてやってまいりました。寝室義務のところは当然優先ですが、寝室が1つという方は、やっぱり台所につけられた方もいらっしゃいます。ただ、この助成する制度としての考え方は世帯について2個を上限としたいと考えてます。

○柏木 剛委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ある程度網羅できてくれば次の段階といたしまして、やはり設置義務はないものの、老人に関しては台所での事故が多いし、火災の危険性がやはり出てくると思いますので、将来的にまた検討していただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 はい、ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど出田委員の応援演説じゃないんでしょうけども、地域交流センターということで行政が地方分権の自治会版みたいに地方は地方で、地域は地域で、自治会は自治会でいう推進をされておる。ですから、これは平成27年そういう形でスタートすれば、例えば敬老会なりそういう行事は、阿万は阿万という方針でいくのが当然やと思うんですよ。そのことを行政的に進めながら、そういう敬老会が南あわじは一本や、体協組織もそれとよう似てるけれども。やっぱりそういう形でいくのが自然であるし、より以上そういう老人会のメンバーも集まると思いますので、もう一回御答弁をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 敬老会については、市民交流センターの基本構想の中では敬老会の業務については一切触れておりませんでした。ただまあ、今、出田委員や阿部委員のほうからもそういうお話があったので、今後、当然敬老会を担当する部署との協議にもなってこようかと。あるいは、老人クラブ連合会との協議もあるかと思うんですが、より参加率を高めようというようなことであれば21小学校区で実施というようなことも視野に入れながら検討していきたいというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 出田委員と私だけの意見じゃなくして、地域で一遍にやると遠いし、送り迎えというようなこともあるんで、やっぱりそういう要望が強いということで、答弁結構ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 137ページです。住宅資金回収業務委託料ということで、24万円ですか。これはどこに委託をされているんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 三原地区と相談員に委託しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは22年度からやられている事業ですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） こちらの業務委託については合併当初から行っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 21年、この同じ事業名でやっていますか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） はい、やっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、それはずっと三原地区ということだけでやっていますか。

○柏木 剛委員長 市民課長。



○市民課長（塔下佳里） そうでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この事業の効果、どのようになっていますか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 地元の方と相談員の方に信頼関係とがあり、確実な償還を進めることができいております。よって、事務のほうの効率化も図れていると思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 入のほうでも出とったんですが、23年度では住宅資金の回収ということで、滞納分で236万書いてますね。これは、22年、23年と来て、大体どれぐらいあと残ってるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 済みません。どれだけと申しますのは全貸し付けに対しての何%という意味でございましょうか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 滞納分がどれくらいあるかということです。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 23年度末で見ますと、3,229万8,532円となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まあ、3,300万円ということですが、これは三原地区だけですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） こちらは三原地区以外の分もございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと三原地区、この内訳どうなってますか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 過年度分について申し上げますと、三原地区についての23年度末の滞納額は668万7,550円、あともう一地区、南淡地区につきまして2,384万4,269円でございます。そして、先ほど申し上げましたのは、現年度分も含めての滞納額を申し上げます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 住宅資金回収業務委託料で三原地区では順次順調、ちょっと言葉悪いですけども、その効果上がっているということです。南淡地区ではこの回収の委託をされていないということなんですけれども、業務委託をして進めていくということで回収が進むという結果が出ているように思うんですが、その点いかがですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 今の御質問ですが、南淡地域においてもそういうようなことを検討するんですかというような質問でしょうか。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もちろん、そういうことになるかと思いますが。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在のところは、そこまでは南淡地区について至っておりません。23年度におきましては直接市民課のほうで借り受け人宅を再度訪問いたしまして

契約の確認、また償還状況等を説明して分納でもいいからということで償還いただくようなお話を進めてまいりました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう業務委託というか地域との信頼関係の中でという話であったわけですから、市の職員が行ってということもありますけれども、地域の信頼関係の中で進めていくということではないかと思いますが、そう点いかがですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） この住宅新築・改築の資金貸し付けでございますが、昭和44年から平成7年度まで貸し付けが行われました。もうこの制度、貸し付けの制度はないんです。償却のみということになっております。240件貸し付けて、完済済みが226件、徴収率が94.2%ということでございます。そのうち残っておるのは三原の5件、これは納期未到来の分が大部分でございまして、あと南淡が去年の決算の段階においては10件ございます。それで、三原地域におきましては合併前から地元と協議する中で、やはり地域に相談員がおるんですから、納付推進をするために地元のほうから、これは地域で集めさせていただくということに旧町時代からお願いして、ずっと納付推進を図ってきたところでございます。南淡の部分でございまして、前の予算委員会的时候にも委員、御質問いただいたところでございますが、未納の10件につきましては、実は合併前から全然入ってない。昭和60年から一切払ってないというような方もおられて、時効10年という中で、この前の大塚先生の研修会でも言われてたとおり私債権という中で、時効の援用があって初めて時効となるというものでございまして、そういった中で、実は合併してからもしっかり申し上げまして一昨年まで回っておりませんでした。去年度、私も一緒に課長とずっと全部10件回らせていただいて、その生活状況とかそういったことを確認させていただいた中で、納付推進を図っていた中で、200何万円かを本人も亡くなっておられて息子さんが僕らが払いましょうということで、一括ドンと200何万入れてくれたところもあります。あと4件ほど、ちょっと無理なんで分納しましょうということで、分納を始めていただいたところもございます。古い方についてはもう自宅を既に失われて、そこにはいないような方もおられまして、本人が死亡して、相続人が全部相続放棄もされてるようなところもございます。これらにつきましては、援用されれば徴収権が消滅するというような状況の中でございますが、そういった法律的に時効の援用がなされていない世帯についてはこれから強力的に回らせていただいて納付を推進していきたいと、そのように考えております。先ほど言われました訪問による徴収品をとるというのも一つの手だて

だと思しますので、そこらにつきましてはまた今後検討させていただきたいと思ひます。

○蛭子智彦委員 相当努力されてるといふ様子がよくわかりましたので、引き続き努力していただきたいと思ひます。  
終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませぬか。  
小島委員。

○小島 一委員 119ページの、グループホーム等新規開設サポート事業補助金。このサポート事業といふのはどういふふうな事業をされてるんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この事業につきましては、特別対策事業のうちで、県のほうからの10分の10の補助であります。グループホームと新規開設サポート事業で、今、神代にありますボヌール地頭方、それと円行寺にありますボヌール円行寺、それとフローラなんだんの3カ所のグループホームと、備品の購入であつたり、消防設備の改修費、バリアフリーの改修に補助を出してあります。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 新規開設といふことは、このほかにもまだ新規でやりたいといふところがあればサポートをしていくといふふうな。今、聞いたら備品の購入等の補助みたいに聞こえたんですけども。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 備品の購入であつたり、さっき申しましたように消防設備の改修とバリアフリーの改修にしてあります。23年度におきましては、新規開設といふことで1件、ボヌール地頭方におきましては、従前からありますけども改修費用もいけるといふことで入っております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 恐らくグループホーム等であれば軽度のというか、障害程度もそんなに高くない方の施設というふうに思うんですけど。以前から何回か言ってきたというのは、やはり絶対的に重度の障害者の施設というのが足りないというか、ないわけで、この辺、一つの市ではちょっと大変な施設やと思うんですけども、そういうふうな分は広域であったり、県であったりというふうな形で進めるような形になっておるんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 県とか広域とかで一緒に進めるという話はございません。地域移行に向けてグループホームでなくもっと重度のケアホームということで開設の方向では検討するようにと国のほうからは通知はありました。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 検討はされておるんですか。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 市でそういうグループホーム等はなされてはないんですけども、やはり社会福祉法人とか事業所のほうで開設ということで検討はされているところもあるようです。これも市内だけでなしに、淡路圏域で考えていくべきかと思います。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 一概に障害者といっても身体、知的、精神といろいろな障害があるので、なかなか難しい部分があると思うんですけども、とにかく、できるだけ早いうちにそういう重度の方の施設を対応していかないと、面倒を見ている親自体がもたなくなってきたというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柏木 剛委員長 ここで、暫時休憩します。

再開は3時20分とします。

(休憩 午後 3時06分)

(再開 午後 3時20分)

○柏木 剛委員長 再開したいと思います。

引き続き民生費について審査をお願いしたいと思います。質問。

久米委員。

○久米啓右委員 155ページです。ウェブシステムで、これも委員会で運用面のことはよく聞くんですが、きのうのホームページの更新のときにウェブシステムの構築も同時進行でやりましたというふうに聞いたんですけども、それでよろしいですか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 業者選定の部分から同じ業者で進めております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 年度初めに運用 実運用がまだされてなかったということですけども、運用ができなかったというような理由はどういうところからでしょうか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） システムの準備は3月に終わってたと思うんですけども、主にメールマガジンの配信を行って、例えばイベントの情報をお流ししたりするという計画でございまして、その登録作業を行っていたと聞いております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 これは携帯電話とか、スマートフォンに登録されているお母さん方や出産予定者の方にメールを送るシステムだと思うんですが、細かいことを聞くんですけども、携帯メールシステムはどのようなソフトを使ったんですか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 市販的なものではないんで、その業者が独自に持っていたメールサービスのソフトであると思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 きのうのホームページ更新は1,100万円で、これで400万円で1,500万円をかけてシステムづくりをしておるんですが、非常に高額なシステム構築費用ではないかなと思います。どういうソフトを使ったかということまではこちらでは関知しませんけども、一般常識からするとやはりこの400万円もかなり高額であって、初期コンテンツのところまで、その委託先の業者で準備してくれたのか、それとも単にシステムだけをつくったのか、どちらでしょうか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 昨日申し上げましたように、市のホームページについては従前のホームページの内容を基本的には移行する。その際、レイアウトを従前のものから改定して新しい形にいたしました。ですから、システムを更新するとかプログラムといいますか、そういう部分よりもデータを移行する作業の部分のほうが大部分を占めております。少子対策課のほうで行った子育て支援サイトについても、内容のコンテンツの部分の作成まで、初期段階のコンテンツの作成まで行っておりますので、その部分の経費が大半であると。それと、このシステムについては、子育てで使うもののCMSとホームページで使うCMSは別途でありますので2本分ということで、その分の経費も400万円の中には含まれております。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 この少子対策課のほうになるかと思うんですが、お母さん方からアクセスしてきたこの新しい日々とは言わないんですけども、新しい情報を発信する場合は、これも少子対策課でホームページを更新していくんですか、それとも業者に委託するんですか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） この子育て支援サイトの情報発信につきましては、行政部門では健康課、福祉課、または少子対策課のほうで担いまして、また保育所の関係につきましても、各保育所のほうで担当者をつくっていただいております。あとイベント等の情報については、子育て学習支援センターのほうで情報を配信するということでございます。

ます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 ホームページの更新もそれぞれの職員がされとるということですね。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） トータル的には少子対策課のほうで一応管理のほうはさせていただいておりますが、それぞれの部署において情報提供については担っていただいております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 別々にCM何とかいうソフトですね、これライセンス数は1つにつき幾らあるんですか。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ライセンスとしては2本分でございます。ウェブサイトとしては2つのものを立てているという状態ですので、それぞれのウェブサイトに対する更新プログラムが必要ということで、2つの権利を購入しております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 クライアント数が例えばですよ、少子対策課でいろいろさわる場合もあるし、保険課でさわる場合もあるしということになると、クライアントごとに入れなあかんそのライセンスが1つの購入に対して、幾つライセンスを与えてくれるかということなんです。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） クライアント側につきましては、当初のプロポーザルの段階で、当市のホームページの更新のやり方が各課各担当者で行いますと、ですから500人余りになるんですか、そういう者が使うという前提で行っておりますので、その部分の別



途の経費はないと思われます。ですからサーバー側においてあるプログラムが2本ということでございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 2本の購入ということは、別のシステムということになればあれなんですけども、1つの購入で例えば500のクライアントに入るわけですよ、動くは動くんですか。1つのソフトで500入るわけですよ、そのクライアント数の数だけ。

○柏木 剛委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 従前のサーバクライアント方式とは違いますんで、ウェブ方式の更新となりますので、ある意味ログインさえできればできる、自由という言い過ぎなんですけどもできるということです。余りクライアント数については制限のないシステムであると考えております。

○久米啓右委員 直接サーバーにデータを書きかえに行くということでクライアントには入ってないわけですね。

○情報課長（富永文博） 公開用のサーバーとは別です、CMSのサーバーとは。ただそのサーバーについては、たとえ実際はできませんけれども、庁舎外からでも条件さえ整えればログインできれば修正ができると、そういう環境であると思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 わかりました。あと少子対策のほうでは運用のほうはどんなふうになっていますか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 予算的には配信につきましては一応無料なんですけど、一応管理のほうにおきまして少子対策課で一括して行っております。各情報提供につきましては、それぞれ今申し上げました部署におきましてユーザーID、それとパスワードを持って情報を提供していただいております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 実際に運用されとるといことですね、結局はね。

○少子対策課長（田村愛子） そうです。

○久米啓右委員 わかりました、終わります。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 関連でちょっと我慢できないんで、午前中も言いましたけども、富永課長が悪いんじゃないなくて、このウェブ構築に400万、今日本全国の自治体もお金ないからフェイスブックで行政の情報発信しようとか、そういう時代の移行期間に入っているのに、こういう400万円をあたかもちゃんと使いましたと、業者がいろんなシステムを組み込んで、これは素晴らしいですよということで提案されて400万円使ってやってますと言われてますけど、今そんな時代じゃないと思うんです。こどもあんしんネットもやってほしいということで僕も要望しましたが、何か日進月歩のインターネット、情報化の時代で、何か安全面ばかりに捉われて、素晴らしい事業ということで行政がやるのは構わないですけども、やっぱり時代の流れを無視してやってるなというのは僕もずっと感じてまして、その辺については各担当課でいろいろといい提案も出されているとは思いますが、市長も副市長もよく考えてほしいんですわ。やっぱりトップのそういう指導というか考え方で日本全国、今そういう動きがある中でインターネット、わしよわからんねんというんじゃないんですよ、市長も。やっぱりもうちょっと世の空気を読んでいただいて、ちょっと一方的にしゃべってますけど、どうですか。僕もこんな400万なんか考えられないですわ、ほんまに予算通ってますけど。

○柏木 剛委員長 どうしましよ、情報課長。

○情報課長（富永文博） 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、確かにフェイスブックでやられている市があるとは聞いております。先ほども申し上げましたように、本件の場合はシステムそのものよりも従前のデータを生かしたいということで、データの移行の部分についてを含めての委託ということでございます。その部分については御理解いただきたいと思ひます。

○出田裕重委員 絶対理解できないですね。データの移行なんか、張りつけたらできる

だけの話で、これはインターネット業界では1人工2万円とか3万円とかで、どう考えたってこんな値段は高いんですよ、行政は食いもんになっているんですよ。そういう意識で業者と向き合ってもらわんと、ほんまにカモですよ、南あわじ市。市長もうちょっとね、勉強していただいて指導してほしいですわ。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 出田委員ほど私は堪能ではございませんが、多少は今インターネットも利用しております。ただ、今南あわじ市にそのメーカーとソフト会社と太刀打ちできる職員が果たして何人おるかということなんです。やっぱりそういう人を専門的に入れて、その人ら以上の技術なり知識を持った人を入れらんとあかんわけなんです。ほかの部門でもそうなんです、建築にしても言えばずぶの素人が同じように太刀打ちしようというてもこれは無理なんです。ですから私は当初からやっぱり専門職、そういう形のもの一つ一つ置いていくべきやという考えを持っております。時代はもう日進月歩よりかもっともっと速いスピードで進んでいるというのはよく知っております。その辺、今後どういうふうにするか、ただ職員の数だけ採用したらええということになしに、もっと専門的な職員を私は雇うべきやと思います。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 非常に力強い答弁をいただきました。情報課に午前中に2億円かかっていると言いましたけど、800万円の職員1人置いたって2,000万、3,000万節約できるような技術、絶対できると思うんですよ。ほんまにぼちぼちやってもらわんともうインターネットができて15年になる時代でね、余りにも業者の言いなりになっているというのが目につき過ぎるんで、その辺は市長、先ほども言われたとおりということでお願いしたいと思います。現状500名の職員の中にも絶対できる人いると思うんでね、そういう役割を与えてあげるだけでも僕は前に進むと思いますのでお願いします。

○柏木 剛委員長 ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員 私反対に市長、持ち上げよか。155ページの新婚世帯の家賃補助金の対象と通勤の補助金1,300万というやつの対象ちょっと、私はこの新婚世帯というのは、南あわじ市で上限1万円で5年間ぐらいを支給しようと思とうねんけど、これの対象人数とこれ5,000円という半端出とんのは何かなと思たりしながら、お尋ねしよる

わけです。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） この新婚世帯家賃補助金につきましては、平成23年4月以降にちょっと条件を緩和いたしまして、以前は5万円以上の民間の賃貸住宅を借りてる場合につきまして1万円補助という形でございましたが、23年の4月から3万円に金額をちょっと下げまして、そういう対象者につきましては3万から5万未満の範囲でしたら、月5,000円といった形の補助をしております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 市長ね、この新婚世帯の家賃補助、3万円までとハードル下げてくれたけど、5,000円、これ1万円にしたるわけにいかんのですか。少子対策課長、1万円ということで南あわじのほう、ええなとよく言うてくれるんねんけど、3万円ところ5,000円というんじゃないに、3万円以上のところを1万円というような、今までの方法は取れないんでしょうか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 23年4月からの制度改正ですので、ないものに加えたというところもまたそれも評価していただければと思うんですが。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この基本的な原則をお尋ねするねんけど、この新婚というのは年齢の夫婦で何歳とか、その辺の規定というのはどないなっとるんですか。

○柏木 剛委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 毎回この年齢につきましては御質問いただいているようですが、合計年齢が80歳未満ということでございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員       もう1点ちょっとこの上の通勤通学というのはふえてきよるよう  
うねんけど、対象者はやっぱり増加の傾向にあるんですか。

○柏木 剛委員長       少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子）       年々増加の傾向にあります。ということでこれも人口流  
出の歯どめの効果が上がっているのかなという評価いただけたらと思います。

○柏木 剛委員長       谷口委員。

○谷口博文委員       これは要は高校生の通学以外にも島外へのあれやけど、大体高校生の  
利用というのは今どれくらいの対象人数、この23年度はどれくらいでした。それだけ市  
内の淡路三原高校行けらんと、洲本とか淡路高校のほうへ行きよるといような、私は市  
内のクラスが少ないんじゃないかなと思うねんけど、その辺はどうなんですか。

○柏木 剛委員長       少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子）       通学通勤という大きなくくりの中で、付属資料のほうの  
74ページにもちょっと内訳が載っているわけなんですけど、これを少し見ていただきなが  
ら島外の通学者、神戸方面、徳島方面合わせて113名、島内の通学者112名、これは  
淡路高校、津名高校の学生さんたちが主なものでございます。これを見ましても島内、島  
外、人数的にはそう差はないんですが、やはり年々増加しているというところで効果的に  
はいいのかなと思います。

○谷口博文委員       ありがとうございます、もう終わります。

○柏木 剛委員長       ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員       135ページ、地区相談員の報償費ですが、この地区相談員の実績は  
どのようになっていますか、相談活動ですね。

○柏木 剛委員長       市民課長。

○市民課長（塔下佳里）       相談件数としては23年度は数件でした。緊急を要するよう

な相談がありましたときには、すぐ市民課のほうへ報告いただくということは当然でございますけども、定期的に報告を求めています。また相談員につきましては研修等に参加いただいて、地域の方に情報等の提供していただいております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはきのうの質疑でもあったんですが、行政相談あるいは法律相談、人権相談というようなことで、行政相談と人権相談はゼロであったというようなきのう説明があったかに記憶をしておるんですが、この人権相談とこの地区相談員の活動とは違うんですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 人権相談については人権擁護委員さんをお願いしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、この地区相談員活動として数件あったということですが、その人権相談と地区相談というのは別に置いておく必要があるんですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 別に置く必要があります。地区相談員については主に同和問題、そういう面について相談を受け付けていただいております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 おかしいな、同和問題は人権の問題でしょ。人権擁護委員じゃできないんですか。

○柏木 剛委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） なかなか市とか人権擁護委員さんが行っております人権相談に直接は相談しにくいというようなこともございますので、やはり地元にいच्छる方に相談ということで地区相談員は必要だと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人権擁護委員には相談しにくいんですか、何か問題があるんですか。  
人権擁護委員には相談できない、そんな人権擁護委員の相談会なんてやってどないなるんですか。どなたでも相談しやすいものをつくらないといけないでしょ。相談しにくいような人権相談会やってどないなるんですか、おかしいん違いますか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 人権擁護委員さんにつきましては、法務大臣からの委嘱を受けて国民の基本的な人権が侵犯されたような時期に陥ったときにそれを監視し、またその救済のための相談を受けるというようなことが主な業務となるんですが、ここでいう地区相談員につきましては、いわゆる部落差別とそこらの相談を地元でそういった見識のある方をお願いして相談を受けていただくということのものでございますので、人権擁護委員が当然部落差別に関連するような話は受けれる話だとは思いますが、やはり地区の中でいろいろと相談するというのが相談しやすいというような中で、こういった方を委嘱をお願いしておるところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 余り隔離したり閉鎖的にやることが僕は問題やと思うんですよね。やはり垣根を超えて一般行政的に対応していく中で、例えば生活の問題であっても教育の問題であっても、その中で対応していくというというスタンスでなければ、逆に新しい差別を持ち込むということをやっぱい言われると思うんですよ。だから国にあっては同和事業というのは全てなくなってしまいましたし、これを何で新たにそういう垣根起こしのようなことを人権擁護を啓発せんなん立場にある方が、そういうものを引きずってやるのか、国にあってはそういう事業なくなっているのに、何でこれそんなものにこだわってやり続けるのか、かえって助長していくことになるんじゃないかということだと思うんです。人権擁護委員というのは法務省から定められて公的な立場にあって、地区相談員、どんな方がなっているかはわかりませんが法律にも精通しておるだろうし、さまざまな社会的機関の活用もスムーズだろうし、むしろ問題起こったときの対応というのは客観的、科学的、能率的にやられるんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 委員としてのそういった職務、性格が若干違うわけでございまして、当然部落差別、これについては昭和40年に同和対策審議会の答申が出て、ずっと33年に及ぶ国の政策が行われてきたところでございますけれども、平成14年にはいろいろ法の名前も変わりましたが、そういうハード面の制度につきましては失効して、現在は平成12年から始まった人権教育及び人権啓発の推進に関する法律というところに軸足を移して諸施策が展開されているところでございますが、33年のこうした同対特別措置法を皮切りとして行われた政策が終わったとしても、昭和40年に出された同対審の答申の精神は生きておるかと思えます。部落差別解消は国の責務であり、同時に国民的課題と明確に位置づけられたところでございます。そういった精神は生きておりますし、やはり部落差別は現実に残っており、特に結婚差別それから最近ではインターネット等掲示板において被差別部落を露骨に批判するような書き込みも出ております。そういった差別全廃に向けて行政なりそういった団体、または関係機関等連携する中で、それに向けて努力していかないとならないというようなところでございまして、地区でそういう方々がおられてそういった問題があったときには気安く相談できて、人格識見ともにある方に委託することによって、そこから解決方法を探るというようなメリットもございますので、人権擁護委員自体、国の委嘱を受けてあらゆるそういった人権問題、基本的人権にかかわることを受ける方でございますが、ここでいう地区につきましては、こういう方は必要であろうと、そのように考えておるところでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう人権問題というのは部落差別だけではなく、さまざまな問題、障がい者の問題にしましても、あるいは婦人・女性、外国人、さまざまな多岐にわたる問題があるかと思うんですね。むしろそういう全般的なものを強化する中で人権意識を高めていく中で対応していくことが求められているのではないかと。きのうも法律相談のことで少し言いましたけれども、月2回の中で20分ほどしか無料なんですけどね、そういう時間しかないということで、なかなか核心に迫れない、またもう少し時間をしようと思えばお金が要るというような、別の弁護士さんのところへ行ってまたその相談の継続をということになると、逆に着手料なり交通費なりということでお金が要るということになってくる。むしろ無料法律相談やそういう人権擁護活動の相談活動、専門家の相談活動の回数をふやしていくことによって、もっと気安く壁を乗り越えてやっていく場が広がっていくということにつながると思うんですけどね。ですから一般的な相談活動を強めるということの中でできるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。



○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） きのう質問に市民課長答えたとおり、それにつきましては、弁護士さん等につきましては経費の絡む話ではございますが、検討はさせていただきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 ほかに民生費。

蓮池委員、180ですか、181、ちょっと待ってくださいよ。それじゃこれで款3民生費は質疑を終わります。

### ③ 衛生費

次に今度は衛生費のほう、款4衛生費、ページは158から189ページまでを対象とします。質疑をお願いします。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 181ページ、清掃センターの運営管理費、25年度でこの事業は終結するというふうに聞いております。その終結時に起債残高の推移なり職員の推移、どのようになるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 八木寺内にございます清掃センターにつきましては、平成26年4月に閉鎖することと決まりました。起債についてはもう償還が既に済んでおります。そして人員につきましては、ただいまのところ所長を入れまして正職員が6名、嘱託職員、臨時職員が6名、合計12名で操業しております。

○蓮池洋美委員 終了されるときには、その後の推移、方向づけ。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 閉鎖された後のことにつきましては、地元と協議いたしまして、まずは跡地利用を考えるとということと建物につきましては撤去すると、そのような方向づけを決めております。

○蓮池洋美委員 職員の推移がどのようになっていくのかということ聞きよんねん。  
要は閉めることによってゼロになるんでしょ。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 正職員6名につきましては、これはまた総務の人事と相談いたしまして配置できるものと考えております。嘱託、臨時につきましては、この統合が決まる以前より働いていた方につきましては、何らかの手だてを打たなければならないと考えております。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今度、やまなみ苑で統一されて事業が続けられるということでありま  
すので、例えば正規の職員にしても事務職の方は南あわじ市の中で配置がえがしやすい  
と思うんです。いわゆる技能労務職の方については、なかなか次の職場の配置が難しいと  
思う。26年4月からやまなみ苑で事業が続けられて合併なっていくということでありま  
すので、その職場のほうに例えばそういう職員の方々が職場としてつける可能性は大なの  
かどうか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず南あわじ市の正職員が洲本市・南あわじ市衛生事務  
組合のほうに身分移管するというのはなかなか難しいことと思います。しかし、先日9月  
5日にやまなみ議会が開催されまして、前年度、技能職の職員が9名おりました。前年末  
に2名退職しております。その補充につきましては、正職員じゃなしに臨時職員で補って  
おります。これは南あわじ市と洲本市と協議して決めなければいけないことなんですけれ  
ども、通常でいきましたらその2名の分は統合時にできたら採用試験をするなり、またう  
ちのほうから採用お願いするというような方向で協議していきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 心配しとんのは、技能労務職に当たる正規職員の方々の行く末なん  
です。今何名おられます、そういう肩書の人は。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 技能労務職につきましては、清掃センターで5名おります。そしてその5名なんですけれども、私所長も兼務しております、頼りないんですが実際は相談相手として十分に職員の意見を聞いてまいります。そして希望者におきましては職種変更を促すとともに、そういった方向で私も協力したいと考えております。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それはええ考えです。ただできれば現行の職でやまなみ苑のほうへ市民サービスが増加するような事業も考えられて、そういう現場の職員がスムーズにやまなみ苑に行かれることが理想かなというふうに思ってます。やまなみ苑でも同僚議員が以前から今の清掃センターの職員の行く末を案じて質問しとるわけ。その後にこのたび2人が新規採用になったということの中で、それは事務職なのか技能労務職なのかわかりませんが、もし技能労務職であるとしたら、今のうちからやまなみ苑のほうにねじ込んで入れていかなんだら、この25年末でなくなるわけやから、それに努力をしてあげるべきやと思います。負担割合も大きくなるわけですから、見ておったら現在の洲本市の体制であるようなんです。南あわじ市の体制になれるように事務協議の中ででも頑張っって交渉に当たってほしい、そのように思います。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 洲本市とはこれから条例規約の改正もございますし、それはやはり対等の立場で詰めていきたいと考えております。特に人事につきましては、先ほど頼りないと言ったのは、私人事の権限がないものですからそう言ったままで、本当に直属の部下でございますので、真剣に考えてよい結果になるように努力したいと思っております。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今のちょっとねじ込むとかいう言葉の表現は何なんです、体制が南あわじ市としての負担もかなり大きくなるわけですから、それに相応した交渉もしてほしいと、かように思うんです。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） この問題については高木課長と時々協議、打ち合わせをしております。

ます。ただ今の現状から言えば9対1、すなわち南あわじの権利関係から言うたら1しかないわけなんです。洲本は五色も含めましたんで、ですから今うちが委員が言われたように今の段階で2人を強引にというのは、なかなかそう簡単にいかんと思います。ただ今度統合される時点は対等やと私は思っております。ですからその間に当然条例も深くは見ていないんですが、やはり洲本主体の条例です。ですからこれも対等な条例に変えるところは変えていくと、そして人につけてもそうであるし、私は前にちょっときつく言うたんは、あの場所は南あわじの場所やでと、たまたま当時緑町とでなったんで、合併したらもう完全に南あわじの場所やから、やはり今の体制としてはこれは言い過ぎかもしれませんが洲本のほうは南あわじを受け入れてやろうという、ややそういう感じを私も受けます。しかしこれも対等やということで思ってますし、担当もそういう意気込みで今事務レベルでいろいろ話を出してくれてます。できるだけ委員おっしゃられたような方向に取り組んでいきたいなと思ってます。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 どうも施設については起債がゼロになつとるということでありまして。だからせめて人がその終了時に困り果てたことのないようにひとつ頑張って交渉に当たってほしいと思います。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 163ページですか、健康づくりということで、町ぐるみ健診のことが出ております。この町ぐるみ健診の費用負担の問題もあつたわけですけど、現状は受診者はどのようになっていますか、この23年度、どんなような健診の受診者がおられたか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応法律で保険者の責務という形で40歳から74歳までの市民につきましては、保険者のほうでするということになっておりまして、とは言いながら市の国保につきましては、市の町ぐるみ健診のほうで実施しておりまして、負担につきましては1,300円で実施しております。

○蛭子智彦委員 人数を言ってもらえますか。

○健康課長（小西正文） 23年度の人数でございますが、南あわじ市の国保の受診者数ですが、4,052人ということになっております。

○蛭子智彦委員 国保だけかな。

○健康課長（小西正文） 市の国保以外につきましては、それぞれの特定保険健診という形で、その保険者によって負担が違っております。無料の人もあれば1,000円の方もおりますし、扶養者のほうが主になりますが、また本人につきましては市のほうで受ける場合は全額個人負担という形で実施しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと数字がわかりにくいんですけども、町ぐるみ健診を受けている方、国保加入者4,052人であったと。保険者ごとの受診として、国保以外にもあるのかないのか、これがまず第1点と、それから特定健診を受けている方についても同様なことをお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 人数でよろしいでしょうか、資料の83ページに記載させていただいておりますが、健康診査ということで39歳までにつきましては、特定健康診査には入ってこないということございまして、この方につきましても1,300円で実施しております。それから後期高齢者の健康診査につきましては人数のほうで申し上げますと、27日間実施いたしまして1,145人、83ページに記載のとおりでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと聞きたいこととはずれとるんですけども、要は先ほども説明ありましたように、特定健康診査ということで自己負担金というようなこともあったわけですけども、国保会計に出てくる特定健康診査の受診で負担金は540万ということに、これは国保の特別会計の中に出てくるんですけども、こちらの町ぐるみ健診での負担金が1,500万から1,400万ぐらいとなっておるわけなんですけども、この違いというのはどこから出てくるんですか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文）            この83ページ、付属資料のほうですが、ここに種類を幾らか挙げておりますけども、この中で市の国保の特定検診につきましては、さっき申しましたとおり4,052人で1,300円でございます、市の国保特会で四、五百万組んでいただいておりますが、そちらの分になってきます。その他市国保以外の分ですが、1,270人で、これはさっき申し上げましたとおり、被用者保険に入っている扶養者が主になってきます。保険の種類によりまして負担金が違います。それから健康診査の39歳につきましては917人ということで、これにつきましても1人1,300円ということで実施しております。後期高齢者の健康診査につきましては1,145人で、1人700円の徴収ということで、合計1,400万余りということになります。それと一番大きいの落としておりました。がん検診のほうでの費用負担の分がありまして、それにつきましては種類によってそれぞれ負担額を設けております。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            ちょっと入のほうで聞けばよかったですけども、健診ということで衛生費でまとめて聞こうと思ひまして後にしたんですが、この町ぐるみ健診の個人負担金が入で49ページで1,433万となっております、ざっとね。国保特別会計では個人負担金は540万円というふうになっておるわけなんですよね、なっておるでしょ。その違いというのがなかなかわかりにくいので、その説明いただけたらということで今質問したんですけども、もう少しわかるようにしていただけませんか。

○柏木 剛委員長            健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）        国保の個人負担金といいますは、いわゆる国保の被保険者が受診をする特定健診、その個人負担金1,300円ですけども、それに受診人数を掛けたものが540万と、それから一般会計の健康づくり推進事業費でまちぐるみ健診、それから各種のがん検診、これに係る個人負担金、これが1,400万円余りということでございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            それで結構です。以前一般質問の中にも少し出したんですけども、この国保の特定健康診査の部分というのが無料化している自治体も結構あると聞いておるんですが、この自治体総数、県下でどれくらいの自治体で無料化しているかということとは

わかりますか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険課の川本でございます。どうぞよろしくお願いたします。県下41市町のうち個人負担金を無料にしておりますのは、約3分の2市町でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3分の2の自治体で無料化しているということだそうです。ジェネリック医薬品とかそんな使いながら国保会計を安定的なものにという話もありましたし、この健康診査を重視していく中で医療費を抑えられるという考え方がベースになっているかというふうに思うんですけど、その点この町ぐるみ健診というのは当然健康を守ることでもあるわけですけども、財政的な面からの効果というのをどのように考えておりますか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 委員おっしゃりますとおり、早期発見いたしまして、その後の医療費の軽減にとっても重要な健診だと考えております。

○蛭子智彦委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにありませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 173ページ、広域水道が22年4月1日に淡路広域水道企業団というような形で設立されたということで、水道課というのはなくなっただけで非常にいろいろな面で私は心配しとるんですが、まず淡路広域水道企業団の補助金について、2億1,780万1,000円ですか、この金額についてお尋ねいたします。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 高料金対策でございますが、これにつきましては自然条

件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業について料金格差の縮小に資するため資本費の一部に繰り出すことができるというようなことで、これについては資本費から基準資本費を引きまして、それに有収水量を乗じております。その金額が2億1,780万でございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 その料金について実は私は何が聞きたいかということは、まずチェック機能が今のところ水道が市からなくなったということで、これは平成22年4月1日現在、合併による起債残高ですけれども、南あわじ市で67億1,700万、淡路市で90億6,900万、洲本市で90億4,700万、そして水道企業団ですね、合併するまで、それが155億6,200万、合計で約404億円の起債残高を抱えておるわけですね。その上、これは間違っているかもわかりませんが、その金利が2.5から5%以内ということで、約年間5億5,000万ぐらいの金利を払っておると、それだけの大きな会計を抱えながら、水道というのは命の水なんですね、それで詳しいことをお聞きしようと思っても、これ私も議長のときに1年間副議長と総務委員長と行きましたけれども、これ本当に審議するという議員協議会持ってもね、本当にわけのわからん間に詳しいことを聞く間がないわけなんです。ですから全くチェック機能が働いてない。なるほど3市の首長、うちの市長なり誰が行っているのかわかりませんが、三原郡時代でも広域の事務組合に3名ぐらいの各議員が派遣されて十分審議されておりました。私、その点で市長にお願いしたいんですけど、今のところそういう三役ですか、議長、副議長と総務、本当に何か寄ってさっと終わるような、それだけの大きな金額扱う中で何のチェック機能、市長がそういう形で一生懸命やってくれると思いますけどね、なかなかそこまでいかないと思うんです。せめてやはり5名ぐらい、今言った3人以外の5人ぐらいの議員をね、やはり民主主義の世の中ですから十分チェックできるような体制を整えてほしいなと思うんですけども、市長いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 当然水道は今委員おっしゃったように非常に大きな起債を持ったままでございますし、またほかの広域消防もそうでございます。淡路全体の中での1つの行政体ということでございますので、そういう面では心配な面もございます。当然私どもの首長もそうでございますし、議員さんのほうからは議長、副議長、総務委員長、これは3市から3名出ております。この1年間の予算の関係につきましては、当然各市の財政担当が事前に事務レベルで寄っていろいろと中身の協議をいたします。そこが1つの数値のそ



それぞれの市のチェックができるシステムであるわけですが、まだ完全とは言えません。ただ、今後特にこれから水道事業においては、非常に厳しい状況が生まれてこようと思います。人口は減少しとるし、使用量も減っております。今御指摘のあった起債を返していかないかんというようなことをございますので、今後そういうことも1つの議題として提案はしていきたいなと思いますが、ほかの2市の状況もございますので、一応はそういう提案はしていきたいと思います。金額のチェックは先ほど申し上げた、かなり財政のほうで改革すべきは改革していくというように取り組んでいただいております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これはほかの2市の関係もあるし議員をふやすということは、市長だけの独断ではいかないと、いろいろ話もしていかなければならないと思います。ただ私も非常に心配しますのは、この前も首都の直下型地震のテレビ放送見ておりました。そこでやはり一番心配されるのは水道管、下水管のインフラ整備と申しますか、今下水道は南あわじはやっておりますんで、下水の管というのはほとんど整備されておりますけども、水道管の耐用年数とか、例えばそういうようなことが我々本当に心配することが細かく聞けないというか、それは市長がおっしゃったように財政のほうで行ってチェックするというふうな水道管のそういうインフラ整備やというようなことを正味話し合いしていただいておりますのかね、この前も例えば水道管がパンクしたら例えば透析を受けている患者、これは水が1人に120リットル要るらしいですわ。これはもう即命にかかわるといような問題もこの前テレビでやっておりました。ですからこれは水道管の耐用年数とかそういうようなことを本当にやってくれてると思うんですが、今も津波とか地震のこと言っているけども、これは大変なことになると思うんですよね。その点わかっている範囲内で水道課というのはいないんですけども、答弁できましたらひとつお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 決算書の173ページでございますが、先ほど委員言われた補助金の下に投資及び出資金というのがございます。淡路広域水道企業団出資金ということで、上水道安全対策事業ということで南あわじ市分につきましては、長見山、それから生子、上田浄水場の耐震化工事をしております。こういうのが1つのおっしゃられたような対策だと思えます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今言うた水道管のインフラ整備ということで、そういうパイプが、下水は今やってますから大丈夫だろうと思いますけど、下水が例えばパンクしても命にかかわるようなことはないと思うけども、そういうことのチェックはされておるわけですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今パイプのお話もちらっと出ましたので、長見山につきましては、送水管をDCIPで280メートルと330メートルですか、600メートルほどやっております。これについてはウィード管というんですか、伸縮ができる耐震用のものだそうです。それはNSか何かです。もう1つはポリエチレンパイプのような材質のもので、それにつきましては継ぎ手もほとんどない、一本もできますのでかなり耐震を考慮したような管は据えているようでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう材料とかそんなんじゃなしに、要は今言うたそういうもしも水道管が破裂したら、これはもう津波が来るということは地震が来るねんから、これは大変なことになるという認識を持っていただいてね、ほんまにそういう面の準備というか今からかかってもええかげんなもんやと思うし、それを十分に水道管のインフラ整備ということをお願いしたいと思います。

それともう1点は、広域化されて何か一本化されて、例えば業者が下水とか水道の排水事業でも、南あわじ市の業者が淡路市へも行ったりしよったんですけども、そういうことが締め出されて淡路のほうは淡路でやると、そしてまたサービス面、電気のメーター、水道のメーターとかやるんも南あわじ市からも1社行って、関電サービスと2社か3社でやっておったものも、ことしからそれも南あわじ市はアウトということで関電サービスが一手にやっております。これも年間5億から6億からの大きな事業なんですね。うわさですけども、そういう関電サービスに入っている主な幹部が淡路市の職員のOBであると、そういうふうなことで淡路でやっていた業者が私のとこ来ましてね、そういう証拠のないことは言われへんけども、何か南あわじ市を締め出しにかかるとるいうか、広域化されると関電サービスが一本なったんかというようなことをお聞きしました。これは市長も出席されているとやっておられるんでね、市長もこの2点について、事業所が南あわじが飛ばされ、そういう関電サービス業も完全に一本化されたというような、この点について市長ちょっとお話いただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 当然これはちゃんとした公式の入札なりで業者設定されたというふう聞いております。これは広域水道企業団のほうでその事務を執行しておりますので、私は結果を聞いてみただけで中身についてはそちらのほうでやっております。ですから業者自身もどのような捉まえ方をしているか私も詳しくはわかりませんが、いろいろと条件的なものもあつたのではなかろうかなと思います。それといざの場合の送水管の破損の対応なり、そういうチェックは今まだ完全にそのような取り組みのシステムでは動いておりません。ただそういういざのときの対応するということでは、広域の水道の企業団のほうでいろいろといざのときの対応を考えて、取り組みの態勢は整えているというふうに私自身も思っております。しかし、それが完全にそんなんでできるんかなというふうに問われれば、なかなかそうはいかない部分もあるというふうに心配な面も確かにあります。一度、今企業長がこの4月から今まで広域のそれぞれの管理者なり企業長の長年、一緒の市がずっとやってきたということもあって、そういう3人の輪番制ということで、ことしの4月からは洲本市長が企業長の役職に当たっております。消防のほうは私もずっと長年やってきたんですが、今度は淡路市長の門さん、私は広域の事務組合の管理者ということでございますので、お互いいろいろ情報交換したりしてますので、また一度そこらの中身についても確認してきておきます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう答弁結構ですんで、要は言いたいことはそういう審議の機会を、審議する場を市長の一存ではこれはなかなか難しいとは思いますが、やっぱり言わなあかんと思いますんで、我々1年参加させてもらいましたけど、何回も行けへん。そら寄つてがちゃがちゃとしたら終わりのような、言いわけのような会であったわけです。歴代の議長さんもそうやと思います。そういうことでできたら今の3名プラス2名ぐらいの議員を派遣していただいて、十分細かい点も審議できるような体制を、市長今度会う機会がございましたら、そういうことをひとつ強く要望いたしまして質問を終わります。

○柏木 剛委員長 砂田委員。

○砂田果洋委員 私は今回の決算委員会では一言もしゃべらんということは決めとつたんで言うこともないし、だったんですけど、出田君ではないけど今阿部さんの発言聞きよってちょっとかちんと来たいことがあって、1つだけ言うただけでよろしいけど、淡路広域が一本化なるときに、ここで私は反対した1人です。なぜと言うたら平成22年やったかな、そのときに当時の3市の参事が合併前提の話し合いしよつた。そのときの本市の

担当部長が合併直前に私に話があったわけよ。淡路広域水道に3市で話し合いして、51名の職員ちょっと多いと思うねんけど、これでいかな仕方なくなったということ言われたわけよ。そうか51じゃ多いんか、だけどほかの2市に押し切られて仕方ないということで私はもともと合併反対やったから反対してんけども、その後合併してびっくりした。76名になっとった。何でやと当時の部長に聞いたら、25名洲本市が職員の削減が進んでおらんと、何とか認めてくれということで本市も少し上乘せして、淡路3市で25名を余分に雇ったわけ。そうしたら南淡庁舎に水道の本部がある、事務所がある、そこ予定しとったところに机が入り切らん、職員座るとこもないというぐらいあふれとる。余分な25名の給料を今払とるわけ、要らん人を。そやから今の淡路広域水道の職員はほとんどの工事は外部発注するんで仕事がないと暇で仕方ないと、本人に直接聞いとる何人もに。そんな状態やから市長に頑張ってもろてこれから行って、職員の淡路広域水道の削減もしてもらわないかんと思う。今とりあえず25名は不要な人間がいて給料もろとる。1人500万として何ぼ要るんかな、計算して。そういうことです、終わります。

○柏木 剛委員長      そういうことでよろしいですか。

そしたら本日の予定の時間のつもりでいましたので、お諮りします。審査の途中ですが、本日の審査はこれまでとし、後まだありますか、またあしたはあしたでありますんで、あしたはもちろん時間は多少おくれた場合はおくれたということで。まだまだあると思いますんで、一旦ここで審査の途中ですが、次の審査はあす9月14日午前10時より開催したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長      御異議なしとなります。よって本日の審査はこれで終了します。  
本日はお疲れさまでした。

(閉会 午後 4時34分)

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成24年 9月14日  
午前10時00分 開会  
午後 4時57分 閉会  
場 所 南あわじ市議会議場

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（18名）

委 員	長	柏 木	剛
副 委 員	長	熊 田	司
委 員	員	久 米 啓	右
委 員	員	谷 口 博	文
委 員	員	森 上 祐	治
委 員	員	原 口 育	大
委 員	員	出 田 裕	重
委 員	員	川 上	命
委 員	員	阿 部 計	一
委 員	員	印 部 久	信
委 員	員	小 島	一
委 員	員	砂 田 杲	洋
委 員	員	蓮 池 洋	美
委 員	員	北 村 利	夫
委 員	員	蛭 子 智	彦
委 員	員	登 里 伸	一
委 員	員	長 船 吉	博
委 員	員	廣 内 孝	次
議 長	長	楠	和 廣

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 高 川 欣 士

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
市	長	中	田	眞	一
総	務	瀧	本	幸	男
財	務	土	井		環
市	民	入	谷	修	司
健	康	藤	本	政	春
産	業	興	津	良	祐
農	業	松	下		修
都	市	山	崎	昌	広
下	水	道	上	光	明
教	育	岸	上	敏	之
市	長	橋	本	浩	嗣
総	務	林		光	一
財	務	細	川	貴	弘
市	民	久	田	三	枝
健	康	小	坂	利	夫
産	業	早	川	益	弘
農	業	神	田	拓	治
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
教	育	太	田	孝	次
会	計	馬	部	総	一
次	長	大	瀬		久
次	長	原	口	幸	夫
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	松	下	良	卓
総	務	富	永	文	博

ケーブルネットワーク淡路所長	土	肥	一	二
緑総合窓口センター所長	片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長	岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長	柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長	榎	本	輝	夫
財務部財政課長	神	代	充	広
財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	福	原	敬	二
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真	由美
国民宿舎支配人	北	川	満	夫
農業振興部農林振興課長	松	本	安	民
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道加入促進課長	松	本	典	浩
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	大	谷	武	司
教育部生涯学習文化振興課長	山	見	嘉	啓
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局課長	小	谷	雅	信

## II. 会議に付した事件

### 付託案件

1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	225
(2) 歳出について	
③ 衛生費……………	225
④ 労働費、農林水産業費……………	245
⑤ 商工費……………	273
⑥ 土木費……………	292
⑦ 消防費……………	296
⑧ 教育費……………	302

## III. 会議録



# 決算審査特別委員会

平成24年9月14日（金）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 4時57分）

## 1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について

### ③ 衛生費

○柏木 剛委員長 おはようございます。

それでは、きのうに引き続きまして決算審査特別委員会を開催します。

認定第1号、平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について。衛生費158ページから189ページまでの質疑を行います。

それに先立ちまして、執行部から付属資料の訂正についての申し出がありますので、  
財政課長。

○財政課長（神代充広） おはようございます。

大変恐れ入りますが、決算付属資料、こちらのほうでございますけども、2カ所御訂正をいただきたいと思えます。

まず18ページ、歳入のところなんですけども、18ページの左側の諸収入でございます。下から5行目、6行目のところで、滝川奨学資金貸付金元利収入191万1,000円となっておりますが誤りでございまして、226万2,000円。2262に御訂正をお願いいたします。

それともう1点、大きくページが飛びまして、178ページをお開きいただきたいと思えます。公債費でございます。ここの、主な事業内容等のところに、表が上下2つございます。その下の、事業別償還額のところの表なんですけども、区分のところでは県貸付金、下から3段目のところで県貸付金という欄がございます。ここの、その2つ隣の利子の欄なんですけども、961万7,000円と入ってございますが、これがゼロでございます。利子はございません、ゼロでございまして、その右隣の合計が249万6,000円、元金だけで2496に変わります。

それに伴いまして、その下のその他の欄でございますが、その他の欄の利子のところが259017となっておりますのが、268634でございまして。その右隣の合計が1307142となっておりますが、ここが1316759になります。恐れ入りますが、御訂正のほうよろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○柏木 剛委員長 それでは、よろしいでしょうか。

質疑を再開します。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 173ページの水道事業の関係、昨日の質問の関連なんですけど、耐震補強工事をするということで、2カ所の浄水場が挙げられておりましたが、この管路については耐震補強工事の計画はこれからということであつたかに思うんですけども、事業として今回挙げられてなかったわけですが、その点ちょっと確認をしたいんですけども、これはあくまでも2つの浄水場の改修ということになっておるわけですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 2つじゃなくて3つです。長見山、生子、上田浄水場。それで、長見山のほうは、もう浄水場のほうは終わってまして管路の整備です。あと、生子と上田浄水場につきましては、浄水池の補強ですね、耐震に対する補強でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、この広域水道の持つておる管路についての耐震性というのはどうなっておりますか。全般的にですが。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） つぶさに、全てを知ってるわけじゃございませんが、合併以前から管路については、石綿管から老朽管更新事業を利用して、VPであるとかダクタイル鋳鉄管に更新をしてきておりました。今聞きますと、そこらの老朽管の工事はやってないように聞いております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 南あわじ市の場合は、老朽管、石綿管というのが既にほぼ終わってるというふうに聞いたように思うんですけど、それと下水の事業と関連をして進んでいってるという話が以前あったかと思うんですけども、広域水道全体としてどうなのかということで、これも終わってるということですか。その、耐震補強工事も全て終わってるということですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 私も、ここに来る前に企業団ともいろいろ話はしたんですが、南あわじ市の決算に出てる分が中心でしたので、余り詳しくは存じ上げておりませんが、洲本市なんかは余りされてないように、そんな話があったように思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事業そのものは、広域化したの一本化なので、他市の分も市としてやっていくというようなことになるのかどうなのか。ですから、他市がおくれていると、できてないというようになると、そのの部分も均等割といいますか、新たな出資ですよ。負担というのか、平均的にくるということになるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 今は決算といいますか、そういうのも自分の市のエリアの部分について出資をしているというようなことです。将来的にはどうなっていくのか、ちょっと私もまだそこまでは存じ上げておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、全般的な話になっていきますので、なかなかこの補助金の関係でしか見えないわけですがけれども、あと出資金ですか。これは、やはり新たな負担増になる可能性を持つてゐることも考えられると思いますので、正式なコメントがほしいということなんです。企業団からね。どんな考え方で耐震補強工事やっていくのか、現状はどうなってるのか。このたびの東北大震災でも、インフラということで大変大きな被害があって、そして特別の措置として、今この耐震補強工事に関する費用負担の中で国が2分の1、3分の1、4分の1というような措置をとってる、そういうふうには聞いてるんですけども、これやはりどんな見通しでやるのかということ、やっぱり市民に対してしっかりコメントしていただかないと、我々知る由もありませんので、これはぜひお願いしたいと思うんですけども、その点いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 昨日の、市長のほうからも話がございましたが、企業団

のほうには財政課のほうも3市行っております。それからまた、企画のほうも説明を受けたりもしております。そこらでも聞いたり、また組合議会のほうでも確認はお願いをしたいと思います。我々事務方としましても、その辺はそういうお話があったので、今後確認はしていきたいと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子議員。水道企業団への補助金をしてるという、その観点からの質疑でお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員 ですから出資金でしょ。上水道安全対策という出資金ありますよね。これにかかわる話として、今聞かせてもろとんですけど。そうでしょ、違うんですか。これは、耐震補強工事とかで南あわじ市担当分は今やってるのでこれだけ出しましたよと、今後どうなるかわからんというような話もあったんで、その見通しを示していかないと市の負担がどんどんふえていったら困るんじゃないかと。

○柏木 剛委員長 どうぞ、それじゃ。

○蛭子智彦委員 それは、答え聞いたんで結構なんです。

あと、この高料金対策ということなんですが、補助金の関係でね、高料金対策ということが出てますね。今、これについての見通しも、きのうも市長も大変懸念してるということであったと思うんです。淡路全体の、当初の広域水道、阪神水道企業団からの上水を買おうと、その責任水量というのがあると。ところが、どんどんその責任水量ということ想定しとった、人口が減る、あるいは流入人口が減ってくる、とすると負担がふえると、こういう話を市長は大変きのう心配しとったような発言があったかと思うんですね。この、今の阪神水道企業団から購入している購入単価、これはどうなってますか。

○柏木 剛委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） すいません、資料をちょっと持ち合わせておりませんので、正確な数字はちょっと今はわかりません。

○柏木 剛委員長 どうですか、答えられる範囲ということで考えてもらったらいいと思うんですが、資料わかりますか。単価。  
市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 150円代だそうでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 150円代というの、151円と159円とでは大分違うと思うんですよ。

○柏木 剛委員長 ちょっと調べる時間をとってもらって、ちょっとこの質問一旦区切ってよろしいですか。次の質問いって、その間にちょっと調べてもらって、次回休憩後ということで回答してもらおうということにしたいと思います。

ほかに、衛生費で質問ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 169ページの19節、保健衛生組織連合会補助金について聞きたいと思います。これの、30万円の補助金なんですが、この組織2年前に質問したところ、この組織が総会を行っていなくて、決算書が出ていなかったということであったんですが、まず聞きたいのは、その後この連合会は総会は毎年行われておりますか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） はい、毎年5月末から6月にかけて、毎年開催しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そのときにですね、支出金の中で上部団体への負担金等はそれはそれでええんですが、どうも一つ支出の不明な公告費というような欄の支出があったと思うんですが、その後どうなってますか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） 委員指摘の内容は、広告費を払って、またこちらに還付金がきたということに非常に問題があったと存じ上げます。昨年度は、広告は確かに行いましたけれども、そのバックを差し引いた形で広告をさせていただきました。それと、今後広告は取りやめるといようなことで、今年度から広告は差し控えさせていただきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長言われたように、補助金を出している組織が、上部団体に負担金出すのはええんですが、あの広告料というのはいかにも意味不明な支出であったと思うんですね。今も、課長のほうから団体に指導されたと思うんですが、そういう形になっていくのはそれで結構だと思うんですが、直近の総会資料見て課長はどんなふうに思われましたか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、その団体の目標なんですけれども、やはり大きな目標と、その年度ごとに成果を上げられないかんという目標をはっきりしようではないかというような協議を行いまして、まず総会の資料におきまして、保健衛生組織連合のまずの成果が上がるような目標といたしまして、不法投棄の解消と犬のふんの苦情をなくすることやと、この2点に絞って成果を上げていこうということになっておりますので、私はいい方向に向かっておると感じております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 水道のほうはもうちょっとしてからということですので、予防接種のことでちょっとお伺いしたいと思います。ページ数は、161から163にかけてですが、これは付属資料でいきますと82ページということになっております。それぞれ、接種回数、接種者というのが出とるわけですが、これは対象人数に対してどれぐらいの比率で接種されているかということはおわかりですか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 付属資料の81ページの下に、子宮頸ガン予防ワクチンというのがございます。これにつきましては、接種対象者が中1から高校2年生で、3回接種

ということになっておりまして、接種回数につきましては延べ2,805人ですが、接種対象者につきましては3,355人ということで、摂取率が83.6%になっております。

それから、その次の82ページのヒブワクチン、小児細菌性髄膜炎予防接種のほうでございますが、延べ接種回数1,559人と記載しておりまして、これの接種対象者のほうでございますが1,559人で、摂取率が92.1%となっております。接種対象者数は1,692人で、摂取率が92.1%でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 760人しか接種してないで。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） これは接種対象者でございまして、接種回数につきましては、ヒブワクチンにつきましては、生後2カ月から5歳未満ということで、最高4回の接種ということになっております。

それで、接種回数につきましては、何カ月生まれから何歳までということで、それぞれ4回が3回、1回と減ってくるわけでございますが、その延べ接種対象者ということで、ヒブワクチンにつきましては、接種対象者につきましては1,692人で、接種者が1,559人、摂取率が92.1%となっております。

続きまして、その下の小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、生後2カ月から5歳未満ということで、最高4回の接種になっております。資料ですと、延べの接種回数が1,936人ということで、これの接種対象者につきましては2,164人で、摂取率が89.5%となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、子宮頸ガンのほうはわかったんですが、このヒブワクチンは、対象人数1,692人で接種者760人というふうになっていると思うんですが。それから、小児用肺炎球菌のほうも、2,160人に対して接種者数837人というふうにこの付属資料ではなっとるんですが、今おっしゃられたのは延べの接種回数であって、対象人数の比率で割ると90%じゃなくて、ヒブワクチンは44.9%で、それからこの小児用肺炎球菌ワクチンは38.6%ということになるんじゃないんですか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 被接種者数でいきますと、子宮頸ガンワクチン、付属資料の 82 ページになってますが 892 人で、対象者の数が 1,036 人で 86.1% になります。実人数でいきますと、1,036 人のうち 892 人が接種で、86.1% です。

それから、ヒブワクチンにつきましては、実人数で接種者数が 760 人。これにつきましては、対象者の数は 1,660 人で 45.8% の接種率になります。

それから、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、資料で接種者数 837 人ですが、実対象者は 1,864 人で 44.9% ということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、子宮頸ガンは 9 割近いと。それから、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは大体 5 割前後と、5 割を切るということですが、その理由は何でしょうか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 先ほど言いましたとおり、最高 4 回までということで、生後 2 カ月から満 5 歳未満ということになっておりまして、その打つ時期によってずれが生じてくるということでございます。延べ接種回数の方で見ていただければ、実際の接種した率が挙がってくるといいますか、一人ずつ実人数でいきますと下がってきますけども、同じ人が最高 4 回打つわけですけども、そのほうでひらっていた数字でいきますと、90% 前後は接種してるということになります。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとわかりにくいんですが、単純に見ての話を今しとるんですけども、単純に対象者が 1,000 人おって、受けたのが 890 人やったら 90% 接種してますよね。それが 1,600 人、1,800 人、1,600 人で、実際に受けた方が 760 人、837 人ということになれば、その比率は低いというような見方をするわけなんですか、そうじゃないんですか。全部受けてるけども、回数としてカウントしてないということですか。そのあたりちょっとよくわからないんですけども、対象者は全部受けとる、しかし数字的な集約にはずれがあるということなのか、受けてない人が半分ぐらいおるのか、そのあたりを聞きたいんですけども。



○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今回の質問ですが、生後2カ月とかでありますと、対象者が160人で接種者が370人ということで接種率が231.3%と、小さいころはかなり接種されるということで、その接種対象者につきましては、人数の把握の仕方によりまして大分違ってきますので、延べ接種回数という形での接種でお願いいたしたいと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたらですね、今後はこういう集計をするときに、対象となるべき人が受けてるか受けてないかということがわかるようにしていただきたいんですね。本人の希望とか、本人の様子とかいろいろあって、そういうような統計で出てこないとせっかくの事業がうまく役割を果たしてないと。せっかく、そういう子供たちの健康を守るためのワクチンを接種するという事業をやっておきながら、受けない方がおったり受けられてない方がおるといところがあるんだったら、そこがわかるようにしてほしいんですね。でないと、決算やっとならもちよつと雲をつかむような話で、中身がわからないので、そのあたりちよつと改善をしてほしいと思うんですけど、健康福祉部長いかがですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 実は、私もこれを見てあんまりよくわからんのですが、やはり誰が見てもそういう対象者また実施人数、その関係がわかるような付属資料にしたいと思っております。

○柏木 剛委員長 そしたら、先ほどの話よろしいですか。水道企業団の関係での質問に対する答え。

市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） ちょっと抜けてサービスセンターのほうに電話をしましたが、すぐに回答が返ってきておりません。それで、本庁のほうにも電話をして、今調べますというようなことをございます。企業団のほうでもそういうふうな状況をございます。それで、今、去年の新聞記事をございます、それによりますと、152円から132円に引き下げる方針を固めたというような神戸新聞の記事をございます。恐らく、その132円になっているのではないかと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子議員、まだまだ続きますか。というのは、きのう阿部委員が水道企業団に対してはチェック機能が弱い、あるいは非常に合併特例債がたまっている、従ってもっともっとチェック機能を強めるために、もっともっと委員をふやすべきじゃないかということで、それに対して市長がきちんと答弁されてますので、この補助金に関連して、またそのきのうにつけ足すようなことがあれば質問してもらってもいいんですけども、総括的にはきのうの話があったと思っています。

はい、どうぞ。

○蛭子智彦委員 これ、補助金出していく、また経営も守っていかなあかんということのはわかるんですよ。それで、今、水道料金下げると、阪神水道企業団から買うお金をね。購入の単価を下げると。それは、結局は現場で水道料金抑えるためにやるわけでしょ。これはね、水道企業団の経営の内容を安定させるためにと。そのあたりの事情がちょっとよくわからないので聞かしてもらいよんです。それは、将来にわたってそういうことをやろうということはいいいんですが、現状の状態がわからない限り、それは言ってる方はわかるんですけど私はわからないので、せっかく補助金出してるんですから、このことをかみ砕いて理解をして市民にも説明、我々聞かれば答えないとあかんわけですよ。そういう意味で聞かしてもらっとるんです。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 下水道課の岩倉です。

今回、こういった質問に対して、回答することについてはちょっと若干いろいろ気になるところがあるんですけども、今のちょっと答弁等の関係で、私実は23年度まで淡路広域水道事業団南あわじサービスセンター長をしておった関係で、まことに申しわけないんですけど、今の立場で答えさせていただきます。

先ほど、取り合えず全ての資料持ってきてございません。ただ、ただいま議員からの質問であります県の水道単価でございますけども、先ほど議員もおっしゃっておられましたように、平成22年ですか、県のほうの水道用水の供給単価につきましては値下げをいたしてございます。そういった関係で、私ども、22年の段階になるんですけども、淡路広域水道企業団のほうで支払いをさせていただいておる供給単価ですけども、改正前につきましては1トン148円だったと思います。それが、実際に21年度末に見直しをしまして、県のほうは平均といたしまして当初152円だった単価を132円にということで、20円下げますよというふうな報道があったと思います。ただ、この段階につきましては、それぞれ各自治体の申し込み水量等々によりまして単価が若干変わってございます。そういった関係で、私ども淡路水道企業団といたしましては、148円だった単価を今回の改

正によりまして140円というふう記憶をいたしてございます。

それと、先ほどもう1点、管路の耐震化というふうなお話があったとございます。先ほど、市長公室次長のほうからも説明があったと思うんですけども、現在水道事業につきましては、皆様方も御存じのとおり、昭和30年代から取り組んできた事業でございます。市民ほぼ100%、99.98%程度の方々が利用されておる事業でございます。そういった関係で、極力水道料金を安くするためということの中で、企業会計ではありますが、料金を安くするという事の中で動いてきた関係上、なかなか更新事業は進んでいってございません。ただ、私ども南あわじ市につきましては、平成3年度から下水道事業が始まってございます。今、まるっきし逆の立場でございますけれども、下水道事業を利用させていただいた中で、補償費ということで、市の一般財源をいただいた中で水道管の更新工事を行ってまいりました。耐震管といたしましては、基幹管路につきましては約4分の1程度の24%ぐらいだったと思うんですけども、耐震管は敷設されております。ただ、先ほど言いましたように、全ての上水場関係が非常に古うございます。管路の整備を行っても、もとの上水場、配水池等の耐震化ができてなければ何の役にも立たないだろうということの中で、今、各施設の耐震事業に入っておる段階でございます。

それともう1点、出資金の関係なんですけれども、水道企業団におきましては、今回補助金として出していただいております約2億6,000万円程度のお金なんですけれども、これ全て企業会計法に基づきます繰り出し基準内の繰り出しでございます。先ほどから委員がおっしゃっておられます2億1,000万円程度の高料金対策、これにつきましても、市がこの繰り出しをすることによりまして、国のほうから約8割の交付税算入がされるということでございます。

少し長くなってもよろしいですか。実際に、議員さんもよく知っておると思うんですけども、現実私どもの南あわじ市といいますか、今の水道企業団ですけれども、約1トン当たり300円程度の単価で水道のほう供給させていただいてございます。それが、大体年間500万トンで15億円の収入があるわけでございます。高料金対策2億1,000万円を繰り入れていただきますことによりまして、約15%大体50円程度の単価が安く供給されておるというふうにお考えいただければなと思います。その50円を安くするために、高料金対策という制度を利用いたしまして、市の一般財源のほうから繰り入れさせていただいて、その繰り入れした金額についての8割が交付税算入されるということの中で、いろいろ財政部局とも協議しながら、できるだけ安く単価設定の中での努力をしておるということで御理解いただければなというふうに思っております。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今の説明、微に入り細に入りということで、少し思い出しながら聞かせていただきました。なかなかわかりにくくなっておりますので、今後のことで先日も質問がありまして、市長もそういう立場でということで臨んでいただけると。やはり、これ何とか市民にも常にわかるような形で、今もう水道単価を事務局に聞いても答えが返ってこないというような、原水単価ですか、ちょっと緩みっぱなしでどないなってるんかなという印象を持ちますのでね。これは、ちょっと出ておられる議員の責任もあるかと思うんですよね、派遣してる議員のね。やっぱり、ここはちょっと気を引き締めてやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

○柏木 剛委員長　　ということで、かなり説明していただいたんで、一旦この件についてはもう区切りたいと思います。

ほかにございませんか。

印部委員。

○印部久信委員　　ページ、175ページのゆーふる、さんゆ〜館について聞きたいと思います。これは、先日の一般質問でもお聞きしたんですが、特にさんゆ〜館が指定管理をしてるわけですが、単年度で赤字が出ているということであって、来年度に基本協定の契約が切れて新たに再契約ということなんですが、これも途中水道料金が値上がりして、年次協定で指定管理料を余分に払うようにしたにもかかわらず、なおかつ赤字であるということなんですが、これその前に500万円余りの施設の改修工事費を使っておるわけですが、これ担当部、どういうものについての改修をされたんですか。

○柏木 剛委員長　　健康課長。

○健康課長（小西正文）　　その内訳につきましては、ゆーふるのほうのA浴槽の天井が劣化しておりまして、支えの部分が腐食しておりまして、その保管工事をやりました。それから、同じくゆーふるで、汚水の制御盤が故障しまして、それを入れかえさせていただいております。

○柏木 剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　これは、さんゆ〜館でなしにゆーふるだったわけですね。それはそれでええんです。このゆーふるの場合は、単年度で黒字だということなんですが、この間の一般質問では、市が直営しとったときには単年度で4,800万円ぐらいの赤字が出とったと、それで指定管理をしたということなんですが、いずれにしましても、この施設とい

うのは市にとっても大事な施設であり、市民にとっても大事な施設であると思うんですね。それかといって、指定管理をしてる業者に、毎年赤字を出しながら指定管理をしてもらうというのは、これはもう民間会社とでも続くもんじゃないわけですね。ならば、もうそれを補てんするためには指定管理料を上げないといかんというようにもなってくると思うんですが、この市のこのさんゆ〜館の施設の将来ですね、これは必ずしばらくの間は維持していかんといかんと思とんのか、市の負担が余りにも大きくなってきた場合は、もうこれ万やむを得ず閉鎖をせんといかんと思とんのか、担当部局というか、市はこの施設に対してどんな思いをまず持ってますか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今、現時点では、そのさんゆ〜館につきましては、市民の地域住民の健康増進施設として必要であるということで、そのまま営業を続けさせていただきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 年間どれぐらいの方が利用されてますか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） さんゆ〜館でよろしいですね。23年度ですが、22万5,114人の方が1年間利用しました。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これだけ多くの方が利用してる施設ですね。やっぱり、これはもう、今、担当課長も言われたように、市は当面はこの施設を維持管理していくということなんですが、指定管理、これは前はこれ公募でやっと思ったんですか随意契約ですか、どちらですか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 指定管理が平成24年度で終わるということで、次回につきましても公募でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますと、公募で指定管理料という金額を上げていかんといかんとするんですが、これは公募をする場合には、市の条件として指定管理料は今1,550万円ですが、例えばこの赤字の額を見ながら、市も十分精査しながら、この指定管理料というのは2,000万円にするのか2,500万円にするのか知りませんが、当然そういうような形で公募されるわけでしょう。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 市内には3つの温浴施設がありまして、その利用度でございますが、さんゆ〜館が一番低いわけでございます。そのバランスも考えながらでございますが、若干入浴料のほうを上げさせて。

○印部久信委員 ちょっと違うな、かみ合っていない。ちょっとだけ。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 先の一般質問では、今、協議中というようなことでお話をさせていただきましたけども、実は、今、公募をしております、今、議員おっしゃいましたように、今現在1,550万円の指定管理料を、やはり今の経営状況から見てそれでは立ちゆかんというようなこともありまして、今、公募をしておりますのは、上限を2,000万円ということで募集をしておりますところでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長言われたように、これだけ多くの方が利用されておる施設であるという、初期の設立した目的も先ほど課長が言われたようなことを目的としてやるとするんですね。それで、もう何回も言うたらあれなんです、とにかく市はその施設を維持管理してもらいたい。業者もそれなりの、適正利潤というのはこれはもう絶対必要やと私は思っているので、そこらは十分精査しながらやっていただければいいと思います。

これで終わります。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　私も、健康増進でこの施設は十分必要やというような理解しとんですわ。それで、先ほど部長の答弁聞いたとったら、さんゆ〜館を2,000万円に引き上げると。これ、私もずっと3施設の料金の自己負担率というのは若干、部長違うと思うんですわ。例えば、あのシーパやったら年間6万円とちょっと払いよるわけよの、我々は。ほなさんゆ〜館は3万円ほどや。片一方は回数券か何かで、ほなこの辺のこの同じ指定管理するんやったら料金体制を私は見直すべきやと。ある程度市民の、私はこの施設は大賛成なんやで。やっぱり、健康増進というか、そこを利用することによって健全で医療にもかからんような、お年寄りが本当に入浴施設を利用する施設で、ほとんどの利用者が喜んでるわけや。そやからその辺よ。ただ単に2,000万円に上げる、ほな片一方は1,600万円違うんけ。いや、この辺も見直しされるんですか。ほかの3施設。

○柏木 剛委員長　　健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春）　　うちの所管につきましては、さんゆ〜館とゆーぶるといふことございまして、今、議員言われましたように入浴料、いわゆるそれぞれ3つの単価といいますか違いまして、さんゆ〜館につきましては現在は会員が3万円と。それと、老人、障害者の方については2万5,000円というようなことで、これは回数には制限がございまして、やはり1回あたりの入浴料としましたら100円余りで入っていただいとるという状況でございます。ですから、やはりさんゆ〜館については経営状況が悪いと、それが大きな原因となつとるんですけども、これは当初設置時からやはり福祉目的というようなことでできておったところでございますので、今まではそういうことでやっておりました。今、募集をして、25年度から5カ年を改めて指定管理で経営をしていただくわけでございますけれども、その指定管理料について、今言うたように上限は2,000万円ということとさせていただきますけれども、その会員券についても、やはり今の状況ではちょっとほかの2つと比べて均衡がとれないということで、幾分改正をさせていただきますと。それで、これまで会員券3万円が無制限ということでしたけれども、やはり会員さんについては、1回あたり100円というようなことで入っていただくと。それで、会員券については、大人で2万5,000円と。それと、老人、障害者の方については1万7,000円だったかと思えます。そういう会員券を買っていただいて、1回あたり100円というようなことで今考えております。今ちょっと1万7,000円と申しましたけれども、1万8,000円という会員券を買っていただいて、1回入るのに100円というようなことを負担いただくと、そういう会員券の見直しをさせていただきますと、今、公募をさせていただきますというところでございます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あのね、会員になっとったってそれだけ利用してない方もいますわ。実際の話が。かというて、会員さんで1日2度3度と利用される方もいます。その辺は、部長私とはとやかく言うつもりはないねんけど、ただ単に赤字やさかいいうて指定管理料ばんと上げるんでなしに、やはり料金の徴収体制等々をある程度公平性というか、類似施設なんで、それが健康増進か福祉目的か私はどういうふうな施設の、片一方は商工観光で、片一方はこっちで見よんねんけど、同じ市内にあるそういうような施設で、ある程度利用者の不公平感のないような料金体制をやっていただいて、ただ単に片一方は3万円ですっとするさかいに指定管理料上げたるねやと、西淡のは6万円でいきよるさかい料金はこのままで現状やというていいよるんでなしに、利用者もある程度応分の費用負担というのは私はやむを得んと思うし、下げるんやったら全施設下げたたらええし、その辺の不公平感のないようにだけ、今後お願いしときますわ。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 関連で質問します。先ほど、印部委員、谷口委員の話を聞いておりましたですね、やはり企業努力ということも、そういうようないろいろなことを加味してやらんことには、赤字がいきよるよって補てんして今度指定管理料を上げていく、まさに親方日の丸みたいな、そんな指定管理というんやったら誰でもやれることであって、それは赤字やよって何でもそれを上げて指定管理するやいう、どういう企業努力しよるかというようなこと十分に把握しとるのですか。これは、私らもさんゆ〜館はめっちゃめっちゃ安いとかいろいろ聞いてますけども、指定管理するのにもう全然赤字がいきよるよってこんだけ上げて今度はこうこうするやて、そんなやり方十分チェックしとるのですか、それ。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、毎月でございますが、事業報告等していただきまして、その内容を精査して、それで指導等行っているところでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ただでさえ財政の厳しいときに、ただ極端に言うたら、そういうもう赤字がいったからだんだんだんだん、ほなまた赤字がいったら何かまた上乘せして指定管理料あげてやるて、そんな企業なんて通用しませんよ。ですから、努力するいうたらどん



な形でそれだけの上乗せをするのか、もう一回説明してください。

○柏木 剛委員長 質問のあれは、要するに把握しとるかという質問と、この次はどんな努力をしとるかということですね。

阿部委員。

○阿部計一委員 いや、一旦それでやるいうてやりよったやないか。それがやな、赤字がいきよるよって、ただ単に指定管理料どんどん上げていくやいうのは矛盾してませんかと言いよんのよ。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この施設につきましては、平成20年度から24年度まで、5年間を指定管理としてアクアプロという会社に経営を委託しております。この施設につきましては、当初からかなりな赤字ということで、いろいろ会員券の見直し等も含めて市とも協議をしとったんですけども、やはり会社側は、受けた以上はそういう会員権もなかなか上げづらいというようなところもございまして、やはり経営に関して精いっぱい努力をすると、そういうふうな御意見も伺っております、やはり月々のイベントであるとか、いろんな範囲で、ゆーぷると2つの経営体が一緒でございまして、その相互関係とかも含めて、いろんな経費の節約もされとったようございまして。それで、毎月毎月いろいろそういう入り込み客とか、市に対して報告もございまして、その都度市とも協議をしておりました。やはり、一番ネックとなつとるんは、先ほど22万人の年間の利用者数と言いましたけども、このうちその会員さんの利用がおおむね6割、14万人ぐらいやっただと思えます。やはり、そういう入浴の利用料が伸びんということが一番の大きな原因でございまして、やはり今回についてはその会員権の改正と合わせて、先ほど2,000万円と言いましたけれども、これは上限を2,000万円ということで、やはり公募で募集して来ていただける業者については、その業者の見込みということで2,000万円の範囲内で提案をして来ていただくと、そういうふうなことになっておるところでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私言いたいのはね、それはゆーぷると経営者同じなんや。片方のほうはそれは黒字がいつてると、それは企業努力されてそういう経営状況であるわけやな。それと同じ方がそれを2つやって、今度は赤字がいつてると。ですから、安易にそういう、

一旦そういう前に業者が、これはこの商売は企業としてやっていけるということで、これは落札してやってると思うんやな。それは、何年赤字が続いとんのか私もしっかりわかりませんが、その安易にもう赤字がいきよるから、そういう指定管理料を上限2,000万円ぐらいまで上げていくというようなやり方が、私はこれはこんな民間では全く通用せんということで質問しよるわけよ。そやから、その辺の、今、部長説明されましたけどね、やっぱりそういう大切な税金を使う中で、もうちょっと考えてやってもらわなったら、何か赤字がいったら管理料上げてやるやいう、そういう手法というのは、これはこれでも安うてもやるという業者おるかもわからへんで。そんなことも考えたことはないんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） いろいろ、温浴施設の経営については、淡路島内でもいろいろあるわけでごさいます、淡路市なんかでは結構安い業者も、昨年でしたか、2、3年前には受けたようにも思っております。ですから、受けるほうのサイドは十分な経験とか、いろんなノウハウを持ってしたら経営も改善されることもあるのかなと思いますけれども、やはり今の状況を見ますと、どうしてもその利用料とそういう大きな施設の維持をする、そこら辺から見て大きな改善はなかなか難しいのかなと思っております、何回も言いますように、利用料のことを見直すことと、それとやはり市が施設の経営を見込む中で、やはり指定管理料も若干の今回は引き上げをさせていただいたと。ほかの、ゆーぶる、ゆとりつくさんとかの指定管理料ともならみ合いながら、今回そういう上限を決めさせていただいて公募にかけるというところでごさいますので、御理解をお願いしたいと思います。

○阿部計一委員 終わります。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時10分)

○柏木 剛委員長 再開します。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特定不妊治療のことについて質問をいたします。決算書のページ数は167ページ。それから、付属資料でいきますと85ページです。

この制度としては、概要ですけれども、特定不妊治療につきましては、初年度で1回10万円。そして、年3回を限度にしてということで実施をされております。厚生労働省の情報を見てみますと、厚生労働省では年2回で1回15万円限度としてるということで、若干制度設計に違いがあるかに思うんですけども、その点はどのように考えられておられますか。この点について、まず中身を聞く前にお伺いしたいんですけども。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今現在行われています特定不妊治療費の補助事業でございますが、県の補助金が1回15万円上限であります。その上乘せということで、市単独事業といたしまして、10万円を上限に1年目は3回までという形で実施しております、平成23年度の実績でございますが、27件の申請がありまして。

○柏木 剛委員長 済みません、ちょっと質問にはちょっと違うと思いますので、質問に対する答えだけでお願いします。

○健康課長（小西正文） 上乘せという形で、効果も上がっているということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、効果のほどもう少し具体的に説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 失礼しました。平成23年度の実績ということで、申請が27件ありまして、13組の申請でございます。それで、妊娠された方が4組あるということで、それだけの効果を上げております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員            ということは、9組の方が効果が上がらなかったということになるかと思うんです。こちら辺、ちょっと私も詳しく知らないんですけども、大体そういう割合で、不妊治療というのは実績が上がっているようなものなのかどうなのかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長            健康課長。

○健康課長（小西正文）        大体、平成20年で4組の妊娠となっております。21年度が6組の妊娠、22年度も4組の妊娠でございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            最近テレビなどで報道されて、53歳になる女性の方が特定不妊治療成功して出産をするというような、こういうようなこともテレビでは報道されておりましたけれども、いろいろ技術も進んでおると。そういう技術が進むということは、一方で治療にかかる費用も上がってくるというのが世の常かなというふうに思うんですね。トータルで見ると、南あわじ市が1回10万円を限度で3回ですから年30万円ということになるかと思えます。厚生労働省のほうも、同じように年2回で1回限度15万円と、トータル30万円ということになって、トータルで見ると大きな違いはないと思うんですけれども、その高い技術で成功率を高めようとしたときに、成功率ですね、妊娠率といえますか、これを高めようとしたときにやはり1回あたりの単価が上がってくるのかなと、そのあたりちょっと詳しいことがわかりませんので、担当のほうでどのようにつかんでおられるかということをお聞きしたかったわけなんですけれども、詳しい数字がありませんか。

○柏木 剛委員長            健康課長。

○健康課長（小西正文）        平成22年度ですが、18件ありまして129万8,000円をお支払いしております。129万8,000円を18件で割りますと、7万2,000円市単独で1回あたり助成してることになります。23年度につきましては、27件で235万8,000円を助成しておりますので、1回あたり27件で割りますと8万7,000円ということで、治療費が上がっているということでございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            今のことで示されていますように、年々技術が上がると同時に費用

が上がっていくということかなというふうに理解をしますので、現状の制度設計についても、より効果の上がるようなものが受けられる環境づくりというのか、これも大事ではないかということを思いましたので、今後また検討していただければと思います。

終わります。

○柏木 剛委員長           ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長           それでは、質疑がございませんので質疑を終了します。

#### ④ 労働費、農林水産業費

○柏木 剛委員長           次に、款5労働費、款6農林水産業費、ページは188ページから225ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員           働く婦人の家の管理費の関係ですので、資料は労働費の191ページになるかと思うんですけども、参考資料を見てますと、利用者数が2万2,772人で11講座というふうになってるんですけど、これはどういうふうな内容で、定員とか応募状況というのを教えていただけますか。

○柏木 剛委員長           ページ数もう一回。

○原口育大委員           191ページ。

○柏木 剛委員長           わかりました。

はい、どうぞ。

○原口育大委員           191ページの働く婦人の家の関係なんですけども、参考資料の利用者数で、11講座で2万2,772人の実績になっとるんですけど、この11講座というのはどういう内容で、それぞれ定員とか応募状況はどうだったかをお聞きしてます。

○柏木 剛委員長           付属資料は何ページですか。

○原口育大委員 102ページです。

○柏木 剛委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） 人権教育課長の大谷です、よろしくお願いいたします。

講座の内容でございますが、講座につきましては、料理教室、それから手芸教室、それから健康教室というような、家庭生活、日常生活を応援させていただく講座ということで、女性のニーズを加味した講座を実施しております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 先日の神戸新聞で、料理の講習、中華料理やったですけど、出てまして大変好評やったようなんですけど、それぞれ人気のある講座もない講座あるかもわかりませんが、定員に対して応募状況とかいうのはつかんでないですか。

○柏木 剛委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司） それぞれの講座の募集人員でしょうか。

○原口育大委員 それと応募状況。

○人権教育課長（大谷武司） それぞれ、募集人員につきましては、20名から40名程度の講座ごとのキャパといいますか、容量に応じてさせていただいております。それぞれの講座につきましては、募集人員ほぼ満員ということで受けております。それから、なおオーバーした部分につきましては、出前講座というようなところで対応させていただいております。

以上です。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 それでは、11講座はその日数にしたら、回数でもいいんですけど、延べで何回開催されてるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司）            ちょっと、しばらく時間いただきたいと思います。

○柏木 剛委員長            原口委員。

○原口育大委員            時々、このごろ新聞によく出るようになりまして、大変人気があるように思うので、その希望者のニーズが十分受け入れできてるかどうかというところが最終的に聞いたかったところなんで、そこら辺の今の現状と、もし拡充というか、ような必要があればするべきでないかなというの、何年もこれ同じような講座数できてまして、利用者数は若干ずっとふえてきてますんで、いうたら利用制限みたいなことになってるんだったら、もっと拡充してやってほしいなということでもあります。

○柏木 剛委員長            人権教育課長。

○人権教育課長（大谷武司）            申しわけありません。先ほどの回数でございますが、大体187回にわたっております。それと、出前講座のほうが25回ということで、それからお自習といいますか、自立していただいている講座につきましては、それぞれ自立で数グループですが、働く婦人の家を利用しながら講座を進めていただいております。

○柏木 剛委員長            原口委員。

○原口育大委員            まず状況表見ていただいて、その講師の報酬とかですね、そういうのがずっと毎回同じ金額しか何年間か出てないので、そこら辺が必要だったら拡充したってほしいし、何か参加者が十分利用できるような方向で支援をしてやってほしいなということでもあります。

終わります。

○柏木 剛委員長            ほかにございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員            入のところでちょっとお尋ねしとったわけですが、この217ページのほうの鳥獣被害よ、もうこれの結論から簡単に言わしてもうたら、きょうの新聞にも出とってんけど、淡路市さんのほうで個体の最終処分よ、その辺が埋設と自己消費というかそういうことやってんねんけど、結局私は埋設でもしっかりと確認をしとんのか。それと、自己消費いうて言うても、そういうふうなやつを持ってきて自分で食して、どこ

へ埋設最終処分しよるので、今の現状よ。これ、田んぼへばんばんばん埋めも構わないのですか、ああいうやつは。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） きょうも、私も神戸新聞見ましてびっくりしました。淡路市が埋設を禁止しておったということは、いろいろ悩んでおったことは知っておったんですけど、切り裂いておったということはきょう朝初めて知りました。

基本的に、有害の許可基準につきましては、自家消費もしくは埋設ということで許可基準を市のほうが出しております。その埋設については、有害にとった許可証の中に報告しなさいという義務がございます。義務の中に、報告書の中に、処理した方法を明記する場所がございます。そのそこに、自家消費か埋設かいうのを記入されて報告されております。ということは、基本的に有害の許可基準の中に、法的に鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律18条で、捕獲鳥獣の放置の禁止と、野生動物を掘り起こさない程度に埋設することということで義務づけられております。これをもとに、許可基準を埋設という項目を入れております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、その鳥獣被害の個体処分したときに、その個体の最終処分として埋設を、市のほうは捕獲隊に対してある程度助成出してますわな。その辺、埋設したというような何か確認よ、最終処分のその辺の確認はされとるんですか、現状。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 確認はしておりません。許可基準があくまでもこういうことになって、法的にも縛りもありますので、あとは本人のモラルに任しております。ただ、一部で埋設せんと放置しておる苦情の情報は一部聞いております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 環境というか、その辺を踏まえた上で、しっかりとした個体の処分やっていたいてないというようなことが私の耳によろ聞こえてくるわけやね。

それと、次長、もう一度確認したいんですけど、自己消費というのは、例えばイノシシを捕獲したと、持ってきて自分でさばいて肉なりに仕分けするわな。当然、頭部であるとか



内蔵部分というのは出てきますわな、自宅で。その辺は自己消費やけど、そんなもん何もかも頭からそんなとこまで、それはどこか処分するねんけど、その辺の埋設というのはどういうふうに今はやられとるんですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 基本的には、捕獲されたところで、現実ですよ、自家消費の場合ですね、足1本切って持って帰るとか、そういうやり方やと思います。丸ごと家へ持って帰って、分解はしてないと思います。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、埋設というのは山中で、山中というか山で何ぼか掘ったとこへ埋設しよんのだけど、その辺が適正にやられてないという人が多いんよ。そやからこの辺しっかりと、私は写真なり、個体の最終処分の何か写真の添付でもさすとか、その辺は私はすべきやと思うねんけど、次長どうですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 捕獲した場合には、写真つきが原則でございます。それも、二重にならんように二重チェックということで、ペンキで番号を書いてもうて、イノシシの場合は鼻をつけて報告してくださいと、写真と鼻が報告の義務です。埋めたあとの写真は義務つけておりません、現実。言われる趣旨はよくわかるんです。最終的には、淡路市も問題になったのは捕る場所、場所によって、例えば山すその車つきのよいところだったらある程度処理もしやすいんでしょうけれども、山奥で例えば銃で屠殺した場合に、それを対応するという仕方がないので、埋設という許可を入れてほしいという思いがあったから、こういう問題が出てきたというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 かなり、猟友会の方も高齢化してきて、本当に山中で埋設やいうのは適切にやられてないというような市民の声が多いんやね。それで、その辺がいうたら鼻だけ持っていったら市のほうで何ぼかの補助金もらえるさかい、それだけ写真撮ってぼんとやっついて、その辺はその辺でぼっと放置したような状況が余りにも目に余って、やはり自然環境の破壊につながってきとんでないかという声がありますんで、その辺の最終処分

の、今後何かええ方法を十分また考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 今週の月曜日、3市と県と踏まえて対策協議会を開きました。その中に出てきた話は、先ほど言いましたように、有効利用しようではないかということで、処理場を3市で取り組んではどないかなということで、その関係業者の人の話も一応講演として聞きましたけれども、さっき言ったように、季節柄、捕る場所、それとその殺し方、これによっていろんな条件が変わってくると。淡路一本で、シカについては千五、六百頭捕っております。実際それを有効利用できるのは何割かと、季節によっても違ってきます。それを、1年かけて一遍県も含めて一遍研究してみたらどうかということで、25年度その調査に入ります。3市と県とで。それを踏まえて、これが営業的に軌道に乗るんかということ、一遍ちょっと調査しましょうということで申し合わせしております。それを、そっちの方向へ力を入れていきたいなというふうに思っています。

○谷口博文委員 わかりました。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 失業対策についてお尋ねいたします。ページ数は、189ページです。付属資料にも、たくさんの対策ということで、雇用を創出したということでもありますけれども、効果としてこの失業対策ですから、これを継続をして、この事業についてる間に新しい雇用が見つかるという、一時しのぎという位置づけであるかと思うんですけれども、その点どのような効果が上がったか説明いただけますでしょうか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 緊急雇用によります雇用対策の効果でございますが、平成23年度におきましては、雇用者数が46名雇用しております。途中、交代等もありましたので、延べで53名となっております。そのうち、有期採用ということで採用された方が17名おります。それから、正規で採用された方が9人ということで、26人の方が新しく職につかれております。パーセントにしまして49%の方が就職についております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 約50%近い方が、これを足場にして安定雇用につながったということで成果が上がっていると。残りの50%の方ですけれども、この方々は今どのような状況でしょうか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 詳しくは把握してないんですけども、またそのうちアルバイトとかパートとかで行かれた方があるということで、その中で市の臨時職員として入られた方もおるということをお聞きしておりますが、詳しい内容についてはちょっと、その残りの方については把握しておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 失業対策ということで、一定の枠の中ですから、全ての雇用をここで市が賄うということではできないのは当然のことなんですけれども、この事業の今後の継続性というのか、24年度、25年度に向けてどのような考え方に立っておられるのかお尋ねします。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 一応、この緊急雇用対策創出事業につきましては、21年度から始まりまして23年度までということでございましたが、延長されまして24年度も実施されております。今後の方向につきましては、まだ今のところ未確定ということで確認しておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国の財源というか、こういうことをやっとならうと思うんですけども、市としてもやはり一定の職づくり、ワーキングシェアというののもきのうもあったかに思うんですけども、必要なものというのは結構あるのでないかなというふうに思うんですが、その点今後どのように考えていくかということについて、市長、お尋ねします。

○柏木 剛委員長 市長、御指名ですが。

○蛭子智彦委員 委員長、担当では無理と思うんですよね。雇用失業対策というのはね。ですから、市長にお尋ねするんですけども。担当で答えられるんだったら。担当で答えてください。

○柏木 剛委員長 答弁、今後。  
市長。

○市長（中田勝久） 国の緊急雇用やいう情報は、私のところへはすぐ流れてきません。予算の関係があるので。それを今、国の施策をここで私に言えというのはちょっと無理ですわ。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国のことはさておいてということで、市として、あとでもいろいろ出てくるかと思うんですけども、大きいのは臨時的に採用している者、非常勤で採用している者、継続的に採用してるも方々もおるわけですけども、例えば海岸清掃、ごみの問題なんですけどもね、こういったものも恐らくは継続的にいるだろう。それから、このメニューの中で出てきております、付属資料にもその雇用の形態いろいろあるんですけども、それぞれが国が財源をつくっているから雇っているということなのか、それともこういう事業として必要だから雇用してるのかということの政策的な判断があるかと思うんです。ここで、これは付属資料の98ページから101ページ、102ページまで、どういう仕事についているかということが書かれとるわけですね。書かれてるでしょ。それぞれが、予算があるからおいてるのか、必要があるからおいてるのかということにもかかわってくると思うんですね。例えばリサイクルセンターの臨時職員3名とか、さまざまたくさんあるんですけども、戦没者学徒記念施設の管理事業で臨時職員1名おいてるとか、フェニックス共済加入促進防災ネット加入促進事業で臨時職員2名おいてるとか、こういう大事な事業にもその国の財源を使って雇用してると。国がなくなったら市はもうこれやらないと、それならどうするんかという課題が出てくるんじゃないかということもあって市長にお尋ねしたんですけども、どうなんでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 2年間については、非常に国のありがたい予算措置がありまして、内部で可能な限り予算をいただけるものは雇用にもつながるし、市のいろいろな今お話しあったようなところに必要な人材を、とりあえずは国の予算措置してくれる間は取り組んで

いこうということで、最大限の予算の申請をしてそして取り組んだ事業でございます。現実には、引き続いて国もそういう予算の措置をしていただけるとありがたいんですが、なかなか市単独で、今、緊急雇用、この制度を守り続けていくということは非常に難しい状況でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そこは議論の余地があるんですが、それぞれ失業対策としておいている事業というのは、ただ単にお金があるからというような性格のものでもないように、この事業の中身を見ますと思いますので、これは今後国が打ち切ってもやらなければいけない事業というのも精査すれば出てくるんじゃないかというふうに思います。ここは議論の分かれるところですけども、そんなこと指摘しておきます。

終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに。

印部委員。

○印部久信委員 195ページの、13委託料について聞きます。まず、これ決算書の支出済額100万円、不用額がゼロになっとるんですね。それで、この付属資料の105ページの農業振興費の2、産地直売支援事業委託料でこれあると思うんですが、これまた後から言いますけどね、これの内訳で70万円になっとるんですね。付属資料、これ70万円で、決算資料が100万円で不用額ゼロということになってるんです。これ30万円、まずどこにおいてあるんですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 質問の件なんですが、業務委託料の100万円につきましては、大規模直販所調査委託料ということで100万円を使わせていただきました。それで、付属資料の70万円につきましては、直販所協議会というのがございまして、そのところに産地直販の支援ということで業務を委託して、直販所の協議会で各イベント等に参加するときの経費として行っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この決算書に書いてあるこの大規模直産所の調査委託料と、

産地直販支援事業委託料はこれは別事業ということやね。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 別事業でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、この参考資料の中に、この100万円のやつはここにはもう書いてないんですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 参考資料の説明でいきますと、今、御指摘をいただきました農業振興費70万円の6つ上の農業総務費の中に、大規模直販所調査委託料100万円を参考資料では計上させていただいています。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。それで本題に入りたいんですがね、この大規模直販所調査委託料よ、我々産建におるんですが、このことについては報告がなかったように思うんですが、まずこれどこへ調査委託をされて、どのような調査結果が来てますか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 産業建設常任委員会におきましては、一応報告はさせていただいておると思うんですが、委託先につきましては、食の拠点施設整備推進協議会というところで、その下部組織にワーキンググループというのがございまして、そのワーキンググループで、淡路島における大規模直販施設につきましてはどのような形態がいいかということで、委託をもともと受けているところは食のブランド推進協議会といたしまして、県のほうの事業から100万円を市を通じていただきまして、それを今言う食の拠点施設整備推進協議会のほうに委託をしたというような形で、その中で、産建の中ではワーキンググループのこういうような形で、淡路島において大規模な施設については南あわじ市でつくるのいいんじゃないかというような調査結果を報告させていただいたと思っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長あれか、100万円の調査委託料の調査結果は、大規模施設は南あわじ市がいいんでないかというのが100万円出した答え。そんな簡単な調査結果が100万円の領収書になるの。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 簡単に説明してえらいすいませんでした。基本的には、調査の内容というのは、例えば1時間半以内の人口の分布とか、淡路島における入り込み客数の調査並びに、今、成功している各直売所施設の調査等いろいろを含めて、その中で県のほうの事業でございますので、県としましては淡路島に大規模直販施設がないと。そういう中で、淡路島にそういう大規模直販施設を県も推進していきたいと、そういうお話の中で、それでは淡路島の大規模直販施設をどういう位置づけであればいいかという中で、南あわじ市のこういうインターチェンジが2つある交通の要所、並びに年間を通じて野菜の生産等が非常によく、皆さん御存じのとおり、入り込み客数でいきますと、阪神間の方が淡路島に一千万人ぐらい来ていただいとると。そういうところで、淡路島を南北60キロぐらいのところまで南あわじにおりていただいて、そういうところから北の方に上って帰っていただくと、そういう観光ルートの絵を根拠に、南あわじで大規模直販所が非常に建設に値するというような結果を報告したということです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 所管において、こんなこと聞いたらそのときおまえどないしとったんなどと言われてもちょっと恥ずかしいねんけど、この直販所というのは県の事業ですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 一応、簡単に説明しますと、直売所施設を建設したいというのは南あわじ市の強い意欲でございます。県のほうにつきましても、先ほど説明したとおり、淡路島で大規模直販所がないということで、そういう調査をやりたいと。そういう中で、南あわじ市もそういう大規模直売所の調査もやりたいと、そういうところで県の事業を利用させていただいたというのが結論でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 結局、この調査委託料というのは、県の要望によって南あわじ市が調査委託したということですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 取り方かと思うんですが、南あわじ市は大規模直販所をやりたい、これはもう御理解いただいていると思います。それで、県の知事も淡路島に行っても、そういう兵庫県下の4割以上の農林水産物の生産のところでありながら、地元の特産品を気軽に食べられる場所がなかなかわかりにくい、当然農林の課長でございますので、生鮮野菜をずっと食べられるとか帰るようなところがないという。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなると、南あわじ市も大規模直販所をやりたいということで調査委託をしたら、南あわじ市で大規模の直販所をやることは調査委託の結果、南あわじ市でやるのが妥当であるという調査結果が出たわけですか。やれるという、南あわじ市なら大規模直販所がやれますよという調査結果ですか、これは。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（松下 修） 県が実施しております食のブランド淡路島というのは、淡路島の食材を広く県下もしくは東京とか大阪とか、そういうところまでアピールしようというふうな事業でございます、南あわじ市がちょうど食の拠点を計画しておるということで、その事業と同じ共通点がございます。食の拠点として食材をみんな観光客にアピールしたり、そういうふうなこともありまして、この事業をワーキングチームのほうの委託料として利用しておるようなところでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この100万円の金の出どころは。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。



○農林振興課長（松本安民） 食のブランド淡路島推進協議会のほうから、100万円をいただいております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 結局、調査をした結果、南あわじ市ではそういう大規模直販施設をやることも妥当であるという結果をもうたわけですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） この調査につきましては、先ほども申しましたとおり、県が淡路島における直売所の位置をどういうふうに、簡単にいうと北淡路でいくのか南淡路でいくのかというのを検討課題としてました。その中で、南あわじ市は直売所に強い意志を持って建設の方向を持っています。その中で、淡路島で直売所が2つも3つもできるとなかなか競争ができないというような観点で、県も淡路島の直売所については今後も応援していきたいと。そういう中で、調査結果を県に報告することによって、南あわじ市の今後の直売所の応援をしていただきたいというようなことで政策をしています。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりにくいな。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、課長なり部長から説明したとおりでございますが、要は南あわじ市は県のそういう思いと両立してあったわけです。ぜひ、南あわじ市としては食の拠点づくりをしたい。私自身もそう思っていましたし、担当部もそう思っていました。そのときに、県民局のほうで、今言ったように淡路島の食のブランド推進協議会がいろいろ調査をしたい。ですから、はっきり言うて人のふんどしで相撲をとっとるのです、これ。そして、結果も南あわじ市が一番、これは内容的にもそうですが、そういう現場も来てもうて、ようわかる人に調査結果、南あわじ市がもう最適やと、北淡路と比べても、そういう結果を来てもうたらわかるんですから、そういうとこに手を挙げてつくって、一応、今、県もやはり南あわじ市で食の拠点づくりに適してるんじゃないかという方向性は県の局長あたりは考えてくれてます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、そういうことやの。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 市長の熱い思いのとおりでございます。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。  
印部委員。

○印部久信委員 大体、私も大筋でわかりました。これは、もうこれで終わるときです。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 バイオマスのことを少しお尋ねいたします。バイオマス利活用施設指定管理料ということで1,270万円出ておりますけれども、この内訳を。ページ数、すいません、197ページですね。この内訳を言っていただけますか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 1,270万円の内訳でございますが、施設の年次点検経費、それから修繕経費、それから法令に基づきますダイオキシン類の分析調査経費、また脱水施設と申しますか、神代・八木グループと北阿万・賀集グループ、農協が運用しております倭文施設はのけまして、神代、八木、北阿万、賀集の4施設を2つのグループに分けての稼働に伴う経費、それから年間1,500トン以上の処理をした場合への奨励金等でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この1,270万円を2で割ってそれぞれ出してるということですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 150万円の達成奨励金的なものは除きまして、残りの分につきましては一括で出しております。ただ、歳出につきましては、年4回に分けて出しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 神代・八木グループに幾ら、北阿万・賀集グループに幾らというような説明にはならないんですか。分けて言うとうどうなりますか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 指定管理費として一括に出しておりますので、そのグループごとには、今のところ歳出はしておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その経費は、それぞれの方々がやってるのではなくて、商協ですか、ここがまとめてやってるということですね。そこに一括して渡してるということですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 委員御指摘のとおり、バイオマス利活用施設管理組合の下に、事務局として淡路玉葱商業協同組合がございますので、商協のほうに出しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、それぞれの施設の稼働状況とかは十分つかんでおられるということかと思うんですけども、それぞれの施設の能力といいますか目標値ですね、これは皆同じなんではないでしょうか。どうなってますか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 倭文施設につきましては、計画が33トン、実績も続け

て言ったほうが。倭文施設が計画33トン、実績49.8トン。八木、計画が237トン、実績110.2トン。賀集、計画237トン、実績129.5トン。神代、計画846.5トン、実績1,090トン。北阿万、計画846.5トン、実績1,102トン。小数点以下については省略をさせていただいてます。合計、バイオマス施設の年間計画は2,200トンで、23年度実績につきましては2,483.17トンで、稼働率でいきますと113%でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、これですけれども、実際に精製物というのか、炭ですね、これはどれぐらい出てるんでしょうか。できてるのか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 委員御指摘のとおり炭でございますが、生産量は袋数でいきますと1万77袋でございます。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。  
再開は1時とします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○柏木 剛委員長 再開します。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 午前中の続きなんですが、それぞれの処理施設の目標値といいますか、能力と比べた場合八木と賀集がかなり少ないわけですが、この理由は何でしょうか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 神代、北阿万、八木、賀集の施設におきまして、神代・北阿万には廃液処理設備が整っており、八木・賀集についてはそれが無いということで、先ほども御説明をしましており、神代・八木を1つのグループ、北阿万・賀集を1つの

グループということで運営をしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、それで結構なんです、あとこの197ページのバイオマスの利用助成金というのが出ております。この中身について説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） バイオマス利用助成金28万6,725円につきましては、バイオマスを御利用される農家の方に対して2分の1を市のほうから助成するという、御存じのとおり1トンあたり1万5,000円の利用料金なんです、23年度につきましては、農家の方の持ち込み数量が46件で38.23キログラム。その料金を計算しますと、28万6,725円の2倍になっております。その2分の1を市のほうから助成するということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当初この施設は、タマネギなどの廃棄物を適切に処理するという目的もあったかに思うんですが、これを見ますと非常に少ないと。全体処理量が2,500トン近くあるのに、そのうち農家の持ち込みが38トンと非常に少ないわけですが、これはどうしてですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 農家の処理量が少ないというお話と思うんですが、御存じのとおり淡路島たまねぎは非常に貴重と、ブランド化もされております。そんな中で、農家の実情を聞きますと、最近はやや悪い2級品といたしますか、少ししか腐ってないけれど腐りを取ると利用できるのか、小さいSSですか、SSSなんかも業者の方が買い取っていただくというような形、それから消毒技術が進んだといたしますか、非常に圃場で腐りが出る量も結構少なくなってるように感じております。私の家も農家なんです、10年ぐらい前から見ますと、要するに圃場で処理をするようなタマネギについて非常に減っているように実情は感じております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　すると、農家の直接の持ち込みが少ないということになりますと、この2,400トン、これはいわゆる青果業者から持ち込まれているものというふうに理解していいんでしょうか。

○柏木　剛委員長　　農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）　　ほとんどにつきましては、青果業者の方でございます。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　青果業者の取り扱いは、必ずしも淡路産のタマネギばかりじゃないかに思うんですけども、その点いかがですか。

○柏木　剛委員長　　農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）　　これは推測ではございますが、当然青果業者の方が淡路島たまねぎばかりを扱っているわけではないと思いますので、委員御指摘のとおりかと思えます。

○柏木　剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　輸入タマネギがここに持ち込まれて、それがいろいろタマネギの病気に広がるというようなことは考えられないですか。

○柏木　剛委員長　　農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）　　粉碎をして適切に廃液を処理しておりますので、そういう病気等の拡散はないと考えております。

○柏木　剛委員長　　ほかにございませんか。  
川上委員。

○川上　命委員　　今のタマネギの残渣ですか、県の補助事業でも伊加利1カ所あるわね。これは物すごい残渣が入って来よるわけよ。しかしその製品よな、できた製品が一つも売

れへんのよな、今のところはな。商品化されとらへん。ずっとたまってきて、伊加利のほうの谷に蓄積していきよんねんな。これは、どういようなあんたら指導しとるんかな、これ。残渣の仕上がった製品化されない、売れんとずっと。ふえるばっかりよの。これ、やがて、こんなん仮に倒産してあんなもんほっとかれたら大変なことになるわな。どないしよるんですか、これ。指導。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（松下 修） 今回の処理施設につきましては、民間のバイオ施設だと思いますけれども、そっちのほうも聞いたところによりますと、無償で取りに来る人には分けておるといふふうにも聞いておりまして、それを持って帰って堆肥として処理をしておる人もおると聞いております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 聞いておりますいうて、これは何ぼでも持って帰ってくれ、ばらけふる機械な、あれ買うてでもやってくれいうけど、そんなもん専門のそういった筋から商品化ができるんかでけへんのか、病原菌が発生するんか発生せえへんのかわからんさかい皆不安で。ということは、もう品物はずっと製品はたまっていくわな。たまっていくでしょ、あんだけのもん入りよるねんさかい。それはもう、伊加利の谷が大分そういう製品でいっぱいになりよんねんの。それ、どない指導するのかというねん。これも県の補助金でしよるわけ。それでどこもするところがないいうて、伊加利の山もごみ捨て山と思とんのか知らんけど、どないぞさしてくれいう、それは伊加利の人は賛成で許可しとんのね。しかし、製品は一つも売れんとたまっていきよるさかい皆心配しよる、これどないしてくれるの。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 伊加利のほうの民間のバイオマス施設の報告によりますと、去年23年度は、162トンの堆肥について圃場に投入したというのは聞いております。それから、堆肥につきましては、伊加利の民間企業につきましても、そういう菌床というて、菌の床の管理等によってタマネギを発酵させて堆肥化をしております。その中で非常に温度が上がると、菌については消滅すると聞いておりますが、そこら辺の利用者に対してのPRを、もう少し民間の方も進めていく必要があるかなとは感じております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 いやいや、それは民間の方がって、それは南あわじ市のタマネギの処理で物すごい助けとんねんな。そしたらそのあとよ、製品化したやつを民間が何ぼPRしたって、そんなもん皆疑心暗鬼の方もさかい言いよんねん。伊加利地区にも、おまはんらマニア買うてふってくれや、そしたら品物だけはただやるわいうて、そういったことをいうてもまだ疑心暗鬼で。そやから、やっぱりその専門家の筋が商品価値のなにを押さんことにはそれは皆心配で。そしたら補償をしてくれへんねんからな。ただで持ったらそれは仕方ないねんからな。そなんを何で行政指導せんよ。補償をよ。そやさかいたまっていきよんのよ。やがて谷いっぱいになってしまうわ。伊加利がタマネギの皮でいっぱいになってしまうで。どないしてくれるね。またあとで考えといてくれ。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 当初、このバイオマスの計画については、タマネギ南あわじ市で10万トン。1万トンが腐敗するであろうということで、行政が2,200トンの計画でバイオマス5基を導入しました。この民間の方が、年間6,000トン処理するということで、両方足して8,200トン処理するということで、計画自体はそういうことで実施を試みておるんですけども、まずうち最初取り組んだときに堆肥化という話が出ました。堆肥化いうたら、農家の人タマネギの腐りを堆肥化して病原菌を田にまくん違うかというような希望もありまして、それやったらもう堆肥化やなしに炭化にしようかということで業者が炭化のほうに走って、民間のほうが発酵施設ができておるよって、これ課長も説明したように、うまいこと発酵すれば菌が死ぬであろうということで堆肥化に取り組んでおります。

それで、今、全淡が大体6,000トン計画のうち43%の稼働でございます。当初は全淡もできた堆肥については島外へ持ち込んでおりました。民間の人がなかなか受けとってくれないので島外へ持ち込んでおりました。このごろ聞きますと、処理するのに困っておるというような状況を聞いております。だから、そこで民間の人が、農家の人が特にそれを利用するについて菌が堆肥に残ってないというまず証明をして安全ですよということを実証すれば、ある程度、今、堆肥不足の状況でございますので、利用もしてくれる方がふえていくんではないかと、そのような行政的な指導をこれからしていきたいなというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 川上委員。

○川上 命委員 そんなら、今の答弁はよかったさかい、あと責任持ってちゃんとして



くださいよ。一つよろしくお願いします。

○柏木 剛委員長           ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員           197ページのそしたら関連で、バイオマスの関係で、指定管理料1,270万円ですけど、まずこれ先ほど説明があったんですけど、内訳はどのようなふうな項目に幾らというふうに説明いただけますか。

○柏木 剛委員長           農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）           1,270万円の内訳でございますが、点検経費とか修繕経費、そしてダイオキシン等の調査等を含めての1,270万円でございます。

○柏木 剛委員長           原口委員。

○原口育大委員           内訳は、内訳ごとに教えていただけますか。

○柏木 剛委員長           農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）           年次点検経費としまして344万円。それから修繕経費等につきまして360万円。ダイオキシン等の分析調査につきまして116万円。グループごとの経費としまして300万円で1,120万円。そして、年間1,500トン以上の処理に対しての奨励ということで150万円。合計1,270万円でございます。

○柏木 剛委員長           原口委員。

○原口育大委員           今、項目ごとにお聞きしましたが、そしたらそのグループごとというのは、それぞれのグループに幾らずつ払うわけですか。

○柏木 剛委員長           農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民）           先ほどの説明の中で、神代・北阿万については廃液処理施設があるということで、神代と八木、北阿万と賀集というようなグループを2つに分けておりますが、指定管理料ということでまとめてお金を渡しておりますので、そのグルー

プごとでの配分についてはこちらのほうに報告を受けておりません。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、収支全体の収支なんですけど、収入と支出の内訳というか、総額と内訳をお願いします。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 23年度のバイオマスの施設の全体の収支につきましては、それぞれの残渣処理量のトン1万5,000円の経費が入ってきますので、金額的に非常に大きくなっておりますが、収入の部が5,092万7,969円。歳出の部が、5,430万8,215円。差し引きマイナス338万246円となっております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、この赤字の部分というのはどういうふうに、商協さんがかぶっておるわけですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 赤字の部分につきましては、商協の中で処理をさせていただいていると報告を受けております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 支出の中で私心配するのは、今、燃料代がどんどん上がってるからやと思うんですけども、油代というか、燃料費の比率は幾らですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 燃料につきましては、御存じのとおり炭化に伴いますガス代がほとんどでございます。1,605万3,232円。それから、車で運搬をグループごとにしておりますガソリン代が72万2,980円となっております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 さっきの指定管理料からいくと、その赤字の部分に対しては、補てんされるような燃料費に対する補てんとか、そういうことは入ってないわけですかね。その、グループごとというのには入るわけですか。そういう意味での、燃料費を補うような支出ということですか。グループごとの何か補助金というのは、燃料費高騰で赤字が出るとる部分の補てんとか、そういう意味なんですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） その前に、修繕費でいきますと、修繕費が1,106万9,000円ぐらいいております。そういう関係で、指定管理料の1,270万円の、先ほど計画的な内訳を申したんですが、グループ運用の300万円については、そういう修繕費等にも充当を今回しているというふうに聞いております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、指定管理料というのはこれに使えるということでなしに、その積算の根拠とかいうのはなしに、いうたら渡しきりで1,270万円で全体の運営にあててくださいというお金ですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 基本的には委員御指摘のとおりでございますが、施設が今のところ結構修繕費が非常にかかっております。そういう中で、指定管理料の中で商協が運用するについては、特にこちらのほうで枠をかけてはおりません。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら収入のほうで、利用料がほとんどやと思うんですけど、当初の計画だと炭化物の販売額というのも収入に入ってくると思うんですけども、それは幾らあったんですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 炭の販売代金につきましては、68万6,226円でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 1袋幾らで売ってるんですか、在庫がかなりあるんですけど、その在庫の状況とか含めて、1袋幾らぐらいで売って、68万円ということは何袋売れてるんですか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 1袋300円でございますが、民間で販売を御協力していただいているところにつきましては、販売経費を3割そちらの販売店におろしますので、0.7掛け210円でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると在庫は幾らあって、それはどれぐらいの金額分が在庫になってるんですか。

○柏木 剛委員長 在庫数と、在庫の金額。  
農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 在庫につきましては、金額で200万円程度、300円で割りますと6,000袋から7,000袋ぐらいでございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 わかりました。あと心配するんが、まず脱水処理をすると、これはしないとうまくいかないんでまずすると、その脱水処理の神代と北阿万でされるわけですけども、脱水した廃液というのは薄めて下水にいつてると思うんですけど、その薄めるのには水がいると思うんですけども、その水は何を使ってるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 水道水が主でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、水道料金と下水道料金と両方発生すると思うんですけども、それは幾らぐらいになるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 上下水道料金が24万9,226円でございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、JAさんのほうで薄皮を中心に処理されとると思うんですけども、今のところは目いっぱい稼働して、処理できてない分は清掃センターにいとると聞いてとるんですけども、寺内が廃止になると思いますけども、寺内が受け入れてくれなくなったあとの処理というのは、次のほうで受け入れていただけるめどがたつとるんでしょうか。どういう処理を考えてますか。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） JAの倭文につきましては、委員御指摘のとおり鬼皮が中心でございます。その処理につきましては、現在生活環境課と協議をしているところでございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 事務事業評価シート、平成22年にありまして、その中で必要性のところ、環境問題や産地としてニーズがあり、バイオマス施設としては市事業が妥当と。私もこれはそうだというふうに思います。ただ、変換後の炭化物でも、一部の農業者においては病原菌を心配するので、堆肥化は農業者の理解が得られないというふうに書いてあります。堆肥化は無理だということであれば、さっきの全淡さんなんか堆肥化なんですけども、そこら辺はどういうふうに理解したらいいんですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） ある機会がありまして、北海道へちょっとタマネギの大産地で北海道見てきました。北海道は日本全国の7割ぐらい生産しておるんですけども、その残渣についてどのように処理しておるんですかというたら、大体がほとんど堆肥化で処理しておる状況でございます。だから堆肥化でも、先ほども申しましたとおり雑菌の問題、これをいかにクリアするかによって、それと普通の農畜産物の堆肥とうまいこと組み合わせ、良質堆肥化をできればある程度消化できるのではないかというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 私もそない思うんです。きちっとした堆肥さえつくれば、心配ないというデータはかなり以前の農業技術センターでも出てます。それがあながらやけども、堆肥化でいろいろ失敗もあったんで、やっぱり炭化せんよということ炭化へ走ったと思うんですけども、やっぱり今現状の運営とかを見てると、やっぱりきちっとした堆肥化のほうに方向転換するということをしないと、とても修繕費とかいろいろ聞いてましたら将来的にも余り展望は開けてこないというふうに思います。処理は大切なんで、この際余り炭化にこだわらずに、堆肥化のほうをもっとしっかりと検証されて、北海道でやってるしデータもあると思いますから、受け入れたものを堆肥にでもきちっとして、また農地へ還元するというサイクルをつくらないと、今の形を、補助金返さないかとか何か心配なんか知りませんが、続けておるとこれはやっぱり極めて運営が難しい、それを先送りするだけになるというふうに指摘しておきたいと思います。

○柏木 剛委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 委員御指摘のとおりかと思えます。商協の役員さんに聞きましたも、炭化につきましては、要するにガス料金が国際事情によって非常に乱高下すると。下がるんじゃないかと上がるばかりというようなイメージで、今後ちょうど今折り返しの4年目を迎えておりますが、将来を見越しては、そういう経済事情によって処理費が不安定なものよりも、北海道のああいうたくさん産地でもできている堆肥化も一つの方法かなというのは役員さんもお話をしておりましたので、今後そういうことも含めて検討していきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。  
ほかに、ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 海岸ごみ、203ページです。農地海岸漂着物清掃委託料となっておりますが、農地海岸というのはどういう海岸なんですか。

○柏木 剛委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 農地整備課長の喜田と申します。よろしくお願いいたします。

この農地海岸ですけども、この海岸につきましては農林水産省所管と。普通は国土交通省所管の海岸でございますけども、この農地海岸は農林水産省所管の海岸でございます、うちの南あわじ市におきましては、慶野海岸200メートルと古津路海岸約400メートル、それと空海岸といいまして、西淡地区の阿那賀の港湾ちょっと回ったところに空海岸存在しております。それと吹上浜、これが1,300メートル、この海岸を称して農地海岸と呼んでおります。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 よく聞くのは、農林海岸というふうに聞いたんですけど、これは農地海岸でおうとるんですか。

○柏木 剛委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 一応この聞いておるのは、農地海岸ということで聞いております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで結構です。延長といいますか、吹上が1,300メートル、慶野200メートル、古津路400メートルと、空海岸はもっとちょっと短いのかと思うんですが、それぞれどんな事業をされたんでしょうか。

○柏木 剛委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） この、漂着物の清掃につきましては、県の委託事業でござ

ざいまして、漂着したごみ等の清掃でございます。シルバーに委託してございます。  
以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、収入を見ると委託金ということで、トンネルということであるようです。これは、県の責任ということでこういうことになつとるわけですが、これで十分にごみは片づいてますか。

○柏木 剛委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） そこら辺の、ちょっと結果報告なりを見るんですけども、されていると思うんですけども、何か台風とかいろいろそこら辺の気象によりまして、またそこら辺の回数もふえてくるというふうなことで、県のほうにも報告は逐次させてもらっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、ちなみにどれぐらいの回数を清掃されているのか。

○柏木 剛委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） ちょうど、この平成23年度におきましては、台風等の影響もございまして、年間2回シルバーの出役に関しては、110人延べということで聞いております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 というのも、海岸のごみ清掃というのは、県の事業だけじゃなくて、ボランティア的なことや職員の皆さんも掃除をされたりとか多方面で掃除をすると。しかしながら、それでもごみというのはなくなるもんでないわけですね。年2回ぐらいが県がやってるということでいいんですけど、市は何回ぐらいやつとるんですか。市の事業としてやってないんですか。

○柏木 剛委員長 農地整備課長。



○農地整備課長（喜田展弘） この農地海岸におきましては、県の事業だけでございます。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（松下 修） 農業振興部のほうでは、市の事業としてはやってごさいませんが、慶野地区、古津路地区もやっておるとは思うんですけども、全島一斉清掃につきましては、慶野地区住民の方が、もうほとんどの方が慶野松原の清掃ということで、年2回全島一斉清掃のときには出役をしております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全島一斉清掃というのは各自でやっとなんですけども、それでは足らんのではないかということをやつとるわけなんですけどね。現状として、海岸漂着物というのは、西風が吹いたり台風が来たり、あるいは大雨でも来るんですね。年2回ぐらいじゃないんですね。3回でもない、本当に数多いと。そのたびに、週末とかになって海に訪れた、海岸訪れた方がやはり「ああ、ごみの多い海岸だな」ということになりますんで、やはり市としてももうちょっと力を入れてもらったらかどうかと、こういうことだろうと思うんですけど。ほかにも海岸漂着ごみの関係もあるんですけども、ちょっとやっぱり回数、県にお任せというような姿勢になってないかなということなんです。いかがですか。あとのほうでまたもう一回聞きましょうか、そしたら。土木のほうにも出てくるんで、土木費にも出てくるんです。そのときまたもう一回聞かしてもらいます。

○柏木 剛委員長 わかりました。

ほかにはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑がなければ、これで質疑を終了します。

#### ⑤ 商工費

○柏木 剛委員長 次に、款7商工費、ページは、226ページから239ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

出田委員。

○出田裕重委員 229ページ、淡路瓦屋根工事補助金。まずこの、毎年決算のときに聞かせていただいているんですけども、改めてこの事業のねらいを御説明ください。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 淡路瓦屋根工事補助金でございますが、これは瓦の普及と、それから葺のまちなみ形成の形成と普及というふうな目的で、淡路瓦を使用した個人の住宅について、屋根瓦の一部を補助するというふうな制度でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 毎年、予算が1,700万円、決算が1,600万円代ということで、執行率にしたら90%超えていますからそれでいいのかなという目で見たりしますが、新築の工事件数とか、ふきかえの工事件数とかの推移というのはそれぞれわかりますか。できたら21、22、23と。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 新築の推移ですけども、平成20年度が90件、21年度は83件、22年度は72件、23年度におきましては90件という推移になっています。

○出田裕重委員 ふきかえの件数。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 改築のほうにつきましては、平成20年が48件、21年が35件、22年が50件、23年度が45件となっております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 予算を使い切っていないのでこういう質問をするのではないんですけども、先ほど葺のまちなみですよ、いろいろ私ども常任委員会でも視察に行ったりしながら

ら、景観条例とかつくりたいなとかいう話をしながら結局なかなか難しいところもあって、いぶし瓦の集合集落とかというのを残したいというような声も聞こえながら、なかなかそういう条例制定も難しいということでされてる、そんな中でされてる事業やと思うんですけども、この予算が残っているのであれば、毎年言ってますけども、そういう要件をもう少し緩和するとか、補助率を上げるとか、そういうことを前水田部長もかなり前向きな表情で「ああ、検討します」みたいなことで言いながら、なかなか毎年同じ状況が続いてるなというふうに見てるんです。

きょうここで言いたいのは、新しい家を建てるときに、もう僕らの世代でもやっぱり瓦離れが進んできてて、これちょっと余談ですけども、私の知り合いカラーベストを15年ぐらい前で新築をして、もうかなり早い段階でやっぱりふきかえています。やっぱり瓦にしたほうがよかったなというのが、今ごろ言ってる人もぽつぽつふえてきてる中で、どちらかといえばやっぱり新築のほうにももう少し拡充をして、1回目瓦ふけへん人は最期まで瓦ふけへんですから、もちろんふきかえもありがたいですけども、どちらかいうたら新築のほうにも拡充していただきたいなという感想を持ってるんですけども、そういう検討されてますか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この制度については、今のところ新たな検討はしておりません。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 検討するって言ってたのに。毎年僕ここで聞いているので、検討しているようなことも聞いているので、1,600万円すごい金額やと思います。これはもう、市民に対しても、瓦組合の方々もそれは異論はないと思うんですが、やっぱりこういう事業かなり長年やってきて、いろいろ気づきとか変更点とかできると思うんですよね。いろんな方向転換しながら、やっぱり続けていってほしいなと思ってるんですけど、どうですか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） この屋根瓦奨励金の関係ですけど、旧の西淡また南淡のほうで事業が始まっております。それで合併当時、平成17年は1,797万円、平成18年には1,888万9,000円という大台での奨励金を交付しております。それで、だ

んだんやっぱり建築の、さっき洋風化といいますか、淡路瓦の設置する件数が減ってきたわけなんですけども、新築最高20万円、今、交付してるわけで、今の現状では進んできたかなという感想を持っております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 先ほど、新築が23年度90件とお聞きしましたが、これは淡路瓦をふいた新築が90件ということですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この制度を利用して新築された方の件数でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 そしたら、ほかにまだ瓦以外の新築とか、そういうのがあると思うんですよね。そういうのもやっぱり把握されて、ちゃんと調査されてるんですか。何割ぐらいの新築の中で瓦をふいてるのか、この90件が。そこまで把握されてないですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 申しわけございません、そこまでは把握しておりません。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ということは、やっぱり調査をしていただいて、これもう新築のときに淡路瓦ふいたほうが得やなと市民の人がそういうふうにして、淡路瓦に変えてもらうという制度やと思いますんで、やっぱり年間どんだけ新築があつて、もちろんそういうところにも建築士さん設計士さん通じてこの制度のPRとかしていくのがこの目的やと思いますんで、そういう動きをしていただいて、それでもいかなのやったら予算減額とか制度の変更とかがあると思うんで、まだそういう調査をしないのであれば、もっともっと前向きにやってほしいなとお願いをしておきます。

○柏木 剛委員長 わかりました、今の件、新築件数。  
税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 関連する数字になるかもわかりませんが、固定資産税のほうで把握してます新增築家屋の件数の推移でございますが、木造で報告させていただきたいと思えます。それぞれ、前年度築ということで、平成18年度築が185件、平成19年が199件、20年が162件、21年が142件、22年が162件、23年、これはまだ決定ではございませんが173件の見込みという数字になっております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 こういう場でこういう数字がお互いに聞けてよかったと思えますので、市長、これ感想というか、大体半分ぐらいの新築の方が淡路瓦をふいているという現状、これでいいのかもしれないふいてほしいのか、その辺含めてまとめの答弁をお願いします。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） まず、それはもっともっとふいていただきたいという気持ちですが、先ほどちょっと委員が言っておられたことに私は少し反論ではないですけど、業界がやはり主になって瓦をもっと僕は宣伝すべきやと思えます。市は予算つけないというところではないので、もしそれが2,000万円だろうが2,500万円だろうが、そういう実績が出てくれば僕はつけるべきで、やはり行政が全てをそれをしていく、この瓦業界だけでなくして、先ほどタマネギの話も出ましたが、それぞれの業界は自分の仕事ですから、自分が命をかけてやるという根底があってそこに公、今のよく言う自立なりまた最後には公助なりがあるわけで、やはりこれは手は抜きません。一生懸命PRはしたいけど、やはりその始めのスタート地点にもう少し業界も返っていただいて、そこをよく認識をしていただきたいなと思えます。ふえることは大いに結構です。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ということで、別に瓦組合がどうか私も言ってるんじゃないくて、やっぱり地場産業ということは外せないと思うんですよ。一般質問のときも言いましたけど、やっぱり南あわじ市内で大きな産業、件数も多いということは、やっぱり御近所さんも多いということで、やっぱりお互いさまのそういう経済を僕は回していったほうが、これからはそういう時代になっていくと思ってますので押してるということなので理解いただいとと思えますので、お願いしたいなと思えます。

○柏木 剛委員長           ほかに。  
                                  蛭子委員。

○蛭子智彦委員           231ページ、まちのにぎわいづくり事業補助金ですが、この内容の説明をいただけますか。

○柏木 剛委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）       これにつきましては、西淡まちのにぎわいづくりプロジェクトという事業で、西淡まちづくり協議会のほうで実施していただいたものでございます。これは、24年の3月25日にショッピングセンター「シーパ」におきまして実施されております。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           この事業は国の助成事業で、県のほうだったかな、助成事業になつるかと思うんですけども、事業規模は50万円でなかったかと思うんですけども、この商工から出てるのは50万円ですけども、これをやるのに西淡まちづくり協議会とかを結成しとるようですね。という事業ですね。

○柏木 剛委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）       西淡まちづくり協議会のほうから来ております収支決算につきましては、トータルで770万円の収入。これに対しまして、決算が謝金それから旅費、事務費、委託費、広告宣伝費等々、それから出店の費用ということで、410万5,267円という決算がまいっております。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員           これ、聞くとところによりますと、今年度はちょっとなかなかほかにもいろいろ事業があつて、24年度につながりにくいというような話もちょっと聞こえてるんですが、この事業効果と今後の考え方ですね、これはどういうふうにお考えですか。

○柏木 剛委員長           商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　これの成果につきましては、地元の農水産物を売る軽トラ市というのがありまして、これに26台が参加しております。それから、南あわじ市の食材を使ってつくった焼きそばや鉄板焼きの出店が10店舗、市内のスイーツ販売が4店舗ということで、それに加えて伝統文化の発表会、それから各調理学校等の学生によるウィークエンドレストラン等々の事業がありまして、ショッピングセンターのにぎわいも含めまして、非常に成果があったんじゃないかというふうに思っております。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　23年度は活発にやられたというのはわかりますし、その効果も上がってると思うんですね。今の話で。ところが、この事業が今年度はどう継続され、どんな広がりを見せてるのかということなんですけれども、今のところまちづくり協議会の活動というのがなかなか動きがとれてないというふうに思うんですけども、やっぱり単年度で終わってそれでいい場合もあるんですけど、やっぱり継続していかないといかないとということもあると思うんですね。その点、どんなふうな見方をされてるかということをお聞きしたいんですが。

○柏木 剛委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　これは、震災復興に関連した事業でもありまして、地域に新たな食産業の創出ということで、第1期、2期ということで現在事業を推進しております。

第3期につきましては、地域の盛り上がり、総意形成のため地域の一般住民の参画も可能とするというふうな事業で、現在申請を行っております。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　県の助成事業ということで、なかなか再度押さないととまってしまうというのじゃなくて、やはりその趣旨を生かして継続をさせると。今、申請をしとるようなんですけれども、再度されればもちろん結構なんですけれども、そういう継続性を持たないとやはり単年度の効果というのが単発で終わると、これはやはり効果としてはあっても効果そのものが小さくなるんじゃないかと。継続性というのは、こういう事業というのは大事じゃないかと。にぎわいづくりということですから、やはりにぎわいが活発になると、にぎわうというところまでの見切りなり、見切りができないならばそこまでいくまでの事業化、市の単独としてもやるべきじゃないかというようなことも思うわけなんですけ

どね。そのあたり、どんなふうなお考えなのかということをお伺いしたかったわけなんですけれども、これはいかがですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 当然、委員のおっしゃるように、せっかく盛り上がりで第1回目やったことですので、予算等が可能な限りで継続していきたいという思いでございます。

○柏木 剛委員長 ほかに。  
阿部委員。

○阿部計一委員 地場産業についてお尋ねをいたします。229ページですけども、市として南あわじ市内で地場産業と認める産業は幾つありますか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 地場産業ということで、非常にいろいろなものが挙げられるんですけども、商工観光課の所管しておる範囲で瓦産業、それからそうめん等が挙げられると思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 地場産業と認める、南あわじ市で所管外も入れて、ほかに地場産業と市が認めて補助金を出している団体名、2つだけですか。瓦とそうめんだけですか。

○柏木 剛委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（松下 修） 農業もそれに当てはまるんじゃないかと思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そうめんは、これ福良のほうで50社ぐらい、50社というか個人ですわね。瓦もほとんどが個人経営というようなことで、これは非常に瓦のほうは手厚い補助金が入ってるわけですが、そうめんは幾ら入ってますか。



○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 淡路手延素麺協同組合への補助金としては、現在17万円補助金を出しております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 17万円と違うな、もうちょっといっとらへんかな。そしたらね、福良もそうめん祭りや何かやいうて盛大にやってるし、若手の人で非常に力を入れてやると。余りにもね、地場産業として差がつきすぎやと思うんですよ。何か言いわけみたいな補助金出してると思うねんけども、その点どうですか、もっと地場産業、地場産業というそういうブランドを強調するんであれば、そういう市が認めたそうめんにももうちょっと手厚いフォローが必要じゃないんですか、どうですか。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そうめんのほうに関しましては、平成24年度におきまして商工会へ出している事業で、以前に福良にそうめんがありました。それを復活しようということで、目指そうブランド化というふうな名前で、新たなそうめんの復刻という事業に補助をしております。

○阿部計一委員 金額幾らか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 復刻のそうめんの中身ですけど、県の補助を入れて400万円、市のほうで50万円補助をしています。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 50万円も、それはもうわかってますけども、それをわかって聞いてるんですよ。それで、やはりそういう地場産業ということで市も応援していくんであれば、やはり福良なんかもこれは一生懸命やってると思うんですよ。それと、福良のそうめんもおいしいし、非常に評判もええわな。そういう中で、商工会からはいってるというの

は、これは瓦の関係やったって商工会から当然二重でいってるわけですからね。やっぱり、その点もう少し、ことしはもう24年度は間もなく3月31日で来年で終わるんですけども、その点やはりもう少し余りにも差があると思うんですね。件数の数もそうやと思いますけども、その点どうですか。もう少し、その補助金に対して、補助金を引き上げるというような気持ちはありませんか。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良裕） これは、阿部委員からも3月の予算のときもお話がありました。そうめんのほうに割合が少ないということで、検討できないかというお話もございました。素麺組合、今回イベント等に補助をつけておりますけども、そういう事業について、単独でもやるんでしたら一応検討はしてみたいと思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そういう地場産業に対して、市がやっぱり手厚い補助をしていくと、やっぱり南あわじには、いつもよう言うてますけどもね、千数社の法人組織もあり会社もあるわけですよ。ただ、それは地場産業を守るということは大事やと思います。伝統芸能とか文化面でもね。ただ、そういうことが地場産業というてやはり市として手厚い保護を加えていくのであれば、認めた地場産業、例えばそうめんにしたって、やはりそれだけの補助をしてあげるといのが当然やと思うんですよ。そういうことで、25年度は少しでも上乘せをして、そうめんをもっと売り出すように頑張っしてほしいと思うんですけども、部長、もう一回答弁お願いします。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 今の意見を参考にいたしまして、先ほど言いましたように、いろいろ売り出すほうのイベント等、どういう事業が考えられるかわかりませんが、そういうふうに入力していきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 市長、改めて御答弁一つよろしく申し上げます。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私も、業界の若い人たち何人かと話をしました。非常に若い人たちはやる気を持っておりまして、先般会長の森崎さんともそんな話はしまして、一つ以前のような福良のそうめん、それをこれからもっともっとブランド化にして売り出していこうというお話を私からも提案しております。今、部長が言ったように、その拡大またそれに合わせてのどういう事業をしていくかということの中身を詰める中で、予算の取り組みも考えていくべきやと思っております。

○阿部計一委員 終わります。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。  
再開は2時10分とします。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時10分）

○柏木 剛委員長 再開します。  
質疑ございませんか。商工費。  
印部委員。

○印部久信委員 ページ、229ページの企業誘致奨励金について聞きたいと思います。  
この企業誘致奨励金2,700万円余りのお金を、これは国からの財政措置というのはどれぐらいの割合でしたか。

○柏木 剛委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業誘致課の北川でございます。よろしく願いいたします。

国からの交付税措置には業種が決まっております、23年度におきましては課税免除の対象業者が6社ございます。そのうち、交付税対象になる業者は2業者でございます。固定資産税の75%が地方交付税の中に含まれてまいります。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 企業誘致なんです、団地のほうもおおむね売却がすみつつあると思うんですが、あと面積どれぐらい残ってるんですか。

○柏木 剛委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業団地におきましては、2区画1.7ヘクタールでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この土地に対する企業誘致も行っていると思うんですが、状況的にどんな状況ですか。

○柏木 剛委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） この委員会の初日にも、税務課長のほうから申しあげましたとおり、法人税も1.8%減ということで、極めて厳しい状況が続いておりますけれども、中にはやはり元気な業種もあるかと思しますので、現在交渉しているところもございまして、それが成立に至るまで努力していこうと思っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今どこかの企業と交渉もしておるといことですか。

○柏木 剛委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 委員さんおっしゃるとおりでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 企業誘致担当課長は、企業誘致団地だけでなしに、地域の市内の市有地に対してもいろいろ誘致をしておると思うんですが、今パルティエの近くにも何か医者も誘致したように思うんですが、企業団地以外に企業誘致課で市内に誘致をしたようなところはほかにありますか。

○柏木 剛委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 市有地では、パルティエの前の眼科さん、それから皮膚科のあきた皮膚科さん、民有地では家畜保健所、それから市有地でリサイクルセンターの隣で農業共済の事務所等がございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 家畜保健所の誘致なのですが、来春ぐらいに大方竣工するというふう  
に聞いとるんですが、今現在の進行状況はどうなってますか。

○柏木 剛委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 当初は、来春4月に開始を予定しておりましたが、実  
施設計の段階で少し手間取っておるようでございます。今、実施設計をしておるんですが、  
県の予定では10月ごろ入札、半年おくれと聞いております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この淡路島の中で家畜保健所かどこにするかということでちょっと綱  
引きがあったようなんですが、市長も大分力を入れたらしいんですが、その辺の経過をち  
よっと教えてくださいませんか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 主は、企業誘致課の北川課長が非常に熱心に動かれました。私は、  
逆に言えばその側面を担ったということで、お蔭で当然淡路市にある県の所有地、また洲  
本に今までございましたので、洲本のほうでという話も結構県のほうでは挙がっていたん  
ですが、今申し上げたとおり、課長が非常に熱心に動いてくれたんで、私も側面から話す  
のに非常にしやすかって、お蔭で南あわじ市に来てくれるようになって今進んでおりま  
す。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私いつも思うんですが、県とか国の施設が、ややもすると洲本市とか

その辺にどうも集中しているように思って仕方ないんですね。やっぱり、洲本市は地の利とかいろんな面があるのかもしれませんが、何かしら洲本に集中しとるように思うんですね。このたび、この家畜保健所も県の施設というのは、南あわじ市も見渡したところ非常に少ないんですね。やっぱりこういう施設も来て私はよかったと思うんです。それで、今後ともこの県とか国の出先機関もですね、できたら南あわじ市に情報を早くつかんだ場合、やはり南あわじ市に誘致するよう努力をしてもらいたいと思うんですが、市長いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 委員おっしゃるとおり、当然今までは何かもう県の施設は洲本というような定番だったように思いますが、やはり南あわじ市も市という名前になりましたし、そして島内の中でも一番面積も大きい、人口も大きい、人材も負けないというふうに思っておりますので、今後努力をしたいと思います。

○印部久信委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員 この235ページのビーチバレー、私はこの地域活性化というか、地域おこしのイベントとして、慶野海岸でビーチバレーを継続してやっていただいとるのと、それとジェットスキー等々やっていただいとるので、まずビーチバレーの大会というか、入り込み人数わかれば。

○柏木 剛委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 23年度の、この南あわじ市ビーチバレー大会でございますが、これは商工会の青年部のほうへ補助を出してやっていただいた事業でございます。ちょっと、今、人数見てるんですけども。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 かなりの経済効果がね、このビーチバレーの大会とかジェットスキーの大会にあるのよな。そこでよ、あれだけのそういう慶野の地域活性化するのに、やはり

休憩施設であったりとか、トイレであったりとか、その辺の施設整備が私は少ないんじゃないかなと。あれだけ全国から来られたお客さんが、休憩する施設であったりとか、あんなに汚いねん。トイレにしたって、シャワーにしたって。その辺の施設整備を今後考えていただいて、今からずっと継続して、慶野海岸でビーチバレーであったりジェットスキーの全国大会をずっと継続してやっていきよる事業を、来ることによって800人、1,000人の方が地元島内のどこかで宿泊していただいて、それなりのお金を落とさせていただいとんでね、だからその辺の慶野海岸のやはりその辺の休憩施設、例えば瓦を宣伝するようなあずまや、そういうふうなやつを施設整備をするとか、トイレもかなり老朽化してんねん。だから、あの辺のトイレもまた増設するとか、シャワーのそういう施設整備もやって、どんどん慶野海岸に全国から人が来てくれるような、私はそういうふうなことで地域の経済の活性化対策に取り組むべきやと私は思うんですけど、その辺、市長いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 確かに、ビーチバレーの場所としては、来た人に聞きますと非常にいい場所やなというふうに言われております。去年だったんかな、おととしか、出田委員も大変骨を折られて、商工青年部のほうで努力すると。それで継続してやりたいという、僕、商工青年部の人にお話聞いてたんで、企画立案はやっぱりそっちである程度してほしいと。それで、僕らはこれだけ汗をかくから、市はそのうちの何ぼか予算をおいてほしいという形をとってもうたら、私も予算はつけやすいという話をこの前出田委員が連れてきたあとで商工青年部の方にもお話したんで、来た選手たちに聞いてみると、すばらしい場所やと、ほかに劣らんということを書いてくれますんで、今後いろいろとそういうルートづくりをして、当然施設も先にする必要もあるんですが、その辺いろいろとそういう関係のとことも打ち合わせして、あそこも広い場所とれるしね、ことしも県の高校の大会がされました。これも、ずっと継続的になってくると、非常にいいイベントであるというふうに思ってます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いいイベントはようわかつとうねん。そこで、やはり来られた方が利用するような休憩施設であったり、シャワーの施設等、今後十分また、これはこれで終わりますんで、お願いいたします。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

川上委員。

○川上 命委員        ちょっと確認させていただきますが、229ページのこの産業文化センター指定管理料260万円、これは産業文化センターの目的は、旧西淡町時代に建ったんですけども、今現在どういう目的かわかっていますか。

○柏木 剛委員長        商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）        産業文化センターにつきましては、現在瓦組合のほうへ指定管理ということで管理してもらっているところでございますが、この中の事業につきましては、瓦の製造等を体験できるところ、それから瓦についての歴史とかそういったものを学べるところであるというふうに思っております。

○柏木 剛委員長        川上委員。

○川上 命委員        その意味は、瓦のいろんな実習とか、瓦の昔からのいろんな伝統を勉強してもらおうということであそこを建てたんですけど、これあくまでも瓦組合の組合の事務所が無いということもあってあそこに建てて、そういう作業するところをこしらえたということで、当初から事務所があそこに入るということで管理料として払いよったんですけど、指定管理ってあそこ瓦組合に渡しとるんです初めから。指定管理とはどういう、何を指定管理さすんですか。全部渡しとるんでしょ。管理料というのはまだわかるけど、指定管理やいう名前つけたらちょっとおかしいなと思うんやけどな。こんなこと今ごろいうのはおかしいけど。どうですか、全て瓦のほうに任してあるんでしょ。事務所も全部。

○柏木 剛委員長        産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐）        産業文化センターにつきましては、瓦組合の事務所が入っております。ただ、建物自体は市の建物でございます。ただ、その当時津井の瓦組合から一千何がしの寄附金が、そこで事務所を使うということで寄附行為があったということ聞いてます。ただ施設については、展示場また瓦のものをつくれる建物3棟でございます。その建物を、市の建物の管理運営について、淡路瓦工業組合に指定管理をしているところでございます。

○柏木 剛委員長        川上委員。



○川上 命委員        いやいや、それはわかっとなねん。わかっとなねんけど、初めから当初目的は瓦の組合がないということで、建ててくださいということで建てて、そして附属のそういった研修用とか建てたわけやな。事務所に建てたということは、事務所がそこに入るということ、初めから。事務所建てるけど、せっかく建てるんやから上の瓦組合も集会するのに広場もいるというので2階に広場をこしらえた。という中で、管理料ぐらいやったらまだ市の建物やからええねんけど、指定管理やいうのがつくというのはちょっとおかしいかって言うねん。何を指定管理する、何を管理してもらいよん。これは、瓦組合にもう全て渡してもうとんのと一緒やないか。そやけど、その建物を管理する、掃除したりいろいろとかそういった名目はええけど、指定管理という名前がちょっとおかしいなって言いよんのや。そうでしょ、あれ全然ノータッチでしょ、うちは。市は、建物でも。もう瓦組合に渡してもうとんでしょ。

○柏木 剛委員長        産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐）        あの建物自体は、市のほうの建物の、それはもう委員もよくわかってもらってると思います。その中で、そこに発生する電気代、水道代は指定管理料の中に含まれております。その中で、瓦組合に管理をしてもらってるところでございます。

○柏木 剛委員長        川上委員。

○川上 命委員        いやいや、それは電気代から何から全部払うとって260万円、設備も全部直して、それはもうええとしてもね、名目的に指定管理という名がつく自体がおかしいとて言いよんねん。よう考えてくださいよ、指摘しときます。

○柏木 剛委員長        よろしいですか。

ほかにございませんか、商工費。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員        海水浴場の管理費ということで、236ページに出ておるわけですが、これは主に阿万海岸の海水浴場の管理ということかとは思うんですけども、清掃委託料ということで、239ページに281万2,926円と出ておりますが。これの内容について説明いただけますか。

○柏木 剛委員長        商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）            この、阿万海水浴場管理費につきましては、阿万海岸海水浴場と慶野松原海水浴場の2カ所の海水浴場の部分でございますが、そのうち清掃委託料で、慶野松原海水浴場のほうへは、この付属資料にも分けてありますように195万2,000円あてております。それから、残りが阿万海岸のほうの清掃委託料ということでございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            これは、主にビーチクリーナーによる清掃かと思うんですけども、違うんですか。内容的には。

○柏木 剛委員長            商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）            これは、シルバー人材センターのほうへ、年間通じての清掃ということでございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            主には、シルバー人材センターがやってるのは、ビーチクリーナーで清掃してるというふうに思ってるんですが、違いますか。

○柏木 剛委員長            商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）            シルバーセンターのほうへ、ビーチクリーナーも含めてということでございます。

○柏木 剛委員長            蛭子委員。

○蛭子智彦委員            これがメインの清掃活動というふうに思ってるわけですが、大体の運行時間、どのような形態でのシルバーへの委託をされておるんでしょうか。

○柏木 剛委員長            商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）            ちょっと今、その辺の資料を持ち合わせてございません

ので、ちょっとまた調べてみます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 努力いただいておりますと思うんですけども、特に慶野松原は、年中を通じてサンセットビューということで、これは春といわず、夏といわず、秋といわず、冬といわず、非常に夕日の沈む海ということで、これは非常に力を入れておると。

それから、きょうの新聞にも出ておりましたが、新しい資源としてウミホテル、これが効果があるというようなことが出ておりました。始まりは青年の家から始まって、そして淡路全体に広がっておるといようなことがあって、これもシーズン割と長いですね。4月から10月、5月から10月、あるいは11月ぐらいまでいけるんじゃないかというようなことで、こういう海水浴場とはいいいながらも海水浴だけにとどまらず、さっきもビーチバレーというのもあったわけですけども、こういうものが新しい観光資源になって、海水浴客だけでない観光客の入り込みにも貢献しておると。ウミホテルによって、2割から3割の入り込みのプラスがあったというようなことが出とったように思います。

ということで、海岸清掃というのももっと数をふやしていくことで、さらに一層こういうウミホテルであったり、夕日の風景であったりということの効果上がるんでないかというふうに思っとるわけですけども、現状の時間数どんなふうなシルバーへの委託になってるかというのはわからないので、このことについての効果なり評価なりというのはまだちょっと難しいんですけども、現場で聞く声は、夕日を見て、海を見て、感動して振りかえると海岸がごみだらけだったと。こういうようなことで、せっかくの観光に来られた方、夕日を見て感動して、宿舎に戻るときにごみがいっぱいであってがっかりしたと、これはやっぱり効果としては悪いと思うんですよね。ですから、海岸をきれいにするというのは、その価値を高めていくことにつながると思うんですよ。ですから、このあたりの評価なり時間数なりというのをもう少し具体的にわかったら話ができたかと思うんですけども、その点ちょっとまた調べていただいて。

○柏木 剛委員長 わかりました。じゃあその件、回数なり時間なりの件については、あとでまた報告してください。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは、質疑ございませんので質疑を終結します。

⑥ 土木費

○柏木 剛委員長 次に、款 8 土木費、ページは、238 ページから 255 ページまでの質疑を行います。

質疑はございませんか。土木費、238 ページから 255 ページです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 243 ページ、これは水道ともよく関係するということか、道路橋梁の維持工事で、これも委員会でもいろいろ質問させていただいたんですが、もう一つ調べが資料としてなかったということなので、再度お伺いしたいんですが、現在市の管理しとる橋は幾らありましたか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 資料は無かったというわけではございません。数は 717 です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのうち、耐震的な工事ができているかいないかということの中で、これは防災とも関係はしてくるんですが、避難路ですね、主要な幹線と避難路の関係でどのような橋があって、その耐震性はどうかということの評価ができてるかできていないか、こういうことの資料は持っていなかったというふうに思っとるんですが、主要な避難路あるいは幹線道路、これは震災に耐えられるようなことになってるのか、この道路橋梁の維持工事費というのは、そういう観点があるのか無いのかということについてお伺いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 地域防災計画に規定されております、避難経路の市道にかかっている橋は 30 あります。その中で、いわゆる耐用年数を過ぎている橋はございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 耐用年数が過ぎてるかどうかというのを聞いてるのではないんです。

耐震性があるかどうかということを知りたいです。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 耐震性については、委員会的时候にも質問があったかと思いますが、その基準になります道路橋示方書というのはその都度改定されておるわけですが、委員会でも言いましたように、最新の基準に基づいて架設した橋はございませんので、今言った経路にかかっている30の橋については、その当時の基準には合致しておりますけれども、現在の道路橋の示方書の耐震基準には達してないと、そういうことでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この道路橋梁の維持工事費というのは、長寿命化ということのかかわりもあるかと思うんですけれども、その維持工事なり、あるいはこの橋梁の修繕計画策定というようなことが業務委託料の中に出てきとるわけですが、そうした耐震性についての調査であったり計画であったりということは、この計画策定の中には入っていないのでしょうか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 当然、717の橋の全てを調査をしております。その調査に基づきまして、25年度からいよいよ改修に入っていくということで、24年度は既にその実施に向けて設計の委託をしております。その修繕、点検といいますのは、現在の橋の、専門用語で言いますと健全度と言うんですけれども、その交通の走行に支障があるかどうかという、橋としての機能を維持できるかというようなことを点検してございまして、その健全度の低い橋梁について、今後20年の計画を持って、今、計画を立てております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 避難経路にある橋が30ということでありました。これを、20年間で直すというようなことになるんですか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 避難経路にある橋については、優先は必要かなというふう  
に考えておりますけども、この中で30のうちですね、非常に健全度の低い橋は今4橋あり  
ます。それは、かなり年数もたっておる関係で健全度が低いわけですけども、そういった  
橋を優先的に、先ほど言いました修繕計画の上位に持っていく必要があるかなというふう  
に考えておりますけども、今のところ一番健全度が低い橋で、今の計画で2020年度の  
予定になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 避難経路にある橋が20年度まで、一番弱い橋で20年ということは  
あと8年ですね。までさわらないということの理由は何なんでしょう。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） ほかにですね、まだまだ健全度の低い橋があるということ  
です。先ほども言いましたように、全体の修繕計画、今717の橋を調査した結果、修繕の  
必要がある橋というのは495あります。その計画をたてておるわけですけども、これ  
については、今後5年ごとに再度点検なり修繕計画を見直していきますので、その都度健  
全度の低くなったやつについては修繕順位を上げていくというようなことになろうかと思  
います。ですから、この避難経路にある橋梁についても、今後の状況を見ながら優先順位  
を上げていくということが可能になってきます。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この今の優先度のあるものが、一応今で8年だけれど  
も、次の見直しによって前倒しがあるというような説明であったかに思うんですけども、  
この5年間の計画の中でそれをもう一段前倒しということはできないのですか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） それは、できませんとは言いませんけども、全体の計画、4  
95の修繕計画の中でのこの経路に入ってる橋30。そのうち健全度の低いのが4橋ある  
ということで、これはいろいろ点検をしながら考えていきたいというふうに思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみに、その健全度の低い避難経路にある重要な橋というのはどこになりますか。

○柏木 剛委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 個々の橋、橋梁名についてはここで公表していいのかどうかはちょっとわかりませんが、場所ですと阿万、國衙、福良、松帆というような地区の橋になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 言えないから仕方ないというような問題じゃないと思うんですけどね。それは言うてもろて、早く直してもらわなあかんですよ、これはね。不安を与えることはない、直してもろたらいいですよ。そんなもん、知っと思ってですよ、そんなん直してなかって、あとで怒られますよ。知っと思ったんかという話ですよ。これ、やっぱりちゃんと公表して、それは市民に知らせるべきなんやと思いますね。私はそう思います。いかがですか。

○柏木 剛委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 都市整備部、山崎でございます。初めてでございます、よろしく願いいたします。

先ほど、建設課長のほうから4地区にそういう橋があるということを申し上げました。この橋そのものは、やはり市道であっても、県道であっても、国道であっても同じような状況でございます。そういった面で、やはりうちは、今、長寿命化というようなそんな形の橋の修繕を考えておりますので、先ほども申し上げたように、何橋かはやはり重要なというような箇所がある場合は、やはり前倒しってというようなことも考えていかなければならないのかなと、そういう思いでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 住民にいたずらに不安を与えるということじゃなくて、安全確保のために必要な手立てを打ってもらうということが基本になると思いますので、その点この4

地区にある橋、どの橋かと今ここで名前出せないということですがけれども、やはりこれは住民に知らせながら、やはり前倒しで急ぎ直すと。そうでなければ、そこに逃げていくこと自身が危ないということもひょっとしたらあるかもわからない。ということを指摘しておきたいと思います。

○柏木 剛委員長           ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長           質疑がございませんので質疑を終結します。

⑦ 消防費

○柏木 剛委員長           次に、款9消防費、ページは256ページから265ページまでの質疑を行います。

谷口委員。

○谷口博文委員           この263ページ、全国瞬時警報システム整備工1,890万円。これの大体システムの、もう概要だけちょっと説明してください。

○柏木 剛委員長           防災課長。

○防災課長(松下良卓)       全国瞬時警報システムといいますと、消防庁が気象情報の警報、または武力攻撃、また津波警報、地震の震度5弱とかいう情報を、人工衛星を介して南あわじ市のさんさんネットの局舎にある衛星のアンテナで受信をして、それを即座にその信号を音声に変えて、南あわじ市では市民の皆さん方に知らせるというシステムです。  
以上です。

○柏木 剛委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           先般、これの試験テスト的なやつがあつて、各自治体によって若干そういうような音声での告知ができなかったというよう報道があつてんけど、当市の場合は大丈夫でしたか。

○柏木 剛委員長           防災課長。



○防災課長（松下良卓） 9月12日に、10時ごろと10時30分ごろに、気象庁と消防庁が合同の試験訓練をしました。南あわじ市は、全て正常に起動して放送されました。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました、終わります。

○柏木 剛委員長 ほかに、消防費ございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 報道によりますと、南あわじ市はきちっとして淡路市はだめだったと、違いだけお聞きします。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） この、J—ALERTの試験放送で若干不具合が生じた市町村につきましては、まず一番根本的に受信する装置のコンピューターのところの設定のミス、それから訓練モード、試験放送モードというスイッチがあるんですけども、それを全然操作をしてなかったというようなパターンが大半かというふうに思います。  
以上です。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 257ページの、この報酬なんですが、これは非常勤職員ということで、非常備消防団の団員報酬ということだと思えます。以前もお伺いしたんですが、この消防団員に対する報酬は自治体によっていろんな差があると。南あわじ市の場合比較的低いというふうに聞いたわけですけども、それはどうでしょうか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） 私の、今、記憶にありますのは、淡路3市の比較をしまして、淡路3市では低くなっております。  
以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どんな差になっておりますか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） いろいろな階級によって差はあるんですけども、まず南あわじ市は団長で年間11万6,000円。洲本市でしたら年間15万円。淡路市でしたら年間12万円というようになっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あとは同じですか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） あとは、副団長の方々にしても差はございます。全体的に南あわじ市は若干低いというふうに、3市に比べてですけども。  
以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 非常に、それぞれ事情もあろうかと思うんですけども、報酬が全てでないと思うんですけども、やはり低いということについては若干納得できないところがあるんですが、その理由は何なんでしょうか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） これは、合併当時いろいろ合併協議の中で調整をされた報酬金額ということになっております。ただ、消防団員の方々も、「私たちは報酬をいただいて活動してるんじゃないんや」というような意識がやはり強いんかなという部分があるかと思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう考え方もあろうかとは思いますが、やはり3市に比べて低いというような考え方も現実にはあることは間違いないので、その点は今後の課題ということになろうかと思うんですが、もう1点お伺いしたいところがあるんですが、これは261ページ、消防設備の整備補助金として635万1,000円というのが出とるわけですが、この具体的な整備状況といいますか、どのようなものに使われてるか説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） この635万1,000円につきましては、各団または自治会になるんですけども、19団体、自治会、また消防団に支出をした合計でございます。主には、屯所の修理という部分が多いです。それから、消防可搬のポンプの修理という部分が大半かと思えます。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろあるんですけども、この整備費に対しての補助ということになっとるわけですが、どのような基準で補助はされてるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） この補助金につきましては、南あわじ市消防施設、また設備等の補助金交付要綱にのっとりまして補助をさせていただいております。その中で、例えば器具庫の修繕、器具庫といいますと屯所になるんですけども、修繕でしたら上限2分の1以内の上限を200万円とか、基本的には単品あたり15万円以上の修繕費等かかるものについて2分の1の補助をするようにしています。それから、ポンプ自動車の軽自動車につきましては、10分の10になっておりますけれども上限を200万円。また、普通自動車につきましても10分の10で、補助限度額240万円。小型ポンプ、B-2級なんですけども、これも10分の10以内で上限が120万円というような補助基準を設けております。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この地元に住んでおれば、これが普通なのかなという感じもあるんですが、本来消防というのは、消防署、消防隊がおって、火を消しに来てくれるということが普通であろうと思うんですね。都会であればね。ただこういう地方、特に過疎のところであれば、いろんな設備を直そうとするときに、古くなったものを直すときに地元負担というものがついてくるということは、やはりこの消防ということの役割から見たときに、地元の負担というのは本当にいるのかなというようにも思うんですけども、この考え方について説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 防災課長。

○防災課長（松下良卓） まず市民の安心・安全を守るために、こういう消防施設の部分について、今、蛭子委員は市が全額で補助をしてあげたらどうや、それから地域の特性もあるからというような御質問なんですけれども、今の南あわじ市の状況を見まして、これも3市、旧4町で合併する以前にかなり議論をされました。合併する以前も、旧町ではそれなりのそういう修繕についても地元負担を幾らかいただいて、市または町でそういう修繕については補助をしますけれども、地域みんなの施設ですからというような意味も込めて、そういう地元の方々に御負担をいただいているというように私は認識をしております。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 消防というのは、南あわじ市の場合は他市に比べてというか、淡路全体そうだと思うんですけども、非常に団員数、加入率というのは非常に高いと、防災意識が非常に強いということは聞いております。ただ、本来であればこれはやはり団員として、やっぱり人的なものを消防団員は提供するというか、非常に私たちの安全を守るために消防団の方は奮闘してくれているということは非常によくわかるわけです。それに伴い、いろんな地域の活動であったり、あるいは犠牲というのか、そういう精神でやっていただいている中であって、こうした施設の整備、これはやはり行政として最低限整えるべきものでないかというふうに思います。こうした、例えば政令指定都市、あるいはその近郊都市などで消防団活動が弱まり、弱まりというのか、それよりも行政が担っていく部分というのがふえてるところが非常に多いのではないかというふうに思うんですけども、そういった全国的な状況というのはどんなふうになっておるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 総務部長。

○総務部長（淵本幸男） ただいまの質問で、全国的な傾向という部分については十分には把握はしておりません。ただ、南あわじ市の場合、団員が2,190名という中で、近隣の市ですとこの半分という状況でございます。それだけ消防団員がおっていただいて、市民の財産、生命を安全に保てるんかなという強い思いの中で、それだけの活動をしていただいています。その中で、それら消防団員の方々のいろんな施設の管理であったり、それぞれの運営であったりという部分については、当然委託費やそういった中でさせていただくと。ただ、施設の関係については、合併以前からその施設がどれだけあれば充足しとるのかという部分も当然あるわけなんですけど、やはり団員の部分については統合なりちゃんとできとるわけなんですけど、施設という部分については、なかなかこれが以前から変わっていないという状況があります。ちなみに、集落単位に設備を設けとるところもございませし、また逆に2集落、3集落の中で一つ設けとるというようなそういった部分もあります。そういった歴史があって、応分の地元の負担をいただいて、それによって地元の施設があるという中で、長い間使用できるように管理をしていただくというような部分も当然含めながら、応分の負担をいただいているという状況です。ただ、その施設の中で消防自動車あるいは小型ポンプ、動力ポンプ、積載車、そういった部分については、基準的には一応標準装備の範囲で全額負担と。あと、そうでない、いろんな設備を追加したいという部分については、その分の負担をいただいとるというような状況でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こちらでいただいている資料を見ると、例えば器具庫あるいはサイレン、ホース乾燥台、これは消防設備不可欠のものですよね。ぜいたくなものじゃないと思うんですよ、最低限必要なものやと思うんですよ。せめて最低限必要なものは、やっぱり市が整えるべきものと、その消防団員さんはもう日夜をわかたず本当に走り回ってくれるわけですから、それに対して地域からのいろんな感謝のようなものというのはあっても当然だと思わんですけれども、こういう装備に必要な最低限の装備は、これはあくまでも市が持つべきものだというふうに思います。

これで終わります。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。

○蛭子智彦委員 そういうことをね、これは法律的にも何かあるようですので、研究し

ときます。

○柏木 剛委員長 消防についてほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 特になければ、これで暫時休憩しまして、3時10分から教育費のほうに入ります。

(休憩 午後 3時01分)

(再開 午後 3時10分)

#### ⑧ 教育費

○柏木 剛委員長 再開します。

それでは、款10教育費。ページは、266ページから337ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 委員長、実はこれ教育のところで3点ぐらい聞きたいことがありますんで、1つ言うてほかの人があったらどうぞ間へ挟んでください。

まず、ページ267ページ、交際費という欄があると思うんですが、教育委員長の交際費という欄があります。この交際費なんですが、市長交際費、議長交際費等があるわけですが、市長交際費なんかは250万円で138万円、議長交際費は90万円で41万5,000円ということで、私は何でこれ交際費がこの予算あるのにこっだけ少ないのかなというぐらいの気持ちを持っております。恐らくこれ、このごろ交際費も非常に使いにくくて、これ恐らく市長も議長も結構身銭を切りながら交際費を使っているのではないかなということさえ思っております。この267ページの、教育委員長交際費というのがあるんですが、これ教育委員長というのは恐らくこの方は非常勤の方であると思うんです。教育長の交際費というならわからんでもないんですが、この教育委員長さんの交際費というのは一体どんなものが交際費になつとるんですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 委員長交際費でございますが、慶弔費とか各種会合で出席したときの寸志ということで、支払いをさせていただいております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そしたら、これ教育長交際費というのはいないんですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 教育長が委員長の代理で出席しておりますので、代理ということで行っております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、待ってよ、教育委員長交際費を教育長がその代理で使うということになってきますと、市長交際費を副市長が代行して使う、そしたら議長交際費をほかの議員さんが使うということになってくると思うんですが、これ代理出席でもこの教育委員長の交際費という名目を出すのが正しいんですか。教育委員長交際費という形で挙げるんが。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 教育委員会の代表であります教育委員長の交際費として、支出をさせていただいております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういう形で、教育長が教育委員長の交際費を使っておるという理解でよろしいんですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） あくまで、委員長の交際費でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 わかりました。それはそれでええ。

そしたら、317ページお願いします。

○柏木 剛委員長 じゃあ、一つ間挟んでいいですか。

久米委員。

○久米啓右委員 273ページの、一番上の教育用コンピューター保守管理委託料1, 243万円、これ保守してる台数は何台、23年度しましたか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 1,301台でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 保守内容としては、どんな内容がありますか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 保守対象のシステムなどを良好な関係に保つための業務でございます。障害があったときの原因解明の対応など、あとはそれと操作や管理の講習会等も開いております。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 この、委託の委託先は1社ですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 3社でございます。

○柏木 剛委員長 久米委員。



○久米啓右委員 単純に割り算しますと、1台あたり年間9,560円、約1万円弱ですね。今年度も約1,200万円ほど計上されておりますので、毎年保守委託料というのをなんですけども、このごろ精度もよくなってきとるし、壊れたら新しいのを買うというほうが安いんで、これ保守していくことが、学校でも先生方にはすばらしい方がおられて、多少の保守はできると思うんですよね。この辺、ここに1,200万円つぎ込む価値あるんですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 日に日に、私どもの担当職員のところには何台かの課題が挙がってきておりまして、そういうのに対応するのに時間がかかっておりますととても現場が進んでいきませんので、年間何回というちょっと、今、故障とかの回数手元に無いんですけども、かなりな課題を抱えておりますので、やはり保守は必要であると思います。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 その、保守は必要かわかりませんが、その金額ですね、5年続けたら5万円ほどかかるんで、このごろですとメーカー品なんかでもOSと本体だけだったら5万円ぐらいで立派なものがもう新しいのが導入できますからね。その辺、コストとの比較して、その委託料がここまでかける必要が本当にあるのかどうか真剣に、25年度予算また要求されると思うんで、もっと検討していただかないと、全くどぶに言うたらちよっと変な言い方やけども、無駄な金を委託料として支払いしすぎてるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） この、大部分のコンピューターの導入は、平成21年に経済対策等で入れたものでございますが、その耐用年数5、6年と考えてございます。次の機会には、また購入するのかリースにするのか等も含めて、検討が必要であると考えております。その保守につきましても。

○柏木 剛委員長 久米委員。

○久米啓右委員 こういうところ、リースとしてであっても、1,100台、何台ですかね。千数百台のコンピューターを、故障の頻度が全体とすればしょっちゅうあるという

ことになればね、それに対応する人間を、例えば半日でも雇うほうが安いんじゃないかというふうに思うんですね。素人じゃなくてね。何かその辺、もっと工夫して、その辺の委託料あるいは保守のメンテする人を雇うことで、この辺の経費も削減できるんじゃないかと思います。また、年度予算のときにその辺まで検討していただいて、業者からいわれた金額だけで保守料払うということのないようにしていただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） また、引き続きこの保守管理については継続を考えておりますが、もう少しその内容をきっちりと説明できるように、資料を整えて説明させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 317ページの、文化芸術保存伝承補助金105万円についてお聞きします。この内訳はともかくとしまして、この105万円の中に、淡路人形浄瑠璃青年研究会への補助金15万円はここから出ますか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） ここから出ております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 実は、この7月22日に、市の中央公民館、三原公民館で人形の後継者団体の発表会があったわけですね。たまたま私見に行っておりますと、この人形浄瑠璃青年研究会が、市長に対して私どもの活動を理解してくれてありがたいということで、市長に感謝の記念品を贈呈しておったのを見たわけですね。市長も、私自身ちょっと真ん中のところから見とったんですが、補助金を出している団体からそういうものをいただくことに関して、ちょっと戸惑いがちにもらっていたような印象を私が受けたわけですけどね、これ私自身思うのは、市は補助金を出しておる団体というのは市のために活動してもらっておると。その活動費の一部を補助するために補助金というものを市に出しておるんであって、市長があらゆる団体に補助金を出しておる場合は、その団体の活動を市長が認めて市から補助金を出しておると思うんですね、活動費を。そこで、何でそういうことをするのかなということで私もちょっと聞いてみたんですが、この団体はその西宮市長とか、京都府知

事とか、兵庫県の知事とかね、6人の方々にそういうことをしとるというんですね。いかにもおかしいことだなと思うんですね。費用はどれぐらいかかるとかと思ってちょっと聞いてみますと、何か有名な方の書を立派な額縁に入れて贈っておるといことなんです。その額縁をちょっと決算書を見せてもらいますと、1つ2万円で6個買って12万円の23年度の決算でそういうことなんです。これどうなんですかね、市が補助金を出している団体に対して、市長はまたそういう団体に対して、事あるごとに市のほうから感謝状を贈ったりするということはよく見るんですが、補助金をもらっている団体が、その補助金をもらっているお金の中から捻出してそんな高価な額に入れて、市に対して私たちの活動を理解してくれてありがとうございますやいうことは、いかにも不思議なことをしとると思うんですがね。まずどうですか、そんなばかなことがあってええんですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 確かに、青年研究会のほうに市のほうから、議員さんもごらんいただいたとおり15万円の補助金が出ております。ただ、青年研究会の活動自体が、今ちょうど実績報告を手元に持ってなくてあれなんですけども、80何万円かの事業費だったと思います。当然、市からいってる補助金はその一部であって、市長のほうへ感謝状贈呈あったという部分については、ほかの自分たちで捻出してきた事業費、これであてられたと。当然、お金に色分けはできないわけなんですけども、そういう解釈をしております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ市から、今言うたようにこの会の年間の事業の決算書見ますと80数万円ですが、市から15万円、淡路人形協会から10万円、サポートクラブから10万円、35万円の補助金がいっとるわけですね。それで、会費も集めとる、市からの10万円はその額縁の購入にせんと違う金を使ったやいうてね、補助金はその会の中へ入った場合に、このお金はこっちからのお金、このお金はこっちからのてそんなもん違うですよ。入ったお金は全て一緒であって、色はついてないねん。これ、婦人会でも自治会でも補助金もらってる団体が、市長に対して、それは個人的に会ったときに私たちの活動を理解してくれてありがとうございますとか何とか言うの、これは常識的にそういうことは結構あり得ることだと思うんですが、大勢の前で、その補助金をもらった中からのお金を使って、市長にそういうものをせんなん必要があるんですか。そんなことは、常識で考えていかにも不自然なと思うんですが、どうですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） その観点ですね、考え方については、我々の立場からは想像しかできません。我々の立場から言いますと、想像しかできないわけなんですけども、青年研究会の方々にしては、市長のほうにそれなりの感謝の気持ちを常に持っておられて、そういうふうな行為をなされたと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 気持ちを持つのは、それは皆持ってもうたら結構やけれども、そんな高価なものを補助金もろた中から買って、大勢の前で渡す必要があるんですか。そんなことしよったら、補助金もらってる団体は総会でみんな市に対して感謝状やものを贈らんなんようになってくるの違うんですか。この決算書見よっても、自治会に対して補助金何ぼか出てますけれども、これも自治会の年の総会のときに、こんな自治会に対して、市がその自治会長さんか何かに対して、長年の苦労に対して感謝状を贈っとんねん。これは当たり前や、こういうことは。折に触れてやんの。反対や。補助金もらいよるところが、2万円も3万円も使った額縁に入れて、大勢の前で市長に感謝状贈るやいうのおかしい。そんなばかなことはないと思う。貴重な財源は、そんなために使ってくれるために補助金を出しとるんですか。活動費の一部を市が補助して、これで頑張ってくださいといいよんのでしょ。100万円の事業費のうち、市が150万円も出しとって余った中からするのならともかく、80万円の中にあちらからこちらから補助金で、皆さんこれで活動費足りませんがこれも補助しますんで頑張ってくださいってやととるんでしょ。その中から何でこんな高価なもんを買って、キックバックでもないねんけど、そんなことをする考え方がまずおかしいと思うんや。そんな大事な金は、自分の大事な活動費に使ったらええねん。そんなことがおかしいと思うんや。それでね、私が聞きたいのは、7月22日に、これはどこが主催したんですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 委員おっしゃってるのは、淡路人形浄瑠璃後継者団体発表会のことでございますね。これについては、主催のほうで財団法人淡路人形協会、それから兵庫県、淡路人形浄瑠璃振興事業実行委員会、兵庫県生きがい創造協会淡路文化会館、この3者の主催になっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員      その主催はわかりますけど、実際そのときにこのことを実行するためには実行委員会か何かがあって、プログラムの作成に携わった方がおると思うんですね。誰が、これプログラムの作成に携わったんですか。

○柏木 剛委員長      生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓）      事務局的には、淡路文化会館のほうで実行委員会の事務局を持たれて、当然3市の文化団体の連絡協議会の代表。また、私たち事務局のほうですね、教育委員会の事務局のほうも参加して事業を進めてきております。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員      私はね、そのプログラムを作成する段階で、そのときにとめらんといかんねん、こういうことは。そうでしょ。淡路人形浄瑠璃青年研究会がこういうことをしたいという申し出があったからこそ、プログラムの中に組み込んだんのでしょ。だから、本来そのプログラムの作成に中心になっとる人が、こういうことはおかしいと言うてとめないといかんねや、こんなものは。そんだけの判断力が無かったんかなと思て。そんなばかなことされたら、ほかの淡路人形協会サポートクラブからもこれ補助金出しとん。そんなために補助金出しとるんですか、一遍聞いてみたいわ、その協会に。活動のための補助金出しとるのに、そんなための額買って市長に渡したり、どっかの知事に渡したり、そんなためにこんな補助金出しとんの違うと思いますよ。こういうような使われ方をする補助金は、こんなことをする団体の補助金は、その補助金を出しとる担当部局は決算書見たときに、もっと精査してやらんとあかん言いよんねん。

○柏木 剛委員長      生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓）      委員さんおっしゃるとおり、部分も理解はできるんですけども、ただ青年研究会のほう85万円あたりの年間事業費でやられてます。補助金足して35万円ですか、というふうな中で、要は残りの50万円、これは自主財源というふうな中で、当然市のほうからの補助金については、青年研究会のいわゆる保存伝承にかかる自主事業であったり、道具類の購入であったり、そういったものに使っていただいとると、こういうふうな判断をしております。

○柏木 剛委員長      印部委員。

○印部久信委員       そしたらあれですか、南あわじ市の全ての団体に対する補助金は、例えばその団体の年間の事業費100万円とせえ、で会費が50万円、市からの補助金50万円、市の補助金の50万円は市の補助金の趣旨に添って使う、あとの50万円はどんなような使い方をしてもええという決算でええんですね、そしたら。そしたらね、国や県からの補助金、市の自主財源半分、県、国からの補助金が半分、その場合国からの補助金は国の補助金どおり使いなさい、そこへ合わせた自主財源は補助金の趣旨に反したような使い方をしてもええんですか市は、そしたら。それと一緒にですよ。そんな予算の使い方通るんですか。自主財源と補助金と合わせて事業するとき、自主財源は初期の目的以外のほうにお金使って、補助金もらったやつだけは監査に通るような使い方して、あとの事業で半分出しとるやつはどんな使い方してもええんですか、そんなことないでしょ。それはおかしい。とにかく、ここで言うても答えは出えへんねんから、そういう南あわじ市の市の補助金のあり方というものをもうちょっとよう考えて、決算資料もよう見てもうて、おかしいというときには指導してくださいということです。

このことは終わります。

○柏木 剛委員長       市長。

○市長（中田勝久）       たびたびと私の名前が出てきたし、嫌々かどうかは別にして、あの場でいただきました。今、市長室に大事にちゃんと飾ってあります。ただ、私も当日そういう計画があるということで聞きまして、「いや、どんな意味ですか」と聞きました。今、人形浄瑠璃の人形浄瑠璃街道というのが、非常に前向きに取り組まれておりますと。今までは、西宮そして淡路、阿波すなわち徳島ということであったのが、そこに県も非常に伝統文化、人形には力を入れていくということもあったし、特に京都が、皆さん御案内のとおり、鱧の鱧道中が京都も非常に積極的に今までも取り組んでくれていると。京都も、その人形浄瑠璃街道に合わせて参画をしてやろうということになったんやと。たまたま、これは山田知事も淡路の出身の方であるし、人形のそういう前向きな理解者であるということから、これからやはりもっともっと広い範囲で人形浄瑠璃、人形芝居を安定した形で進めていきたいというのが、具体的に言えば木田会長らの思いであったというふうなときに聞きました。当然京都へも行ってきたと、それから西宮へも行ってきた、兵庫県の知事にも渡した、徳島にも渡した、地元の行政のトップである市長ほかのそういう首長に渡して、地元の市長、すなわちこれからも今までも人形をともに守っていこうという同じ気持ちの一人としてこれからも私たちが頑張ると、それでほかの首長のように市長もこれからも頑張ってもらいたいという、そういう気持ちでお渡ししたいということであったので、私も急な話だったんですが、純粹にその気持ちをお受けしたらということを受け取りました。

その財源の中身については聞きませんでした。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、市長も言われたように、そういうものが市長にくれるというときに、どんな理由でと思ったんそれは当たり前だと思いますわ。補助金もらえる団体からそんなことしてもうたん初めてだと思います。そうでしょ。おやじが息子に小遣いやって、50万円やって、息子が他所のおじさんからもうた50万円あって、おやじからもうた50万円おいといて他所のおじさんからもうた50万円のうちから親に5万円返しとんのと、ありがとうございます言うて5万円返しとるのと同じなんや。そうでしょ。そういうことなんや、課長、そういうことやで。補助金と自主財源があるやったって、そういうことになるんですよ。そやから、やっぱりもうちょっと補助金ということのあり方というものを考えといてもらわんと、やったことを正当化するようなそういう言い方はやめてもらって、正しく補助金というものは使わんといかんねん。それは、いるやつは何ぼ使っても構わんと思うねん、認めたら。しかし、その使い方は私はおかしいと思います。

このことはこれで終わります。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 印部委員休んでいただくために質問いたします。273ページです。これは、南あわじ市教育資金利子補給事業補助金ですが、これも事あるたびごとに聞かせていただいておりますが、これ当初予算幾らおいてましたか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校教育課長の安田でございます、よろしく申し上げます。

当初、200万円でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、これ39万6,000円ということになりますと、約160万円ほど不用というか使わなかったわけですね。これ何年目ですかね。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当初が平成21年からでございますので、昨年度までで3年でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 毎年200万円ずつぐらいおいてましたか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当初から200万円でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの執行率といいますか、不用額でもいいんですけど、どうなってますか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ちょっと、不用額についてはあれなんですけど、交付の人数でございますが、平成21年が12名、平成22年が19名、平成23年が28名で、平均的に1万5,000円程度というふうにお考えいただけたらと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 不用はわからないというのはどういうことなんですか。使ったお金わかったら、不用わかるはずですけど、

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ちょっと、資料調べさせていただきます。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 平成21年度が10万2,725円、平成22年度が1



6万1,325円、平成23年がここにあるように39万6,415円でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この事業の目的は何だったんですかね。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、教育資金、大学等に進学する教育費の保護者の負担を軽減して、南あわじ市から多くの人材が大学等に進学していただいて、人材育成をするということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これで、その目的達しているような執行ですか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当初200万円ということでございますので、その目標には達してないと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 毎年言っとるわけですけども、毎年同じように改善改善と言っておりますけども、200万円おいて3年間やって2割しか使われていないと。合計600万円おいて、3年間ですよ、600万円の予算おいて65万円、1割しか使っていない事業ですよ。これ、もっと抜本的に変える必要あるん違いますか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当初、新1年生だけということでございまして、4年間で4学年ということだと思います。当初から、200万円というのはなかなかそこまでいかないのかなと思います。4年計画ということだと思います。

また、今年度から在学中ということで、途中の申請も受け付けております。そういうふうになりましたところ、昨年度に比べまして今年度は2倍ほどの申請数がございまして、現

在全部の申請数が81件まできております。そういうことで、その方々が皆請求していただきますと、今年度の場合3倍ぐらいにはなるのかなと思っております。これはもう期待でございますが、そういう数字で、4年間で一応その200万円という目標に近づいていたらと思いますが、今の予定ではそこまではいかないんですが、かなりのところまでは上昇するというふうに考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろ積極的にやっていただいて、これもやめろということやないんですよね。これもやってもらったら結構やと思うんです。ただ、このたび吉備国際大学で入学奨励金ということで、30万円の60ですから最大1,800万円ぐらいの予算をおくというようなことになろうかと思うんですけれども、来年度になりますか。しかし、この市内から交通費の助成というふうなこともやるとということなんですけれども、この市内から旅立っていくというか、勉強しに行く方々に対しての支援というのはまことに弱いというか、なっていないと言うとちょっと言い過ぎかもわかりませんが、ほとんど実際やられてないという実情があって、3年も4年も同じようなこと繰り返すと。決算委員会やったり、予算委員会やったりする意味が本当に無いと言ってもいいぐらいほとんど動いてない。これ、やっぱりもっとちゃんと変えていかんとあかんのではないかと。滝川奨学金というのが廃止されてもう4年ぐらいになるんですかね、その間やはりそういう勉強の中で奨学金ほしいというようなこともよく聞くわけなんですけれども、それへの対応は無いと。ちょっと、これ偏りすぎじゃないかと思うんですけれども、これは学校教育課としてどんなふうに見えますか。担当として率直に聞きたいんですけれども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、学校教育課ということでございますので、小中学校が中心でございます。ただ、その子供たちが将来高校、大学というふうに進学をするときに、資金的に大変だというようなことがあって、進学できないということがないようにしたいというところでこういう制度もできたと思っております。ただ、今は高校のほうは無償になっておりますので、そういうところは無いかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうでしょ、そういう思いあるでしょ。これ、1件あたり1万5,000円なんですよね。1万5,000円、平均今おっしゃいましたよね。吉備国際大学

の方来て住民票おいたら30万円おくんですよ。ちょっと差がきつすぎるん違うかと思うんですよ。市長、いかがですか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 当然、滝川奨学金のような奨学金というようなことでできれば一番いいのかなと思いますが、当課だけではなかなか判断しにくいところがございますので、また市全体としていろんな奨学制度等検討していかなければならないというふうに思います。私は、もう先ほど申し上げたとおりの考え方でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、これ市長、ちょっと偏ってないかと思うんですけど、いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） たびたびと、この件について委員から質問がございます。当然、いろいろなそういう事業、皆さんに満足してもらえる事業として充実させるのが私たちの役目かと思いますが、しかしその都度都度何に重点をおいていくかということをややはり私たちは考えます。全てに最高のレベルで喜んでもらえる、そういう施策は非常に不可能と申し上げていいと思います。ですから、とりあえずは吉備国際大学のときにも申し上げました、地域のまずは活性化、若い人たちがそこに集まってきていただけるという一つの大きな地域づくり、すなわちまちづくりの一つの根幹であると。まして、きょうもいろいろと地場産業は何があるのかとか、農業はどうなるのかとかいろいろ御質問があったとおり、南あわじ市には一番肝心の基幹産業、これはもう農業なんです。誰に言わしても、私は農業と違うと言う人あったら対決していろいろ議論しましょう。そういうふう聞こえるんですよ、こっちにおったら。指摘でなしに、ほんならこういう制度をもう少しこういうふうに乗せさせるとか、この部分を変えていったらどうですか、執行部よと、こう言うてくれると私たちは非常にやりやすい。ところが、おかしいではないか、おかしいではないか、全てがおかしいではないか。言うとおおり100%聞かんとおかしいではないかというように聞こえるんですよ。意見として述べさせてもらうのは反論と違いますよ、意見ですよ、私は。だからね、もっとそういうところに焦点をおいて、お互い議論をしていきましょう。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市長にお言葉を返すようなんですけどね、常に言うてますよ、対案は。常に対案言うてるんです。この滝川文化振興基金、これ、今、基金幾らあるんですか、これ。平成23年末で9,766万円あるんですよ、大方1億円あるんですよ。これ、24年度で償還金200万円ぐらいあったら1億円ですわね。これを活用しての奨学金制度なんてのはできると思うんですよ。その枠は、何枠はとれるかというのはそれはよう設計してみないとわからないですけどね、やれるはずなんですよ。この基金が、財源があるんだから。これを活用してやったらどうですかということは、もうずっと言い続けてますよ。市長、私の言うことを聞いた覚えはないですか。ずっと言い続けてますよ。何かあったら言うてください言うけどね、僕はずっと言うてますよ。だめだだめだっていうようなことで、それだけを言ってきた覚えは一つもありません。対案を示して、財源があってこれ有効活用したらいけるでしょということを何回も言ってます。そして、これは返還をしてもらう部分と、返還免除するオプションと二手でやったらどうですかっていうことまで私は提案してますよ。でも、そんなものはできませんって、財源どこにあるんですか、どこにあるんですかって、ここに滝川文化振興基金1億円財源ありますやん。これを有効に使ってやれないはずはないということを言ってるんです。そんなことをね、もう当然やってやれないはずはない。その枠はね、枠は別ですよ。それから、提案してますよ、やるかやらんかは市長ですよ。でもね、十分提案してますよ、財源も示してやってる。だから、その一方的に批判ばかりしてるというような言い方はやめていただきたい。訂正していただきたいと思います。

○柏木 剛委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） この滝川奨学資金の奨学金制度につきましては、南あわじ市が合併するとき、いわゆる今後の新市になったときの取り扱いというところを協議いたしました。やっぱり、当時の資金というのは確かに今ほぼ1億円近い額になってきておりますけども、やっぱり西淡町時代であれば、ある程度年間に4名から5名程度の方が新たに1つの枠として適応できるのかなと。これが、いわゆる南あわじ市になったときにどれぐらいになるかという話の中で、とてもじゃないけどもこの原資ではこれから先なかなか運営が厳しいというようなことで、結論的にはやはり西淡町の時代で終わらざるを得んと、こういう経過がありました。ですから、確かに旧町の時代の思いからすれば、今のこの内容ではやっぱりさみしいという意見はあるのは当然かなと思います。これについては、議員の思いというのはもう重々わかっておりますので、この辺についてはまたそれぞれ智恵を絞っていききたいと、このように思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 常々、私も言い続けてますから、なかなか毎年毎年同じようなことばっかり言うとするので、聞くほうも大変やと思うんですけども、やっぱり思いとしては強い思いがあると、そしてその西淡町の時代4人、南あわじ市になったらこれを4倍せんなんか、そうじゃないということも言いたいんですね。やっぱり、その枠の中で1人でも2人でも送り出して、正木君じゃないですけども、やっぱり優秀な人がまた戻ってきてくれると、そういうことでしていけばいいんじゃないかということをやるとるんです。1年に1人でもいいじゃないですかということをやるとるんです。  
終わります。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 穏やかに質問したいと思いますので、市長、よろしくお願いします。  
図書館費です。303ページ、付属資料は159ページ。まず、決算ですので、毎年この1億1,700万円、図書館費使われてるので、高い安いという議論はおいといて、きょうは2館2室、図書館南あわじ市にありますけども、その4カ所にどういう経費がかかっているかというのをまずお聞きしたいなと思います。それぞれ、そういう数字があれば。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 2館2室に分けた実際の経費というふうなことなんですけども、この予算書ではちょっと本当にわかりにくいなと思うんですけども、それぞれ目ごとに事業区分による費用額が当然ながら出されておりますけども、図書館費のほうにおきましては、大体5つの事業区分になってきます。

1点目は、図書館の館の管理運営事業というようなことで、これで8,324万9,000円、内容につきましては、2つの図書館の職員の人件費が主です。また図書購入費、実際には1,500万円使ってるんですけども、2館2室のうち1,000万円をここで支出しております。それで、大体8,324万9,000円と。

それから、三原図書館管理運営事業というようなことで132万円。この内容は、夏休み等繁忙期におけますアルバイトの賃金であったり消耗品等です。ただ、三原図書館につきましては、この施設管理の管理費のほうはほとんど資料館のほうに、併設されておりますので、そちらのほうについております。例えば、館の修繕であったり、維持管理の部分のいろいろな保守点検の委託料であったり、そちらのほうは資料館のほうについてます。

それから、南淡図書館の管理運営のほうに1,360万2,000円、これは南淡図書館におきますアルバイトの賃金であったり、館のいわゆる管理にかかる水道光熱費、また各種施設の保守点検等の費用、また修繕費等でございます。

緑及び西淡図書館の運営事業として24万6,000円、これは冊子等の購入ということで、消耗品になってきます。

あと5点目の事業としまして、住民に光をそそぐ交付金事業ということで1,655万円。これは、図書の購入に500万円あてられています。合わせて、ことしの1月から開始しております、いわゆる図書システムの更新事業を行ったこの委託料に1,155万円活用させていただいております。実際、1月からそれぞれのインターネットによる検索、また予約システム、こういったところを更新で新たな業務としております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 もうちょっとわかりやすく聞きます。何人ぐらい、各4カ所何人ずつ配置されてますか。わかれば、正職員と臨時、アルバイトということで、人数を教えてください。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） まず、三原図書館につきましては、正職員が23年度は3名で、臨時職員が通常2名でございます。南淡図書館は、正職員が3名プラス臨時職員2名。23年度は、ちょっと職員の休養等がありましたので、正職員が4人になったり動いてはおります。あと、緑と西淡の図書室につきましては、これはもう公民館職員が携わっております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 なかなかね、これは効率化といっても、図書館必要ですかと言えば、旧4町単位で聞いていってもやっぱりいらんと言う人はいない事業やと思うんですよね。なかなか難しいことやと思いますし、一方で何か教育施設の統廃合の答申も出てましたけども、あれちょっと今思い出せないんですけど、一応福良に集約みたいな答申が出とったんですか、あれは。三原も残しつつみたいな。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 教育部の岸上でございます、よろしくお願いいたします。

一般質問でも出ておりましたが、計画では今の南淡図書館に、一館に集約という計画でございました。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 物理的に、いやもうこんな言い出したら結論ないですけど、私も南淡図書館が中心になるのかなという感触は受けてますけど、連日から21カ所の市民交流センターとか、先ほど出た話やったら図書システムであったりインターネット予約であったり、今インターネットで予約したらその4カ所に届けてくれるということなんですかね。西淡でいったら、西淡のほうに南淡から届けてくれる。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） そのとおりでございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 多分、住民ニーズを聞いていったら、室長、21カ所で図書を予約して届けてほしいなという流れに僕絶対なと思うんですよね。それ不可能でないと思うんですよ。ちょっと気になるのは、南淡から西淡に、今、職員の人が配達してるんですかね。21カ所にもそういう、図書だけでなしにいろんな書類を配達するシステムになると思うんで、そういうシステムを今からでも構築していく時期かなという感触を受けて質問してるんですけども。そういう話はまだ出てないと思いますが、検討は検討としてしてるんですか。

○柏木 剛委員長 市長公室長。

○市長公室長（中田眞一郎） 教育施設の再編基本計画の中では、そういうことも盛り込まれておったのかなと。図書館が一館になった場合の方策として、市民交流センターで本の受け渡しができるというようなこともうたわれておったような記憶もしております。ただ、システムのどういうことが可能かということについては、来年の4月からモデル5地区行ってまいりますので、その中で検証して、27年にできるものは採用していきたいというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 もう、そうするしかないのかなというふうな感覚を私は持っています。

もう1点言いたいのは、年に1回ぐらい私も南淡図書館へ行くんですけど、あそこいいですね。年に1回じゃだめですか、副市長、2回ぐらい。うちの子供も大好きでよう行くんですよ、図書館。行ったら行ったで居心地もいいし、ちょっとマナーの悪いお客さんもいますけども、あそこに僕喫茶スペースあってもええと思うんですけど、そういう検討、もちろん飲食業関係の人らにもそういう話は通していく必要はあると思いますけど、何かそういうコーヒー飲みながら本を読むという場所がないので、なぜないのかなと。そういう施設をちょっとつけば、もっとお客さん来ると思うし。

もう1つついでに言わせていただくと、一般質問でも言わせていただいたように、障害者の方々のそういうコーヒーを入れるだけの作業であれば全く問題もないと思うんで、僕はそういう検討をやっぱりしてほしいなという思いがありますが、利用率向上のために。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 南淡図書館のほう、ロビーがある程度スペースございまして、そこにはテーブル、いすを何点か置かしていただいて、自動販売機も設置しております。ただ、当然ながら、読書をする場合は飲み物等をこぼして本を汚したり毀損したりしてはいけませんので、基本的にはそういうふうな飲みながらの読書はできないというのが基本かと思えます。そういうふうな理由からも、喫茶店をそこに設置しても、やはり本は読みながらというのは無理なのかなと。例えば、ほかの大きな図書館ですね、明石の中央図書館なんかも喫茶店はありますが、全く図書室とは区分した店でやられています。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 それは、行政のまず基本ルールやと思います。僕はそういうルールは破っていただきたいなと思ってます。コーヒーこぼすぐらいしれてますよ、本に。すぐふいたらまたいけますから。先ほど副市長から、私が年に1回ということでもちょっと何かしかめっ面しましたが、僕は本買いますので、あんまり図書館には行かないんです。買って買って買った本を1回寄附したいなと、政治家寄附したらだめですね。寄附したいなという思いでそういう提案もしたんですけど、一般の人からもやっぱり本は集められないと。何かそういう、こんだけ1,900万円以上もかけて本を買ってるのが、もうちょっと努力すれば削減できるんじゃないかなと思ってます。やっぱり、その市民から本を



集めるというのは無理なんですか。管理上。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） その辺のあたりについては、私も十分勉強はしてないんですけども、ただ想定するにあたって、寄附を受けるといふとすれば、当然寄附をしたいという方全員からもらわなあかんと。そんな中で、いい本悪い本、そんな区分が可能なのかなど。やはり、そういった問題点、課題があることから、寄附は受けてないと考えます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ちょっと長くなってるので、ぜひそういう行政観点、行政目線をちょっと度外視して、僕は図書館業務にあたっていただきたいなと思ってますので、よろしくをお願いします。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

再開は4時20分としまして、本日は5時までやって、残ったものは18日ということで考えております。一応、再開は4時20分とします。

(休憩 午後 4時07分)

(再開 午後 4時20分)

○柏木 剛委員長 再開します。

それで、ちょっと待ってくださいね。先ほどの回答の分で、先ほど蛭子議員から質問がありました慶野松原の清掃について、回数とか時間、どんな契約になってるかということとでちょっと質問があって、その数字が出たようですので、まず最初をお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 失礼します。先ほど、蛭子議員からの質問にありました、慶野松原海水浴場の清掃委託について、業務の内容について説明いたします。

まず期間でございますが、23年7月1日から24年3月31日までとしております。清掃範囲につきましては、慶野松原海水浴場の遊泳区域ということにしております。内容につきましては、基本3人体制で砂浜清掃、それからごみ運搬を行う。1カ月に10回程

度を基本とするという内容で契約を結んでおります。

それで、実際清掃業務を行いました内容につきましては、慶野松原の清掃業務として、実人数が年間で14人、延べ人数が204人。続きましてビーチクリーナーでの清掃につきましては、実人数が11人、延べ人数が60人。砂浜清掃につきましては、実人数が14人、延べ人数が37名となっております。

以上です。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。

教育のほうに移ります。

印部委員。

○印部久信委員 297ページの23節、償還金について聞きたいと思います。私もおむね理解しとるんですが、確認をしながら質問したいと思います。

まず、この償還金998万1,350円、この償還金は何ですか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） この、国費返還金につきましては998万1,350円、平成23年の4月21日に会計検査があったわけなんですけど、そのときに淡路人形浄瑠璃館の建設の中で未竣工部分、竣工されていない部分がありました。その分については、雨水管の移設と先行掘削ということで、未竣工1,940万9,250円、それに見合う国費返還金ということで998万1,350円ということになっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この、人形会館建設の事業主体はどこでしたか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 南あわじ市です。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、五洋建設と契約をまいて事業を進めてきたわけですが、この契約の契約書において、建設が遅延した場合についてのことについて契約内容にありまし

たか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） ございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 どのような内容ですか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 遅延した場合による損害金なのですが、原因が業者（乙）の責任に帰する場合は、市は業者（乙）に損害額を請求することができるというふうにとわれております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこでですね、そういうことがあって、監査があって遅延しとると。それに対して国費返還がいわれたわけですが、市は業者に対してどのような対応をとったんですか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 理由につきましては、23年3月の時点で湧水が出たということで遅延をしたという理由なのですが、そのことについて、市としても弁護士相談等を行い、相談をした経緯はございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、相談したんはわかりませんが、相談した結論はどうなったんですか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 相談した結果につきましては、やはり業者は業者のほうでやむを得ない理由、要するに普通の湧水であれば当然海のはたで工事をする、そうしたことについてはやはり当然のことであり、多少のそうした湧水は出るわけなんです、それ以上の大きな湧水が出たということで、そのことについて弁護士とも相談をしたわけなんです、そこで弁護士の答えは、市にとって余りよい判断でなかったというような感じをいたしました。我々としても、できる限り1回ないし2回も、その都度弁護士と相談したわけなんです、内容等についてはそのような結果であったというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはちょっとおかしいな。岸上部長、部長は今まで委員会とか本会議等で議員から再三再四にわたり、あそこでやったやつは湧水が出ます、そんなことでできませんよということを、もう特に地元の福良の議員から再三再四言われた。そのとき部長は、それは十分ボーリングもし調査済みですということを言って、我々の議会の意見についてあれだけ心配して、市の建設に対して皆が心配して、そんなんではできませんよとあれだけ言うてやったときに、部長は十分わかっております、業者とも話してやりますよということを言うたわけや。ということは、契約時において、市は五洋建設においてそういう状況説明しとるはずや。しとって、相手はそれを承知の上で契約しとるねん。何でうちが責任とらんなんのですか。どないですか、部長、おかしいな。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今おっしゃられたように、確かにそういう御意見をいただいて、私もそういう答弁も、去年の9月でしたか、そういう答弁もさせていただきました。それで、おっしゃられるように、当初はこういった状況であるしというような説明もしたわけなんです、今、答弁先ほどさせていただいたように、それをはるかに上回る湧水であったというようなことで、現在にこういう結果になったわけでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、当初想定しとったよりはるかに大きい湧水であったということであったとしても、南あわじ市が全面的にその国費返還について全部負わんといかんのですか。おかしいな、そんなん。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　そういうことで、返還をさせていただいたわけでございます。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　そういうことで返還させていただいたって、ちょっとね、きょうの神戸新聞にこういうことが書いてるんです、小野市と加東市事務組合がごみ焼却の建設をしたらしいんですね。それで、談合があったと、談合に対して2億6,000万円の損害賠償をやっとる。それとこう書いてる、遅延損害金の支払いを求め、東京高裁に提訴したとね。ここまでやっとるねん、市は。998万円のお金をです、業者と相談して「ああ、そううですか、それは市が全面的に悪うございました。うちが全て支払いさせていただきます」それはあんた、市の代表として、南あわじ市の税金を使いよる者として、余りにもそれは対応はおかしいん違うの。そんなばかなことないぞ。瑕疵が100対ゼロか。100対ゼロやこれは。そんなばかなことないぞ。何を考えとんねん。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　弁護士の方とも相談した結果、南あわじ市としてそういう判断をさせていただきました。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　弁護士と相談して、あんたはあれ、弁護士が言うからそうしますと思ったわけ。そしたら、弁護士がそう言うても今度は訴訟でも起こす気はなかったんですか。弁護士の言うことはもう全てオーライで、100対ゼロ。交通事故でも、車をとめてあるところに車を当てても100対ゼロにならんねん。なんでやいうて、そこに車がなかったら交通事故起こらんねん。そうだ、車とめてあったとこへ車当てても100対ゼロ違うぞ。あんたそこその車置いてなかったら事故起さへんねん。そんなばかなことがありますか。あんたこれ、市がどっかから税金でお金払うさかいと思てそんなことしよるけど、これ私的な金で「ああ、そうですか、契約会社にうちがあない言うたけどそんだけ出ましたか、うちが悪うございました。はいはい、うちが全部払います」やいうて、そんなこと言えますか。そして、まして南あわじ市のこれだけの税金を、あなたがそれを肩に負うてやりよって、そんなことでこういうことにしました、ああいうことにしました。そんなことで責任ある仕事をしてるとは思わんな。何を考えとんねん。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、私的な場合であっても、今回のこの建設事業に関しましても、誠心誠意取り組ませていただいたわけで、先ほどおっしゃられました訴訟に関しては、市で検討した結果、そこまではいかなかったということでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、部長ね、どんな弁護士さんか知らんけど、一遍ここへ呼んでくれますか。一遍聞きたいわ。本当にそんなことでええんか、100対ゼロやいうことは絶対ない。そんなこと、相手も契約しとんのや。そんな100対ゼロは絶対ない。弁護士呼んできてくれ。一遍議会で話聞かんか、こんな公金をこんだけ使われとんねん、そんなばかなことないぞ。弁護士呼んできてくれ、あんたが聞きにくかったら我々が聞きますわ。決算委員会や、決算委員会というのは、このお金の使途について大事な審議しよる決算委員会や。そうでしょ。こんなこと、我々よう認めらん。そんなばかなことない。呼んできてください。決算委員会から弁護士さん招致してくださいよ。こんなばかなことで、市がうんうんや言うてこんだけの金を返還したりするばかなことない。せめて何割対何ぼいうならわからんでもない。100対ゼロはない。この答え出してよ。

○柏木 剛委員長 判断つきかねるところですけども、決算委員会といってもあと残り1日だけで。

印部委員。

○印部久信委員 そしたら委員長、議運を招集して協議してください。

ちょっと待ってくれ、そんなら執行部からいわれることない、議会で解決したらええんや。副市長に指示されることあれへん。そんなばかなことあるかい、議会は副市長に指示されたらたまらんよ。

○柏木 剛委員長 ちょっとだけ、暫時休憩させてもらえますか。

（休憩 午後 4時35分）

（再開 午後 4時39分）

○柏木 剛委員長 再開します。

お待たせしました。一応話したんですけども、弁護士を呼ぶということについてはちょっと保留しまして、あくまで弁護士は市に対するアドバイザーであって、最終的に判断したのは市であると。ということで、市は弁護士のアドバイスをどう受けて、どのように最終的にその国費返還は100対ゼロであるかというようなことを決めたのか、そこについての答弁を求めたいという、そんな格好で行いたいと思います。

○印部久信委員 委員長、ありがたい判断です、それで結構です。

○柏木 剛委員長 そういうことに対して、市側のほうからの答弁をお願いします。  
教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その、弁護士に相談してアドバイスについてでございますが、その内容については、今、記録したものが手元ございません。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 記憶の範囲で結構です。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 記憶がもし間違っと思ったら大変失礼かと思いますが、今そのアドバイスを受けて市のほうで判断したわけなんです、その細かい資料については今持っていない。それで、そのアドバイスによって、適正な判断をさせていただいたと認識しております。

○柏木 剛委員長 それは、ちょっと答弁になってないと思います。どんなアドバイスを受けて、その結果市がどう判断したかですから。市がどう判断したかの内容が問題ですので、市が判断しましただけじゃわからないと思いますが。  
教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 本当に申しわけございません。確かな記憶ではございませんが、判例も例を挙げていただいた中でアドバイスをいただきました。その具体的なところが本当に記憶にございませんので、それによって市のほうで協議させていただいて、そういう結果になったということでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういう弁護士さんのアドバイスで、100対ゼロを受け入れたということやの、まず。その、100対ゼロで受け入れたときに、部長はこのお金の返還をどのような形で返還したらいいかと思われましたか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然、南あわじ市のあらゆる方法に従って払うべきというような第一に思ったわけでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 特に担当部長で、第一線で議会でも答弁し、業者とも話し合いをしようと思われるんよの。100対ゼロであったということは、あなたが業者に対して契約時に予想外の湧水があったといえども、業者に対してそういう現場の状況を説明してあったと思うねんの。結局、結果思わぬ湧水が出たと。そこで、弁護士さんに相談したとき100対ゼロであったと。この998万2,000円の返還について、あなたはこのお金をどこから捻出したらええと思たんで。あなた個人の責任は、どんなように思われたんで。これはもう仕方ないわ、市に言うて市から出さんと仕方ないなと思たんか、あなた自身はどんな責任を感じましたか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 一生懸命これに携わらせていただいたわけですが、そういう技術面のところ予想外のことであったと、大変力のなさ、その点についての力のなさについては大変反省をさせていただきました。

○柏木 剛委員長 どこから捻出すればいいかという質問がもう1つあったと思うんですけど。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほど申し上げましたように、市の規定に倣って支出するべきと考えて、こういった結果になったわけでございます。



○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 市の規定に倣ってということを今言われましたが、国費返還をするようなそういう失態があった場合、市の規定に倣ってというその市の規定というのはどういう条例か、何か規則か、バックボーンがあるのか、それに一遍説明してくれますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 説明の仕方がまずく、誤解を招いたかと思います。規定というよりも、この財務関係、そういった関係に照らし合わせての支出を考えました。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 言いよることわからんな。市の規定と言うてみたり、市の財務関係に照らし合わせていうて、これはあれでしょ、国費返還やいうことがあった場合は、市はどういうふうに対応するかということは、どこかに何かに書いてなかったらそれに基づいて対応できないんでしょ。何か、それをするためのものがあるはずやと思うねんけどね。それでないと、これ手探り状態であれですか、市長、副市長、担当部長が集まって、今回こんな国費返還があった、さあその金どこから出したらええんかな相談して、ああここに金ある、ここからいけということでやっとするんですか。何かルールがあるでしょ、何かルールが。何かのルールに基づいて国費返還しとんのでしょ。何にもルールがないところから、いわゆる鳩首会談をして財源はここにしよう、どういう方法でしよういうていうことは、いわゆる関係者が鳩首会談を行って決めたんですか。何かルールないんですか、ルールが。財務部長、何かルールがあってやってるんでしょ。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） これは国庫補助金でございますので、当然国の法律、補助金等の適正化に関する法律に基づいて返還をしております。22年度に、国庫補助金は受け入れをしておるんですが。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 国の法律に基づいて国庫補助金の返還をしとるのは、それはわかっとる。南あわじ市は、こういう場合には、国庫補助金の返還やいうことがあった場合には、

どういうルールに基づいて、どういう財源から返還するよなというルールがあるんですか言いよんねん。行き当たりばったりで関係者が鳩首会談して、今回はここから払わんかいうてやりよんのですか。それとも、何かのルールがあるんですか言いよんねん。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 先ほど、財政課長が言いかけたんですけども、22年度にその総枠の補助金をいただいておりますので、その補助金が一般財源として繰り越しをしております、23年度に。その中の、補助金をいただいた部分のうち、990何万円を支出したということですので、これはさっきの適正化法の返還命令に基づいて、そのいただいた部分のそれだけは実施されてないということですから自動的に返還すると。先に何千万円かいただいておりますので、何千万円の部分の事業が全て完了しとったら返還することはないんですが、そのうちの一部ができてないということで、もらいすぎやということで、その財源をもってとりあえずは返還しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長言われたように、その時点ではできてないからその財源を返還した、それでええ。しかし、結果的には皆できた、予定どおり。そうでしょ。だから、返還したお金もどっかから払とるわけや。その998万円部分を、建設事業費から削って返還したんなら、南あわじ市は事業の中から削ってしたら痛くもかゆくもないわけ。しかし、当初言いよったものができとるわけ。ということは、最終的にどっかからその998万円のお金を出してこんことにはものができてないわけや。そうでしょ。それでね、今、部長は一般会計へ入ったお金を一般会計から返したと言われたでしょ。そんなら、この決算書から見ますとね、決算書あるいは私どもの今までの質疑においては、この998万円は人形浄瑠璃館基金の中から返還したと私ら答弁受けとるんですが、それは間違ってますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのような答弁をしております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたらね部長、今、部長は国費返還は一般のお金から返した、最終

的にものができる、それで、今、部長はこんなら人形浄瑠璃館基金から返還した。これ、全て市のお金といえば市のお金やけど、出口が違う、出口が。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 要は、先ほどは国庫補助金をいただいた分の返還をしました。そういう説明をしました。要は、その穴埋めを何でしたかと。1つは、そのみなと振興交付金というのは、要は防災施設の部分でやっておりますので、その穴埋めは、先ほど教育部長は基金でと言いましたが、当然その部分については、合併特例債起債でカバーをしております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますとね、私どもは今まで部長からの答弁と、財務部長からの答弁を聞きますと、どっちが正しかったんかになってしまうんやな。今まで岸上部長の言いよったことは、適当なことを我々に言いよったわけや。それで、私は人形浄瑠璃館基金から出すやいうのはおかしいと。ですから、私は冒頭、事業主体はどこですかと聞いたんはそのためや。そうでしょ。市が事業主体なら、返還は一般会計なんや。そのために事業主体はどこですかと聞いとんねん。事業主体が市であるのに、何で人形会館建設基金から返還するのかなど。これは、あれはあくまでも目的基金でしょ。そんなところから出すのはおかしいと思ってまた言おうと思とってんけど、今、部長の話聞いたらその問題はある意味では解消しとんねん、ある意味では。それが当たり前なんや。そうでしょ。

そんでね、そこで私が聞きたい、結局わかりました、一般会計から出とると。そしたらね、ここのこの決算書で淡路人形浄瑠璃館基金から五千何百万円出費し出てると思うんですが、この五千何百万円からのこのお金の使い道はどこですか。この998万2,000円はこの中に入っていないんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 先ほど、財務部長が答弁させていただいたように、合併特例債というようなことで、私先ほど言いましたのは、先ほどはもう訂正をさせていただいて、どうも申しわけございませんでした。それで、合併特例債というようなことで、この基金は、今おっしゃられた返還のほうには入っていないということでございます。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 合併特例債は95%の充当率ですので、正式に言えば95%は起債の対象です。5%どこから出たんやということになりますと、その基金から充当をしております。ですから、南あわじ市の一般財源を使わずして、人形座を建設するという当初のときの取り決めとして、一般財源については出してないというふうに理解しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 部長、合併特例債を使つとるから一般財源から出してないというの、これもおかしな話やな。998万2,000円のうちの33.5%は一般財源ですよ。そうでしょ。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 当初、人形会館を建設するという中で、みなと振興交付金と基金とで建設するという計画でございました。みなと振興交付金の要は防災施設の部分という中で、合併特例債を活用するということを途中で決めて、そういう形にさせていただいた経緯がございますので、そうした形をとらせていただいたと。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、財務部長よ、結局これはもう市長も副市長も岸上部長も、このお金についてはもうこんなこと今まで岸上部長が言いよったことについて、副市長も市長もそれはその財源は違うぞ、ここからやぞということのを誰も言えへなんだん。今、部長が言うて初めてこれを知ったんや。ということは、この998万2,000円の国費返還よ、結局担当部とか市長、副市長はほっといて、部長が一人でしりふきしよったということか。誰も知れへんやないか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） いや、そういうことではございません。市長、副市長、担当部のほうについては、そうしたみなと振興交付金の裏の防災施設の部分については、合併特例債を活用するということについては御存じかと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはわかっとなるよ、部長。しかし、今まで何人もが質問したときに、岸上部長が淡路人形浄瑠璃館基金から出してますとかいう発言したけど、ほかの人は何にもそれは違いますよという訂正はなかった。皆間違いだらけそのままいきよって、実際その後始末しよるのは部長あんなだけで、皆何にも知れへんのやな。そんなことでええの。誰も知れへんのや、この南あわじ市のお金の動きを。そんなばかなことありますか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本環） 最低限、その建設の担当しとる者については、十分承知のことやというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いいや、そんなようには見受けられらん。委員長、もうちょっと聞きたいんで、もう時間もきたしました皆に迷惑かけるの、できたら暫時休憩してもうて、あと残りもう少し新たな日にやってもらうか。やってよろしい、皆に申しわけないと思うて。

○柏木 剛委員長 お諮りします。

審議の途中ですが、本日の審査はこれまでとし、次の審査は来週9月18日午前10時より開催したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれで終了します。

本日はお疲れさんでした。

（閉会 午後 4時57分）

# 決算審査特別委員会会議録

日 時 平成24年 9月18日  
午前10時00分 開会  
午後 3時51分 閉会  
場 所 南あわじ市議会議場

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（18名）

委 員	長	柏 木	剛
副 委 員	長	熊 田	司
委 員	員	久 米 啓	右
委 員	員	谷 口 博	文
委 員	員	森 上 祐	治
委 員	員	原 口 育	大
委 員	員	出 田 裕	重
委 員	員	川 上	命
委 員	員	阿 部 計	一
委 員	員	印 部 久	信
委 員	員	小 島	一
委 員	員	砂 田 杲	洋
委 員	員	蓮 池 洋	美
委 員	員	北 村 利	夫
委 員	員	蛭 子 智	彦
委 員	員	登 里 伸	一
委 員	員	長 船 吉	博
委 員	員	廣 内 孝	次
議 長	長	楠	和 廣

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長 高 川 欣 士

次	長	阿	閉	裕	美
課	長	垣		光	弘
書	記	川	添	卓	也

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
市	長	中	田	眞	一
総	務	瀧	本	幸	男
財	務	土	井		環
市	民	入	谷	修	司
健	康	藤	本	政	春
産	業	興	津	良	祐
農	業	松	下		修
都	市	山	崎	昌	広
下	水	道	上	光	明
教	育	岸	上	敏	之
市	長	橋	本	浩	嗣
総	務	林		光	一
選	挙	細	川	貴	弘
管	理	久	田	三	枝
委	員	小	坂	利	夫
会	書	早	川	益	弘
記	長	神	田	拓	治
財	務	垣	本	義	博
部	次	岩	倉	正	典
次	長	太	田	孝	次
市	民	馬	部	総	一
生	活	大	瀬		久
部	次	原	口	幸	夫
次	長	喜	田	憲	和
長	兼	佃		信	夫
農	業	松	下	良	卓
委	員				
会	事				
務	務				
局	課				
長	長				
市	長				
公	室				
課	長				
総	務				
部	総				
務	務				
課	長				
総	務				
部	防				
防	災				
課	長				

総務部情報課長	富	永	文	博
総務部ケーブルネットワーク淡路所長	土	肥	一	二
緑総合窓口センター所長	片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長	岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長	柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長	榎	本	輝	夫
財務部財政課長	神	代	充	広
財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長	藤	岡	崇	文
市民生活部収税課長	福	原	敬	二
市民生活部生活環境課長	高	木	勝	啓
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	眞	由美
国民宿舍支配人	北	川	満	夫
農業振興部農林振興課長	松	本	安	民
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道加入促進課長	松	本	典	浩
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	大	谷	武	司
教育部生涯学習 文化振興課長	山	見	嘉	啓
青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局課長	小	谷	雅	信



## II. 会議に付した事件

### 付託案件

1. 認定第 1 号 平成 24 年度南あわじ市一般会計決算の認定について…………… 3 4 0  
(2) 歳出について…………… 3 4 0
  - ⑧ 教育費…………… 3 4 0
  - ⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書…………… 3 5 9
- (3) 財産に関する調書…………… 3 5 9
2. 認定第 2 号 平成 23 年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について…………… 3 7 6
3. 認定第 3 号 平成 23 年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について…………… 3 9 4
4. 認定第 4 号 平成 23 年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について…………… 3 9 4
5. 認定第 5 号 平成 23 年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について…………… 3 9 9
6. 認定第 6 号 平成 23 年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について…………… 4 0 5
7. 認定第 7 号 平成 23 年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について…………… 4 0 6
8. 認定第 8 号 平成 23 年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について…………… 4 1 4
9. 認定第 9 号 平成 23 年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について…………… 4 1 5
10. 認定第 10 号 平成 23 年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について…………… 4 1 8
11. 認定第 11 号 平成 23 年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 4 2 1
12. 認定第 12 号 平成 23 年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 4 2 2
13. 認定第 13 号 平成 23 年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 4 2 2
14. 認定第 14 号 平成 23 年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について…………… 4 2 2
15. 認定第 15 号 平成 23 年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について… 4 2 3

16. 認定第16号	平成23年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について	436
17. 認定第17号	平成23年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について	436

### Ⅲ. 会議録

# 決算審査特別委員会

平成24年9月18日（火）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 3時51分）

付託案件

1. 認定第1号 平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について

(2) 歳出について

⑧ 教育費

○柏木 剛委員長 おはようございます。

それでは、9月14日に引き続きまして、決算審査特別委員会を開催します。

認定第1号、平成23年度南あわじ市一般会計決算の認定について、10款教育費、266ページから337ページの質疑を行います。

それに先立ちまして、14日の日に、ページ296の償還金の件で発言を求めたいという印部委員からの申し出がありましたので、最初に指名します。

印部委員。

○印部久信委員 3日前にもなるので、ちょっと質疑の内容もまた整理せんといかんですが、委員長どないですか、今までのこの返還についての質疑を聞いていてですね、委員長、私はどうもこのままではらちが明かんように思うんですね。どうですかね、委員長、副委員長、一遍相談してもらって、100条委員会の発議でもやってもらって、もう一遍ゆっくりと精査したいと、私は思うんですが、委員長はどういう判断されますか。

○柏木 剛委員長 100条委員会を発議するとなれば、本会議の議決も必要ですし、私の考えとしては、特に時間を区切るつもりもありません。まだ質疑が足りないのであれば、決算委員会の範囲でもう少し質疑を継続してもらいたいと。そこである程度平行線、らちが明かない、納得いかないという話が残るようでしたら、また改めてそれをまた考えたいとは思いますが、いずれにしてももう少し、らちが明かないと言いながらもやはりまだまだ質疑が足りてない部分があるかと思しますので、質疑を続けてもらいたいと。その上でできれば判断したいと、そんなふうに考えております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 委員長がそういう判断ですので、私も決算委員会のメンバーとして、委員長の判断に従っていきたいというふうに思います。

3日前の質問があつて、3日前やったんでちょっと私自身も頭の中が整理できてませんので、確認の意味も込めてお聞きしたいと思います。

まず、第1点、この業者と契約をしたということで、そのときに業者との契約書の中で、履行遅延とか違約金について、どのような契約をされとったかということをお伺いしたいと思うんですが、そのときの答弁ももう一つはっきり私には理解できてませんので、その辺の答弁からひとつもう一遍聞かせていただけますか。

○柏木 剛委員長           この件は先日も質問があつたと思いますので、簡潔にひとつ答えてもらいたいと思います。

教育部次長。

○教育部次長（太田孝次）           履行遅延の場合の損害金の関係なんですが、請負契約の約款に示されております。その内容は、原因が乙、業者の責任に帰する場合は甲、市は乙、業者に損害金を請求できるというふうに明示されております。

以上です。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           損害金を明示することができますということを契約書にそこまでしか書いてないんですか。具体的には書いてないんですか。私はね、ちょっとこの公の団体と業者との契約のひな形、これ2通ちょっと出してもらって見てたら、ある一つの一方のものには具体的に、甲は賃貸日数1日につき、請負代金の1,000分の4に相当する額の違約金を請求することができるというふうに書いてあるんですが、今の次長の答弁では、この数字が具体的になかったように思うんですが、今回の人形会館との契約には具体的な数字が出てないんですか。請求することができるんですか。

○柏木 剛委員長           教育部次長。

○教育部次長（太田孝次）           この契約書の中に、（請負代金一部分引き渡し分）掛ける年10.75%掛ける遅延日数というふうに記入されております。

○柏木 剛委員長           印部委員。

○印部久信委員           そしたら、具体的に今回の事業の遅延日数掛ける年10.75%掛けた場合は、どういう数字になりますか。

○柏木 剛委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） ちょっとその件に関しては、今この金額を即答、計算まだできておりません。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 審議中に計算しといてください。

そしたら、岸上部長にお伺いしますが、この事業費ですね、人形会館の建設の事業費の補助金ですね、こういう国からの事業に対する補助金というのは、期首に全額補助金が入ってくる場合と、工事の進行時において、一つの区切り区切りに工事の進行状況を国に報告して、報告に基づいて補助金を申請するという方法があるとのことですが、人形会館建設資金の補助金についてはどちらのほうだったんですか。これは。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今言われた後のほうで、その都度申請をして補助金をいただくことになっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういことですね。そうなりますと、南あわじ市は、これは何月何日時点で工事の進捗状況の一区切りついたときに、国に対して補助金を申請した。この金額がもう話がわかりやすいように、仮に5,000万円なら5,000万円申請したと。それで、国から5,000万円の補助金がおりにきたと。たまたま国の会検が南あわじ市に来たと。その会検の結果が、いわゆる市から補助金申請していたのと違ったということですね。結局これは。そうでしょ。ということは、市は工事ができておる5,000万円の補助金申請した。1,000万円余分であったということは、市は国に対して補助金の水増し請求が発覚したということやの。このことについて、私の言うことが間違ってるかおうとるかだけ言うてください。そうでないとね、私も間違ったことをそのまま質疑してますとね、とんでもないことになるんでね、一つずつ確認したい。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その言葉がおうとるかどうかいというのは私も判断しかねるんですが、考え方としてはそういうことが。

ただ、会計検査のときのことをもう一度確認させていただくために言わせていただきます。そのときに、実は補助金が2,880万円であったわけです。会検対象の事業が。それで、市の考え方はその補助金の部分以上を3,000何百万だったんですが、クリアできてます。それで、その年度の対象は、事業費が5,000万円超えとったんですが、その分については次年度に施行して、できるという判断を上部団体と協議しながら進めとったわけなんです。それで、会計検査が4月に来たときに、会計検査員と私どもの考え方の相違で、その補助金だけ分工事をクリアしとったんではだめですよというような解釈の違いで、先に渡した900幾らの分は戻していただきたいというような結果になったわけなんです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これね、部長、我々も確定申告してますね。税務署とのときにはやりとりすることがあるんですね。見解の相異ってというのはちょいちょいあるん。見解の相違があつたとしても、国費を返還したということは、簡単に言えば黑白どちらかという黒を認めたということやの。我々も税務申告で税務署でいろいろやりとりする。結局しかし税務署の言われるようなことを、延滞金払って追徴税金を払ったということは、我々が非があつて認めたということやの。そうだ。ということは、会計検査することによって、見解の相違があれ、返還を認めるということは市に瑕疵があつたということやの。違いますか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） そのこの考え方が違つとって、今言う瑕疵という言葉になつてくるのかなというように思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、これらの工事の進捗状況とかそういうものは、実際の話、市の担当者が把握できる問題では、私はないと思つとるんです。市ができるんならね、設計図から、いわゆる事業の工事中の監理、監督も市がやれるはずや。そのために設計士さんに設計士代を払い、監理委託料を払ってお願いしとるんや。市が、担当者が皆素人ばかりでそんなことできるはずがない。そうでしょ。ですから、市がその時点で国に補助金

申請した場合は、工事関係者と設計監理者とも十分協議して国に出しとるんでしょ。補助金申請書類を。市が単独で出しとるんですか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 当然おっしゃるとおりで、まず出す前にもその関係する機関に確認をしてからも提出をさせていただきます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますとね、ずっと言いよるように、市が全て1,000万円の瑕疵があったんですかって。工事請負業者も瑕疵がある。設計士さんの施工監理にも瑕疵がある。そういう状況下に置いてよ、何で100ゼロに市になるんですかいうねん。私は。そこがわからんねん。皆部分的に負担したらええやないか。そしたら。皆瑕疵があるねん。市が何でその100%瑕疵をかぶらんといかんのですかっていう。皆お金出して雇ってやる人でしょ。設計士さんであろうが業者であろうが。何で市が100%瑕疵かぶらんといかんのですか。その理解ができらんねん。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） その点につきまして、弁護士にアドバイスをいただいて、その結果がそういうことでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私もね、部長がそう言いますんでね、ある法律の方に相談したんです。電話ですからね、こういうことを言うんです。まず、印部さん、契約書はどうなってますか。まず契約書はどうなってますか。それと、市が業者、あるいは設計監理業者に対してどのような請求をしたんですかって言うんですね。部長は、今弁護士さんに相談したら、そういうことでありますと言うねんけど、そしたら市は、国から998万2,000円の補助金返還が来たときに、市は設計監理者と業者にこのことについての返還はどういうように具体的に協議しましたか。

○柏木 剛委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　そういう経過を申し上げて、今までの契約内容も確認した上で、市として最終的に判断をいたしました。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　ですから、国から国庫返還の補助金の返納について、電話でけえへんでしょ。正式な文書で、市に対して国庫補助金の返還を求めてきたんでしょ。市は、業者と設計監理者に口頭で話したんですか。文書で請求したんですか。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　その日までは今記憶ございませんが、当然会議の中で、月に数回定期的な工程会議がございますので、その機会に話をして協議をさせていただきました。

○柏木　剛委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　私はとにかく何回も言うてもあれやけどね、業者も設計監理者も皆それなりの責任を担ってやっとなってよ、何で市だけが100%払わんならんのか、どない考えても不思議で、そんだけ市はこの事業発注に対して後ろめたいところがあったんか、瑕疵があったんか。そしたら、市が工事費契約の中において、この我々のわからんところでどんなような話し合いしとったんよ。我々はもう表の契約書だけで判断せんしょうがない。あんた方は裏で、工事ができらん場合は随契で増築工事して1億数千万円も出しました。事業がおくれました。ああそれは国庫補助金、返還は全部市でかぶります。そんなばかなことで何億円もの公費を使って事業をしいんですかって言うねん。私は。そんなばかなことやったら、高い月給払ってる担当部長は要らんでないか。だれでもできるの違うの。何を考えてるのかっていうことや。税金やぞ、これ。そんな税金の使い方でええんですか言うねん。私は。どないですか。

○柏木　剛委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　我々も真剣にその都度都度取り組んでおりました。ですから、結果としてこういうふうな形になったわけでございます。

○柏木　剛委員長　　印部委員。



○印部久信委員 何回言うてもこれはもう堂々めぐりですけど、これはもうやっぱり市の最高責任者である、これはもう市長名でやるねん。市長の一遍見解というかね、答弁を一遍聞かせてもらいたい。その答弁によって、やっぱりこれは委員会で考えないといかんと思う。ちょっと委員長、すみませんけどね、市長の一遍答弁聞かせてください。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。中田市長。  
市長。

○市長（中田勝久） 先般来、このみなと振興交付金の受け入れ、そして998万1,350円、この返還について、印部委員からいろいろ御質疑、御質問がありまして、担当のほうからその都度説明を申し上げていたところでございます。

実は、金曜日の日に、土井本部長がこの財源、また後の事業執行に対しての財源内訳等々、合併特例債というようなお話をさせていただきました。この件については、私も非常に責任の一端もあるということで、部長を含め関係者と、十分そういう中身について間違いがないか繰り上がって調査していただいた報告を受けますと、土井本部長が金曜日に申し上げた内容のとおりでありました。当然、今いろいろ御質疑なり、または答弁していただいている中身については、当然、私どものそういう対応、この部分に不足な部分があったことは否認しません。

また、説明の中におきましても、不足する部分もあったというふうには思います。そのようなことから、私どもも大変申しわけなく思っておりますし、今回のこの事業に対しましても、今後このようなことがないよう、十分担当部においても、また関係するところにおいてもいかならない対応をするよう指示をし、今後そういうものも当然していきたい。このように思っている次第でございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 市長、私は思うんですけどね、これ、南あわじ市職員五百数十人、皆一生懸命やりよるんですね。今回のこんな税金1,000万円もの無駄遣いが起こった。今までの答弁においても、極めて不誠実な答弁を行ってきた。こんなことをそのままいっとったら、他の幹部職員、市の職員の士気の低下になると思うんですね。やっぱりこれは組織として、これはもう私が言うのは気の毒やけど、それなりのペナルティーっていうもんは皆甘んじて受けてもらわんといかんと思うんですね。こんなことがそのまますいすい通るんやったら、南あわじ市の職員、一生懸命やんのがしんどなってくるで。これ。やっぱり私は、市長、処罰の重い軽いはともかく、それなりの関係者のやっぱり処罰ってい

うのはある程度していかなことにはいかなのではないかと、私は思うんですがね、いかがですか。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 処罰という言葉ですがなかなかそうはいきませんので、先ほど申し上げたとおり、強い指導、指示を行っているところでありますし、今後もその怠りのないようしていきたいと思っております。

○柏木 剛委員長 そういうことで、この件については市長からの一種の謝罪と今後の再発防止ということで、この件はこの辺で終わらせていただいて、ほかの質疑に移ります。ほかに、教育費でございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 297ページの市民ふれあいコンサート委託料ということで、この中身を説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 委員御質問の297ページ、委託料の市民ふれあいコンサート委託料100万円の使用の内容なんですけども、昨年11月27日に、ハートふれあいコンサートということで、南あわじ市の文化体育館のほうで約700名のお客様にお越しいただいて、無料なんですけども、これが出演団体が関西21世紀交響楽団約50名の方々による演奏会を実施しております。主催につきましては、南あわじ市及び音楽によるまちづくり実行委員会で開催しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 音楽によるまちづくり実行委員会ということなんですが、これはどんなような団体なんでしょうか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 昨年の9月に設置したわけなんですけども、南あわじ市の活性化委員会、この委員会からの提言を受けて、南あわじ市においては音楽に

よる文化のほうの推進が少し滞っている、おくれてるのではないかという観点の中で、音楽によるまちづくり、いわゆる市民の文化の高揚を高めるために、こういった委員会が設置されました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 活性化委員会というと、先日もちょっと附属機関かそうでないのかというようなこともあったんですが、活性化委員会で決められたことを予算を伴って実行したということですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） はい。そういった音楽によるまちづくりを推進すべきやというふうな御提言をいただいて、その中で、実行委員会のメンバーについては市の広報のほうで公募させていただいて、十数名の方々による委員会が設置されました。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということですか。一つ思うことなんですが、100万円という予算で音楽行事を委託をしてやったということなんですけれども、こういう音楽に取り組む団体というのはいろいろあるわけなんですけど、そういった団体が音楽的な企画をする場合、市の助成なり補助というのは何かあるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 現在、任意団体の活動における支援というのはございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 兵庫県なんかは、いろいろ地域応援事業とか活性化事業というようなことで、いろんな団体に呼びかけて、手上げ方式でそういった補助、助成をするということをやっておるわけですが、南あわじ市にはそういう手上げ的な助成というのは何かあるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 現在ございません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この活性化委員会もそうなんですが、割と、あるグループというのか、特定の方の事業提案によく予算がつくというふうな話もあるわけなんですけども、それはさておいて、その手上げ方式の事業方式を採用してない理由は何でしょうか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） そういった住民の方々のニーズですね、このあたりの把握はまだ十分ではなかったのかなという観点。それから今、委員のほうから申されました、兵庫県のほうを地域づくり活動応援事業助成金、これは、こころ豊かな美しい淡路推進会議というのが母体らしいんですけども、そこでは手上げ方式の企画立案して、プロポーザルで審査を受けて助成金をいただいているというところで、県のほうがそういった事業費をつけていただいてやっていると。そういう費用を南あわじ市の人も活用いただいてやっていただくというふうなことに、本当にありがたく思っております。市でやらなくても、そちらのほうでやっていただいているというふうな部分で感謝しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 兵庫県の場合は、そういうふうに幅広い方々に事業が助成がおきるような仕組みがあるわけなんですけども、南あわじ市の場合は、何かいろいろ委嘱をするに当たっても、活性化委員会もこれは委嘱制度でやると。広報で公募したというようなことなんですけれども、その市が主催したものですわね。市の主催ということでやられとることにはすぎない。幅広く市民が手を上げる仕組みがないというのは、やはりちょっと偏っているという印象が強いわけですね。兵庫県の今おっしゃった地域応援事業というふうな以外にもくにうみ協会などもそういう金額が少し小さいようなんですけれども、5万円とか10万円とか、こういう地域活性化事業というふうなことにに対して支援する体制というのものもある。県には幾つかプログラムがあるわけですが、市にはそういう特定の方がやりやすい、逆に、そういう特定のグループや団体に入っていないとやりにくいというようなことも結構聞かれるわけですが、この点、現状を変えていこうという考えはおありでしょうか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） やはりそういった住民の方々のニーズ、このあたりの多さ、それから現状、こういったところも検討しながら、今後必要があればというふうな中で調整はしたいとは思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 県がよりオープンであり、市がクローズであるという印象なんですね。もっとオープンにしたほうがいいんじゃないでしょうか。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 競争資金のことについて、手上げ資金、あるいは競争資金等よく言われておりますけれども、これは国・県におきまして、パーセントはいろいろなんですけども、最近は100%補助というのが多くなってきております。これらにつきましては、みずから申請書を書き、みずからスタッフを集め、みずからプレゼンに参加すると。あるプレゼンでは、前に一般の方、あるいは申請の方が五、六十人、審査員六、七人並んだ中で、10分、20分のプレゼンをしながら、競争率のあるものを取りに行くというような形がここ数年ほど前から、いわゆるばらまきではなくて、やる気のある方々にそういう補助金を率先して支給するという制度ができてきております。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いわゆる選択と集中というようなこともあるわけですが、やる気のある方を育てることが大事というか、幅広くですね、何か特定のグループに入らないとなかなか助成はおりないということをやっぱり改善せんとあかんというように思うんですね。

先ほどの県の助成を受けている南あわじ市の団体というのは何団体ぐらいあるんですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 現時点で、その採択を受けた今年度の分もちらっとは見たんですけども、今手元に持っておりません。恐らく南あわじ市のほう、全てで

17団体ほど申請されたと思います。うち数団体が南あわじ市で、結構南あわじ市のほうは多かったと記憶しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうやって、県は南あわじ市の団体、住民団体、グループを育てていこうという考え方が出てると思うんですよ。確かに南あわじ市にはそういう考え、せっかく県がやってくれるからええというんじゃないくて、身近にある南あわじ市は南あわじ市の市民の運動をしっかりとサポートする。支えていくと。これは必要なことと思うんですね。県任せではいかんと思うんですよ。そのために南あわじ市が市民を支えるためにもあるわけでしょ。南あわじ市というのは。県にお任せではないですよ。当然やらなあかんと思うんです。

それから、先ほどの競争型提案ということでは、アジア国際子ども映画祭、これも文化庁のプロポーザルでたしかやってると思うんですよ。これはないですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） おっしゃるとおりです。

○柏木 剛委員長 ちょっと申し上げます。

あくまでこれは決算ですので。

○蛭子智彦委員 予算のことにかかわって言っとるんです。

○柏木 剛委員長 だからそれに限って、ほかにも質問したい方がたくさんおりますので、できるだけ聞きたい観点だけをもう絞って、できるだけ簡潔に質問を。

○蛭子智彦委員 確認しとるんです。

○柏木 剛委員長 これに関係したことですか。

○蛭子智彦委員 関係した分で今確認しとるんです。

このコンサート委託料がですよ、この手上げ方式ではない実行委員会での、この活性化委員会とも関係してきてる事業としてやってきてるわけでしょ。

○柏木 剛委員長 続けてください。ただ、時間は有限ですので、できるだけほかの人にも質問のチャンスを与えるようにお願いします  
どうぞ。

○蛭子智彦委員 そんなおかしなことはない。ちょっともう一回確認しときますけども、また、実際にどんな事業メニューが県として持っているかというのをもう一回調べていただけますか。よろしいですか。委員長。それを調べていただいてね、県はどんだけ支援をしてくれとるのか、国はどんだけ支援をして競争型提案で南あわじの事業を応援しとるんかね、これも大体数字を出していただけますか。

○柏木 剛委員長 ちょっと答弁だけ。課長答弁。  
生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 国においてもかなりの事業数があるかと思えます。ちょっと時間がかかるかと思えますけども。

○柏木 剛委員長 ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員 私も先般この事業に対して非常に盛況であったと。南あわじ市のほうでも、これはぜひ継続していただきたいというような、私、そういうふうなことを聞いてるわけですが、まず、田中正平先生の経歴というか、ここらをちょっと、私の言いよることはこの辺に対してよ。まあ聞けや。田中正平ちゅう者は南あわじ市出身で、そういうふうな私は音楽でまちおこしをしてほしいって言いよるだけの話や。

ほんでな、違うわい。何を言うの、副市長おまえ。南あわじ市に音楽ホールがあるんですか、ないんですかいうことを聞きよるだけでか。

○副市長（川野四朗） . . .

○谷口博文委員 だから、洲本市はあんねんけど、南あわじ市は今後音楽ホールを設置して、庁舎跡とかいろんなことで活用して私はやるべきやと思うねんけど、私が蛭子議員、あんなんだったらかまんでよ。私やったら質問に一々茶々入れてやな。どないいうことよ。

まず、副市長、まずは聞いてくれ。蛭子議員だったら、あれだけどんどんどん突っ込んで、私の質問だったらおかしいっていうのはどないいうことなん。まずそれに対して。まず私の質問が、何か不適切な質問がありましたか。

いやいや、こんなんは。違うよ。副市長よ、ちょっと私の質問に対して横やり入れ過ぎや、あんた。委員長。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、音楽でまちづくりを継続してやっていただきたいということなんでよ。やっていただけてるんですかという質問をしよるのよ。

○柏木 剛委員長 そういう質問であれば。  
生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 音楽によるまちづくり、これは本当に文化市民の文化意識を高める上で本当に必要なことかと思います。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は必要や思うんでよ、音楽ホール等は南あわじ市に、実際こういうふうな音楽ホールはあるんですか。

○柏木 剛委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（山見嘉啓） 音楽専用のホールはございません。代替の施設としては、三原公民館、西淡公民館のホールですね。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 今から庁舎跡地等々よ、かなりの公共の施設があいてくるんで、今後そういう学校の校舎であったり庁舎跡地にそういうふうなできたら、私は南あわじ市は立派な人がいてるんでやな、そのあたりをどんどんどん発信するような行政としての取り組みをしていただきたいという思いがあるんですが、副市長、いかがですか。

○柏木 剛委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） よく検討はしてみます。



○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうその今の回答が私はどうも納得がいかんねんけど、副市長。私としたら、市民の文化はやはりいろんなさまざまなそういうふうな市民の資質の向上というさまざまなことによって地域の活性化、まちおこしを私はすべきやと思いますんで、この辺は検討していただくっていうか、今後ともその辺を要望して、この件については終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 まず、275ページ、このクリーニング代についてなんですが、これは各ページにかなりでてますが、これ275ページ、72万8,959円、これはクリーニング代、細かい資料は見てないんですけども、この点についてどういうクリーニングをされておるのかお聞きします。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 275ページにつきましては、小学校の経費でございますして、小学校16校のクリーニング代でございます。クリーニングする物につきましてはたくさんございますが、例えば白布、それからカーテン、それから給食の衣服、そういったものでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと聞こえにくかったんですけど、もう一回お願いします。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） もう一度言います。

例えばこういう机にかける白布であったり、カーテン、それから給食の配膳をするときに児童生徒が着る物等でございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員           もう一つ、別の質問よろしいですか。

○柏木 剛委員長           はい、どうぞ。

○阿部計一委員           小学校中学校の校長の負担金ですかね、この校長会の負担金、教頭も出てるわけですが、この校長会の負担金はどういう使われ方をされておりますか。

○柏木 剛委員長           279ページですかね。  
学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富）       小学校中学校それぞれ、279ページには小学校、それから中学校がもうちょっと後になりますが、285ページの下あたりに出ているかと思いますが、たくさん校長会もいろんな上部団体等に所属しておりまして、例えば全日本校長会費であるとか、近畿中学校、小学校もございまして、校長会費であったり、県中学校校長会研究会費であったり、全淡等、そういうものに上部団体への負担金ということで支出しておるものでございます。

○柏木 剛委員長           阿部委員。

○阿部計一委員           ということは、南あわじ市だけの校長会だけの負担金じゃないということですか。

○柏木 剛委員長           学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富）       そのとおりでございます。今支出している上部団体が12ございます。

○柏木 剛委員長           阿部委員。

○阿部計一委員           教頭会も全国組織があつて、そういう負担をされておるんですか。

○柏木 剛委員長           学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富）       同じでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これは全国組織があるということで、そういう答弁をされるとこっちもちょっと聞きにくいんですけども、大体民間ですとやっぱりトップのそういう会議があれば、大体そこらで決まっていくと。副社長が乗り出して行って、また会をするやいうことはまああり得んことやけども、これはもう全国的にそういう組織があつて、毎年こういう予算をつけておられるということですか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 全国的にどの都道府県も加盟してると思います。

○阿部計一委員 はい、終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 271 ページですが、これの謝礼金として、登校対策専門講師謝礼と  
いうようなことが出ております。これはどのようなことをされたんでしょうか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 不登校等の適応教室が4教室ございますが、その適応教室で研修会等を持っております。その講師に対する謝礼金。また、その適応教室で通室生に対していろんな講座を開催しております。その講師に対する謝礼金でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと最後のほう聞きにくかったんですが、適応教室でやっていることというのは、子供たちにですか。それとも先生方にですか。あるいは保護者。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） この謝礼金につきましては、先生方の研修と通室生に対する講座等、両方でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 昨年度ですけど、不登校の状況はどうだったんでしょうか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 通室生につきましては、それぞれこれは流動的でございますが、各教室平均しますと3名程度でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 教室数は幾つだったですか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 4教室でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 川西市ですか、自殺した子供さんがおって、学校側から不慮の事故というような説明を受け入れてくれというような話があったようなんですけども、この不登校について、なかなかその適応教室行っている子供たちはまだしも、行けてない子供たちというような現状もあるかと思うんですけども、その不登校の状況というのはどんなようなことになっていきますか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 不登校につきましては、平成23年度で小学校で4名、中学校で36名の計40名でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この不登校のどういうんですか、何を持って不登校というのかというのはどんなようになってるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 長期欠席ということで、基本的には30日以上でございますが、その中で経済的な理由によるもの、それから病気によるもの等を除いたものが不登校でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、30日以上長期の連続ということかと思えますけども、なかなかこういう実態というのは学校側も今報告制度というようなことになつてくるようなんですけども、こういうのは適宜、教育委員会なりに学校側から状況報告というのはあるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 不登校につきましては、長欠30日につきましては連続ではございません。その年度で30日に達した時点で、人数に計上をいたします。毎月の報告を受けております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、平成24年にはどうなっていますか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 24年につきましては、現在持っておりますのが夏休みに入る前までのものでございますが、小学校で不登校が1名、中学校で13名でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、40名が13名に、それから中学校が13名、小学校が1名、これは減ったということで、卒業とかの理由で減ったんですか。

○柏木 剛委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 減ったといたしますか、7月末までの時点で30日に達したもので、先ほども言いましたように、経済的な理由、病気によるものを除いたものがそれだけあるということで、これから30日に達するものが出てくるということで、先ほど23年度を申し上げたのは年度末までの数でございます。

○蛭子智彦委員 終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書

○柏木 剛委員長 質疑はございませんので、質疑を終了します。

次に、款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費、実質収支に関する調書、ページは336ページから344ページまでの質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終了してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（3）財産に関する調書

○柏木 剛委員長 質疑を終了します。

次に、財産に関する調書、ページは345ページから353ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑はございませんので、質疑を終了します。

次に、一般会計全般についての総括的な質疑はございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 221 ページのアオリイカ資源増大事業補助金についてちょっとお聞きしたいんですけども、これは23年度、効果とかはどのように評価されてますか。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） 御存じのとおり、アオリイカ、ずっとウバメガシをずっと海に投入して、アオリイカの産卵場をつくるという事業を毎年実施してるわけなんですけども、漁獲量としては余り上がってきておりません。ただ、おいしいイカの王様と言われるぐらいのおいしいイカですので、その中で各漁師さんがそのまま近所まわりとかというようなことで、アオリイカ自体の数はこの事業の効果のおかげでふえております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 23年度のこれも事務事業評価シートを見てますと、まず目的については、計画については、産卵場の造成技術の開発とその効果の検証で、費用対効果のところ、チェック項目で見ますと、今あったように産卵状況については良好な成績を残せている。しかし必ずしも資源量イコール漁獲量にはつながっていない。もっと長期的な取り組みによるデータの蓄積が必要だと考える。自己評価はそれぞれ4になってます。それと必要性についても、今後も継続的に事業を行い、産卵巣の増加を漁獲量の増大へつなげていきたいということで、自己評価4にされてます。

最後のアクションプランで、25年度以降、予算措置は24年度で終了となるため、予算削減もやむを得ないとなっております。

事務事業評価は4ということはかなり高いと思うんですけども、それが24年度で終了となるので予算削減もやむを得ないというふうになるのは、これはどういうふうな流れでそういうふうになるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（早川益弘） アオリイカ、それとタコつぼもそうなんですけども、一応、南あわじ水交会から要望書が出てきます。要望書が出てきたからといって、ずっと毎年継続するというような予算の関係もございますので、一応22年から24年度まで3

年間という、一応の区切りをつけてやっております。

また、これからの25年度から、来年度からどうするかと。これはまた南あわじ水交會とも協議して、これを水交會は継続してほしいという要望がうちのほうにも上がってきております。これは今から水交會との協議。

このアオリイカに関しましては、淡路市水交會、淡路水交會も全島で漁協が取り組んでおる事業でございますので、できるだけ担当の課としては続けたいと。ただ、先ほど言いましたように、3年間の期間限定でお願いしてやってきた事業ですので、一応、24年度で一つの区切りやということで、そういうふうなことでそのほうは示させていただいております。

以上です。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 財政のほうにお聞きしたいんですけど、こういった事務事業評価というのは、毎年それぞれの部署でピックアップしてやられと思うんですけど、これの対象になる事業数というのは全部で幾らぐらいあるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 行政評価の対象事業数については1,500余りあったかと思えます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 年度によって、それぞれ抽出してやられと思うんですけど、そのローテーションとか抽出の基準みたいなものはあるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 特には設けてございません。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、自己評価で5点満点で4とかがついてる事業いうのもほかにもあるわけですが、そこら辺いうのは、今の話ですと、次また継続するかどうかい



うときの重要な参考資料だと思うんですけど、これは自己評価がごっつい低かったら、通常は打ち切るとか見直すとか。高かったら、継続なり拡充なりということやと思うんですけども、基本的なこの自己評価に対する評価というのは、どういうふうなスタンスで財政のほうは考えておられるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 財政課長。

○財政課長（神代充広） 財政課というよりは、行政評価については、委員会、内部の職員だけですけども、その委員会を設けておりまして、その中で二次評価を行い、最終決定をしております。それを受けまして、予算のヒアリング、今回の場合については、一応、当初から3年で終了ということにしておりますので、行政評価委員会のほうもそういった評価をしておるかと思えます。

今後、新年度に予算要求が出てくるかどうか、それはまだわかりませんので、出てきた時点で、その行政評価の結果も踏まえながら判断をしていきたいというふうに思います。

○原口育大委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 勤勉手当についてお尋ねをします。残業手当については、私はもう否定的な意見なんですけど、600人近い職員に、全員に残業手当を出すということは、これはまず一遍、管理職は残業手当がないわけですか。いやいや勤勉手当、失礼しました。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 勤勉手当は全員に出しております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 残業の手当についてはこの後ちょっと質問しますんで、勤勉手当は私も一般質問しましたが、今のところ継続していくんだというような話であったわけですが、これも数年前も宝塚の市会で住民監査が入ってね、それは今までの分はもう仕方ないと。しかし、あんまり不適當という判例があります。そういうようなことで、これはもう答弁いりませんが、勤勉手当についても、今後やはり全員が勤勉手当をもらうという

ようなことは、私はナンセンスや思いますんで、その点もまた考えていただきたいなと思います。

それと、この残業手当なんですけど、23年度の残業手当、総額でどのぐらいの金額になりますか。金額と残業時間、残業の単価。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 時間がちょっと今手元にはないんですけども、手当の総額につきましては、平成23年度が、これはちょっと内訳でいきますと、災害対応であったり、選挙の部分もあったりするんですけども、8,074万7,276円でございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 約8,000万ぐらいの、災害とかそういう選挙とかね、そういうのはそれはもう仕方ないと思うんですけど、これはもちろん管理職は残業手当はつかないんですわね。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） おっしゃるとおりでございます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 結局、残業をしておればね、これは勤勉やというような解釈する人もおられると思うんですけども、やはりいかに仕事を効率的に残業にかからんように、結局職員数も決して人口に比べますと、南あわじの、少ないやんいうことはないと思うんです。残業をなるべくせんようにやるんが、これは勤勉ということやと思うんでね、かなり無駄な残業が私入ってると思うんです。要領よく仕事する者と要領の悪い仕事やったら、これはもう当然残業になってると。その辺のチェックというのは、これはもう十分各セクションでやられてますか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 御指摘のとおりでございます。現在、所属長、時間外勤務手当については各課長等の所属長が命令をして実施するものでございますので、命令する

段には適切かどうかよく判断をして、まずそこで判断をしてやっております。

また、現在、ノー残業デー、毎週水曜日なんですけども、それについてはもう以前も原則的に禁止しておりましたが、本当に今年度は特に、去年度ぐらいから厳しく徹底しております。今年度については特に水曜日はもうしないというような、会議等、市民の方々の都合によって、どうしてもその日に開催する必要がございましたら、そういうようなことは例外ですけども、絶対しないというようなことも徹底しております。

また、休日勤務につきましても、振替を十分とっていただくなど、所属長のほうで厳しく指導するような形で、しております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 防災とか、その他いろいろな行事で出られて残業と、これはもうやむを得んと思うんですが、私言ってるのはそういう事務的な残業はいかにやっぱりチェックしていくかということが大事やと思うんです。特にこれまでの、先ほど印部委員の質問もいろいろありましたけども、私ども考えるところはあるところは一緒やと思うんです。やはりそういう委員会、本会議内の答弁を聞いておりましたが、やはりそれは全部の職員とは言いませんけども、こういうことを私のほうから意見が出るということは、やはり職員に対する全体的な不信感というものを私は持ってます。はっきり言って。けど、それはもう立派にやってる方がほとんどなんですけども、やはりそういうことはやはり世間に、そういう南あわじ市の職員というのはええことというのは案外聞こえていかないんですよ。そういうことで、そういう勤勉手当につきましても判例で違法ということで、宝塚なんか各自治体もそういうことをかなりもう勤勉手当は廃止していると。本当にやってる人に勤勉手当を出すというのはこれは当然やと思うんです。

そういうことで、今後こういうことを含めて、ひとつ市長に御答弁をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 最近、特に公務員のそういう勤務状況、給与体制、いろいろと一般企業なり一般人から見て指摘される部分が非常に多いわけでございます。私もそういう面では気にする部分もございます。いろいろと市民の方々、または当然委員の先生方の御意見も十分真摯に受けとめて、一つ一つ精査していきたい。このように思っております。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

再開は11時10分とします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時10分)

○柏木 剛委員長 再開します。

一般会計全般についての総括的な質疑はございませんか。

総務課長。

○総務課長 (佃 信夫) 先ほど阿部委員のほうから御質問あった件で、抜けていた件につきまして御答弁申し上げたいと思います。

時間外の額については、先ほど8,074万7,276円ということで申し上げましたが、総時間数が3万7,349時間でございます。これを時間単価に直しますと2,160円ということでございます。

それと、実際に時間外を支給した対象職員なんですけども、実際、管理職とか育休者とか出向職員が除かれますので、それを引きますと384人ということでございます。

以上でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 総括ということでお聞きをしたいと思います。

手元にこれ僕たまたま今、障害者計画を持ってるんですけども、毎年、この23年度を見てても、こういう計画を各部署でつくってると思います。23年度全部を洗い出したらどんだけつくってるかわからないですけど、例えばこれ1冊つくるのに、計画つくるのに、215万5,000円かかっているんですね。ぱらぱらめくっていると、これ200万円の値打ちがあるかどうかというのは見る人によって違うと思いますが、私は毎年言ってますけども、こういう計画も職員の方々自前でつくれるんじゃないかなと。たとえ国から義務でつくれという指令が出とったとしても、これぐらいなら市の職員の方々、もちろん委員会を立ち上げていろいろ協議をしていただいている。それは無駄じゃないと思うんですけども、これ最後、書物にするのにやっぱり200万、コンサルも入れて、こういう金額が毎年出てきてるんですけども、こういったところで切り詰めていこうという考え方はないんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、昨年度、健康福祉部におきましては、その計画書が三つも四つも作成する年度でございまして、なかなか普段の事務なり、やはり職員のその事務の状況いうたらかなり厳しいものがございまして、業者に丸投げというようなところではございませんけれども、内部的にはそのワーキングであるとか、そこら辺を十分しながら、最終的にそういう計画書になったというところで、職員もともに、また住民、そういう当事者ともにいろいろ考えを練りながら作成しとると。そういうところで御理解をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 例えば、ほんなら今、福祉部長答えていただいたんで、これの215万5,000円の内訳いうとどないなってるんですか。コンサル代、何ぼかかっているんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） ちょっとその内訳というのは今手元にございませんけれども、その200万全部がコンサルへの委託料でございまして。申しわけございません。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 障害福祉計画の策定におきましては、策定委員会を4回行っております。その4回の委員会のときの委員報酬として29万6,000円、それと計画策定の委託料として185万9,000円をお支払いしております。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 市内でお金回るとかという意見聞こえてきますけど、185万円は市外のコンサルですよ。

○柏木 剛委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい。市外のコンサルでございまして。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員        そういうことで、別にこれに限って言ってるんじゃないんですよ。まあいろいろありますわね。ほかにも。もうここで上げるまでもないと思いますので。これも3年後にまた第4次つくるともう書いてますし、どれぐらい変わるんかないうたら多分あんまり変わらないと思うので。

○柏木 剛委員長        福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子）        今回のその3期の分を検証しまして、次の4期にと結びつけていくと思います。今回は障害者自立支援法に基づいてということになっておりますので、第4期におきましてはどのように変わるかまだ私どものほうでもわかりませんが、また状況によっては大幅に変わるかもわかりません。それと今、地域移行が進んでおりますので、その辺の数値もかなり変わってくるかと思っております。

○出田裕重委員        もうこれで終わります。

計画をつくるための計画によく見えるんです。見えがちなんです。もう行政のこういう計画って。計画つくってからどう動くかというのが大事やと思いますので、その辺も含めて、最後、副市長に締めてもらいましょうか。毎年こんな10個ぐらいつくってるでしょう。

○柏木 剛委員長        副市長。

○副市長（川野四朗）        ある部分、出田議員と私も考え方同じなんです。できるだけやっぱり職員でできるところはやっていただくというのが、私らの原則にはしてるんですが、やはり先ほどの答弁にあったように、やっぱり職員の皆さん方が非常にお忙しいというようなこともありまして、なかなか法律的なものを全部洗い出してやるという話になってきますと、非常に事務が煩雑になってきます。そういうものもありまして、こういうような外部委託ということをやっておるわけでございます。できるだけこれからは少なくしていきたいなというような思いはいたしております。

○柏木 剛委員長        ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員        臨時職員と正規職員とをちょっと数字として示してほしいんですが、一番多いのは臨時職員が多いのは保育士、あるいは学校教員、こういったところが絶対的

には多いのかなと思うんですけども、実態はどのようになっておりますか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど、蛭子委員御指摘のあったように、もちろん保育所が一番多くて、あと学校関係であったり、あとはそれぞれの部署のほうに配属はされておりますけども、例えば数を申し上げたらよろしいのでしょうか。しばらくお待ちください。

○柏木 剛委員長 時間かかるようだったら、次の質問に移ってよろしいですか。  
一たん、次の質問の間、大丈夫ですか。  
福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 福祉課のほうでは保育所の人数なんですけども、24年の4月、今年度4月1日です。保育所のほうでは、嘱託、臨時職員、合計で116名がおります。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 教育委員会関係でございますが、嘱託職員が89名、臨時職員14名でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 全体があるのと、あと正規、臨時の状況ということでお伺いしたんですが。臨時職員だけではちょっとよくわからないんで。人件費を見ますと、例えば保育所而言えば、保育所の人件費はこの付属資料の70ページですけれども、4億5,346万6,000円が正規職員の人件費で、嘱託・臨時職員が2億6,800万ということで、この比率でいくと、例えば保育所而言えば、前のときに聞きましたら割と年齢の高い方、人件費の高くつく方が多くて、正規職員のね。臨時職員は若い人が多くて、その正規職員と臨時職員等の数は臨時職員のほうが多いというふうに、前回もそういう答えがあったのは聞いておるんですけども、もう少し説明をいただけたらと思います。

○柏木 剛委員長 正規職員数が出れば割合が出ますね。保育所に関しては。  
福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申しました24年4月1日では、180人のうち正規職員が64名、嘱託・臨時職員が116名となっております。

○柏木 剛委員長 そうでしょうか。蛭子委員、そういうことでよろしいですか。

○蛭子智彦委員 いやいや、後で聞きよるのやったらね、決算審査でやる意味がないです。もう全部後で聞いたらいいんです。

○柏木 剛委員長 保育所だけでも数字が出たわけですけども、何かそれに続いて。

○蛭子智彦委員 だから、今聞きよるのは、ほかにも臨時職員のことを全部聞きよるねんけど、答えがないんですが、ほかにもあるんでしょ。たくさん総務課としてもつかんてるとい話だったし、臨時職員、正規職員どうなってるかということ聞きよるのです。学校総務のほうも、学校のほうは臨時職員合計103名ですか。

○柏木 剛委員長 教育総務課長。

○教育総務課長（片山勝義） 先ほど申しました嘱託職員が89名、臨時職員が14名、教育部の全体の正規職員が78名でございます。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 個々で申し上げますと、かなりたくさんあるんですけどもよろしいでしょうか。

まず、総務関係、これはケーブルネットワークなんかも含まれておりますけども、ケーブルネットワークは9名であったり、あと、24年の4月1日の数字ということでお願いしたいんですけども、あと、管財課でマイクロバスの運転手3名ですね。市民生活部のほうで消費者相談員3名。あと、課のほうで生活環境課1名、清掃センターが5名、衛生センター1名、火葬場2名、健康福祉部は先ほど申し上げました保育所で116名。あと、相談員さんとか、これは地公法3条職員なんですけども5名。あと、伊加利のデイサービスセンター介護認定の支援員さんとかで、伊加利デイサービスが8名、介護認定が7名、診療所で7名、学童保育21名、子育て支援センター8名。あと、産業振興部のほうで国民宿舎で合計20名。あと、教育委員会のほうは先ほど教育総務課長のほうで申し上げました幼稚園と給食センター等で幼稚園11名ですか。給食センター27名、用務員が22名、学校教諭12名、埋蔵文化財で10名等々ということで、もし何でしたら、この資料



をまた提示させていただきます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの事情の中で臨時職員を置いとると思うんですが、いろいろ継続的にもお願いせんらんことをお願いしとるということで、本来であれば、正規採用すべき方々もこの中には多いのではないかとというのはこれまでも私だけじゃないですけどもね、こういうことを随分議論されてると思うんです。

ただ、行財政改革なり財政再建といいますかね、こういう計画の中で人件費の抑制に努めてきたということ为背景にして、臨時職員の数がふえてきてるというような実態になってるかと思うんですが、その点いかがですか。

○柏木 剛委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまの御質問、前回のたしか決算委員会でも御質問を頂戴したと思います。現在、委員からもお話がありましたように、市としては行財政改革の促進であったり、また、定員適正化計画の中で正規職員の削減等々で、やはり限られた財源の中で限られた人員を採用して行財政改革を進めていかんとあかんと。また行政も適性に進めていかなければいけないという中で、現状のような状況になってございます。これは、他の自治体のことを申し上げたらあんまりよくないかもわからないんですけども、全国津々浦々の地方自治体でもこういった問題を抱えておまして、本来であればもちろん常勤的な雇用でありましたら正規職員で採用すべきというのが原則でございますが、本市におきましては、17条、一般職の非常勤職員というような位置づけをしまして、ある程度長期雇用が可能であるというような制度も創出した中で、現在、正規職員とともに臨時職員にも、その行財政改革を担っていただいているというのが現状でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 総数として、臨時職員の数というのはトータル、今のちょっと足し算できなかったんですが、大体どれぐらいの比率になるんですか。

○蛭子智彦委員 そんなことでって。

○柏木 剛委員長 総数はないですか。

○蛭子智彦委員            どんななっとるかという状況を知らせてほしいと。

○柏木 剛委員長           総務課長。

○総務課長（佃 信夫）        総数につきましては、毎年の臨時職員の数について御報告を申し上げたいと思います。

臨時職員の中には、先ほど申し上げました地方公務員法第17条の一般職の非常勤職員という職員と、地方公務員法第22条の臨時職員という、例えば緊急雇用の方であったり、短期雇用でそぐうような職種の場合はそういうふうな形態をしておる者と、それと3条職員といたしまして、特別職の非常勤職員というような分類がございます。その方々を合計した数字で申し上げますと、平成17年4月が325名、18年4月が323名、19年4月が305名、20年4月が297名、21年4月が緊急雇用が入ってきまして、15名足して319名、22年4月が緊急雇用が13名足しまして329名、23年4月が緊急雇用40名足しまして388名、平成24年4月、今年度の4月については緊急雇用34名足しまして386名となっております。

○柏木 剛委員長           蛭子委員。

○蛭子智彦委員            それぞれ臨時で時間が短い方もおれば、正職員並みの勤務時間もあるというようなこともあって、これらが結局少子化対策、若い方が結構非常勤、臨時で入って、そのことがこれも常々毎回のように言っておるわけですがけれども、結局は子育て環境にも悪影響を与える。少子化対策にとってもマイナス要因になるということ是指摘しておいて、終わります。

○柏木 剛委員長           蓮池委員。

○蓮池洋美委員            2点ばかりお聞きします。答弁のしやすいほうから答弁いただけたらいいと思うんですが。

起債残高の中で、いわゆる交付税算入をされる分を引いた残高わかればお聞きをいたします。できれば特会も含めて答弁いただければええんですが。

それともう1点、友好市町の関係、これ、旧町から引き継がれておるとは思うんですが、今現状はどういうふうになってますか。

○柏木 剛委員長           財政課長。

○財政課長（神代充広） 起債のここで算入分でございますが。

○蓮池洋美委員 算入分のけて。

○財政課長（神代充広） 残高が一般会計で約370億余りございます。そのうち算入される部分が3分の2ぐらいですので、3分の1が交付税算入されない部分ということで。

○蓮池洋美委員 数字言うて。

○財政課長（神代充広） 125億ぐらいになってこようかと思います。特別会計まではちょっと合計して出した数字はないんですが、特別会計のほとんどが下水道会計ということになってまいります。下水道会計については、これもまた交付税算入の部分で申し上げて申しわけないんですけども、約45から50%の部分が交付税算入される額になるかかと思えます。下水道の起債残高が約300億ぐらいであったかと思えますので、交付税算入を抜きますと150から160億ぐらいの間になってくるのではないかと。正確な数字でございませぬが、申しわけございませぬ。

○蓮池洋美委員 結構。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 友好都市につきましては、姉妹都市として新ひだか町、北海道でございます。それから、友好市町として北海道平取町、岩手県葛巻町、新潟県糸魚川市、それから、福井県大野市になっております。その中で、今若干ですが予算を置きながら交流を行っております。結果としては今、新ひだか町でサッカー、野球の交流と行ったり来たりというのはあるんですけども、ほかのところについては要望があればそちらのほうで、交流するチャンスがあればそれで補助金も対応していきたいと。枠の中で対応していきたいというふうに考えております。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 今、姉妹提携してるところがあるって聞いてんけども、そんなんいつしたん。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 姉妹都市につきましては、新ひだか町でございますが、平成2年9月9日に静内町と西淡町、昭和58年6月3日に三石町と南淡町が提携をされておりますが、その二つの町が合併されて新ひだか町となりました。その折、姉妹都市という形で位置づけされております。

○蓮池洋美委員 わかりました。

これ、以前から民間交流がかなりされておった時期もあるんです。ほとんどが何年の式典で首長と議長ぐらいが行くという程度の交流やったんですが、それではということの中で民間交流があって、今答弁いただいたように、サッカーの交流とか野球の交流とかいうふうなことが盛んではないんですがやられておったんですが、今聞くと、もうほとんどやっていないというようなことなんで、過去にももうぼちぼちとそういう関係については整理せないかなというふうな、ある町もあったわけなんです、そのままずっと来ておるとのことなんで、これは今後のことについて、職員としてどのように取り組みをされていたらいいと思うのかお聞きしたい。

○柏木 剛委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、御指摘の部分で、新ひだか町は毎年訪問したり、訪問をこちらのほうにされたりしております。結果として、残り4町につきましては少なくなってるんですけども、やはり合併前から旧町がいろんな形で交流ないしはそういう提携をした経緯がございますので、それを大事にしながら、今議員御指摘のように、今後どうあるべきかということを再度検討し直していきたいというふうに思います。

○蓮池洋美委員 同じ質問を市長にちょっとお聞きしたい。今後のことについて。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私はやはり交流というのは今から大事な時代やと思います。ですが、その中身について十分検討して、実は余分な話になるんですが、韓国の南海と、ここがぜひ友好提携をしたいということで、かなり積極的にお話がありましたが、やはり現在そういう行政同士が先するのではなくして、民間、すなわち子供たちの交流を深め、また他の大人の民間の交流を深めた中で、そういう素地ができ上がってきってから行政がしよるといような形になってきております。ですから、過去の例を見ますと、やはり行政が先、そういう友好提携なり、姉妹提携をしたんじゃないかなと。ですから、民間がどうもそこ

に乗ってきてない部分があるんで、一度そういう面も十分早急にお互い検討して、そして進めるべきやと思います。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 市長、過去にも、これは新潟の今は、糸魚川になっとんねんけども、もとは能生町という町やったんです。そこらあたりから、もうぼちぼちあんまり交流をやめらんなんなあというふうな話もいつときあったんです。そういうことで、ある町ではこういうふうな今姿勢でおるぞということも当時の執行部にも言うたことあるんですが、どうも余り数があり過ぎて1点に絞られてないので、もう面倒くさくなつとるような感じのところも現実あったんです。それも一度行政間の中で問題提起されて、例えば友好市町のところについては、もとは今の新ひだか町だけなんです。そやからそこらのところを整理されて、はたから行くところについてはどうもあんまり熱がない。我々その近くまで行くと、友好市町があるということの中で交流をしには行っておるんですが、なかなかその民間の交流が一つもないというふうな状態ですので、今後一度精査されて、方向づけを市として、一度基本的に考え直してほしいと、かように思います。

○柏木 剛委員長 市長。

○市長（中田勝久） 当然、合併という四つの町のそういう取り組みが組織体が変わつたと。ですから、旧の三原町のときは平取町と非常に深い交流がございました。畜産の業界までをお互いに行き来し合ったり、中には和牛を送ったり、子牛を送ったりするそんな深いつながりもあったんですが、やはり合併してから疎遠になってきたというふうに思います。

しかし、私、冒頭に申し上げたとおり、やはり交流というのは、自分たちでなしに子供たちが将来に向かっていろいろ取り組みをする要素はやはり残しておくべきやと思います。ただ、それがどこの町を残してどううちゅうのは、これはお互いもう一度検証する必要があると思います。

○柏木 剛委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 続けられるんだったら、もっとどしどしとやっぱり交流事業は推進していくべきやと思うんです。ひとつ一考しといていただいて、終わります。

○柏木 剛委員長 総括的な質疑ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

一般会計について、意見交換を行いたいと思います。

挙手の上、よろしく申し上げます。

原口委員。

○原口育大委員 人形会館の建設事業が象徴的なんですけども、その質疑なんか見ると、設計施工監理、そういった部分で職員の専門性が不足しているように感じました。したがって、議会での説明もわかりにくいという印象を持ちました。合併によるスケールメリットで、専門職員の採用とか育成、あるいは外部委託等の強化が必要だというふうに感じました。

○柏木 剛委員長 ほかに御意見。

久米委員。

○久米啓右委員 一般会計は広範囲にわたるんで、焦点を当てて議論をするのは難しいんですが、歳出に限って言えば、249億は一つ一つの本当に小さな事業の積み上げであるということで、皆さん方、いかにその歳出が抑えられるかということに着眼していただきたいと思います。

特に、その事業が硬直化してないかと。簡単に言えば、前年度の仕事を踏襲すれば非常に簡単に仕事も楽なんですけども、それで効果が上がっていけばそれでええと思うんですけども、もっと安く、また効果のある内容はないんかというふうに、いつもそういう目で見えていくように心がけていただきたいと思います。

印象としては、非常に行政の方は余りとっぴなことをして失敗するのを恐れるとかいう印象もありますけども、やはりもっとこの時代ですから、新しくこんなことを言うてというようなことを取り上げて検討していただいて、新しい南あわじ市のそういう事業に展開していってもらえればいいと思います。

以上です。

○柏木 剛委員長 ほかに意見交換ありましたら、委員間の意見交換ということで。

阿部委員。

○阿部計一委員　　いや、委員間討議やいうて、これ、委員同士が討議でしょ。これ、何や総括質疑しよるようなもんでやな、言いつ放しに見える。こんなん意味がないと私は思うんですよ。誰か今、原口委員が言われたことにそういう討議する人がおりますか。誰もおらないでしょ。久米さんもないでしょ。ということはよ、理事者側おいてやな、ここでまあ言うたら総括質疑しよるようなもんで、余り意味がないと思うんですが、委員長、どうですか。

○柏木　剛委員長　　久米委員。

○久米啓右委員　　一般会計の討議でないので、阿部さんに対して、私の意見を言わせていただきます。

議会改革で取り組んでるその委員間討議というのはもちろん議員同士の討議でありまして、例えば対面した委員会での討議をするわけです。ただ、まだ試行実施であり、委員もまだそこまで成熟していないという立場であって、やはり意見を述べておくという程度でこれはよしとするということになってます。ですから、それをとらえて、そんなもん委員間討議でないというのはまだまだこれから先をお願いしたいと思います。

○柏木　剛委員長　　この意義とか、本来はちょっといろいろやってるとまた時間もあるんで、一たんこれで討議を終結してよろしいですか。

それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木　剛委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第1号、平成23年度南あわじ市一般会計決算認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木　剛委員長　　挙手多数です。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、一般会計決算の審査は終了しました。

次に進みます。

2. 認定第2号　平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 認定第2号、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは1ページから59ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 今、何ページから何ページ言うたかな。

○柏木 剛委員長 59ページまでです。

○印部久信委員 ページ23ページの保険給付費の5の審査支払手数料についてお聞きしたいと思います。

まず、この審査支払いですが、これは何に対する審査ですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国保連合会に届きましたレセプトに対する審査でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この審査手数料1,000万円余りの支払いをしとるわけですが、一般会計のときにも質疑をさせてもらったわけですが、今、国で一番問題になっとるのが医療扶助費ですね。医療扶助費に対して、国もいろいろ疑念を持っているようなところがあるわけですね。このレセプトは全てのレセプトを対象にしとると思うんですが、この審査した結果ですね、何らかの指摘事項が出てきておりますか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この分につきましては、国保連合会で全て処理しておりますので、連合会でそこで疑義があったものを医療機関に返しておりますので、こちらのほうでその内容がどうということはありません。

○柏木 剛委員長 印部委員。



○印部久信委員       それはちょっとおかしいな。レセプトをどっかが代行して審査する。仮にその審査で指摘する事項があった場合に、保険金を支払っておる、例えば南あわじ市ですね。南あわじ市に対して、こういうようなことがあり、指摘しましたよというような報告は一切ないんですか。

○柏木 剛委員長       保険課長。

○保険課長（川本眞須美）       国保連合会のほうから直接その分は医療機関に返還いたしますので、その分をそのまま南あわじ市が支払うことはございません。

○柏木 剛委員長       印部委員。

○印部久信委員       ちょっと言うこと違うな。私が言いよるのはよ、このレセプトをチェックした場合に、レセプトが指摘するようなことがあった場合、この審査しよるのは国保連合会なら連合会でええんですよ。その連合会から南あわじ市の診療でレセプトが出るとる場合、南あわじ市が支払いしよるんでしょ。その給付の医療費を。その場合、もし不適切なレセプトがあった場合、南あわじ市にどこそこの医療機関でこういうようなことがありましたよという指摘は全くないんですか。

○柏木 剛委員長       保険課長。

○保険課長（川本眞須美）       個々の医療機関がどうか、指摘があったとかというのはございません。ただ、医療費につきましては、医療機関から国保連合会のほうに請求がきまして、翌月に概算払いをいたします。その後、国保連合会が審査をいたしまして、過誤調整というのを行います。それを翌月に南あわじ市が審査いたします。

また、南あわじ市でも、その送られてきた国保連合会から審査の通ってきたものに対しても、こちらでもレセプトの審査を行っております。

○柏木 剛委員長       印部委員。

○印部久信委員       そしたら課長、これ給付総額が40億円ぐらいだったかいな。40億ぐらいの給付総額やっとなるんですね。そしたらこれレセプトの枚数、毎月何ぼぐらいになりますか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はっきりした数字は持っておりませんが、17万ぐらいであつたと思います。17万件。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 1カ月17万件的レセプトをよ、だれがチェックしよんの。そんだけ。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。間違えました。  
1年間で25万7,000件でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、月ざっと2万件ぐらいのレセプトが出てきとるわけですね。2万件的レセプトを1カ月、公務員の仕事は大体20日ぐらいですわね。職員の皆さん方が出勤しよるのが大体20日ぐらいですわね。何人で2万件的レセプト審査をやつとるんですか。いやいや、連合会から来たやつをまたやりよるんでしょ。再検査を。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この分は業者委託をしております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この業者に委託をしとる審査料が1,000万ですか。どっちが1,000万ですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。国保連合会でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、そしたら課長、国保連合会がチェックしたやつを市に来るんでしょ。2万件。それをまた、今課長が言われたように、どこかへ委託しとると言うたでしょ。その委託料はこの1,000万の中に入ってないんですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 入ってございません。それは、ページ29ページにリセプトと点検業務委託料と資格過誤処理業務等委託料で支出しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなりますとね、国保連合会からチェックしたやつを市のほうへ帰ってきて、それを再チェックしておく。年間20数万枚のレセプト、それが118万円程度で25万枚のチェックをしてもろうとるのですか。これ、年間に直したら、月、1カ月10万程度の委託料で、月2万枚のレセプトをチェックしてもろうとるのですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい、そうでございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この委託先っていうのは、専門機関でないとレセプトのチェックやいうことはちょっとできらんとと思うんですが、どういうところへ委託しとるんですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 現在はメディカルサポートというところです。

○印部久信委員 どこで。場所は淡路ですか。どこですか。

○保険課長（川本眞須美） すいません、今ちょっと。

○印部久信委員 いや、それは結構、構わん構わん。そうしますと、委員長よろしい。

国保連合会から市にレセプトが送られてきた。市がそのレセプトを島外か島内か知らんけど、また毎月2万枚送る。それでチェックを受ける。そういうことですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そうではございません。業者が南あわじ市に来て、今現在は電子レセプトになってございますので、画面上で審査をしたり、療養院の柔道整復師とかは紙のレセプトでございますので、それを審査してます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますとね、国がとにかく生活保護の医療扶助費については疑問点が多いというようなことをよく言われてますわね。1件当たりの診療費が高い。特に、抗神経剤の薬に対しては異常なほど出ておると。そういうことが指摘されとるわけですが、国保連合会南あわじ市が委託してあるレセプト審査において、指摘というのは一つもありませんか。フリーパスで皆オーケーですか。この二十数万枚のレセプトは。何のチェックもなし。例えば、何ぼかも減額指摘っちゅうのはないんですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） はい。減額をしておりますので、その分を過誤調整という。

○印部久信委員 わかってます。減額とかそういう指摘はどれぐらいありますか言いよんねん。25万枚のレセプトの中で。ざっとで、細かい数字はええねん。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。連合会の分は資料が今持っておりますのでわかりません。

○印部久信委員 連合会違うんやん。南あわじ市から委託しとるところでそういうもんがありますか言うてんねん。二重チェックしよんのでしょ。このレセプトというのは。二重チェックしよんので。これはもうチェックすんのはするほどええと思いますよ。二重チェックしよんのはほんでええねんけど、どれぐらいのものがありますかということ。もう概数でよろしい。概数で。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけございません。南あわじ市が委託しているレセプトへのチェックで2,000万円の財政効果がございました。

○印部久信委員 ということは、それだけ俗に言う過大請求がチェックされたということですね。40億円の医療費のうち、支払い40億円の支払いのうち2,000万円が過大請求があって返還されたということですねということよ。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 過大請求というか、内容で番号が違うとか、この診療は毎月が請求できないとかという分でございます。

○印部久信委員 わかりました。委員長、終わります。

○柏木 剛委員長 まだあると思いますんで、暫時休憩します。  
再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時00分）

○柏木 剛委員長 再開します。

それでは、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてということで、引き続き質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この年にいろいろありましたけれども、剰余金も出たということで、今年度の国保税の減額にも役に立ったということで、その中で一つ資格証明、短期証の状況ですが、どのようになっていますでしょうか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 24年8月31日現在でございますが、資格証が212世帯、短期証が435世帯に発行しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。それは何ページのどの部分。

○蛭子智彦委員 歳入の中で保険税の収入未済という部分が出てくるわけですね。保険税が払えない方が短期証になったり資格証明になったりするというのが状況かと思うんですが、これは11ページになりますか、不納欠損ということで1,999万か、2,000万ほど出てますね。収入未済として出るのが5億6,000万ということですが、この比率なんです、これは22年度と比べてどうなってますか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 不納欠損の率でしょうか。それとも。ちょっとお待ちください。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） すいません、ちょっと率は出してないんですけども、金額でと件数でいかせていただきたい。よろしいでしょうか。

国保税に対しての不納欠損なんですけども、平成20年159件で1,901万円という形になります。それから、21年度は全体を通して不納欠損を大分出していただいております。このときが624件、4,957万8,000円になっております。22年度が件数が293件、2,170万3,000円、23年度が333件で1,999万5,000円。

以上になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 かなり不納欠損、それから金額が21年に比べてですけども減つるといいながらも大体似たような金額を出してると。この不納欠損の内訳はどのようになっていますか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） ほとんどの方が執行停止、約半分、50%近くが執行停止という形になっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 執行停止ということは保険証が交付されない中で、所在が不明であったりとか、これ以上回収が不可能だったりとかいろいろ事情があると思うんですけども、その主な理由わかりますか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 先ほども言いましたように、執行停止というのは基本的に生活困窮によりこれ以上とれない。生活保護の世帯、それからそれに準ずる世帯、それから本人死亡によりどうしてもとれない執行停止、そういう部分が主な部分だと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局、金額としては1,999万ということで333件。これは、333件というのは333世帯という意味ですね。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） いえ、333世帯ではなく、333件という意味になります。人数でいきますと157名だったかと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと質問が悪いのかわかりませんが、結局、そしたら生活保護で移った件数は何件になるんですかね。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 申しわけございません。生活保護の件数まではちょっと私のほうでは、調べればわかるのかもわかりませんが、最終的にその家の状況を調べて、

その上生活保護になっている世帯を見つけ出すと、それを執行停止という形にしますので、今ちょっと手元に数字は持っておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 生活保護の受給者240件ほどだったのですかね。この国保から生活保護へ何件か移っていると。それ以外の方はどうなってるのかというのがちょっとよくわからないんですけども、生活保護に準ずるといふようなことだったんですが、どんな取り扱いになっていってるんでしょうか。333件のうちの半分が執行停止、それ以外というようなこともあったわけですけども、その内容がちょっとよくわからないので、もう少しわかるような説明いただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） 不納欠損333件ですが、実件数世帯数は157世帯ということでございます。それで、この中には77件、資格証も未交付の、保険証未交付の世帯がございまして、といいますのは、特に最近、多重債務で住民票は置いておるがどこへ行ったかわからんような方が非常に多く存在しておりまして、郵便も着かない。収税課のほうで調べても現住地にはいないという方が非常にたくさんおって、そういった方には保険証交付するにしても、また呼び出ししても通知もつかない、連絡もできないというような方々が77件おられますので、なかなかここらでは対応の仕方がないというようなことでございまして、そういう方々が77件おるということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 行方がわからないということでありました。

23年度からの保険税の減免制度、窓口の医療費の減免制度か、これと二つセットで、23年度から実施をされたかに思うんですけども、保険税の減額世帯というのは何件になっておりますか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 市条例で。

○蛭子智彦委員 そうです。条例減免ですね。



○税務課長（藤岡崇文） 23年度は、いわゆる失業でありますとか療養というような減免の対象となった方の世帯の件数でございますが、24年3月末現在で23件となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 収入未済額5億6,000万ということで、かなりたくさんの滞納世帯が出ておるといことです。その中に、条例減免適応できたのが23件というような考え方でいいのでしょうか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 税務課としましては、申請による減免の件数が23件ということでございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本は、保険税が支払えない世帯が条例減免の対象になるというのは基本だと思うんですね。その理由にはいろいろ、失業であったり病気であったり、いろいろ事情があるかと思うんですけども、保険税を支払えない方に対しての条例減免という制度であると思っておりますが、今のお話でいくと少しニュアンスが違うように思うんですが、もう少し説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません。税務課といたしましては、保険税が支払われない、支払うことができないという前提で課税減免をしているわけではございません。申請に基づきまして、例えば失業でいきますと、3カ月間失業以降定職につくことができないという理由がはっきりした場合に、申請に基づき課税減免をしているわけでございます。今御質問のあります、支払うことができないという場合には、当然納税猶予でありますとか分納のお話で、収税課のほうの対応になってくるかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員      それがよくわからんのですけれども、これは制度設計の問題かとは思  
うんですが、長期にわたる資格証明、短期証の発行があると。保険税を払えない方が資格  
証明 2 1 2、短期証明は 4 3 5 あるという中で、収入未済額があると。状況としては、経  
済的困窮による支払い困難ということになっるとということであれば、保険税の減免とい  
うのはそこにターゲットが絞られるべきでないのかなというふうに思ってるわけですが、  
そういう制度ではないのですか。

○柏木 剛委員長      税務課長。

○税務課長（藤岡崇文）      委員おっしゃるそういう部分もあると思います。基本的には、  
2 2 年 4 月から新たに減免制度を充実させていただきまして、運用をさせていただいてい  
るところでございますけども、従来より条例規則での減免規定を設けておりましたけども、  
生活保護受給者以外の貧困によります生活のための公私の扶助を受けている生活困窮者と  
いうような概念があるわけなんですけども、その辺を具体的に失業者でありますとか療養  
休暇でありますとか災害がありますとか、その辺を具体的にさせてもらいまして、平成 2  
2 年の 4 月から運用をさせてもらっているところでございますが、今委員がおっしゃるよ  
うに、例えば生活保護受給者世帯ではありませんが、それに準ずるような家庭の場合には  
その他市長が認める場合というところに該当する場合がありますと、こちらのほうでその  
辺の事情を調査いたしまして、この減免の対象世帯となる場合はその適用をさせてもら  
うということになろうかと思えます。

○柏木 剛委員長      蛭子委員

○蛭子智彦委員      条例減免をしないでも不納欠損ということで 3 3 3 件出していると。  
不納欠損というような扱いのほうがいいのか、それともその状況の中で条例減免をして不  
納欠損にならない対応というのでもいいのでないかと。このあたりが不納欠損出すのであれ  
ば、条例減免の制度、一定もう一度補強していくようなことも必要になるのかなと思っ  
たりもするんですけどね。

今の対応というのは少し事後処置的なことが多い。現状の救済につながってないんでは  
ないかというような印象を持っておるわけですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○柏木 剛委員長      市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）      不納欠損と条例による減免、これにつきましては因果関  
係は特にございませぬ。それで、条例減免につきましては所得が急激に減少して納付が困

難となった場合、申請に基づいて納付減免をするというものでございますが、不納欠損につきましては税の時効5年、もしくは法律に基づいて執行停止をして、その状態が3年、納付困難というような状態が3年続いた場合に、不納欠損という対象となってまいります。基本的にここの因果関係はないかと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 不納欠損というのはあくまでも事後処置という印象なんです。これはね。事後の処置。結果として処置しましたと。ところがそこへ至るまでの間、5年に至るまでの1年、2年の間で、その条例減免を強化しておけば保険税滞納というようなことで、債務に追われて行方をくらまさないといけない事情が多少とも改善されるんじゃないのかなということをおっしゃるわけなんです。だから、もう事後処置で、もういなくなってからということじゃなくて、早い段階で条例減免を強化しておく中で生活再建への道をつくり出すことが可能になるんじゃないかという、そういう観点をちょっと申し上げただけなんですけれども、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 先ほど、部長が説明しましたとおり、不納欠損と減免処置とが全く中身の違う部分だと思うんですけども、例えば、私とこ収税課でやりますと、当然徴収の相談なり、それから納税相談を受けるわけなんですけれども、そのときに多くの方が申告をされていない。無申告で税がかかっているという場合がございますので、そういうときには担当のほうから収入がゼロでも申告したら減免受けれますよというような、こちらで指導はさせていただいて、そこで書いていただいて、課税のほうに持って行っている。それでもちょっとでも市民にしてみたら助かるということで、私とこのほうではそういう対処の仕方をさせていただいております。

それから、先ほどから出てます短期証の扱いなんですけども、短期証につきましては基本的に滞納がある。1年以上2年までの未満、短期における納税義務を行っている方に対しては罰則という言い方は悪いんですけども、納付内納期を促すための処置として短期証の発行をさせていただいているというふうには理解しております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと堂々めぐりになりますので、結局、事後の処置にしかすぎないと。それ以前に至るまでの一定の条例減免の強化によって、生活再建の道を探るとい

ことも当然可能であるという見解を持っております。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 国民健康保険特別会計直営診療所勘定について聞きたいと思います。

まず、この37ページの繰入金6,990万円余りのお金は、これはもう市の一般財源  
単独ですか。それとも、これに対して交付税算入とか補助金等が入ってきとるんですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金と国からの  
特別調整交付金として入ってきている分がございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 ざっくりで結構ですので、割合は何ぼと何ぼぐらいになってますか。  
端数は結構です。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 一般会計からが4,900万でございます。特別調整交付  
金は約1,400万となっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、歳入歳出の合計だけのことを見ますと、これだけの繰り入れを  
やって、診療収入があって、13万9,000円余りの黒字ということになってますね。

まず聞きたいのは、この直営診療所4カ所あるわけですが、この4カ所の直営診療所は  
週何日あけてますか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 4診療所違いまして、沼島診療所が週5日でございます。  
灘診療所が週4日でございます。阿那賀診療所は午前が2日ございますので、合計で6日

でございます。伊加利診療所が1時間、2時間程度ですが週2日でございます。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはもう市として、この直営診療所が必要というのはあくまでも公的病院とか私立病院とかもろもろがないから、やはり市民の生命や財産を守るという意味で、これはもう絶対なかつたらいかん施設と思うんですが、お聞きします沼島の診療所、阿那賀の診療所、伊加利診療所、灘診療所、医師と看護師さん、事務員さん、何名ずつぐらい配置されとるんですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 沼島診療所は医師が1名、看護師が正規が1名と、臨時職員が2名で1名分をこなしております。それと事務職員が臨時職員でございますが1名です。灘診療所が医師が1名、今正規の看護師が休職中でございますので、3人の臨時看護師で回しております。それと事務職員が嘱託職員1名でございます。阿那賀診療所は看護師正規職員が2名と嘱託職員が1名でございます。伊加利診療所は阿那賀診療所の看護師が兼務しております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 この41ページから42ページの診療報酬、各診療所の報酬が上がってますが、ちょっと執行部にお願いしたいんですが、この書き方されたら各診療所の合計収入額っちゅうのが非常にこれ見にくいんですよね。だんだんだんって足していかならんので、これ、何とか今度出るときには各診療所の年間の売り上げというんか、総合計が見やすいようにしといてもらわんと、これ今、私も足してみよったんですけどね、なかなかだんだん飛んだらもうわからんようになってくるんですがね。

見ておりますと、今、伊加利診療所はそういうふうに言われましたがね、伊加利診療所の年間診療収入トータルが305万円、これおうとるんかな。そんなもんですか。計算して自信ないんですが。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 伊加利診療所の診療収入は、年間で307万9,407円です。

○印部久信委員       そうですよ。それやったら自信持って言えますけどもね。そういうことですね。

○柏木 剛委員長       保険課長。

○保険課長（川本眞須美）       各診療所の収入につきましては、付属資料の207ページに掲載しております。

○印部久信委員       すんません。間違えました。それはもうそれで。親切にしてくれてあるのによ見らなんで済みませんでした。そういうことですね。

市長に伺いたいんですが、先ほど言いましたように、これはもう市としては絶対やらんといかんことなんです。この医療費の負担ちゅうものが、将来やはり直営診療所側の地域ちゅうのはどうしても高齢者が多くて、次の世代がいないということで、対象人員がどんどんどんどん減ってくると思うんですね。それでもなかなか従業員の医師、看護師、事務員ちゅうのは減っていた分に比例して減すやいうことは、これはもう絶対できらんと思うんですね。この市の負担がまだまだ続いて行く状況の中で、市は、今後この直営診療所の運営について、どんなように考えてますか。

○柏木 剛委員長       市長。

○市長（中田勝久）       当面はなかなかやめることはできないと思いますが、ほんなら未来永劫すんのかと言われたら、これはある時期、検討は必要やと思います。

○柏木 剛委員長       印部委員。

○印部久信委員       市としても財政負担がなかなかだと思うんですが、やっぱりこれは今後そういう地域がやっぱり増してくると思うんですね。ですから、やっぱりこれには市として、これはもう責任として、この住民の医療ということについては十分配慮していってもらわんといかんと思うんです。一見見たときに、もう莫大な財政負担であると思いますが、その辺はいろいろあると思うんですが、継続していただきたいということを要望して、終わっておきます。

○柏木 剛委員長       ほかにございませんか。  
原口委員。

○原口育大委員 11ページの不納欠損と収入未済額の関係なんですけども、先ほど出てました条例減免というのは収納率に関係が関連してくるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 収税課長。

○収税課長（福原敬二） 全く制度は別ですので、それが直接収納率に上がってくるかというと、当然減免されますと安くなりますので、それはひょっとしたらそういう部分では支払い能力が出やすいのかなと思いますが、直接収納率等には関係がないように思います。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、途中で何かそういう雇いどめとかいろいろあって、それまで払った分はもう対象外ですけど、それ以降の分は減免されるということになったときは、もともと調定額とかに入ってた分に対して収納が落ちるということではないんですか。

○柏木 剛委員長 そういう場合は可能性としてあります。調定額で上がっておりますので、その後変わっていきますと変わってくる可能性があります。すいません、減をするそうです。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 よう収納率が少しでも上がるような努力をされと思うんですけど、今言う条例減免とかいう部分がきちんと運用されるというか、自己申告やと思うんで、いざ窓口で相談に乗ったときにもうちょっとはよ相談しとってくれたらというふうに感じるようなことというのはないですか。

○柏木 剛委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 課税減免、軽減制度といろいろ制度はあるわけなんでございますが、周知が徹底してるかと言われたら100ではないとは思ってますけども、広報とかケーブルネットにもありますし、ホームページでも周知はしておりますが、やっぱり生活困窮の人が分納とかの相談で、先ほど収税課長からもお話がありましたけども、そういう相談をしている中で、これだったら軽減にかかるのではないとか、減免制度の適

用、減免につきましては納期の1週間前という制約があるわけですが、そういうのも次の納期までに申請していただければ、新しく減免の対象となるようなお話もございますので、そういったお話ではある場合がございます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 確かに国保のお知らせ、しおりみたいな部分に書いてくれてあるんで、十分周知できてて、早目早目にそういう相談に乗ることができれば、少しでもその収納率を含めて、市民にとってもプラスやと思うし、市にとってもやっぱり数字的にもプラスというか、よい効果があるん違うかなというふうに思いますので、なお一層そういう努力をお願いしたいと思います。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第2号、平成23年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。  
よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。



3. 認定第3号 平成23年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第3号、平成23年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは60ページから71ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第3号、平成23年度南あわじ市老人保健特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

4. 認定第4号 平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第4号、平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは72ページから85ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは広域でやっておるものでちょっとわかりにくいところがあるので、出席されておられます議員にお尋ねするんですが、この後期高齢者医療保険料ですね、これはどのような推移をたどっておりますか。この発足以来の保険料ですが。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 南あわじ市の保険者の保険料の推移でしょうか。南あわじ市でしょうか。兵庫県でしょうか。少しお待ちください。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 23年度と24年度を持ってきておりますが、軽減措置を行った上で、23年度は23年6月25日現在でございますが、4万4,622円ございました。これが、24年6月23日現在で、これは24年度の保険料でございますが、4万5,477円となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その前の分は持ってないということですか。大分変わってると思うんやけどな。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。22年度で、これは22年6月26日現在でございますが、4万3,838円でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 年々医療費の増額とも関係するのか、保険料が年々上がっていくと。発足は幾らから始まりましたか。スタート時点での保険料。1人当たりの保険料ですね。ことし、23年度決算ということですので、それはさておいてのことですが、実質収支としては1,100万ほどの剰余金ということですが、ぎりぎりのことになろうかと思うんですけども、南あわじ市の国保の医療費は41市町中38番であったという説明がありましたね。37番、38番、ちょっと見方あれですけども。この後期高齢者の医療費はどうなってますか。南あわじ市の方の。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。県下での順位というのはわかりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはなぜですか。

○柏木 剛委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。医療費と被保険者数を割れば出てくるかと思いますが、現在その資料を持っておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは議会ではどんなふうになってるんですかね。議論は。

○柏木 剛委員長 暫時休憩します。

（休憩 午後 1時33分）

（再開 午後 1時36分）

○柏木 剛委員長 再開します。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、資料をお持ちじゃないということだったんですが、そうした行政単位ごとの医療費の動向などを示す資料というのは調整されてないんですか。それともただ今持ってないだけなんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 広域連合、これは41市町村の加入をしておる総合した事業費うんか医療費、そういう会計を扱って、当然そこにおられる議員さん方はその全体の医療費、そういう後期高齢者医療費のいろいろ審議をさせていただいておるんですけども、当然、41市町村のそれぞれの医療費等は広域連合のほうではつかんでおると

思いますけれども、その個々の保険者の1人当たり云々のデータは取得されておらないと思いますし、我々のところにも来ておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国保の場合は、例えば健康づくりというようなことで基本健康診査、努力して受診率上げようとか、いろいろそういう医療費を抑えるための努力が個々の自治体ではやられていると思うんですね。ところが、広域化することによって、高齢者の方の医療費、健康づくりを進めて、その医療費の抑制を市町村ごとに頑張るということ、今の話でいくとちょっとにくいような印象もあるんですけども、この点いかがですか。データがないとね、頑張りようがないということもあるんじゃないですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 特定健康診査、または特定保健指導、これについても後期高齢者の方については義務というんではないですけども、市において、いろいろ指導してくださいということでやっておりまして、当然75歳以上、または75歳以下を区別して、市のその担当も医療費の抑制云々についてやっとなるわけではございませんので、当然市民全体に関して、そういうことをやっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この会計は保険料をどうやって集めるかと。それをどう出すか。保険料の金額が決まって、保険料を集めるだけの会計ということなんですけれども、非常に国保に比べて広域化することによって、何をどう努力していけばいいのかというのが末端行政の中ではわかりにくいものになってるという印象なんですけども、もう少しこの自治体の努力するものと、その結果とかわかるような、こういう資料なり、保険料出すだけというような、こんなものにならないようにしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、全般的にですよ。決算見とって何かやっとなることがわからないというのか、集めるだけという。

○柏木 剛委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 当然この後期高齢者医療制度、運営主体は広域連合でございまして、当然41市町村は加入保険者ということで、当然こういう広域連合に対して負

担金であるとか保険料、そういうふうな支払いが主となっております。これは今の状況ではやむを得ん話かと思えます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、やっぱりどうしても議員ですね、この市を代表して1人しか行っとらんわけですから、やっぱりそういう副市長という任にもあるわけですから、一般的に努力もして、保険料が低くなることのほうがいいわけですよ。そういうことで、議員としての思いなり、今後の提案なり要望なりっていうのをもっと出したほうがいいんじゃないかと思うんですけどね、その点いかがですかね。

○柏木 剛委員長 副市長、もう総括して、説明員じゃない立場かわかりませんが、今の件は一括して答えてもらって終わりに。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 保険料の決定するときにおきましては、2年間の医療費の総額を見込みまして、当然各保険者が負担するお金、それを保険料ということで均等割、所得割ですか、そういう率を算定しておるわけでごさいます、県下平均のそういう保険料の額よりも当然うちの南あわじ市につきましては、先ほど4万4,000円とか言いましたけれども、かなり低い額になっておる状況でごさいます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 事務サイドとしての発言ということと議員としての発言ってまた違うとは思うんですね。その点、今後改善していただきたいと思えます。終わります。

○柏木 剛委員長 よろしいですか。

ほかにごさいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑ごさいますので、質疑を終結します。

委員間討議は特になしですね。

わかりました。次に行きます。

それでは、これより採決を行いたいと思えますが、御異議ごさいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第4号、平成23年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

5. 認定第5号 平成23年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第5号、平成23年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは86ページから138ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ページ数で言えば、126ページ、サービス事業費ということで出ておりますね。歳出ですね。介護保険の給付はこれと、それからもう一つ戻って、もっと大きいのが保険給付費ですか。これは89ページに総括が出てますね。

まず、その89ページの総括表に出ております介護サービス等々の給付の関係ですが、これはいろんな施設を中心にしてやられていると思うんですが、介護保険に基づく介護給付を行っている施設数というのは南あわじ市には、ここには南あわじ市だけの施設じゃないとは思いますが、介護給付を行っている南あわじ市の施設というのは何カ所あるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(小坂利夫) いろいろな種類によって異なっておりますけども、まず施設サービスということで申し上げますと、特別養護老人ホームが5カ所、老健施設が3カ所、療養型施設が3カ所でございます。あと、デイサービス事業所としては10カ所程度だったと思います。通所系という意味、あるいは施設という意味ではそこが主なところ

ろでございます。それと、地域密着型サービスとして、グループホームが3カ所、小規模多機能型居宅介護が4カ所でございます。あと、ヘルパー事業所については、ちょっと数字は今覚えておりません。

以上です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 98ページに、介護従事者の処遇改善ということが出ておりまして、これも以前もいろいろ聞いたわけですが、全般的に見たときに、この介護関連の施設で働いてる方、大体何人ぐらいおるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 承知をしておりません。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 承知をしておらないということなのですが、割と若い方も含めて、この南あわじ市で企業誘致企業誘致というようなことをいろいろ言われるわけですが、こういう介護の現場、福祉の現場っていうのは結構雇用創出の場になっているというふうに思っとるわけなんですね。一体どれぐらいの方が働いてるのか。これは施設でヘルパーとして働いてる場合もあるし、その実際に介護、その場所で働く人もあるだろうし、いろいろケースあるかと思うんですけどもね、栄養士さんや調理師さんやこういう方も含めて、相当人数が雇用創出の場としてもなってるんじゃないかと、こういう印象を持っておるんですが、余り関心ないですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 確かに介護の関する職員の数っていうのはたくさんいらっしゃると思います。ただ、私の立場で言えば、企業誘致云々ということについてはもちろん直接はタッチしてないんですけども、働く場所を提供している事業所という意味では、今後も大きな受け皿になるものと思っております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 余り、前もこの処遇改善ということで、どんだけ賃金あるとかいうことを聞いたら、いや私の所管ではないのでわかりませんというような話だったんですけどね。これはどの部署にあっても、農業振興部にあっても教育にあってもどの部署にあっても、その働き場所、雇用確保というような、これはもう市に働く者は全て関心を持たなアカンことやと私は思うんですよ。もう人口が減り、流出がふえ、子供が減りという中で、もう働き場所を皆協力して探しとるわけでしょ。ここの現場というのは今後も広がるし、ふえると思うんですよね。そういう面からまあこれは支出も多いですけどね。これは大変この南あわじ市にとっても有用で本当に大切な部署部門だという自覚を持って、これは小坂課長、頑張ってもらいたいと思うんですけどね。どうですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 本年4月に、特別養護老人ホーム太陽の家とすいせんホームでそれぞれ30床の増床を行いました。それによって、職員の数はかなりふえたというふうな事業所の話は聞いております。

また今度、第5期の計画の中で87床の増床を予定しております。それにおいてもまたそういうふうな雇用の場の確保はできていると思っております。と同時に、また待機者の解消にも結びつくということで進めていきたいと考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特に、大学卒業した方、本当に若い方がやっぱりそういうところで働いているケースが多いと思うんですよ。一度そういう観点から、この状況も見回してもらって、これは直接決算とは関係が繋がってこないんですけどね。決算で関係してくるとすれば、この介護従事者の処遇改善と、これはそこで働く方々が安定した収入、職場になれるかどうか。また、よい介護が提供できるかどうかということにかかっている事業だったと。これがもうなくなるんですね。そういう面からもちょっと心配しとる点があるんですけど、いかがですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 平成23年度まで、3年間ですが、国のほうは直接介護職員に対して1万5,000円の交付金ということで出しておりましたが、これを24年度以降なくなっております。これは介護報酬に反映させたということでございます。ただ、各事業所ではその1万5,000円の国からの交付金はなくなりましたが、それにつ



いては引き続き、介護職員に対して交付すると。そういう事業所を、聞いた範囲では全部残しておく。給料を下げるわけにはいかんというふうな話を聞いております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 平均の保険料が、23年度は3,900円だったかな。これが24年度に4,980円に上がったと。その介護サービスを提供するために負担がふえてるということではあるんですけどもね、それがそういう若い方の雇用の場であったり、老後の安心ということにもつながるんであれば、一定認めざるを得ない部分もあるのかなと。それは国や県の責任とは重大であって、そこはここでもっと言わなあかんと思うんですけども、市としてやってる限りの努力というのはこういうところに限界があるのかなというふうな理解はしとるんですけどもね。そういった面でどんな雇用状況になってるのか。これは一回、やっぱり調べていただいて、小坂課長もこндаけ確保してるんだという違う観点からですね、介護の現場、福祉の現場を見直してほしいと思うんですけども、その点いかがですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 各事業所には、職員の数については問い合わせをしますと出てくると思いますんで、私どもも一度は確認はしたいと思います。

○蛭子智彦委員 終わります。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 また基本的なことをお尋ねすんねんけどよ、先ほど言うたように、介護施設今から増床っちゅうようなことでお話されとったと思うねんけど、それは当然雇用の創出は私はそれはできると思うねんけどよ、そういう施設はあればあるほどええねんけど、市民負担というのは、基本的なことをお尋ねすんねんけど、どないなんのですか。いろんな介護サービスを受けることによって1割負担等々でやっと思ふねんけど、施設にそういうふうなやつで雇用の場ができんねんけど、市民負担いうたらどないあります。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 介護保険については、国・県、それから市の繰出金、それとが半分です。介護のサービスの提供のために要する費用のうちの公費負担が半分、残り半分を65歳以上の方の保険料が第5期、今、24年度からの26年度までで言いますと、65歳以上の方の負担が21%、40歳から64歳までが39%、そういうことで介護保険の運営を行っております。第5期は標準基準額で4,980円の65歳以上の方の負担ということで、第4期3,900円に比べれば高くなっております。これはやっぱり介護サービスの利用がふえたということが主な要因です。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで適正な施設の数っていうのは、当然私はあると思うねんけどよ。その辺、南あわじ市の現状は今からもまだふやすというようなお話があつてんけどよ。この南あわじ市内はまだまだ足りてないということなんですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 特別養護老人ホームに限って言えば、待機者が昨年6月で、これは介護度の高いっていいですか、入所の必要性が高い方という限定ですが、市民で151人いらっしゃいました。ことしの6月に調査したところ140人でした。60床の増床をしたんだけど、やはり増床によって何ぼかは減ったんだけど、新たな必要度高い人もふえてきているということで、いまだに140人いらっしゃいます。そういう意味で、まだまだ特別養護老人ホームについては必要性があるというふうに思っております。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これはもう個人的なことで、また次長とこ行って、十分また御指導していただきます。これは終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 ちょっとお聞きしたところでは、島内3市では、南あわじ市が非常に施設の数が多いいんことを聞いておるんですが、それでよろしいですか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 種類によっていろいろございます。特に、他市に比べて多いのは療養型が、ほかの市はほとんどないんですが、南あわじ市では今63床ございます。それから、老健施設も他市に比べて多いです。特養についてはやや少ないぐらい。ただまあ介護施設全体で言いますと、やはり数は少し多いと思います。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、これを見ておりますと、増床は認められていってますが、新設はやはり南あわじ市は無理なんでしょうか。

○柏木 剛委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 第4期で60床増床したと言いましたけども、実は当初の計画としては新設29床の小規模な特養を2カ所つくりたいと考えておりました、平成21年に公募したんですが手を挙げてくれる事業者がなかったということで、方針を増床という形に変えて整備したところです。第5期については29床の小規模な特養を3カ所新設という形で計画を持っております。

○柏木 剛委員長 登里委員。

○登里伸一委員 できましたら、小中学校があいてきますので、雇用の発生するそういうものをただで上げてでも建ててもらえるように、また考えていただけたらなあということをもちまして終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑はございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第5号、平成23年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。  
よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

6. 認定第6号 平成23年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第6号、平成23年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは139ページから151ページまでです。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第6号、平成23年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩します。

再開は2時10分とします。

(休憩 午後 1時57分)

(再開 午後 2時10分)

7. 認定第7号 平成23年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 再開します。

次に、認定第7号、平成23年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは152ページから164ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 慶野松原海水浴場ですが、年々入り込みが減ってるという中で、いろいろ問題点もあるのかなあというところもあるわけですが、この入り込み客の収入ですね、営業収入、資料も出とるわけですが、その説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人(北川満夫) 入り込み客の収入と申しましても、ここの海水浴場の会計は駐車場と施設利用料とキャンプ場、古津路売店の収入でございます。そういうことで、平均して駐車場は主なことになってますんで、駐車場が入らなければ収入が少ないと。そういう形になってます。附属資料でも年度別に260ページに並べております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 数字としては出てるわけですがけれども、22年度と23年度で、これはやっぱり高速料金の関係も含めて、やはり大幅な減ということになっておるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 22年度と申しますより、ずっともうこれは最近傾向として落ちてきていると思います。増加があったり減少があったりしますが、ことはまた、もうことし夏終わってますんで、22年度並の決算になる予定です。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、慶野松原荘とも関連もあろうかと思うんですが、いろいろ情報を見ておきますと、須磨の海水浴場もことしは大変な入り込みで、その原因としてはいろいろ考えられるけれども、いろんなイベントを打つなり、その海水浴場としての企画を手を打って、利用客の入り込みをふやすという努力もされてるようには思うんですけども、慶野松原海水浴場としてはそういう独自の手だてを何か打ってきた。または打って行こう。こういうことは23年度の中にはあったんでしょうか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 23年度もございませんし、特に海水浴場のイベントとしては行っておりません。私どもが管理する範囲は、7月の第2、海の日を含む土曜日から、8月の盆過ぎの20日過ぎの日曜日までの間だけしか行きません。そのほかのことについては、海水浴場、もうホームページもありませんし、松原荘を使ったような形で宣伝をしていくほかないと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 須磨の海水浴場などでは地元の商工会とか民間の協力もして、活性化といいますか、振興を図るというようなこともあるわけですけども、慶野松原海水浴場ということであるわけですけども、そうした民間や地域やこういう方々との連携なり、また振興策なりということもやっていく必要があるんじゃないかなと。ただ、じり貧的に状況を見てふえた減ったというようなことではなくて、構成的なことも必要でないのかというふうに思うんですけども、そういう海水浴場としての特別会計としての利益を上げると。そしてそれを還元するというようなこと。地域の観光なり商業なりの一つの牽引車となるべき海水浴場というようなことを考えるべきでないのかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 先ほども申しましたように、私もこの海水浴場には昭和40年ごろから、約40年間ですか、かかわってきております。そういう慶野松原の一番の問題点は、最初の昭和40年ごろでしたら、あの国民宿舎の前に八つぐらい民間の海の家があったんです。それは、それなりの需要があり、観光客があり、収入を得られてたからです。ことし1軒になりました。来年なしになる可能性が多分高いと思います。そういうことを考えますと、地元であったり、慶野松原荘であったり、いろいろ今の海の家に変わるようなことをやっていかなんだら、海水浴場としての魅力がますます落ちていくというふうに考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 慶野松原荘のほうもね、非常に密接にもかかわりあいがありますので、後ほどまた質疑したいと思います。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。  
小島委員。

○小島 一委員 今、じり貧で利用客が減っているというふうな答弁でしたんですけど、これを見てたら、23年度は確かに天候は不順で営業できる日が少なかったのかなということで落ちてるんですけども、それでもこの繰り越しを見てますと、大体100万から200万ぐらい増減あっても繰り越しておるような気がします。それで、以前にも同僚議員からも言われてましたように、やはり海水浴場の目の前でやっぱり安全な海水浴場、または施設のきれいなトイレであったりシャワーであったり脱衣であったりというふうな、やっぱりそういうところでないとなかなか京阪神、都会からなかなか来てくれにくいというふうに思うんですけど、こういうライフセーバーとかそういうふうなことを考えられませんか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） ことしもライフセーバーとかそういうことについてですけど、ことしも営業前に1件死亡事故が起こっております。それはヘリコプターを海上保安庁が用意しまして、ヘリで捜索しました結果、3時間後ぐらいには発見されたようなことがございます。それでも、これについて申しますと、そういう事故について申します

と、ライフセーバーが何人おたって無理です。その人が海に入ったかどうかはわかりません。一緒にした人も一緒に3時間ほど酒を飲んどったそうです。いつの間にかおれへんようになったら海の中におったと。海の中にいたんか、陸におるんかもわかりません。そやから湊の組合に対しても応援をかけておまして、それから便所のところがそんなんですけど、便所は施設が古いです。掃除はシルバー4人かけて、便所一帯を掃除しておりますんで、それほど人件費としてかかっているとは思っておりません。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 掃除するとかそんな問題じゃなしに、やはり設備そのものが古くなっていうか、今の若い人はやっぱりトイレであればできるだけウォシュレットであったりというふうな清潔感も求めるし、ライフセーバー置いても置かんでも一緒やというふうな話やけど、それはやっぱり違うと思うんよな。やっぱりそういう常に安全なように巡回しておるといっただけでも安心感あるし、やはり海水浴場としてのグレードも上がって、それでお客さんもあそこだったらというふうなことで来てくれるようになるんじゃないかなというふうに思うんですけども、違いますか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） ライフセーバーの話は別としまして、便所の件ですけど、それはかなり施設的には老朽化しております。今最近、一番近くで海水浴場を開かれたんが五色海水浴場です。見てていただいたらよくわかると思います。更衣室とかシャワーとかトイレとか、すごいきれいになってます。そのことを考えれば、今後はそこらを整備していかならないかなと思います。

ライフセーバーにつきましては、古津路の売店に常に3人おらせております。2人は売店の絡みもするんですけど、1人は監視の役でずっとつけております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 やっぱりライフセーバーというのは資格の要るものなんですよ。ただ売店の片手間に安全見てるといっような、そういうふうなものではないんです。ですから、やはりそれなりに専門の訓練も積んで、溺れた場合にどうすればいいとか、溺れた人をどういっようなにすればいいとか、注意の仕方とか、全部そういう訓練を積んだ人が資格取ってやっぺらっしやるし、やっぱりそういう方が遊びに来るほうとしたら、やっぱりそういうふうな、それは100%いうたら無理かもわかりませんが、やっぱりそうい



う安心感がある海水浴場というのはやはりかなりのセールスポイントになるのと違いますか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） セールスポイントはあると思いますが、今のところライフセーバーに委託するというふうな考えはございません。そのほかに救急救命法とか救護法とかAEDとか、そういうことはバイトの職員にも全部指導してますし、陸上に上がってのことは全部できるようにしています。

それから、松原で、今まで私が来て経験してきた死亡事故というのは、ほとんどが飛び込んだまま浮いてこない。そういう事故に対してライフセーバーが必要なんかどうか。そういうことです。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 やはり全く考え方が私と相入れないような答弁だったんですけども、これはやはりね、今後ぜひともやっぱり市として考えて行ってほしい。どないですか。産業振興部長。

○柏木 剛委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（興津良祐） 産業振興部の中で、各海水浴場を持っております。特に、商工観光課の関係では阿万の海水浴場もありますんで、そこら辺を一体的に踏まえた中で、一度ちょっと協議をさせていただきたい。そういうふうに思っております。

○柏木 剛委員長 小島委員。

○小島 一委員 ぜひとも、かなり繰越金もこの23年度で約500万ありますし、だから施設の整備であったりライフセーバーであったり、やっぱりこれは残して、赤字のときもありますから多少は必要かわかりませんが、だんだんだんだん積み上げていく必要はないと思うんで、そういうふうにやっぱり安全面に使って行ってこそ、初めてお客さんもまた来るといふふうに思ってますんで、今後よろしくお願ひします。

○柏木 剛委員長 ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員 同僚委員が私の言いたいことを大分、半分を言っていただいたんで、施設整備は除いて、私は駐車料金が主なる収入源になつとるねんけど、1台700円の料金を徴収しとると思うんですわ。この辺がどうも私も観光客の方のお話を聞けば、若干適正な価格よりちょっと高いというようなことを、私はよく耳にするわけですが、この辺、まずあの駐車場、土地は借地料というのは払ってると思うねんけど、年間幾ら払っておられますか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 借地料は一般会計の海水浴場費の土地借り上げ料で上がっております。260万ぐらいですか。それと、国民宿舎が30万ぐらい負担して、約300万で賃借料を払ってます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺の近年の傾向として、ずっとふえよんのけ。それとも、この地代っちゅうのは下げていきよんの。その辺はどっちなんですか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） これはね、ずっと昭和40年代から220万だったんですけど、平成何年かな、私が商工観光課をのいた途端ですので、そのとき300万ぐらいに上がってますんで、私の担当のときではありません。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これはどこに借りられとるんですか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 古津路土地組合です。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この辺の古津路土地組合のですよ。その辺の適正な価格がどうかいう

のは検討はされておるんですか。毎年見直しというかですな、その辺は検討されておられますか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 検討はしたいと思うんですけど、一般会計から支払ってるものでございますので、この特会のほうは全然借地料は関係ありませんので。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは特会のほうで、その辺の収益上がって、先ほど小島同僚委員が言うといったわな。この辺、私も海水浴客が心地よいような施設整備っちゅうのはもう同僚委員がお願いしとるさかいそんでええねんけど、要は後は、駐車場料金をせめて多賀の浜と同じような500円ぐらいの適正価格にさせていただきたいという思いがあるんですけど、その辺はどうですか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 適正価格が500円かどうかいうのはちょっとわからないところがあるんですけど、500円にしようと考えれば、また影響のあるところもございませぬ。慶野地区のほうも700円で統一してとっておりますので、慶野地区とも一応協議は必要かと思ひます。それと、700円を500円にすると、ことしから施設使用料、須磨海岸なんか全てバーベキュー禁止になってます。有料でもやらせてくれるところはほとんどなくなってます。うちが300円でやってるやつを、施設使用料に500円でアップしてもバーベキューの人数を確保できると考えてます。

○柏木 剛委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 まあまあええわ。支配人、700円のやつを値下げっちゅうかよ、もう同じようなやつでなしに、ちょっと他の類似施設とよう似たような価格設定にだけするように努力してください。

○柏木 剛委員長 ほかにございませぬか。  
阿部委員。

○阿部計一委員 駐車場の今の件で、谷口委員と関連するわけですが、私も聞かんならんと思ったことをほとんど言ったわけですが、私は今のこの観光施設の中で白砂青松ああいうすばらしい海水浴場は、そう日本探しても数はないと思うんです。ですから、南あわじ市としては、少々赤字がいこうが何をしようが、また指定管理という方法もありますけれども、絶対施設として守っていくべき観光資源やと思ってます。その上でね、よくお聞きするんですけども、やはり収入源に駐車料金がかなり影響しとるということが、私ちょっと阿万の海水浴場に来てるお客さんとか、やはり今まで慶野行っと思ったけど、あそこは駐車料金が高いからなというような、やはり入り込む客の減少に駐車料金というのがかなり影響しとるのでないかと思います。そういうことで、聞きよったら、年間300万ほどのしれた金額やと思うんですよね。その駐車料を何とかするという方法が一つの営業をこれから大きく伸ばす大きな一つの方法やと思うんですけども、これは市として、もう一括で支払いして。いや、ちょっと間違えました。この駐車料を今谷口議員も言っていましたけども、もっと安くしてやると。例えば極端に言うたら、駐車料無料やというような形で営業する。そういう方法もあるとは思いますが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） そういうことも考えられると思いますが、駐車場が高い云々は平日ではほとんど駐車場はもうがらがら状態なんですね。土曜日の夕方ごろからと日曜日の11時ごろまでに満車になったら、その日は満車になるんですけど、ことしの日曜日を見てますと、11時ごろに満車になったの、本当に満車になったのたった1回だけです。後の日曜日につきましては、ガードマンが満車にしたままほってあったというだけの話で、本当に言えば一日ぐらいの満車だったんちゃうかと思ってます。

それで、議員さんがおっしゃるように、無料にした運営方法も当然考えられると思います。駐車場が満車になるかならんかは別個の問題として、運営の仕方として駐車料金をとらないと。条例改正も必要ですけど、そういうところから施設使用料とか、駐車場を無料にすれば、多分ガードマンだけで駐車場の委託している団体にも金銭を払わなくていいし、そういうことから考えると、やって可能かなと思います。検討の余地はあると思います。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう答弁は結構ですんで。一度そういうこともチャレンジしてみて、結果はどう出るかわかりませんが、私はその駐車料金というのが収入源に大きくインパクトを与えておると、私はそう思うんで、一回そういうことも前向きにひとつ考えていただいてほしいなと思います。以上で終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第7号、平成23年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について、  
原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。  
よって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

8. 認定第8号 平成23年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第8号、平成23年度南あわじ市土地開発事業特別会計  
決算の認定についてを議題とします。ページは165ページから186ページまでです。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第8号、平成23年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

9. 認定第9号 平成23年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第9号、平成23年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは187ページから201ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員 産廃の処分場について、これは地場産業ということで瓦業界がほると、一般業者だと値段が違うわけですが、これはどういう関係でそういう差がついておるのでしょうか。大体のことはわかっておるんですが、改めてお聞きします。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長(高木勝啓) この産廃処分場は、平成8年、旧西淡町の折に創業した施設でございます。まず、瓦生産段階においてできた瓦につきましては、やはり生産段階に応じた単価を設けやないかんというようなことで、地場産業の育成に貢献してきた施設でございます。民間にいきますと、その生産中の瓦と建設廃材の価格が同じようになっておまして、民間ではおおむね1トン当たり、建設廃材と一緒にですから、1トン当たり3,000円ぐらいかかるような相場となっておりますので、やはり瓦業界にとってはなくて

はならない施設と考えております。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それはもうよう、課長、わかっています。ただ、それは西淡町のときは、それはもう西淡の地場産業で、それはもう財政面でも物すごく貢献しておったということで、それはもう。ただ、地場産業というだけでしょ。瓦業界が産廃処分場に投資をしておったとか、そういうようないきさつはないと思うんですよね。そういう中で、もう17年に合併をして、南あわじ市はもう一つやというような形の中で、やはりいま一度、そういう面について、やはり一般の産業廃棄物を投棄するについても一考する余地があるのではないかと。ただ、昔のそういう地場産業いうだけでね、業界のほうも今かなり落ち込んでいってますよね。そういう中で、いつまでもそういうことをずっと続けていくっていうのはいかがなもんかなと。やっぱり何か公平性に欠けるんでないかと思うわけですけども、いかがですか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） まず、行政合併の前ですけれども、これは旧西淡町に限られた施設でございまして、それをまず、南あわじ市全域に拡大したわけなんです。それで、今現在もその処分の発生地域は市内に限られておりまして、そういうことで料金制度は変えてございません。そしてまだ、今の償還金等、ここ三、四年残っておりますので、まずこのまま安定的な操業が見通し立っておりますので、現在のところ、その検討には入ってございません。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今回の課長の答弁ですとね、そういう既得権があるから優先的にそういうふうにはやられとると。けど、もう合併もしたし、ほかの企業もあるわけですからね、西淡は西淡の瓦の業界の値段はそれはそれでいいとしても、やっぱり一般の業者についても値段、今も何か見通しついたというような答弁されてましたけども、やはりそれ少し下げるとかね、そういうような方法もあると思うんですよ。その点どうですか。

○柏木 剛委員長 生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓） その件に関しましては、やはり市内全体を民間の処分場

へ持って行くよりも、市内の処分場のほうの有利性を保つためにも、今の料金制度を続けたいと申し上げるわけでございまして、まず建築廃材、これはコンクリートがら等でございますけれども、施設では1トン当たり1,400円になっております。それを市外の民間にいきますと、先ほど申しましたように、1トン当たり3,000円ぐらいが相場でございますので、例えば住む人のなくなると、そういうようなことで優遇をしとるわけでございますので。

○阿部計一委員      ようわかりましたんで、もう一回ね、委員長。

○柏木 剛委員長      阿部委員。

○阿部計一委員      イエスカノー。もう安くしないと。しないか、また考えるかどっちか。もうどっちでも結構です。はっきり言うてください。

○柏木 剛委員長      生活環境課長。

○生活環境課長（高木勝啓）      まず、現時点では、今でも民間と比べたら安いと考えております。そして、償還終了があと三、四年、つまり平成27年にはもう一度検討はさせていただきます。そのように考えております。

○阿部計一委員      よく検討してください。

○柏木 剛委員長      ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長      ございせんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
何か御意見ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長      意見がございせんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございせんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

認定第9号、平成23年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

10. 認定第10号 平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第10号、平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは202ページから219ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

出田委員。

○出田裕重委員 ページ数で言うのもあれです。加入分担金と208ページにあるので、加入率、21、22、23年、わかればお願いします。

○柏木 剛委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長(土肥一二) ケーブルネットワーク淡路の土肥です。どうぞよろしくお願いします。

加入率でございますけれども、23年度末については91.52%、それから22年度末については90.62%、それから21年度末が89.15%でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 何でこんなことを聞くかといいますと、この間ケーブルテレビに加入してる魅力をいろんな人と話をしてみました。地デジが見れるというのが圧倒的に多いです。

ぼちぼちケーブルテレビの年間の使用料、料金も気になり出しててる世帯の人もいます。聞きたいのは、解約してる人もいると思うんです。23年度だけで結構ですので、加入者数と解約者数、解約者数もふえてきてると思って質問してるんですけども、どんな推移ですか。

○柏木 剛委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルの23年度の増については400世帯、それから減については125世帯でございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 思ったより多いですよ。これからもっとふえると思ってます。そういう雰囲気をついとていろいろな人と話してて感じました。いろいろ努力はされてると思いますけど、議会でもいろいろな質疑が飛び交ってるとは思いますけど、解約をしていただかないために、強制的な加入とかはないんですけども、やっぱり魅力がないから解約されてる人がふえてきてる。解約の手續のときにどういうところが気に入らなかつたかというようなのは民間企業は必ずやってるもんやと思いますけど、そういう取り組みはされてますか。こういうところ改善してほしいと。

○柏木 剛委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） 解約に来られた人の中では、他社に行く方もございますので、他社に行く場合については防災とか緊急情報、それから自主放送が見られないんですけどもどうされますかとかいうことはこちらのほうから言ってございます。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 口で言うのもいいと思うんですけど、やっぱり統計的に集計をしていく必要があると思いますし、それに倣って、解約をしたいということは、もうそれ相応のはっきりとした理由がある人らの意見なので、そこはちゃんと受けとめて、データ化なり反省点としてやっぱりやっていかないとかなと思います。それをやっていただきたいのと、この決算委員会でもちょっとかなり情報化については言い過ぎましたけども、9月1日に正木選手が金メダルを取ったときにね、朝の7時半ぐらいに字幕放送出てたんですよ。ケ

ケーブルテレビで。僕、ああいう素晴らしいことができるのに、何でもっともっとやれないんかなど。ほんまにあの字幕放送は、金メダルを取った以上に僕は感動しました。ケーブルテレビの人もここまでできんねやということで、すごく評価をさせていただきたいと思ってますし、そういう意気込みで取り組んでいただきたいなと思ってます。ああいう字幕放送はだれの判断で、あの勤務時間外に出されたんですか。職員の人自主的にやったんですか。すごいいいことやと思います。

○柏木 剛委員長 ケーブルネットワーク所長。

○ケーブルネットワーク所長（土肥一二） ケーブルのほうについては、字幕放送をタイムリーな形で出すということを教育委員会のほうからちょっと協議ありまして、それで、この部署はこういうことで協力願いますいうふうな事前の打ち合わせをしておりました。

○柏木 剛委員長 出田委員。

○出田裕重委員 今回はそういうことやったということですけども、やっぱり自主的にケーブルテレビの職員の人にどんどん考えていただいて、自分で動いていただいて番組もつくっていただきたいなとお願いして、終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 質疑ございませんので、質疑を終結します。  
委員間討議を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 意見ございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第10号、平成23年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

て、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

11. 認定第11号 平成23年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第11号、平成23年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは220ページから231ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議ございませんので、これより採決を行います。

認定第11号、平成23年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

阿部委員。

○阿部計一委員 もうこの福良、北阿万、沼島一括でやったらいかがでしょうか。

○柏木 剛委員長 異議なしですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1 2. 認定第 1 2 号 平成 2 3 年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について

1 3. 認定第 1 3 号 平成 2 3 年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について

1 4. 認定第 1 4 号 平成 2 3 年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 それでは、今、阿部委員から提案がありました、認定第 1 2 号から認定第 1 3 号北阿万、それから 1 4 号沼島財産区、以上ですね、1 2 から 1 4 までの財産区の決算認定についてということにつきまして、一括して議題としますが、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結しまして、これより採決を行います。

採決につきましては、個別に行っていきます。

認定第 1 2 号、平成 2 3 年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第 1 2 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第 1 3 号、平成 2 3 年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第 1 3 号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第14号、平成23年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。

よって、認定第14号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

15. 認定第15号 平成23年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 それでは次に、認定第15号、平成23年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

何か質疑はありますか。

あるんでしたら、ここで休憩します。

再開は3時とします。

(休憩 午後 2時50分)

(再開 午後 3時00分)

○柏木 剛委員長 再開します。

認定第15号、平成23年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 下水道は全般について聞きたいと思います。

これはとにかく部長にお聞きしたいんですが、話をわかりやすいようにするために、ちょっと部長、大ざっぱに一遍先それ聞きたいんですが、例えば言いますけどね、まず、この下水道事業に対して、市が一般財源から何ぼ繰り入れとるか。その繰り入れとる財源に対して、国が何ぼ交付税算入しとるか。まずそこから聞かせてくれますか。数字は端数は結構ですよ。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） ことしの下水道の補助金といたしましては、17億9,000万。下水道の補助金をいただいております。一般会計から。それで、交付税算入というのは、今大体の45%から50%程度、約50%に近い金額が入ってきております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 それだけの一般会計から毎年18億円入れて交付税が9億、とにかく一般会計からこの事業をするのに9億円の一般会計からの財源が入っておるといことですね。

それでね、とにかくもう単純なことのアウトな数字で結構です。これだけのものを入れて、いわゆる利用料金が何ぼ入って、単年度で何ぼの赤字が出てますか。

○柏木 剛委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 企業経営課の江本です。よろしく申し上げます。

平成23年度の下水道使用料のほうは、税抜きで3億1,000万円です。そして、当年度の純損失のほうは、3億5,979万となっております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長が言われたとおりですね、毎年これはいつまでか知りませんが、とにかく18億円の一般財源をつぎ込んで、国からの交付税が9億円あるといえども、9億円の一般財源からの支出があると。利用料収入は3億1,000万円であると。それで、単年度の赤字が3億5,000万円出ると。こういうことです。果たして、財務部長にお聞きしたい。部長、財務部として、こういうこのお金の出入り見て、この下水道事業ちゅうものは果たして続くものかどうか、部長は一体どない思ってます。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） これは財源だけ見れば非常にそうした御意見はごもっともかなというふうに思います。先ほど、交付税9億言いましたが、10億若干超えております。

○印部久信委員 変われへん。アバウトで結構。

○財務部長（土井本 環） 中期経営計画で、平成28年度まで財源の収支を出しております。ピークはその中期経営計画立てたときに、たしか36、7年度あたりに一般会計から出す部分の税金を使ってという部分がピークになるんだらうというふうに分析しております。財源がもつのかどうかということなんですが、どういう形であろうとも、これは日米の関係で協議をされて、恐らく先進国という位置づけの中で、日本というのは下水を整備せんといかんねやという国からそういうお達しが出て、県が99%大作戦やということで、県下ほとんどの下水を整備せんといかんねやということできずと進んできたと思うんです。そうした中で、環境衛生面から一般財源をもって充当して行うということは、これはぜひとも続けていかざるを得んであらうと。そこらを続けていくには、そしたら長期的な計画を策定して、あとどういう施策にどういう財源をまくばって、これを均衡の一般会計の予算組みなりをしていくかということになるかと思えます。ですから、続けれるかという御質問ですが、続けていかざるを得ないだらうと。こういう国・県、その中に入ってる南あわじ市の下水道のこうした整備、または維持管理経費を続けていくということですから、地方自治体の多くはこれでできらんよということになれば、国の責任において財源を確保すべきものというふうに、私は考えております。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今のそしたら財務部長の答弁では、この下水道を今言うたような形ですることになってできた場合に、市自身の財政がパンクしたとき、国は見てくれるんですか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 見てくれるんですかということと言われると、それは国のほうでお考えをいただいてということになるかと思えますが、現状の財政計画を立てておりますが、財政計画と下水の中期経営計画、それからその先の下水の負担の部分について大まかに算出はしておりますので、それは特に大きな財源の要るようなことをばんばんばんやられますと、それはかなりの負担になってきますが、他の事業を勘案しての政策運営が必要になってこようというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。



○印部久信委員           そしたら、今現在、下水の施工が行われてるのが七十数%であったと思うんですが、これ100%できた時点において、今の利用料金で100%加入して利用料集金という何ぼ見込んどんねん。

○柏木 剛委員長           下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典）           すいません、ただいまの質問なんですけども、全てが整備されまして、そうなったとき下水道料金がどうなるかということのまだ試算はしてません。

ただ、ちょっと参考に発言のほうをさせていただきますけども、現実、今の下水道料金、委員の方々も御承知のとおり、平均で1トン150円程度でございます。先ほど、全てが整備されますと、という話でございます。

本来から言えば、全ての方々が全て下水道事業に参入していただければ、当然今現在、水道で利用しておるのが年間550万トン程度でございます。550万の水が全て下水道のほうにつなげることが可能というふうになりますと、現在200万トン程度でございます。したがって、約2.5倍程度ということになりますと、現在3億円ですので、7億5,000万。7億5,000万では到底維持はできません。そうなりますと、どういった下水道料金が必要になるんかということの話に多分なっていこうかなと思うんです。ただ、委員さんには一つだけ、こういったことで協議をする場合に御確認していただきたいことが1点だけございます。

実は、先般、水道の関係で発言させていただきましたですけども、実質下水道事業といたしまして、現在約690億程度の総事業費で行ってございます。そのうち約260億程度が国庫補助金いただけてます。この690億円が全て下水道事業かということ、そうではないんです。その下水道事業の3割、これが下水道の浄化センターの建設費に入っております。残りの7割、7割については面整備費ということで支出されてございます。その7割のうちの面整備費の4割、これが前日お話をさせていただきました水道の故障、もしくはその下水道が埋設するに当たって痛めた市道の舗装の修繕費になってございます。この修繕費が大体3割程度でございます。そういったことを考えていきますと、痛んできた舗装の打ちかえ事業、これは当然国庫補助事業の対象にはなりません。ただ、それを下水道事業で補うことによって、2分の1の補助金をいただいて、なおかつ足らずの分については企業債として借り入れて、そのまた2分の1については交付税に算入されるということで、下水道事業の補助事業を利用させていただいた中で市内の面整備を行ってございます。そういった点、十分御理解いただければなと思うんです。

実際には、平成3年ぐらいから始めた事業でございます。約20年間ですと見てみま

すと、450キロ程度の管路整備を行ってございます。すなわち市内で450キロの市道の舗装、それとそれに450キロに見合う水道の更新事業、これらを同時に行ってきた結果が今の307億の起債残高というふうに御理解をいただいて、御質問していただければ一番ありがたいんですけど。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の次長の答弁は、下水道がこんだけの赤字を出して、一般会計からも負担し赤字も出てるけれども、それは都市整備部の事業もうちは受けてますよ。水道事業の事業もうちは受けてますよ。ですから、これらの経費はうちばかりでなしに他の部署のやつも一手に背負ってやっていますよ。その分は引いて考えてくださいよということやね。簡単に言うたら。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） そういうことではございません。あくまで公共事業の要素として取り組んできたのが下水道事業であって、それに伴う道路整備、水道の整備等についても公共事業的な観点があるんじゃないよということの御理解をいただきたいということです。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 けどね、これ次長、我々は質問するときに、この下水道事業会計決算書に基づいて質疑せんとしゃあないんやの。今、次長の言うたように、その3割部分はどこやここの部分はどこや言い出したらね、これ下水道事業の会計決算書でなしに、南あわじ市の総合決算書みたいなもんつくってもらわんと、この効果自身のことも評価できひんし、これはね、私どもも薄々聞いとるのには、この下水道事業というのには、ある意味では公共事業、いわゆるもっと極論すれば失業対策事業も含まれとるということも、ある意味では聞いとるんですけどね。質疑していく上に、そしたらその失業対策事業のウエートがどんだけの効果がこの何百億の中に入っとるかいうて、こんなことはわからへんわけやの。そしたら、下水道のこの赤字とかもろもろの場合は一般会計から8億、9億のお金を埋めていきよんねんから、ある意味では水道とか都市整備とか市道の舗装とか、そういう道路舗装に対するお金が要りよるのを、この一般会計の中に入れて埋めていきよるといような解釈も成り立つことは成り立つんですけどね。成り立つことは成り立つんですけども、この決算書に基づいて質疑して、この決算書について進めていかんと、何割割り

引いて質問したらええかいうことになってきたら言えらんでしょ。ですからそういうことを言いよるわけ。ほんで、そうなってきた場合よ、仮に100%でき100%つないだときに、現在いわゆる整備率から言うたら75の75で、実際の加入率というのは全体の50%ぐらいやと思うんですね。全体の実際の加入率。そこで利用料が3億1,000万円で、3億5,000万円の単年度赤字が運営の中でいきよるわけやね。全部できて全部なったときの、この単年度に今の利用料金だった場合にはどういようになりますかということ。そんでないと、こんだけのことがずっと続いていて、全部整備できて加入して、単年度赤字やいうことになったらこれはもうとても財政は戻らんでしょ。何ぼ何でも。起債の返済はせんならん。単年度の補填はしていかんならんいうたら。財務部長、どない。自信ある。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 自信あるいうて言われたら、永久に職員でおらないかんで。

○印部久信委員 おってください。

○財務部長（土井本 環） 中期経営計画を後半の分を策定しております。その中で下水の料金も考えますよということをやうたっておりますんで、そこらを含めて今後の部分を検討する必要があるんだらうと。御心配は私ども十分しております。下水に係る一般会計からの繰り出しの額が多くなるということについては、ほかのサービスに影響を及ぼしますのでその心配はしておりますが、そこらをはかりにかけて、どれぐらいのいつごろ料金を見直していくかということになるかというふうに思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 部長ね、今、単年度で今の状況で3億1,000万円の収入で、単年度で3億5,000万赤出とんねん。これを改善するのに、料金を見直すいう場合、何%や十何%やいう水準でないん。200%、250%という水準になってくる。そうでしょ。単年度で、単年度運営経費やで。運営経費をペイできると思ったら。そうなってきた場合に、果たして加入しとる人が接続をいつまでも続けれるかどうか。これも疑問なんやな。関西電力がこのたび10%か15%か上げんので、日本国中、東電でもあんだけやかましく言いよるのに、原発の関係で。100%やいうことで絶対おさまらへん。果たしてそんなことが可能かな。どない思います。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 要は企業会計の収支のペイをするということについては、非常に不可能かなと思ってます。ですから、ある程度の額を一般財源をもって補填するところについては、今までの経緯、経過上、それはやむを得ないところでないかなと思います。

○柏木 剛委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はいつも言うねんけど、これ3年あったら庁舎が建つんですわね。そういうことですわね。私はもうこまごましたことはまたほかの委員さんも聞くと思いますので、私はもう総論だけで終わりますけどね。今の状況ではとてもじゃないけど、財政はもたんと思います。

○柏木 剛委員長 ほかに質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書の24ページですが、ここに参考指標として、使用料単価、汚水処理原価というのが、それぞれの下水道事業で出ております。これは非常に大きく差が出とるわけですが、この理由を説明いただけますか。

○柏木 剛委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 使用料単価につきましては、使用料収入を年間湧水水量で割って計算しております。ですから、当然コミュニティプラント事業等のほうが152.8円になっております。湧水水量が少ないからこういうふうな結果となっております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 汚水処理原価、維持管理費、資本費と数字がそれぞれ大きく違うわけですね。これの説明をいただきたいと思うんですが。

○柏木 剛委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） 汚水処理原価のほうですが、これにつきましては、小さいコミュニティプラント事業に関しましては処理場の数が多くあります。公共下水道事業の場合は9ですが、コミュニティプラント事業、それから漁集、農集の湧水水量に対する処理場の数で、経費がどうしてもたくさん要りますのでこういう結果になっております。維持費のほうも同じことです。やはり一つの処理場にいる最低経費っていうのは、少ない処理場であるから少しの経費というわけではありません。やはり一つの処理場、24処理場、ほとんど必要経費っていうのは一定部分がありますので。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、処理場によってということになるわけですが、当然管路というのも問題になる部分があるかと思うんですが、漁集、農集とかコミュニティプラントであれば、管路は一定少なくて済むのではないかというふうに思うんですね。とすると、管路経費よりも処理場の維持管理のほうが高いということの結果として出ておるわけですが、管路についてはコミュニティプラントがかなり短いものではないかというふうに思うんですけども、それは全体の経営には余り影響はないということですか。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 先ほどの答弁の中で、汚水処理原価の算出の方法なんですけども、ちょっと御確認願いたいと思います。

汚水処理費ということで、汚水に係る維持管理費プラス資本費、すなわち投資経費ですね、浄化センター等の建設費が入ってます。それを年間の湧水水量で割ったものが汚水の処理原価ということになってございます。ということになりますと、先ほど企業経営課長のほうから申しておりましたように、非常に利用者の少なく、なおかつ処理量の少ない区域になっておりますのを農集、漁集、コミュプラの処理区についても同じように浄化センターの建設コストが入っておりますので、どうしても汚水の原価が高くなるというふうに御理解願えればと思います。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 簡単に申し上げます。

人口密度が荒い。これは淡路島全体に言えるんですけども、その中でも公共、それから漁集、農集、それに対してもやっぱり人口密度が荒いということで効果が出てこない。処理場1軒建つのに小さかったら小さかったで大きいのと率が半分だったら半分で済む

かといいましたらそうではございませんので、まだまだ人口密度が荒い。収入が入ってこない。大きく簡単に言えばそういうことでございますので、御理解願いたいと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはわかるんです。ただ、財務部長、先ほどの答弁で、日米構造協議のような議論の中で、どうしても日本の公共事業をふやせというようなことで、さまざまな公共事業をふやした中で、この下水道事業もその一番手として、ある意味ではアメリカから押しつけられた事業というような印象もあるわけですが、先ほどの説明でいきますと、この資本費に対する補助としては大体5割ぐらいと。5割をちょっと6割ぐらいになるのでしょうか。少し超えるぐらいの交付税算入があるというようなお話やったわけですが、この維持管理運営経費に関してはどんなふうになつとるのでしょうか。

○柏木 剛委員長 財務部長。

○財務部長（土井本 環） 具体的に、地方債の元利償還分については8億2,500万ほど入ってます。10億からその差額分を引いていただいたら、あと維持管理経費、それから特別交付税を含めた額になります。トータルで10億2,835万5,000円、これは23年度決算に係る交付税算入分のトータルの額でございます。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、それがないと、さらに収益としては赤字が膨らむということですね。その収益的経費に1億8,000万ですか、ざっと2億かな、入ってるということになるわけですから、今現状で3億5,000万ぐらいの赤字ということになつとるわけですが、国からの交付税算入というか、こういうものがなければ、市として単独的に持ち出すべきお金がさらにふえてくるということになるわけですね。ちょっと確認をお願いしたいんですが。

○柏木 剛委員長 下水道部長か経営課長か。  
財務部長。

○財務部長（土井本 環） おっしゃるとおりやと思います。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国に支えてもらわないとできない事業というふうに思うんですね。これは。これは恐らく地方へ行けば行くほど、こういう状況っちゃうのがあるわけですが、たしかこういう下水道に関連する自治体同士の交流というか協議会とか、こういったものがなかったんですかね。あったように思うんですが。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） もともと下水道については県下で協議会を持っておりました。ただ、ほかのところ全てにつきましては、兵庫県のほう、先ほど言いましたように、今整備率のほうは92%程度あって、全国で第2位ということで、実際には兵庫県の中で整備がおくれておるのが、今、淡路の3市と市川町、この4自治体です。

実は、こういった経費面のもいろいろあるんですけども、その4自治体につきましては今後も下水道の事業を推進するよというということで、市川町、淡路市4市町の下水道合同協議会というようなことで、現在は立ち上げてございます。そういった協議会が残っておるだけです。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはもう後に残ったからといって有利な条件をいただけるということではないと思うんですけども、人口密度であったりとか加入率であったりとか、こういうことを考慮しての交付税についての上乗せっていうのはないわけですね。

はい、わかりました。終わります。

○柏木 剛委員長 ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 下水の会計をいろいろ考える中で、これも事務事業評価を参考に質問したいんですけども、それによりますと、まず、工事施工監理業務の自主実施や職員数の削減によるさらなる経費節減、加入促進による増収対策により補助金増加の抑制に努めなければならないとあるんですけども、まず、工事施工監理業務の自主実施というのは、今の程度できてるんでしょうか。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 実は、ずっとうちの部長のほうからも報告があったと思うんですけども、下水道工事についての設計、それと施工監理業務につきましては、まちづくり協議会のほうに全て委託してございました。

ただ、私どもの職員、まちづくり技術センターのほうに研修等を毎年行ってございます。その職員が帰ってきて、下水道課のほうに配置されてございますので、一般的にいう開渠工事といいまして、道路をバックホウで掘削して管を埋めるというふうな工種は、市の工事につきましては私ども職員のほうで積算等の設計、並びに現場監督のほうは自前の職員でやってございます。

そういったことで、実際に23年度の事業費に置きかえまして、全ての工事をまちづくり技術センターのほうに委託したと仮定したときと比べまして、実際のまちづくりとの委託金額との比較をいたしますと、23年度におきましては約3,200万程度の減額になっておるといってございますので、それが自前でやった設計、並びに現場施工の効果かなというふうに感じております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、職員数の削減によるという部分も計画に上がるといってすけど、これはどういう計画になってますでしょうか。

○柏木 剛委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） これにつきましては、人事のほうの関係といつも相談というか話はあるんですけども、毎年1人、多いところで2人削減いたしております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、近い将来、使用料改定も検討しなければならないようになってるんですけども、この近い将来というのはいつごろのことで、どういう条件を整えばということですか。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） この料金改定、非常に難しゅうございます。先ほどから委員からもいろいろ出ておりますように、事業会計としてなかなか成り立ってはいきません。そういった中で、本来繰り出し基準以外のお金をいただかなくて済むような料金改定



をいたしますと、先ほどの2.5倍とかいうような話ではなしに、大体4倍、5倍の話になってきます。

ただ、下水道事業につきましては、全国的にある程度こういった財政的に無理のかかる事業をやっておる関係で、料金を上げますと接続率が下がるということのも事実でございます。そういった関係がございますので、全国的には水道料金の80%、これが今、全国の下水道料金の全て基本になっておるところでございます。そういったことから考えますと、私どもの下水道料金、これはまたいろいろ整備率、接続率等を勘案しながらの決定になるのかと思うんですけども、私どもも最終的にはその300円の80%、240円程度までには上げなければならない時期がこようかというふうには思っております。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 下水道が整備された地区というのは、加入しなければならないということに一応なっと思うんですけども、そうすると、今入ってる人に対して値上げをお願いしようとしたときに、その同じ地域で入ってない人もおるやないのと。その人らが入らんから私らの使用料はその分割高になるん違うのという理屈が出てくると思うんですけども、その辺についてはどういうふうに考えてますか。

○柏木 剛委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） ただいま議員のおっしゃるとおり、南あわじ市の中で下水道処理区域に入っておられる皆様方がそういうような認識を持って接続していただくことを希望しております。答弁になりませんが、よろしく申し上げます。

○柏木 剛委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうしますと、逆にこの浄化槽でやってる人のくみ取り料というか、そういう部分とのバランスを考えないかと思うんですけども、それはどのように考えてますか。

○下水道加入促進課長（松本典浩） 浄化槽のほうのくみ取り料は民間の方がやられますので、そういうことをお願いしていけるかどうかかわからないんですけども、費用的には下水道のほうにつないだほうが安いということをアピールするしかないと思うんです。

すいません、自分の名前言うの忘れてました。下水道加入促進課松本です。よろしく申し上げます。

○柏木 剛委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私はちょっと理事者側に立ったような質問になるねんけどね、これ事実よ、1995、6年やと思うんですよ。2000年、兵庫県で2000年、国・県が2000年、結局そういうアメニティ大作戦というのが始まって、早いこと欧米に比べて、結局下水道整備がおくれとるということで、国・県、特に県も2000年をめどに完全に実施せよというような指令がきて、それでも今でもおくれってますけどね。そういうことですから、執行部もそういう国・県の指導でやってきたわけですから、今はそんな赤字で、これは3年間どないなんのやいうことをちまちまここでそんなことをやったところでね、国・県がやってきとんやから国・県が責任持ってやっていくと。そんな下水道会計がパンクして自治体がめげるやいうことは絶対ないと思うねんけど、そのぐらいのことを答弁したらどうですか。いやはっきり言うて、国・県の指導でやな、2000年アメニティ大作戦いうことで強引に押し進めてきたんでしょうが。特に旧南淡なんかは、ケーブルより下水を先やるということでやってきたんですからね、これはもうずっと続いとんねんからね、今それを聞きよってもやな、そんなん逃げの答弁ばあしよってやで、そんなん何ぼやりよったって一緒よ。そんなんつぶれるはずはないやんか。そのぐらいのことをはっきり言うたらどうですか。聞きよっても、ほんまちまちましてくるから。

○柏木 剛委員長 そういうことで、これはもう答弁なしで。

そしたら、質疑はなければ、質疑を終結します。

委員間討議はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 それでは、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第15号、平成23年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数であります。  
よって、認定第15号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

16. 認定第16号 平成23年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第16号、平成23年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
認定第16号、平成23年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長 挙手多数です。  
よって、認定第16号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

17. 認定第17号 平成23年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について

○柏木 剛委員長 次に、認定第17号、平成23年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。  
これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　これは一般質問にもあったわけですが、国民宿舎として、慶野松原の海水浴場のこともありました。全体として、その慶野松原も含めてですが、海水浴、観光事業、こういう中であっても、特に慶野松原の運営について、宿舎としてやってきた中での収入の関係ですが、これはやはり23年度は改善はされてきたとは言いながらもかなり厳しいものがあったというふうに見ておるわけですが、いかがでしょうか。

○柏木 剛委員長　　国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫）　　23年度につきましては、特に東日本大震災、並びにうちのほうのミスで6月の食中毒等が影響しまして、やっぱりかなり苦しい状況になっております。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　23年度の総括を踏まえて、24年の状況は現状でどんなようになっていますか。月例の報告も出とるわけですので、簡単に説明いただいたら結構ですが。

○柏木 剛委員長　　国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫）　　24年度につきましては、やっぱり私が懸念しておりました22年度からの状況を改善すべく、インターネット等の予約、じゃらんとか楽天への部屋売り、そういうものを勧めてまいりました。そして、宿泊をかなり1割ぐらいふやしたいなというのが今の目標でございますけど、現在8月においては、売り上げで102%弱、宿泊人数で約107%の増加でございます。

○柏木 剛委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　国民宿舎の事業として、新聞報道でも大変厳しいということが出て、周辺の事業者にもいろいろ落胆というか心配というか、こういうのも出とったわけですが、収益の関係ですが、最終的にこの収益が赤字になったということなんですけれども、この内容について説明いただけますか。

○柏木 剛委員長　　国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫）　　損益勘定で赤字になっておりまして2,200万ほど

ですか。そういうことについて、ちょっと説明したいと思います。

資料ではございませんが、貸借対照表の流動資産の現金預金3月31日現在、24年ですけど、これが2億4,479万6,925円と。22年度の時点での、23年3月31日現在ですけど、2億8,414万2,000円ほど。21年度が2億8,755万4,000円ほど。20年度、21年3月31日現在ですけど、2億9,292万3,000円。というのは、23年から22年度にかけて、現金が減っとるのは3,900万ほど。約4,000万です。それにつきましては、3,900万ほどの資本的支出を行っています。現金の流れから言いますと、資本的支出を除けばほとんどとんとんな状況です。22年度では342万ほど減りましたが、これはワゴン車とか液晶テレビを買って、600万ほどの資本的支出をしております。それでも、それを引けばとんとん以上の金が残ったのではないかと。資本的支出と修繕費だけでも相当かけております。21年度が490万、22年度が修繕費429万、23年度が427万というふうに修繕費と物に、備品とか建物にかけた金がそれだけなくなればかなり赤字には行きながら、1,000万の赤字としますと1,000万ずつ残ってくると。現金預金が残っていくと。ことし、24年度は私の予想ですけど、大体2億5,000万ぐらいの金に戻すというふうに考えております。

○柏木 剛委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 状況としては改善をされてきているということだろうと思います。年度別の経営状況を見ますと、全体としての営業収益は、これこそじり貧というような流れがあったわけですが、観光施設は4施設ほどあり、プラス何ぼかあるんですが、この国民宿舎として、そうした観光施設の全体としての、宿舎自身の経営も当然大変なんですけれども、宿舎だけではなく、全体の宿泊施設、業界としての宿舎が持つ役割として、やはりまとめ役であったり全体的なリーダーシップを持って振興策、こういうことにもよう取り組んでいただきたいというふうな思いがあるわけですが、一部、海蛭などで周りの観光事業所も巻き込んでリピーター客をふやすような努力もされてるというふうに聞いておりますけれども、そのあたりの考えを少し伺いたいんですが。

○柏木 剛委員長 国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（北川満夫） 海蛭につきましては、この7月ごろから取り組んだわけですが、大体大手の観光施設、宿泊施設はそのように取り組んでおります。うちも大概簡単なところで、うちの浜に持って行って仕掛けますと、海蛭がかなりとれます。それで、感動されるお客さんも多いようでございます。そういう事業につきましては、松原全体の観光施設の中で取り組んでいけたらいいのではないかと。

また、ほかに何かありまして、そういう形で取り組んでいければいいん違うかな。いろいろな選手権とかジェットスキーもこれからありますけど、それらは隣の施設なんかにもかなりの影響を与えていると考えております。私どもができることは、その中で取り組んでいきたいと思っております。

○柏木 剛委員長       ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長       それでは、質疑を終結しまして、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長       認定第17号、平成23年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○柏木 剛委員長       挙手多数です。

よって、認定第17号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

9月26日の本会議における委員会審査報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」の声あり)

○柏木 剛委員長       それでは、委員長、副委員長に一任ということですので、そのように取り計らいをさせていただきます。

なお、委員会審査報告につきましては、去年と同様に、本特別委員会は議会選出の監査委員を除く全議員で設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員会審議において出された主な意見、提言等について、取りまとめて報告を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柏木 剛委員長 異議がございませんので、委員会審議において出された主な意見、提言等についての報告とします。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会とします。

本当に長時間、なれない委員長役で皆さんの絶大な御支援によりまして終わりました。本当にお疲れさまでございました。これをもちまして、閉会とします。

(閉会 午後 3時51分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 9月18日

南あわじ市議会決算審査特別委員会

委員長 柏 木 剛